

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成22年 9 月 7 日 (火) 開 会

至 平成22年 9 月 28 日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第5回定例会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	6
○9月7日（議事日程第1号）	7
○会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	12
会期を定めることについて	13
議案審議	13
○9月8日（議事日程第2号）	17
議案審議	25
○9月21日（議事日程第3号）	47
一般質問	81
佐久本 洋 介 君	81
下 地 博 盛 君	89
平 良 隆 君	94
新 城 啓 世 君	104
西 里 芳 明 君	113
上 地 博 通 君	116
○9月22日（議事日程第4号）	123
動議	125
議案審議	125
一般質問	128
前 里 光 恵 君	128
嘉手納 学 君	139
嵩 原 弘 君	148
高 吉 幸 光 君	156
新 城 元 吉 君	162
富 永 元 順 君	174
○9月24日（議事日程第5号）	185
議案審議	187
一般質問	188
仲 間 則 人 君	188
眞榮城 徳 彦 君	193

新里 聰 君	2 0 5
垣花 健志 君	2 1 1
山里 雅彦 君	2 2 1
○9月27日（議事日程第6号）	2 3 1
一般質問	2 3 3
亀濱 玲子 君	2 3 3
上里 樹 君	2 4 6
下地 智 君	2 5 4
池間 豊 君	2 6 3
長崎 富夫 君	2 7 1
棚原 芳樹 君	2 8 2
○9月28日（議事日程第7号）	2 9 3
議案審議	3 0 2

宮古島市告示第86号

平成22年第5回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成22年8月27日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成22年9月7日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第65号	平成22年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	市 長	平成22年 9月7日	平成22年 9月28日	原案可決
議案 第66号	平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第67号	平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第68号	平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第69号	平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第70号	平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第71号	平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第72号	平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第73号	平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第74号	宮古島市食育推進会議条例	”	”	”	”
議案 第75号	宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第76号	宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第77号	宮古島市定住自立圏形成方針の策定について	”	”	”	”
議案 第78号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	”	”	”	”
議案 第79号	宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について	”	”	”	”
議案 第80号	議決内容の一部変更について	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第81号	字の区域の変更について	市長	平成22年 9月7日	平成22年 9月28日	原案可決
議案 第82号	第1ふ頭上屋建築工事請負契約について	〃	〃	平成22年 9月8日	〃
議案 第83号	財産の取得について	〃	〃	平成22年 9月28日	〃
認定 第1号	平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第2号	平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	平成21年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	平成21年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	平成21年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	平成21年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	平成21年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃	〃	〃	〃
報告 第13号	平成22年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	〃		
同意案 第2号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	平成22年 9月28日	同意
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	適任
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	市長	平成22年 9月7日	平成22年 9月28日	適任
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	〃	〃
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	〃	〃
陳情書 第 8 号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	沖縄県社会 保障推進協 議会会長 新垣安男	平成22年 6月14日	平成22年 9月8日	採 択
陳情書 第14号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求 める陳情	沖縄県教職 員組合宮古 支部執行委 員長 上地賢治	〃	〃	〃
陳情書 第18号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見 書の提出に関する陳情書	日本の子供 の未来を・ 守る会沖縄 県支部長 山川幸子	〃	〃	〃
陳情書 第20号	道路信号機設置並びに道路行政について	宮古島市平 良字荷川取 407-8 服部元昭	平成22年 9月7日	平成22年 9月28日	〃
陳情書 第21号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)	宮古島市伊 良部商工会 会長 大浦貞治	〃	〃	〃
陳情書 第22号	県産品の優先使用について(要請)	社団法人沖 縄県工業連 合会会長 湧川昌秀	〃	〃	〃
意見書案 第 7 号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	平成22年 9月8日	平成22年 9月8日	原案可決

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
意見書案 第 8 号	義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元を 求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	平成22年 9月8日	平成22年 9月8日	原案可決
意見書案 第 9 号	尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関 する意見書	議 会 運 営 委 員 会	平成22年 9月22日	平成22年 9月22日	”
決議案 第 2 号	尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関 する抗議決議	”	”	”	”
決議案 第 3 号	米軍艦船および軍用機等の来島反対と自粛を 求める決議	議 員	平成22年 9月24日	平成22年 9月24日	”
決議案 第 4 号	県産品及び地元産品愛用宣言決議	経 済 工 務 委 員 会	平成22年 9月28日	平成22年 9月28日	”
決議案 第 5 号	尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯、 公務執行妨害事件の対処に対する抗議および 安全操業確保についての要請	議 会 運 営 委 員 会	”	”	”
	米軍掃海艦「ディフェンダー」の平良港入港 について緊急質問の動議	議 員	平成22年 9月22日	平成22年 9月22日	否 決

※ 陳情書第7号 くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情（提出月日：平成22年6月14日、
提出者：国家公務員労働組合沖縄県協議会 議長 嘉数 剛）、

陳情書第10号 日本軍「慰安婦」問題の解決をめざす法制定を求める陳情（提出月日：平成22年
6月14日、提出者：新日本婦人の会沖縄県本部 会長 前田芙美子）、

陳情書第12号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書（提出月日：平成22年
6月14日、提出者：全日本年金者組合沖縄県本部 執行委員長 吉田 務）、

陳情書第17号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書（提出月日：平成22年6
月14日、提出者：日本の子供の未来を・守る会 沖縄県支部長 山川幸子）、

陳情書第19号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書（提出月日：平成
22年6月14日、提出者：日本の子供の未来を・守る会 沖縄県支部長 山川幸子）
については、審議未了となった。

開会日（9月7日）に応招した議員

下	地		明	君	前	里	光	恵	君
棚	原	芳	樹	”	山	里	雅	彦	”
高	吉	幸	光	”	上	地	博	通	”
仲	間	則	人	”	佐	久	本	洋	介
西	里	芳	明	”	平	良			隆
下	地	博	盛	”	新	城	啓		世
長	崎	富	夫	”	嘉	手	納		学
上	里		樹	”	垣	花	健		志
嵩	原		弘	”	富	永	元		順
砂	川	明	寛	”	池	間			豊
眞	榮	城	徳	彦	下	地			智
新	城	元	吉	”	新	里			聰
亀	濱	玲	子	”					

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 7 日 (火) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

平成22年9月7日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議案第65号 平成22年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）
- ” 第 4 ” 第66号 平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第67号 平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 6 ” 第68号 平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 7 ” 第69号 平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第70号 平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第71号 平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第10 ” 第72号 平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第11 ” 第73号 平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第12 ” 第74号 宮古島市食育推進会議条例（ ” ）
- ” 第13 ” 第75号 宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第14 ” 第76号 宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例（ ” ）
- ” 第15 ” 第77号 宮古島市定住自立圏形成方針の策定について（ ” ）
- ” 第16 ” 第78号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計
画）の変更について（ ” ）
- ” 第17 ” 第79号 宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定に
ついて（ ” ）
- ” 第18 ” 第80号 議決内容の一部変更について（ ” ）
- ” 第19 ” 第81号 字の区域の変更について（ ” ）
- ” 第20 ” 第82号 第1ふ頭上屋建築工事請負契約について（ ” ）
- ” 第21 ” 第83号 財産の取得について（ ” ）
- ” 第22 認定第 1号 平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について（ ” ）
- ” 第23 ” 第 2号 平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て（ ” ）
- ” 第24 ” 第 3号 平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）

- 日程第 25 認定第 4 号 平成 21 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
(市長提出)
- ” 第 26 ” 第 5 号 平成 21 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 27 ” 第 6 号 平成 21 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 28 ” 第 7 号 平成 21 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 29 ” 第 8 号 平成 21 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 30 ” 第 9 号 平成 21 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 31 ” 第 10 号 平成 21 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (”)
- ” 第 32 報告第 13 号 平成 22 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
(”)
- ” 第 33 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について (”)
- ” 第 34 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 35 ” 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 36 ” 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 37 ” 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 38 ” 第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)

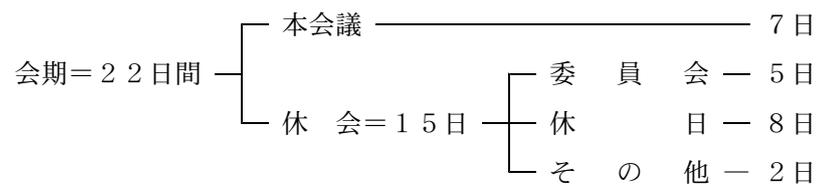
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

平成22年9月7日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月 7日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 8日	水	"	委員長報告、質疑、討論、表決 意見書案提案、質疑、討論、表決 議案に対する質疑（付託）	
9月 9日	木	休 会	委員会	
9月10日	金	"	"	
9月11日	土	"		
9月12日	日	"		
9月13日	月	"	委員会	
9月14日	火	"	"	
9月15日	水	"	"	通告締切
9月16日	木	"		敬老会（下地・上野・城辺地区）
9月17日	金	"		報告書作成 敬老会（平良地区）
9月18日	土	"		
9月19日	日	"		
9月20日	月	"		敬老の日 敬老会（佐良浜・伊良部学区）
9月21日	火	本会議	一般質問	
9月22日	水	"	"	
9月23日	木	休 会		秋分の日
9月24日	金	本会議	一般質問	
9月25日	土	休 会		
9月26日	日	"		
9月27日	月	本会議	一般質問	
9月28日	火	"	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

今定例会の会期は、本日9月7日から9月28日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの22日間と決しました。

なお、議事の都合により、9月9日、10日と13日から17日までの5日の計7日間は休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、さきにお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第65号から日程第38、諮問第5号までの計36件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

平成22年第5回宮古島市議会定例会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出した議案は、予算議案9件、条例議案3件、議決議案7件、認定10件、報告1件、同意案1件、諮問5件の合計36件であります。

最初に、議案第65号、平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。今回の補正は2億7,986万8,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為、地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ344億4,104万9,000円と定めてあります。

次に、議案第66号、平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は1,263万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ64億8,362万5,000円と定めてあります。

次に、議案第67号、平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は597万4,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億6,483万4,000円と定めてあります。

次に、議案第68号、平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は563万2,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ756万9,000円と定めてあります。

次に、議案第69号、平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正は、地方債の補正を行っております。

次に、議案第70号、平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は950万円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ5億7,820万円と定めてあります。

次に、議案第71号、平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は5,956万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ48億5,708万3,000円と定めてあります。

次に、議案第72号、平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は4万6,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ4億3,113万1,000円と定めてあります。

次に、議案第73号、平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は441万円の資本的支出の補正増で、伊良部大橋橋梁添架工事に伴う委託料の補正であります。以上で平成22年度一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第74号、宮古島市食育推進会議条例。宮古島市食育推進計画の作成及び実施を推進するための食育推進会議を設置するには、食育基本法第33条の規定により条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第75号、宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例。宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第76号、宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第77号、宮古島市定住自立圏形成方針の策定について。定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成方針を策定するには、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。下里辺地ほか7地区の辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の計画（総合整備計画）の内容を変更するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第79号、宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について。宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を策定するには、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第80号、議決内容の一部変更について。離島独立型系統新エネルギー導入実証事業の土地利用計画の変更による面積縮小及び平成12年8月31付で土地無償貸付契約を締結した同事業用地の契約期間満了に伴い、引き続き当該用地を無償貸付するには、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第81号、字の区域の変更について。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ピサタ地区の工事に伴い、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第82号、第1ふ頭上屋建築工事請負契約について。第1ふ頭上屋建築工事の請負契約の締結については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第83号、財産の取得について。高規格救急自動車及び高規格救急自動車用医療資機材一式の物品売買契約の締結について、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、認定第1号から認定第10号議案について、一括してご説明申し上げます。平成21年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第13号、平成22年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会へ報告します。

次に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第2号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が平成22年12月4日に満了となるため、その後任を任命したいので、本案を提出します。

最後に、諮問第1号から諮問第5号議案について一括してご説明申し上げます。これらの議案は、人権擁護委員の任期が平成22年9月30日及び平成22年12月31日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

なお、議案第82号につきましては、先議案件としてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前10時21分）

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 8 日 (水) 2 日目

委員長報告、質疑、討論、表決

(意見書案提案、質疑、討論、表決)

議案に対する質疑 (付託)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

平成22年9月8日（水）午前10時開議

日程第 1	陳情書第 8 号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	(委員長報告)
" 第 2	" 第14号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情	(")
" 第 3	" 第18号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書	(")
" 第 4	意見書案第 7 号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	(文教社会委員会提出)
" 第 5	" 第 8 号	義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元を求める意見書	(")
" 第 6	議案第82号	第1ふ頭上屋建築工事請負契約について	(市長提出)
" 第 7	" 第65号	平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	(")
" 第 8	" 第66号	平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 9	" 第67号	平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第10	" 第68号	平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第11	" 第69号	平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第12	" 第70号	平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第13	" 第71号	平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第14	" 第72号	平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第15	" 第73号	平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	(")
" 第16	" 第74号	宮古島市食育推進会議条例	(")
" 第17	" 第75号	宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	(")
" 第18	" 第76号	宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例	(")
" 第19	" 第77号	宮古島市定住自立圏形成方針の策定について	(")
" 第20	" 第78号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について	(")
" 第21	" 第79号	宮古島市過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の策定について	(")
" 第22	" 第80号	議決内容の一部変更について	(")
" 第23	" 第81号	字の区域の変更について	(")
" 第24	" 第83号	財産の取得について	(")

- 日程第 2 5 報告第 1 3 号 平成 2 2 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (市長提出)
- ” 第 2 6 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について (”)
- ” 第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 2 8 ” 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 2 9 ” 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 3 0 ” 第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 3 1 ” 第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (”)
- ” 第 3 2 認定第 1 号 平成 2 1 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 3 ” 第 2 号 平成 2 1 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 4 ” 第 3 号 平成 2 1 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 5 ” 第 4 号 平成 2 1 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 6 ” 第 5 号 平成 2 1 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 7 ” 第 6 号 平成 2 1 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 8 ” 第 7 号 平成 2 1 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 3 9 ” 第 8 号 平成 2 1 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 4 0 ” 第 9 号 平成 2 1 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 4 1 ” 第 1 0 号 平成 2 1 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (”)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成22年9月8日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

総務財政委員会
委員長 眞榮城 徳 彦

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成22年第3回宮古島市議会定例会（6月）において閉会中、継続審査に付された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第18号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第18号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成22年9月8日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

文教社会委員会
委員長 垣花 健志

陳情書審査結果報告書

本委員会は、平成22年第3回宮古島市議会定例会（6月）において閉会中、継続審査に付された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第8号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	採択すべきもの	
陳情書 第14号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情	”	

◎採択の理由

陳情書第8号、陳情書第14号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

議 案 付 託 表

平成22年9月8日(水)第5回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第65号	平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)
	議案第76号	宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例
	議案第77号	宮古島市定住自立圏形成方針の策定について
	議案第78号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について
	議案第79号	宮古島市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27年度)の策定について
	議案第80号	議決内容の一部変更について
	議案第83号	財産の取得について
	認定第1号	平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第66号	平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第68号	平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)
	議案第71号	平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第72号	平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	議案第74号	宮古島市食育推進会議条例
	議案第75号	宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
	認定第2号	平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成21年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成21年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	平成21年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
経済工務委員会	議案第67号	平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第69号	平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第70号	平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第73号	平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第81号	字の区域の変更について
	認定第3号	平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成21年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員会名	議案番号	件名
	認定第 6 号	平成 2 1 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 1 0 号	平成 2 1 年度宮古島市水道事業会計決算認定について

議案第65号 平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)

歳出款項別審査委員会表

平成22年9月8日(水)第5回定例会

委員会名	款	項	頁	
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	21	
		2. 児童福祉費	23	
		3. 生活保護費	24	
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	25	
		2. 清掃費	26	
	10. 教育費	1. 教育総務費	48	
		2. 小学校費	49	
		3. 中学校費	50	
		4. 幼稚園費	51	
		5. 社会教育費	52	
		6. 保健体育費	53	
	経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	27
			2. 林業費	36
3. 水産業費			37	
8. 土木費		1. 土木管理費	39	
		2. 道路橋りょう費	40	
		3. 都市計画費	41	
		4. 住宅費	44	
		5. 港湾空港費	45	

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

はい、ありがとうございます。陳情書第18号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書について、委員長に質問をいたします。

この採択の理由においては、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決したというふう
に報告されておりますけれども、非常にこのことに私は疑問を持っております。こういう何か良識の皆さん
がそろっている中でいろんな意見が出たであろうというふうには想像できるわけですが、この陳情書は
反対する意見書を提出する陳情書なんです。ですから、もしこれに本当に異議なく皆さんが賛成したと
したら、意見書が出てきてしかるべきだと思うんです。これは採択したのにかかわらず意見書が出なかつ
たということは、もしかすると意見もいろいろあったであろうと想定されるんですが、この全員異議なく
採択すべきものと決したというふうに書いているにもかかわらず、意見書がなぜ出されなかったかとい
うことについてお答えいただきたいと思います。

◎総務財政委員会委員長（眞榮城徳彦君）

意見書についてはですね、確かに委員会の中で取りまとめて、その趣旨を議会に報告するという意見も
ありましたけれども、まだ法制化されていない段階のですね、このことに関していろんな議論がありまし
て、中身は聞かれていないわけですから、意見書を議会に報告するまでもないということで、総務財政委
員会では意見書を出さないことにしました。

◎亀濱玲子君

ただいまの委員長のお答えは、整合性がないと思います。つまりこれは法制化に反対する意見書を出し
てほしいという陳情書なんです。それに法制化されていない案件に関して意見書を出すのはおかしいと
いうことで、こういう形で取りまとめたということは、これは全員がそういうお考えだったわけですか。
法制化に反対する意見書を出してくださいという陳情書であるから、法制化されていないのは当然承知の
上でこの方は陳情書を出してきていると思われま。ですから、こういうこと、今のもし意見書をつくら
ない、出さないという理由であるとしたらこの理由はふさわしくないというふうに思いますけど、いかが
ですか。

◎総務財政委員会委員長（眞榮城徳彦君）

この件に関してはですね、総務財政委員会全委員の総意でありますから、我々が陳情書を検討したのは
ですね、この中身について、これは夫婦別姓制度のことに関してですね、法制化にふさわしいかどうか。
この方がどういう思いでこの陳情書を書いたかというのは、私は委員会としてはですね、それは文書でも
って報告されたものの中身しか我々は審議できませんから、この夫婦別姓制度に対していろんな意見が出
ました。時期尚早であるとか、日本の社会環境になじまないとか、あるいは子供の生活環境を考えたとき
に急いで選択的夫婦別姓制度を法制化する必要はないという意見が大勢を占めましたので、その審査結果
を了として報告させていただいたわけですから、一々意見書に関してですね、総務財政委員会としてこの
段階で我々の考えを議会に報告する必要はないという結論に達したわけでありま。

◎亀濱玲子君

◎亀濱玲子君

少しお時間いただきたいと思います。

こういう何か内容をですね、例えばきちっとした意思というような形で示さないまま陳情書を採択するのみというような形になっておりますけれども、私はこの陳情書を出してきた方の思いというか、趣旨は明確ですよ。ちゃんと陳情要旨というのを長々の中の冒頭に持ってきていまして、こういうふうにとわかれております。家族が同じ姓を名乗る日本の制度は、日本の一体感のある家庭が健全な心を持つ子供たちを育てるという理由が1点。もう一点は、選択的夫婦別姓制度導入は、明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きをするというふうに、その目的を反対してほしいという目的を挙げております。

現在の日本の法律は、民法の第750条の規定によって、夫婦は婚姻の際夫または妻の氏を称するとして、結婚をすれば夫婦同姓にならなければならないというふうに義務づけられているわけです。それで、平成8年、1996年には法務省の法制審議会から選択的夫婦別姓制度の導入は既に提言されて今日に至っております。この背景には国連の勧告というのが大きく影響しております。国連では1979年に女性差別撤廃条約が結ばれております。それに加盟している日本は、1985年に批准しているわけなんです。批准してこれがなかなか進まないものですから、そういう動きがあって、平成13年、当時与党でありました国会議員の中の選択的夫婦別姓に関するプロジェクトチームの座長を務めておりました、現在でもそうかあれなんです。野田聖子さんが、小淵優子さんや町村信孝国会議員ですか、等々の四十何名もの自民党の国会議員がそろって三役に申し入れるという形で、平成13年にそのことを進めるべきであるという申し入れをしております。その主な中身は、21世紀を迎えた日本が社会の構成員に対して意義のある選択肢を提供できる国家となることを目指さなければならないということで、少子高齢化が進んでいる我が国に必要な不可欠な社会の構造改革を促す道であるというふうに当時平成13年から既にその動きをして、しっかりと提言してきているんです。

それ以降もですね、去年は読売新聞の8月に、国連から再度勧告を受けた日本は、こういうふう指摘されたとうたっております。新聞に載っております。夫婦同姓強制することなどを定めた民法については、前回は指摘したが、これ2003年にしてあるわけですけど、前回は。即時改正すべきというふうに国連から勧告を受けたという経緯があって、今度の政府がですね、このことを選択的夫婦別姓を明記した第3次男女共同参画基本計画に向けてこれを答申をしております。それについては、喫緊の課題として多様な生き方を可能にする社会制度の実現に向けて世帯単位の制度から個人単位の制度へと、それを具体的な取り組みとしては、家族に関する法制については選択的夫婦別姓制度を含む民法の改正が必要であるというふうに、今度の2010年、今年度ですね。7月23日に提言されております。つまりそういう状況の中にあるということを皆さん本当に、良識のある皆さんがそろっている宮古島市議会でこれの反対を皆さんが全員異議なく決したということに関しては、非常に私は残念であります。ですから、本会議において皆さんがしっかりとこれについて正しい判断をしていただきたいというふうに思います。

以上、陳情書第18号に対する反対の討論といたします。

◎上地博通君

私は、賛成の討論をしたいと思います。今亀濱玲子議員からいろいろとありましたけれどもですね、日

本の文化的なことを考えますと、夫婦が別姓ということはちょっと考えられないというような風潮があります。

もう一つはですね、夫婦が同姓だから基本的人権がどうのこうのとか、女性の差別につながるということは、私は全くないと思っております。

もう一つ、夫婦別姓にした場合にじゃ社会の混乱が起きるとということが予想されますけれども、そのことは考慮したのかどうか、その辺を考えてみますと、今夫婦別姓にするのは早計であると。日本としてもう少しこれは考えて行動すべきであるというふうな考えから、この陳情書には賛成したいと思います。

◎上里 樹君

ただいまの陳情書第18号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書について、反対の立場から討論をいたします。

亀濱玲子議員の討論にありましたように、1996年に法制審議会が答申をして随分の年月がかかっています。そんな中で、憲法第24条は、婚姻を個人の尊厳と両性の本質的平等の上に成り立つこと、これを保障しています。このことから見ましても、夫婦別姓を選択できるようにしてほしいという要求は正当なものと考えます。

そして、日本の社会の中に別姓を望む人に選択の自由を与えてもよい、そういう合意が形成されていると考えます。政府の世論調査でもそれは裏づけられていて、夫婦別姓を認める声が多数になっています。別姓では家族のきずなが弱まるとか言いますが、世論調査では別姓は家族の一体感、いわゆるきずなに影響がないとする人が半数を超えています。法改正が遅れているもとの、改姓、いわゆる名字を改姓することですね。それによる仕事上の不利益、それを少しでも軽減しようという旧姓使用を認める措置も広がっています。政府の国の職員に対して、職員録、出勤簿、原稿の執筆、人事異動通知、ここに旧姓使用を認めています。

諸外国でも、夫婦の姓について選択制をとっている国が多くなっています。日本のように夫婦別姓を強制する国は、主要な先進国でも見られないと。日本だけなんですね。ですから、政府の男女共同参画会議のこれは言っていることですが、そのような点に照らし合わせて見ましてもですね、2003年の国連女性差別撤廃条約採択以降、各国で女性差別禁止と人権保障の取り組みが進んできています。それを受けて、タイでも男女別姓、これを導入しました。ですから、本当の意味での憲法の理念を発揮するという点でも、私は夫婦別姓がとられてしかるべきだと考えます。よって、その陳情書に対して反対です。

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第18号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第18号は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第4、意見書案第7号及び日程第5、意見書案第8号の2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎垣花健志君

意見書案第7号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成22年9月8日、宮古島市議会議員、下地明殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

2008年4月に後期高齢者医療制度が始まってから3年目を迎えている。

この制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則対象者全員から保険料を徴収し、診療報酬体系は74歳以下の高齢者を別建てとするなど、独立した医療制度となっている。

この制度は、高齢者を差別し、所得がなくても保険料を取り立てるなど大きな負担を負わせるもので、多くの国民から批判され、特に昨年の衆議院選挙では「制度廃止」への審判が下り、鳩山連立政権が誕生した。

2008年6月に参議院で可決された廃止法案は、「後期高齢者医療制度その他高齢者の医療の確保に関する法律を定める諸制度が、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていない」として、「政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律を定める諸制度を廃止するとともに、老人保健制度を再び導入するための措置、医療に係わる高齢者の負担を軽減する等のための措置について定める必要がある」ことを求めている。

しかし、鳩山連立政権は「廃止に向けて新たな制度の検討を進める」として、後期高齢者医療制度を2013年4月まで先送りすることを明らかにし、菅政権も「先送り」を引き継ぐ構えである。この制度が長引けば長引くほど高齢者の負担が広がっていく。

沖縄県の広域連合は、今年4月からの保険料を「据え置く」ことを決めた。しかし、この2年間で保険料滞納者が3,397人にのぼり、さらに短期保険証を交付された人は1,543人で、市町村窓口での保険証の「留め置き」は1,030件に上っており、満身に医療が受けられずに命と健康が脅かされている。

よって、2008年6月に可決された廃止法案にもとづいて、政府に後期高齢者医療制度を廃止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月8日

沖縄県宮古島市議会

あて先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

続きまして、意見書案第8号、義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成22年9月8日、宮古島市議会議員、下地明殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度とし完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

の事業なんですが、市債の活用が、要するに選択肢を変えたということでの財源振りかえです。それで、廃棄物処理施設の整備事業債を活用いたしますと、交付税の要するに補てん、交付税補てんというものが30%、それから合併債、特例債を活用いたしますと70%の交付税措置がありますので、その有利なほうに財源振りかえをしたということでご理解を願いたいと思います。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 明君）

では、休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

◎新里 聡君

議案第65号の平成22年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）について伺いたいんですが、平成22年度当初予算について通年予算だということで、人件費あるいは賃金等当初予算で計上したというふうな理解をしているんですけども、今回の補正で新たに給料とか職員手当とかという人件費が計上され、またあちこちで賃金が計上されておりますが、当初予算のときの通年予算ということと、今回補正計上という、なぜこういうふうになっているかという説明をお願いしたいと思います。

あとは、今さっき山里雅彦議員からも質疑があった池間漁協への助成金なんですが、池間漁協がその漁協そのものの経営改善をしたいというようなことで県の事業を導入するという理解をするんですが、そういうところになぜ市が助成金として出すのかということですね。先ほどの説明では、職員も、事務職員もいるということなんですが、現在いる事務職員ではそれはできないということなのか、その経営改善事業というものについてももう少し掘り下げた説明をお願いしたいなと思います。

それから、一般会計補正予算みんなあわせて言えることなんですが、市債の利率というものの9%以内というふうになっております。9%以内ですから、2%、3%ということで、でも以内ですからそれでいいのかなと思うんですが、例えば現年度で起債を起こした場合、その利率というものは大体どれぐらいのものかどうかということについても説明をしていただきたいと思います。

それから、議案第69号の農漁業集落排水についてなんですが、この中に資本費平準化債というのがございますけども、これどういうことなのかということについて説明をしていただきたいと思います。

◎総務部長（砂川正吉君）

私のほうから2点ほど。

当初予算、通年予算ということで、位置づけての予算計上しておりますけれども、どうも今回の補正であちらこちら物件費、賃金、県費等の補正が見られると、あるいは通年予算ではないんじゃないかというご指摘がございます。当初予算で、今年度から通年予算の予算をしていくという方針には間違いがありませんでした。ただ、当初予算で想定できなかった部分、あるいは事業進行した中でどうしても不足が生じてくるという、そういうものもございます。

例をとって申し上げますと、総務費の中のこれは18ページになりますけれども、ここで賦課徴収事務費、賃金を140万円ほど補正をお願いしております。これは、当初は現在の職員で頑張ろうと。評価替え事務

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 21 日 (火) 3 日目

(一 般 質 問)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

平成22年9月21日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	18番 佐久本 洋 介 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 消防行政について</p> <p>4. 地域振興について</p>	<p>1. 宮古島マリンターミナル株式会社、ホテル棟売却について</p> <p>①譲渡先公募の要件は？</p> <p>②9月上旬よりの公募予定は？</p> <p>③本店所在地が宮古島市の企業となっているが、受け皿は大丈夫か。</p> <p>④従業員の継続雇用は可能か？</p> <p>2. 平成22年度全国高等学校総合体育大会男子バレーボール競技大会について—総括</p> <p>3. 台湾基隆市との姉妹都市交流について</p> <p>①これまでの交流による成果は？</p> <p>②今後の交流計画は？</p> <p>4. 佐良浜出張所の取り扱いについて</p> <p>1. 全国学力テストの結果について</p> <p>①沖縄県の結果は？</p> <p>②宮古島市の状況は？</p> <p>③全国と沖縄県の学力の差が拡大傾向にあると指摘されているが、その要因は？</p> <p>2. 佐良浜スポーツセンターの管理について</p> <p>1. 住宅用火災警報器について</p> <p>①宮古島市の設置状況は？</p> <p>②警報器設置による販売者とのトラブルは？</p> <p>③設置に対する行政支援は？</p> <p>2. 伊良部地区の防災訓練について</p> <p>1. 佐良浜漁港周辺の利用計画について</p> <p>①計画は策定しているのか。</p> <p>②施設の整備計画について→（例）魚センター、漁業歴史館等の検討。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 福祉行政について	<p>2. 集落内下水溝の清掃について</p> <p>1. 独居高齢者の孤独死について</p> <p>①独居高齢者の把握は行われているのか。</p> <p>②在宅確認方法は？</p> <p>③行政としての対策は？</p> <p>④民生委員、行政連絡員の活用による対策は？</p>
2	5番 下地博盛君	<p>1. 総合庁舎について</p> <p>2. 限界集落、準限界集落について</p> <p>3. 路線バスにかかる住民サービスについて</p>	<p>1. 宮古島市支所機能の縮小と新総合庁舎について</p> <p>支所機能の縮小に伴い、特に平成27年度以降、人と業務が一つの庁舎に集約されると思われませんが、今後の庁舎のあり方について伺います。</p> <p>①新しい総合庁舎の建設も含めた今後の本庁舎のあり方について調査・研究する検討委員会設立の予定はありますか。</p> <p>②建設資金の有無、建設資金形成の計画はありますか。</p> <p>1. 宮古島市における限界集落、準限界集落の有無と対策について</p> <p>①限界集落及び準限界集落がありますか。あればその数、実態は？</p> <p>②限界集落及び準限界集落または過疎の著しい集落に対する活性化対策は？</p> <p>1. 生活（路線）バスに係る住民サービス向上について</p> <p>①平良発最終バスの時刻繰り下げについて</p> <p>バス対策会議の反応は？（現行午後7時→午後9時に）</p> <p>②バス通学費の減免措置について</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>4. 市営団地の建て替えについて</p> <p>5. 歴史・民族資料館について</p>	<p>更なる減額措置は可能ですか？（現行25%→50%に）</p> <p>1. 市営西城団地及び福嶺団地の建て替え予定について</p> <p>①予定年度及び規模について</p> <p>1. 城辺地区の歴史・民俗資料館建設事業について</p> <p>①宮古島市過疎地域自立促進計画では平成23年度予定ですが、実施可能ですか？また、建設の位置、規模、展示物等は？</p>
3	19番 平 良 隆 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業の振興について</p>	<p>1. 平成21年度の決算状況について</p> <p>①不納欠損額の内訳</p> <p>②収入未済額の内訳</p> <p>③市債残高</p> <p>④経常収支比率</p> <p>⑤国保税の徴収率とそれに対するペナルティ額と不納欠損処理額</p> <p>⑥決算審査意見書について</p> <p>2. うえのドイツ文化村について</p> <p>①活性化の施策</p> <p>②店舗の賃借料の見直し</p> <p>③駐車場の改修</p> <p>④施設の老朽化についての対応</p> <p>1. サトウキビの年内操業について</p> <p>2. アガリミネ地区土地整備計画について</p> <p>3. 上野地域におけるこれからの振興策について</p> <p>①上野支所長のお考えについて</p>
4	20番 新 城 啓 世 君	<p>1. 市長の政治姿勢</p> <p>2. 教育</p>	<p>1. 市民生活に対する実情認識とその向上のための取り組みについて</p> <p>2. 市監査委員意見書についての見解</p> <p>1. 子供の貧困問題について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 経済	<p>①市の実情認識（把握状況）</p> <p>②その対応</p> <p>2. 「無保険の子」について</p> <p>①その実態</p> <p>②その対応</p> <p>3. 教育の日の行事について</p> <p>①報奨制度の創設</p> <p>②県内外で活躍する地元出身者の招聘 （講演：シンポジウム）</p> <p>4. 市管理球場の整備について</p> <p>①各球場の実態</p> <p>②整備計画</p> <p>5. 学校の統廃合について</p> <p>①学校規模適正化検討委員会の取り組み状況</p> <p>②廃校後施設の再利用計画の策定</p> <p>6. 教育予算について</p> <p>①宮古島市総生産及び一般会計予算における教育予算の割合とそれの他市との比較</p> <p>②次年度計画</p> <p>1. 国有地の払い下げ（市有地化・私有地化）について</p> <p>①賃貸農地の実情（腰原地区等）</p> <p>②貸付地（航空自衛隊基地）の売却、交換の可否</p>
5	3番 西里芳明君	1. 城辺地区環境整備について 2. 福祉行政について 3. 公用車について	<p>1. 旧城辺町立中央公民館の出土品や民具・文化財の保管場所は。</p> <p>1. 生活保護実態について</p> <p>1. 市が保有している公用車はリースも含めて何台になるのか。</p> <p>2. 公用車の台数は、適正な台数か。</p>
6	17番 上地博通君	1. 農業振興について	<p>1. サトウキビの年内操業について</p> <p>①何年から始めるのか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>②現在の話し合いの状況。</p> <p>③問題点は何か。</p> <p>④年内操業した時の7月までの作物として何が考えられるか。</p> <p>2. 干ばつ対策について</p> <p>①未整備の農地は何%か。</p> <p>②そのうち何%の人がかん水を希望しているか。</p> <p>3. 特産品（農産物全般）の販売促進について</p> <p>①販売促進策を示してほしい。</p> <p>②将来の有望作物は何か。</p> <p>4. 資源リサイクルセンターの運営（価格決定等）について</p> <p>①堆肥の価格決定の根拠。</p> <p>②材料調査の見込み。</p> <p>③価格を下げることは可能か。</p>
7	15番 前 里 光 恵 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p>	<p>1. 自衛隊の宮古島市への新たな配備に対する市長のご見解は。</p> <p>2. 航空自衛隊宮古島分屯基地（第53警戒隊）について</p> <p>①分屯基地の配備された目的は。</p> <p>②配備された役割と時期は。</p> <p>③隊員、職員の数は。</p> <p>④分屯基地の面積は。</p> <p>⑤分屯基地の宮古島市へのメリットは。</p> <p>1. 宮古島市学校規模適正化検討委員会は、今日まで何回開催されたか。</p> <p>2. この委員会は、学校の適正規模確保及び小規模校の教育のあり方に関すること並びに規模適正化を図るための学校統廃合に関することについての議論、協議が行われたと存じますが、基</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>3. 上水道事業行政について</p> <p>4. 公共下水道事業特別会計、 農漁業集落排水事業特別会計 について</p>	<p>本方針は策定されたか。</p> <p>3. 各学区で行政と地域との意見交換会 がこれまで開催されたが、地域から出 された統廃合意見に対する教育長のご 見解、ご感想をお伺いする。</p> <p>1. 企業債が65億6,000万円もある。こ の膨大な借金の今後の償還計画を詳し くお示し下さい。</p> <p>2. 伊良部大橋の開通に伴い、伊良部島 への送水事業はどのくらいの予算額を 見込んでいるのか。また、そのための 国や県からの補助金や交付金はあるの か。</p> <p>3. 宮古本島も伊良部地区も高度浄水処 理施設を設置してあることから今後の ランニングコストが高つくことが予 想されるが、財政上に問題はないか。 また、水道料金の値上げにならないか。</p> <p>4. 公営企業法の経営方針を改めて、沖 縄県単位の広域化を進めるべきではな いか。</p> <p>1. 公共下水道事業特別会計で、平成 21年度の歳入歳出決算での市債額は いくらか。また、今後の市債の償還計 画をお示し下さい。</p> <p>2. 公共下水道加入率は何%か。</p> <p>3. 農業集落排水事業導入地域はどこ か。また、その地域の加入率は何%か お示し下さい。</p> <p>4. 漁業集落排水事業導入地域はどこ か。また、その地域の加入率について お示し下さい。</p> <p>5. 平良地区、城辺地区、上野地区、下 地地区、伊良部地区のそれぞれ地区別</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 道路行政について</p> <p>6. 国有地について</p> <p>7. 畜産行政について</p> <p>8. 今定例会に提案されています議案第78号の辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について</p>	<p>の下水道事業の加入率をお示し下さい。また、今後の各地区の事業導入計画をお示し下さい。</p> <p>1. 市道城辺30号線の整備について</p> <p>2. 市道城辺30号線を含む城辺地区市道の登記について</p> <p>3. 宮古島市の平良、城辺、上野、下地、伊良部地区の地区別の農道の整備率について</p> <p>1. 宮古空港周辺の国有地（農地）の払い下げを市として国に要請すべきと思うが、下地市長のご見解は。</p> <p>2. 旧平良図書館跡地、旧平良図書館跡地東隣の国家公務員宿舎跡地の国有地の買収について</p> <p>3. 駐車場としての利用計画はないか。</p> <p>4. 本市が国に対して賃貸契約で貸している市有地の場所、面積、賃貸料金等についてお示し下さい。</p> <p>1. 口蹄疫発生による畜産農家の損失額はいくらか。</p> <p>2. 発生した後、市は畜産農家への支援策はどの様に行われたか、実績をお示し下さい。</p> <p>3. 口蹄疫の防疫対策は、今どの様に行われているか。</p> <p>1. 下里辺地他7地区の辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の計画の内容を変更するとあるが、その理由を詳しくお教え願いたい。</p> <p>2. 下里、久松、狩俣、福嶺、城辺、西城、上地、上野辺地、以上8地区と指定されているが、その理由は。</p> <p>3. この8地区の総合整備事業の内容に</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<p>ついて具体的にご説明願いたい。</p>
8	21番 嘉手納 学 君	<p>1. 観光行政について</p> <p>2. 農業振興について</p>	<p>1. 宮古島の観光が、最近では島田紳助のプロデュースしたテレビ番組の影響もあり例年よりシーズンが長くなりそうであるとのこと。伊良部大橋も約2年半後の完成へ向け工事が行われています。伊良部島には現在、年間に3万人から4万人の観光客が訪れています。伊良部大橋完成後には、その10倍もの観光客が島の観光地を訪ねてきますが、道路行政も含めながら観光地の駐車場の整備についても今のうちから取り組まないとい間に合わないのではないかと心配しているのは、伊良部の浜は現在、砂をかき分けただけの場所が駐車場としての代替をしていますが、大型バスが3、4台来るとレンタカーの止められるスペースはないし、地域の子どもたちが自転車や徒歩で来ても危険性を感じる時もあります。また、たまに四輪駆動のジープ等が伊良部の浜に乗り入れられているのが見受けられます。伊良部の浜は環境的な見地から考えても売店より奥には車を乗り入れるべきではないと考えていますが、伊良部大橋完成後のシミュレーションをした場合、環境的な影響も含めて早めの整備が必要だと考えます。行政の考え方を聞かせてください。</p> <p>2. 次にトゥリバー地区ホテルのその後の進捗状況はどうなっているのか。ホテル側からは何の説明もないのか。</p> <p>1. 今、農業でプリンスバイト剤が夏植え、株出しにおいても発芽率が大変良</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 平成21年度宮古島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書について</p>	<p>いとのことでもあります。ひとつの要因は、ハリガネムシを防除することにより、夏植えの発芽率も株出しにも効果的であると聞いていますが、前年度と比べこのプリンスペイト剤への補助が少なく、農薬がいいものであることは知っていても値段が高くてという農家の声があります。行政や製糖会社も推進しているのであれば、補助関係を充実させ、農家の手取り向上のためにも前年度並みに助成できるよう検討できないものなのか。</p> <p>今年も干ばつ対策が囁かれ始めた頃に台風が来て、伊良部地区では49日ぶりに降雨があり、枯れかけたサトウキビも息を吹き返してくれました。そこでお聞きしますが、伊良部地域の貯水池、通称ため池は現在何ヵ所あり、使用可能なものは何ヵ所か。修繕計画等も含めて聞かせてください。</p> <p>1. 監査委員と行政の見解。</p>
9	9番 嵩原 弘君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 宮古島市過疎地域自立促進計画について</p> <p>①少子高齢化や核家族化が進むなか二世帯住宅の建設支援や多世代同居世帯に対し、固定資産税の減免などの体制整備はできないか。</p> <p>2. ミュージックコンベンションアイランド宮古島構想について</p> <p>①宮古島では民間主導でのミュージック活動が盛んに行われるようになる</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 教育振興について</p>	<p>り、また、伊良部トーガニまつりやなりやまあやぐまつり等地元の民謡大会も年々盛況を博している。また、全国初のジュニアオーケストラも誕生し、沖縄本島や東京でのコンサートも非常に高い評価を受けていると聞きます。ミュージックコンベンションアイランドとして宮古島を全国に発信すべきではないか。</p> <p>3. 宮古アイランドロックフェスティバル経済効果について</p> <p>①りゅうぎん総合研究所は「宮古アイランドロックフェスティバル2010」の経済効果を3億3百万円と発表し、高く評価しています。民間主導での一大イベントであります。行政のバックアップ体制が必要としているが、市長はどのように考えるか。</p> <p>1. 宮古島市教育委員会は城辺庁舎で行政事務を行っているが、教育研究所が下地庁舎で業務を行っている理由は何か。教育研究所は教育委員会のある城辺庁舎に移動すべきではないか。</p> <p>2. 下地庁舎の旧下地町議会棟を音楽ホールとして改築できないか。</p> <p>3. 奨学金滞納問題について</p> <p>①宮古島市教育委員会の奨学資金はどのようなものがあり、受給資格要件はどのようになっているか。</p> <p>②奨学金を受ける学生は優秀な方が多いと思いますが、卒業後どのような職業をしているのか滞納者128人について伺います。また、島内在住者、島外在住者についての連絡先調査は</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 都市計画について</p> <p>4. 農業振興について</p>	<p>行っているか。</p> <p>1. 宮古島市景観条例制定について</p> <p>①条例制定の目的及び実施時期について</p> <p>②石垣市は条例制定施行後、経済投資が激減し、大きな打撃を受けたと聞くが、宮古島に必要な条例か。また、条例施行時期を引き延ばすことは可能か伺います。</p> <p>2. 公共下水道加入促進について</p> <p>①下水道整備地域にありながら未加入の事業所や住宅にペナルティを課すべきではないか。</p> <p>1. マンゴーの出荷輸送体制について</p> <p>①船便での輸送体制の構想があるようですが、市としてどのように考えているのか次の点をお伺いします。</p> <p>ア. マンゴー輸送について船会社、宅配業者とどこまで話し合われているか。</p> <p>イ. マンゴーの船便輸送の実証実験をしたとの報道がありますが、農家への説明指導はどのように行ったかお伺いします。</p> <p>②お客様のニーズ、要望は多種、多様あり、また、マンゴー自体非常にデリケートな果物だけに農家は収穫や発送に非常に神経を使います。マンゴーの輸送は航空便でなければならないと思いますが、市として航空会社2社に対し7月期の増便要請を積極的に行うべきではないか。</p>
10	1 番 高 吉 幸 光 君	1. 観光行政について	<p>1. 海中公園について</p> <p>①オープン日は、現状でいつ頃を予定</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農業行政について	<p>しているか。</p> <p>②オープニングイベントの企画はどうなっているか。</p> <p>③配置職員等の専門教育などはするのか。</p> <p>④HPやマスコットキャラなどの準備はしているか。</p> <p>2. 宮古島大使について</p> <p>①宮古島大使の人選状況はどうなっているか？</p> <p>3. 宮古島フィルムオフィスについて</p> <p>①HP上では2009年12月以降にロケーション実績がないが、実績はないのか？</p> <p>②2009年～2011年の年末に放送されているスペシャルドラマ「坂の上の雲」NHKからロケハンの問い合わせは来てないか？</p> <p>1. 農家負担金（滞納）の徴収状況について</p> <p>①滞納の主な理由は？</p> <p>②徴収業務にあたる職員は何名か？</p>
11	13番 新城元吉君	1. 宮古島への陸上自衛隊の配備計画について 2. 米軍機の宮古空港飛来未遂	<p>1. 宮古島への自衛隊配備計画について市長の見解を求めます。</p> <p>2. どの程度の情報を得ているか。</p> <p>3. 配備計画が具体化する場合、この問題に対してどのように対処されるのか。</p> <p>4. 下地島空港の軍事利用についてはどのような見解をもっていられるのか。また、利用が具体的にクローズアップされた場合、どのように対処されるのか。</p> <p>1. 米軍機の宮古空港飛来についての見</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		2. 教育行政について	<p>が監査委員がそのことに逆の見解を示していることの説明（具体的に違法箇所を指摘して）。</p> <p>⑦市長の行政裁量権の範疇に踏み込んで意見を述べることの妥当性の法的根拠。</p> <p>⑧年度をまたいだ形の資料を使って、決算審査意見を述べることの正当性の説明。</p> <p>1. 教育研究所について</p> <p>①人事について</p> <p>ア. 所長</p> <p>イ. 教育相談員</p> <p>ウ. まていだ教室指導員</p> <p>2. 教育指導員について</p> <p>①就学指導協議会委員</p> <p>②問題行動等支援事業指導員</p> <p>③特別支援事業指導員</p> <p>3. SSW（スクールソーシャルワーカー）の活動について</p> <p>①その業務内容、人数、課題等についての説明。</p>
15	26番 新里 聰君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 財政健全化について</p> <p>①毎年多額の不納欠損処理をしているが市長の見解は。</p> <p>②市税等一般財源確保のための強化策は。</p> <p>ア. 市税について</p> <p>イ. 保育所措置費保護者負担金について</p> <p>ウ. 土地改良負担金について</p> <p>エ. 市営住宅使用料について</p> <p>オ. 幼稚園入園及び保育料について</p> <p>カ. 奨学資金貸付金収入について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>①旧町村の職員をできる限り多く配置できないか（お年寄り等は顔見知りの職員がいるのは安心感がある）。</p> <p>1. デマンド交通（コミュニティバス）の運行について</p> <p>①地域周辺をお年寄りが利用できるコミュニティバスの運行はできないか。</p> <p>②各支所を廻る無料バスを運行していたが実績はどうであったか。</p> <p>③市民にとって非常に利便性が高いと考えるが、今後の運行の予定はないか。</p> <p>2. 生活保護受給者について</p> <p>①受給者が増加していると聞けるが、現状についてお伺いしたい（5年前からの比較）。</p> <p>②増加の理由について</p> <p>③今後の対策はどうなっているか。</p> <p>1. 教育関連施設の防犯体制について</p> <p>①現在教育関連施設は無人の機械警備と聞いているが、なぜ、無人警備になったのか（以前は有人警備であった）。</p> <p>②無人警備では学校や施設内の警備が不可能であるが、飲酒や事件、事故についての対策はどうなっているのか。</p> <p>③雇用の面からも有人警備を考慮する必要があると考えるがどうか。</p> <p>2. 学校給食備品について</p> <p>①料理やごはんの移動の際必要だと思われる「保温器」がないと聞いている。今後購入の予定はないか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>4. 環境行政について</p> <p>5. 農業振興について</p>	<p>4. 宮古空港駐車場有料化に伴う現在の利用状況について</p> <p>5. 根間地区整備計画について</p> <p>1. 東環状線整備計画について</p> <p>①平良土建前の交差点から、下崎入口までの道路整備計画について</p> <p>2. 伊良部7号線道路改良工事(1工区)について</p> <p>①伊良部7号線(1工区)工事変更契約書は、契約規則や契約約款を、遵守してないと思われませんか？</p> <p>②一旦締結された契約を、5回にわたり変更することは、当局が自らの行政判断を否定することになるのでは？</p> <p>③確約書により納付されている返納金について</p> <p>3. 大原線整備計画について</p> <p>①サンエーカママヒルズ店裏道路整備について</p> <p>1. 学校の統廃合について</p> <p>1. 学校教育現場への新エネルギー施設導入について</p> <p>①太陽光発電システム事業効果について</p> <p>②今後の導入計画について</p> <p>1. 基幹作物であるサトウキビの操業計画等について</p> <p>2. ハーベスター導入事業計画について</p> <p>3. 基盤整備事業について (宮古島市過疎地域自立促進計画)</p>
18	14番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢と市政運営について	<p>1. 平和行政の推進について</p> <p>①先の米海軍第7艦隊音楽隊の宮古空港利用問題について、市長のご見解</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 福祉行政について	<p>をお伺いしたい。</p> <p>②防衛省が進めている先島への陸上自衛隊を配備する計画について、市長の見解を伺いたい。</p> <p>③下地島空港及び残地活用計画は、平成24年までの公約実現の目標の10%の進捗率となっているが、今後どのように進めていくのかお聞きしたい。</p> <p>2. 伊良部7号線道路改良工事(1工区)における問題と対応について、市長のご見解をお聞きしたい。</p> <p>1. 人に優しい街づくりに向けて</p> <p>①「身障者専用駐車スペース」の拡充に向けて、事業所等への積極的な取り組みをしていただくことと、難病等、体力的にハンディのある方が、車椅子駐車スペースで駐車が可能になる、本市独自の取り組みを進めていただきたい。</p> <p>②「障がい者が安心して旅行できる宮古島」づくりを行政が積極的に取り組んでいただきたい。観光協会等とも連携して、宿泊や観光・体験メニュー・受入サポーターの育成など、障がい者が観光等で来島が増える「人に優しい島」で街づくりを進めていただきたい。</p> <p>③障がい者のグループホームの本市の設置状況と課題についてお聞きしたい。</p> <p>2. 高齢者福祉について</p> <p>①本市における高齢者の行方不明問題と120歳以上の「戸籍上生存者」の</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 水産業の振興について</p>	<p>生存確認作業と対応についてお聞きしたい。</p> <p>②本市における高齢者の虐待被害について、現在の状況と対応についてお聞きしたい。</p> <p>③高齢者世帯の抱える問題の早期対応のために、「訪問相談員」の配置を検討していただきたい。</p> <p>3. 生活困窮の求職者支援について</p> <p>①政府が導入し、沖縄県をモデル事業として11月から開始される「パーソナル・サポート・サービス」は、本市では、どのように活用されるのかお聞きしたい。</p> <p>4. 国民健康保険税について</p> <p>①国保税の一部負担減免制度の実施状況について、現在の状況をお聞きしたい。</p> <p>②本市において、現在、保険証更新されていない児童生徒（高校生までの生徒）は、何人で、市の対応はどのようなになっているのかお聞きしたい。</p> <p>③現在の滞納世帯数と、短期証の交付世帯数、納付相談の状況と対応についてお伺いしたい。</p> <p>5. DV被害者への住宅支援について、</p> <p>①本市のDV相談件数と対応についてお聞きしたい。</p> <p>②本市のDV被害者の公営住宅優先入居の要項を設置していただきたい。</p> <p>1. 「海中公園」について</p> <p>①環境調査結果と今後の対応について、当局のお考えをお聞きしたい。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 教育行政について	<p>②「宮古島海業管理センター」と本市と交わす「協定書」等について、当局の方針を伺いたい。</p> <p>2. 現在の「海業センター」の状況と、今後のあり方について、当局のお考えを伺いたい。</p> <p>1. 「学校規模適正化検討委員会」の設置と、本市の島づくりの基本的な考えをお伺いしたい。</p> <p>2. 「適応指導教室」の取り組みについて伺いたい。</p> <p>①現在の状況についてお聞きしたい。</p> <p>②各学校、家庭との連携、通学などの状況と課題について伺いたい。</p> <p>③義務教育終了後の支援の継続についての現状と課題をお聞きしたい。</p> <p>3. 問題行動を起こした生徒への生活指導や学習支援について、現在の取り組み状況と課題についてお伺いしたい。</p> <p>4. 宮古島の希少生物等の保存、保全への取り組みについて、現状と課題、今後の取り組みについてお伺いしたい。</p> <p>5. 公約の「拝所等の整備促進」の実施状況と今後の取り組み、また、「綾道マップ」など、史跡等の保全や清掃など、継続的な取り組みについてお聞きしたい。</p>
19	8番 上 里 樹 君	1. 平和行政について	<p>1. 「非核平和都市宣言」について</p> <p>①宣言の大看板を設置すべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>②宣言にふさわしい本市の取り組みが必要です。広島・長崎の原爆資料の展示や、児童生徒の広島・長崎への派遣、沖縄平和資料館の移動展、戦</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p>	<p>争体験者の証言の記録、戦争遺跡の保存などを実施すべきだと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>また、戦争の教訓を風化させないために、「平和資料館」（仮称）の建設が必要だと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>2. 米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会について</p> <p>①米海軍第7艦隊音楽隊の本市での演奏会は、どのような経緯で実施することになったのですか。</p> <p>②演奏会は、米軍による宣撫工作であり、市長は「非核平和都市宣言」に照らして、マティダ市民劇場の使用を認めるべきではないと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>同時に、米軍用機の宮古空港の使用は認められないという立場を表明し、県に対して空港使用許可をしないように強く働きかけるべきだと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>3. 庁舎ロビーの展示物について</p> <p>①憲法第9条の碑の写真が撤去されましたが、どのような理由で撤去したのでしょうか。</p> <p>1. 国保について</p> <p>①「一部負担金減免制度」について、「8月頃からの実施予定」ということでしたが、どうなっていますか。</p> <p>②「一部負担金減免制度」要綱の内容について</p> <p>③短期証世帯や未更新世帯のなかで、18歳以下の子供は何人ですか。</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<p>④国保加入世帯全てに国保証を届けるべきだと考えます。少なくとも子供のいる世帯すべてに郵送による保険証を交付すべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>⑤一般会計から国保会計への政策的繰り入れを増やして、高すぎる国保税を引き下げるべきです。少なくとも子供のいる世帯の平等割の課税をなくすべきだと考えますがいかがでしょうか</p> <p>2. 医療費助成について</p> <p>①子宮頸がん及び小児髄膜炎予防ワクチン（ヒブ・ワクチン）、肺炎球菌予防ワクチンの予防接種に助成が必要だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>3. 高齢者福祉について</p> <p>①本年度から実施している高齢者タクシーチケット制度について、その条件は65歳以上で、3親等までの親族に車をもっていないことという厳しいものになっていますが、高齢者福祉という観点でいえば、同居家族に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、将来はほかの自治体で実施している「敬老パス」のように年齢によって一律支給すべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>②運転免許証の返上などで車の運転ができない高齢者も増加しています。早期に「巡回バス」を運行し、市の分庁舎だけでなく、市内の主要な公</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 教育行政について</p> <p>4. 環境行政について</p>	<p>共施設などの利用にも利便性を図ることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>1. 就学援助について</p> <p>①就学援助の拡大にともなって、クラブ活動費、学級会費、PTA会費などが補助対象になりましたが、本市の準要保護への適応はされていますか。</p> <p>②近視用眼鏡を準要保護の児童生徒へも補助すべきだと考えます。実施へ向けての取り組みはどうなっていますか。</p> <p>1. トゥリバー地区について</p> <p>①トゥリバー地区の海岸線に、大量の石灰岩が投入されていますが、どのような理由でそうなったのでしょうか。原状回復が必要だと考えますがいかがでしょうか。</p>
20	25番 下地 智君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 福祉行政について</p>	<p>1. 先島、台湾旅客航路再開について</p> <p>2. 支所機能の縮小について</p> <p>①第二次集中改革プランで示されている支所長の廃止、2015年度までの職員数の削減等で島全体の均衡ある発展に支障はないか。</p> <p>3. 墓地集団化について</p> <p>4. 市有地の活用について</p> <p>①郡部の活性化のためには、市有地(沿岸部)の有効活用が不可欠だと思うが、市長の見解は。</p> <p>1. 生活保護について</p> <p>①査定基準についての説明。</p> <p>②本市における平成21年度支給件数、支給額の実績と平成22年度の見通</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 農業、畜産行政について 4. 環境行政について	し。 ③財源の内訳、国、県、市の負担比率。 1. 食肉センターの経営状況及び施設整備計画について 2. 単独補助事業について ①優良繁殖雌牛自家保留奨励補助金 ②子牛生産育成 ③堆肥盤設置 ④飼料用種子購入 上記それぞれの事業内容及び申請方法についての説明。 3. 比嘉・加治道排水路清掃について 4. 浦底ダム下部周辺の水災害について 5. 平成21年度区画整理畑かん整備事業の整備率を各地区別に示してください。 6. 宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）に示されている区画整理、畑かん整備後の各地区の整備率はどうか。 7. 計画で示されている加治道地区についてはどうなっているか。場所、面積も示してください。 1. 公共下水道の今後の取り組みについて ①現在、本市の整備率及び接続率はどうか。 ②今後の整備計画。 ③運営上の今後の課題。
21	24番 池 間 豊 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 指揮命令系統の徹底と責任所在の明確化について 2. 天然ガスの推進状況について ①コンビナート等具体的事業の説明。 3. エコアイランド宮古島推進について

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 公園の整備について</p>	<p>①エコ（自然循環型社会）について</p> <p>②市民への啓蒙活動の取り組みについて</p> <p>4. 水産業の振興について</p> <p>5. 農業の振興について</p> <p>①第4次沖縄振興計画終了に伴う農地保全事業と他の高率補助事業への影響と対応について</p> <p>6. 託児所及び保育所支援強化について</p> <p>①認可保育所の増設と認証保育所について</p> <p>7. 伊良部大橋開通後の佐良浜港のあり方について</p> <p>1. マクラム通りの事業説明。</p> <p>2. 大原地区（都市計画変更）についての説明及びマクラム通り延長（サンエーカママヒルズ）の事業計画について</p> <p>3. 島尻地区墓地団地前の農道整備について</p> <p>1. 狩俣地区内にある公園の遊具とトイレの整備について</p>
22	6番 長崎富夫君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 平和行政について</p> <p>①米軍機の宮古空港使用について</p> <p>ア. 米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会が、去る9月5日にマティダ市民劇場で予定され、音楽隊は25人で編成、米軍厚木基地から米軍機で4日に来島する予定となっていた。しかし、台風による悪天候を理由に飛行を断念、演奏会は取りやめとなった。民間空港である宮古空港の使用について市長のご見解を示していただきたい。</p> <p>イ. 報道によると12月12日に開催を</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農業政策について	<p>予定している。宮古島市の公共施設の使用申請はあるのか。仮に申請があった場合は許可するのか。</p> <p>ウ. 演奏会の目的は何か。宮古島市が要請したのか。</p> <p>エ. 受け入れ先はどこか。</p> <p>2. 宮古・石垣に自衛隊配備報道について</p> <p>①報道に対する市長のご見解。</p> <p>②宮古島市へ打診はあったのか。</p> <p>③仮に、防衛省が下地島空港を利用する可能性について打診があった場合、市長はどう対応するのか。</p> <p>3. 平成21年度決算審査意見書（伊良部7号線道路改良工事・1工区）について</p> <p>①平成22年6月議会における答弁内容（市長・副市長・建設部長）の事実確認（4ページ）。</p> <p>②事実の確認（5ページ）についての当局のご見解。</p> <p>③審査結果及び理由（6ページ～7ページ）についての当局のご見解。</p> <p>④決算審査意見書に対する市長のご見解。</p> <p>4. エコハウスについて</p> <p>①下里・西里地区都市再生整備計画地にエコハウスが3月に完成しており、完成後6ヵ月を迎えようとしている。利用状況はどうなっているか。</p> <p>1. 農水産物輸送コスト及び航空運賃の低減化について</p> <p>①民主党の政策である高速道路の無料化は、全く宮古島市にはメリットが</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 建設行政について</p>	<p>ない。宮古島からの農産物等の輸送手段は船舶と飛行機での輸送手段しかない。ぜひ農水産物の輸送コスト及び航空運賃の低減化を図って頂きたい、と昨年12月定例会で質問した。経済部長から離島振興協議会で離島からの物流対策として、助成策を政府に要請しているとのことご答弁をいただいた。成果について伺いたい。</p> <p>2. 干ばつ対策について</p> <p>①今年も梅雨明け以降少雨傾向が続く、サトウキビのロール現象が起き農家は干ばつ対策に追われた。しかし、市の干ばつ対策会議は7月20日。干ばつ対策会議の時期は早められないか。</p> <p>1. 住宅手当緊急特別措置事業について（この事業は、平成21年10月に開始された国の住宅手当緊急特別措置事業（国庫補助10割）の事業である。）</p> <p>①事業の内容、支給対象者要件、支給額、支給期間をご説明ください。</p> <p>②平成21年度の実績を示してほしい。</p> <p>③県内10市の状況はどうなっているか。</p> <p>1. 住宅手当緊急特別措置事業の活用について</p> <p>①実施要領からすると、市営住宅入居者についても該当すると思われるがどうか。住宅課の取り組みはあったのか。調査し、該当者がいれば、住宅手当緊急特別措置事業の活用はできないか。家賃未納の解消にもつながると思うが。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 教育行政について	<p>1. 市立学校の統廃合について</p> <p>①本市教育委員会は、宮古島市立小、中学校の規模適正化を図る検討委員会を4月28日に設置し、中長期的視点に立って、統廃合も視野に入れながら審議し、方針を策定するとしている。この間、島尻学区、福嶺学区、宮原学区等で懇談会を開催しているが、学校統廃合に関する各地区の反発が強い。事務局では、たたき台を作成して、地域ごとの具体案を示しているが、現在の取り組み状況と今後の見通しを示していただきたい。</p>
23	10番 棚 原 芳 樹 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 観光振興と観光客誘致について（計画と対策）</p> <p>2. 宮古島市と姉妹都市基隆市との交流について</p> <p>①どのような効果があったのか。</p> <p>②台湾側の指摘、要望について</p> <p>③今後の台湾との交流計画について</p> <p>3. 市立保育所、認可保育園、入所、入園の低所得者優先はできないのか。</p> <p>4. 待機児童対策について</p> <p>5. 県立公園計画の状況について</p> <p>6. 下地島空港周辺残地の利活用計画について</p> <p>7. 国営かんがい排水事業（宮古伊良部地区）進捗状況について</p> <p>8. 島田紳助さんの番組に対する市長の感想と今後の宮古島市としての支援計画について</p> <p>9. 下里公設市場建設の進捗状況について</p> <p>10. トゥリバー開発計画の状況について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 農業行政について</p>	<p>11. 砂山開発計画の状況について</p> <p>12. 道の駅（橋詰め広場）について</p> <p>13. 通り池のトイレ計画について</p> <p>14. 佐和田漁港トイレ設置について</p> <p>15. 公園及び観光地のトイレ管理について</p> <p>1. トゥリバー地区臨港道路伊良部線整備計画について（上水道・下水道計画はあるのか）</p> <p>2. 伊良部大橋、伊良部側から長山港への道路計画について</p> <p>3. 伊良部地区市道35号線の道路整備計画について</p> <p>4. 大道線整備計画について</p> <p>1. 伊良部地区貯水池修繕計画について</p> <p>①何ヵ所の計画か。</p> <p>②優先順位は。</p> <p>③各ヵ所の修繕金額は。</p> <p>④どのような対策を進めていくのか。</p> <p>⑤何年かかるか。</p> <p>⑥なぜ、このようになったのか。</p> <p>2. マンゴー等販売促進事業の進捗状況と今年度のマンゴー販売に対する成果について</p> <p>3. マンゴーにかわる作物はないのか。</p> <p>4. 有機質肥料補助事業について</p> <p>5. 牧山公園整備状況について</p> <p>6. 伊良部地区土地改良事業の現状と今後の計画について</p> <p>7. 経営構造対策事業（平成22年度～平成25年度まで）の計画について</p>

それでは、質問をこれで終えますけれども、ちょっと私見を述べさせていただきたいと思います。2008年、一昨年11月に乗用車がバイクに衝突、高校生が死亡した事件で、高校生の母親は車にいた人間が犯人なのにだれも罪に問われないとはおかしいという釈然としない事件があります。加害者も被害者も同じ市民で、どちらもつらい思いをしているはずなのになぜというこの事件の一日も早い解決を望むとともに、飲酒関連事件増加非常事態が宣言された本市の市民一人一人が飲酒に対する意識の向上に努めたいものであります。

実は所用で大阪におった折、大阪曾根崎の繁華街、テレビでも紹介されたという焼肉店に入りましたけれども、焼き肉のたれとは別に塩を置いてあるわけですが、ポリビアの岩塩やモンゴルの湖塩、これ湖の塩と書いています、など世界5カ国の代表的な塩の一つに日本の塩として宮古島の塩が器に詰められてテーブルに並べてありました。その説明書ですけれども、こう書いています。「宮古島はサンゴ礁でできた島で、サンゴ石灰岩を時間をかけて浸透した海水を原料とし、ミネラル含有数世界一と称されております」。前述のZENのしゃれた器の別の商品は福岡空港でも陳列されており、岩手県盛岡の駅前デパートでは何と菊之露が置かれています。宮古島産と表示された商品を都会の売店で見つけることはうれしくなることでありますけれども、全国津々浦々にこのような宮古島産を見かけたいものであります。

ところで、方言で言うナザク、これはハイキビというそうですが、この葉の横筋の数がその年の台風の数という昔からの言い伝えによれば、今年のは台風は2個接近ということになります……3つですか。今度の台風11号ですね、2回目の台風11号が約9,500万円の損害を与えて過ぎ去りました。豊作間違いなしで成長を続けてきたサトウキビですが、倒伏はあっても梢頭部の折損はない、少ない状況は豊作が期待できそうです。農水産業の施設被害の一日も早い復旧と23日の競りの高値を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 明君）

これで新城啓世君の質問は終了しました。

◎西里芳明君

昼も2時過ぎて、大分皆さん疲れていると思いますけど、私の質問は3項目ぐらいですので、短くて済むと思いますので、皆さんつき合ってください。それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

第1番目にですね、城辺地区環境整備についてでありますけれども、旧城辺町立中央公民館の出土品や民具、文化財などの保管場所ということなんですけど、さきの3月定例会で私の質問に対して、出土品や民具、文化財の保管場所を確保することでしたが、保管場所についてはどういうふうな検討をしているのかお聞かせください。

次に、福祉行政についてでありますけれども、生活保護の実態についてということになっているんですが、当市にですね、生活保護を受けている方はどれぐらいおられるのかお聞かせください。

またですね、生活保護の月額にしてどれだけの額を受け取っておられるのかもお聞かせください。

それと、1世帯に複数人保護を受けている世帯はどれぐらいいるのかもお聞かせください。

次に、3番目にですね、市が保有している公用車、リースも含めて全部で何台になるのかお聞かせください。

この公用車の台数は適正な台数なのかどうかできればお聞かせ願いたい。その維持管理費の削減、節減はどのようになされているのかもお聞かせください。

以上です。答弁を聞いてから再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎総務部長（砂川正吉君）

公用車の所有台数、それから台数が適正なのかというご質問がございました。本市が所有している公用車は、8月末現在でリースも含め370台となっております。公用車の台数は適正な台数かとのご質問ですが、370台のうち市長専用車等、すなわち専用車両及び消防業務関係等特殊業務車両を除く一般的な業務車両は324台となっておりまして、業務形態、業務量等を勘案しまして、適正な台数配備されているものと考えております。

公用車の維持管理費の削減であります。基本的に新規の車両購入については軽自動車に限定ということをしてございます。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

平成22年3月末現在で、本市において生活保護を受けている世帯は674世帯、保護人員は978人となっております。保護世帯の状況につきましては、単身世帯が467世帯、2人以上の世帯が126世帯となっております。

保護費の支給額につきましては11億8,446万1,288円、そのうち国負担が4分の3、それから市負担が4分の1になります。となっており、月平均の支給総額が9,870万円、1世帯の月平均支給額が14万6,446円の支給となっており、そのうちの約半分が医療費というふうになっている状況にあります。

◎生涯学習部長（安谷屋政秀君）

旧城辺町立中央公民館の文化財の保管場所はどうなっているかということですが、ご指摘の保管場所の件につきましては現在市の管財検査課と調整中でありまして、旧城辺町立中央公民館にある文化財等は市の空き教室、施設等を利用して早急に対応したいと思います。

◎西里芳明君

最初、この旧城辺町立中央公民館の件なんですけど、前回は検討するということなんです。今回もまた空き施設等を利用して対応したい。城辺地域になかなか空き施設がないんですよ。それで、下地敏彦市長とも相談をしてみたら、土地改良区の管理棟のほうがちょっとあいているんじゃないかという話もあったんですが、これは来年4月から地域づくり課と市民福祉課が統合するんですよ。それで、その地域づくり課のスペースのほうが大分大きくあくと思うんですよ。そこを利用されたいかがかと思いますが、部長、それもう一回お願いします。

次に、生活保護の件なんですけど、市においては674世帯、保護人員は978人となっていると、それで単身者が467世帯、2人以上の世帯が126世帯となっていると。11億8,400万円余の4分の3を国が負担をなさってですね、市の負担が4分の1で2億9,600万円以上となっているというんですけど、この生活保護の申請審査について、ちょっと私は何か市の対応が甘んじゃないかと思うんですよ。例えば私の知る限りではですね、朝から酒を飲んでたばこを吸って道路を歩いているような方も見受けられます。本当に生活に苦しくて、しょうがなく生活保護を受けている世帯も実際に多いと思いますよ。でも、市がちゃんとした審査をしないとですね、そういった朝から昼からもうずっと酒を飲んでいるような方も見受けられますので、どうか審査の方法をもう一度ちゃんとしてやっていただきたいなと思います。

(休憩＝午後 3 時45分)

再開します。

(再開＝午後 3 時47分)

これで上地博通君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会＝午後 3 時47分)

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 22 日 (水) 4 日目

(一 般 質 問)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

平成22年9月22日（水）午前10時開議

- 日程第 1 意見書案第 9 号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書
(議会運営委員会提出)
- ” 第 2 決議案第 2 号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議
(”)
- ” 第 3 一般質問

◎会議に付した事件

米軍掃海艦「ディフェンダー」の平良港入港について緊急質問の動議
(議員提出)

- 日程第 1 意見書案第 9 号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書
(議会運営委員会提出)
- ” 第 2 決議案第 2 号 尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議
(”)
- ” 第 3 一般質問

ご賛同よろしく申し上げます。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会提出の案件でありますので、直ちに処理いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、意見書案第9号、尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

◎上里 樹君

意見書案第9号について、尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書について、私、国の外交の問題にも関する重要な事項に当たりますので、この意見書の採択に加わることはできません。退場させていただきます。

◎亀濱玲子君

私もこのことに関しては、事実関係の究明を見きわめ、そして慎重に対応したいという思いから、私も退場させていただきます。

◎下地博盛君

私も同様な観点で退場させていただきます。

（議員3人退席）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は可決されました。

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

(再開＝午前11時10分)

次に、日程第2、決議案第2号、尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は可決されました。

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時11分)

(議員3人着席)

◎議長(下地 明君)

再開いたします。

(再開＝午前11時12分)

次に、日程第3、一般質問について昨日に続き質問を続行いたします。

本日は、前里光恵君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎前里光恵君

一般質問を行う前に、私見を述べさせていただきたいと思います。

昨日米軍掃海艦「ディフェンダー」が平良港に寄港いたしました。目的は、親善とっていますが、中身は軍事訓練であり、軍事行動の何物でもないと思います。心から強く怒りを持って抗議いたしたいと思います。

もう一つは、せんだって民主党の代表選挙が行われました。沖縄の基地問題、普天間基地の解決にはだれが実行するかという観点から、私は小沢一郎先生に1票を投じたところであります。残念ながら負けてしまいまして、そのおかげで同僚議員からもいじめを受けているところでございます。普天間基地の国外、県外移設、完全撤去までもともに頑張ってまいりましょう。

それでは、9月定例会に当たり通告に従いまして一般質問を行います。当局の明快なご答弁をお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。1点目に、中国や台湾との国境の防衛を強化するため、防衛省が先島諸島の防衛と周辺海域の監視強化を目指し、検討している陸上自衛隊の部隊配備が今大きくクローズアップされております。先月8月26日には、衆議院安全保障委員会のメンバーが与那国を訪問するなど、先島諸島への陸上自衛隊の部隊配備についての実現の可能性があります。そこでご質

になりつつあると聞きます。また、注目すべきはこの宮古島に全国初のジュニアオーケストラが誕生したことであります。3年前に宮古島に移り住んだ天野ご夫妻の指導で結成されたとのことですが、わずか3年で子供たちを指導、育成し、ジュニアオーケストラを結成しております。今年の夏休みには、宮古コンサート、そして沖縄平和祈念館、そして東京武蔵野市でコンサートツアーを行い、全国のテレビニュースでも紹介され、またNHKのFM放送でもその演奏は放送され、大変高い評価を受けたとのことでもあります。

そこでお伺いいたしますが、スポーツアイランド、エコアイランドに続き、宮古島をミュージックコンベンションアイランドとして全国に発信し、新たな音楽文化を発信すべきではないかと考えます。市長の考えを求めたいと思います。

次に、関連しますが、今年6月26日、27日に開催されました宮古アイランドロックフェスティバル2010についてであります。第6回の開催となった同イベントは、純粋に宮古の若者たちが企画、運営し、全国から集客し、地域の経済活性化に大きく貢献しているのはご存じのことと思います。りゅうぎんの総合研究所が今年のロックフェスティバルの経済効果について3億300万円との試算を去る8月31日に発表しました。この経済効果は、トライアスロン大会に匹敵する経済効果ではないかと思っております。経済効果の内訳は、運輸、宿泊、製造業から建設業及び商業、レジャー産業など多岐にわたり非常に高い経済効果があると発表しており、しかしながら今後の継続発展には行政のバックアップ継続が必要と提言しています。宮古島市は、今回初めて宮古アイランドロックフェスティバルに支援し、市長も参加したと聞いております。このように若者主導で始まったイベントが高い経済効果をもたらしていますが、市当局としてどのように評価しているのか、またこれからどのように支援をしようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、教育振興についてお伺いいたします。宮古島市教育委員会組織規則第2条第2項には、教育委員会の事務局は宮古島市城辺字福里600番地の1に置くこととあります。いわゆる城辺庁舎で教育行政事務を行うことになっていますが、宮古島市立教育研究所が下地庁舎にあります。行政の連携、効率化のためにも、城辺庁舎に移動すべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、下地庁舎にある理由がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。そしてまた、城辺庁舎への移動は可能かどうかあわせてお答えいただきたいと思っております。先ほど議員の皆さんに配られました宮古島市の教育というこの中にもですね、宮古島市教育委員会事務分掌の中にも、ちゃんと教育研究所は教育委員会の管理下にあるというふうなものが書かれていますので、教育長の答弁を求めたいと思っております。

次に、旧下地町議会棟の有効利活用についてであります。先ほどミュージックコンベンションアイランド宮古島構想について質問をいたしました。現在宮古島にはさまざまな音楽教室や合唱サークル、民謡クラブ等があり、小中高での子供たちの音楽活動も活発で、全国大会でも数々の上位入賞を果たすなど、目覚ましい活躍をされていることは、大変喜ばしいことであります。今日の新聞にも宮古高校の吹奏楽部の金賞の記事が大きく出ておりました。読まれていらっしゃると思いますが、現在宮古島市には本格的なコンサートや発表会をするための施設はマティダ市民劇場しかありません。座席数が約900席あり、大変立派なホールではありますが、音楽教室やサークル等の発表会で必要とする小ホールとか、中ホールの施設が整備されていないと、そのような施設ができないものかとの声をよく聞きます。行政としても、市民の

これまで島外より延べ1万3,000人余の観光客動員を行った実績があり、経済効果は議員が指摘したとおり大きなものがあると考えております。市といたしましても、運営費補助のみならず、人的、物的バックアップも含め、積極的に支援をしております。

次に、マンゴーの出荷輸送体制についてであります。マンゴー輸送について、船会社、宅配業者とどこまで話をしているかということではありますが、船舶でのマンゴー輸送について、船舶会社と協議をしたところ、可能であるとの返事でしたが、輸送を行うに当たって、港でのコンテナの冷却用電源設備の整備が必要であるということでした。また、宅配業者との具体的な話し合いは行っていませんが、輸送に当たって生じるコスト、積載方法、横持ちなど、もろもろの課題の解決に向けた取り組みを行っております。現在マンゴーの出荷については、生産農家が個別に出荷しています。今後生産量が増加することが予測されることから、集中的出荷を避け、計画的出荷体制を確立する必要があります。そのため生産農家による出荷調整のための協議会を設置させるよう働きかけてまいります。

◎副市長（長濱政治君）

宮古島市過疎自立促進計画についてです。固定資産税の減免などの体制整備ができないかということでございますけれども、いわゆる地方税の減免の体制整備ということになるかと思うんですが、いわゆる法律はもちろん国の所管でございまして、新たに固定資産税の減免などの体制整備を市独自で取り組むかということになりますと、非常に難しいものがございまして、現時点では考えていないということが実情でございます。

◎教育長（川上哲也君）

髙原議員から教育振興について4本の質問がございました。私から旧下地町議会棟を音楽ホールとして改築できないかということに答え、残りの質問については教育部長でお答えします。

旧下地町議会棟を音楽ホールとして改築するには、吸音設備、照明、音響等の設置工事が予想され、財政的な計画も必要になります。それから、その施設の利用頻度、費用対効果、施設の管理、運営等を調査して、果たして継続的に有効に利用されていくかを検討する必要もあります。今後音楽コンサート及び練習等の場所としては、城辺の改善センター、各地区の公民館ホール、その他の社会教育施設等の利用をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（平良哲則君）

マンゴーの出荷輸送体制について、マンゴーの船便輸送の実証試験を生産農家へどのように説明、指導するかということではありますが、去った9月16日に宮古合同庁舎において宮古島産マンゴーの船舶航空複合輸送試験の結果を踏まえて、県農業研究センターより報告がありました。この試験結果を踏まえて、この課題、それから問題点を含めまして、マンゴー産地協議会から直接生産農家へは周知したいというふうに考えております。

次に、マンゴーの輸送に対し、市として航空会社へ7月期の増便要請を積極的に行うべきではないかということではありますが、マンゴーの輸送は航空便で迅速に輸送することが望ましいということから、今後とも増便あるいは大型機の早期就航を積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。しかし、現状では航空便での輸送は限界にきておりまして、並行して船便での輸送体制にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ですが、今回ですね、宮古島市の海中公園担当のほうからいただいた設計図のほうを見ると、沖合のほうではなく、下のほうに四角く、展示スペースもあるというような形でありまして、非常にブセナと比べるとすごく広々とした印象を受けております。資料のタイムスケジュールによると、3月20日から25日にオープンイベント、4月にオープンというふうになっておりますけれども、ということはオープンは4月上旬だと思われそうですが、オープン日は現状として何日を予定しているのでしょうか。また、その中にオープンに先立ってオープンイベントというふうにありますけれども、どのような企画をしているのか、教えてください。

また、いろんなところに展示スペースもあるということですが、そちらについてはですね、職員の配置をしたいと思いますけれども、解説、また質問等もいろいろ観覧者からですね、あると思いますけれども、こちらの専門教育はどういうふうにするのか、またどういうふうにしていくのかということも教えてください。

また、こちらのほうもホームページとか、マスコットキャラクターの準備をしているのかどうか。また、これについてはですね、早目にちょっと準備をしたほうがいいのかと、カウントダウンをしながら告知をしていくという方法も非常にいいのかなというふうに思っております。

また、施設を建設するということはですね、環境に対して全く影響を与えないということはまず無理な話ですから、我々が普通に遊ぶことでも環境に影響を与えるということもあると思います。また、環境に対する影響を最小限にすることの努力をですね、惜しまないようにしていただきたいというふうによろしくお願いをいたします。

また、資料のほうにですね、年間イベント計画等もありましたけれども、こちらのほうもですね、いろいろとまた後で質問させていただきたいなというふうに思いますけれども、いろんなイベントをまた企画をしていただいて、年間を通してすき間のないようなことをしていかないとですね、この月だけ非常に集客が大きいというふうになっていくと、非常に経営としてなかなか前向きにいかないのかなというふうに思いますので、そちらのほうもご検討を願いたいというふうに思います。

次にですね、2番目の宮古島大使についてですが、市長はですね、3月定例会の砂川明寛議員の質問に対しまして、現在宮古島大使設置要綱を策定中であります。その目的は、本市に理解と関心のある方並びにゆかりのある方々などを観光大使として認証し、本市の観光広報活動を展開していただくこととしております。活動内容としては、観光客の見込める都市圏において本市の自然、歴史、文化を初め、観光や特産品等の魅力を広く広報するシンポジウム、その他観光振興に関する行事への出席を予定しております。平成22年度は5名の大使を認証する予定でありますというふうにご答弁をされましたが、その後の人選状況はどうなっているか、教えていただきたいというふうに思います。

次に、3番目に宮古島フィルムオフィスについてでありますけれども、①ですが、ホームページ上では2009年12月以降のロケーション実績がないが、実績はないのかというふうに質問を提出しましたところ、ちょうどその日にですね、更新がされて、見たらもう既に質問提出して帰ってきてホームページを見たら更新がされておりましたので、こちらについては割愛をさせていただきます。

それと2番目ですが、2009年から2011年の毎年12月にですね、NHKのスペシャルドラマということで、「坂の上の雲」というのをやっております。こちらですが、全8巻今出ている本だそうで

が確実に施工完成できることでは、施工業者がかわるとスムーズな工事進捗が図りにくくなる。早期工事完成が必要であり、再設計、入札のやり直しを行う余裕がないなど、客観的に説明できる理由がなければならぬ。(4)、契約担当機関は工期内の完成が困難な状況になったら、まず工事請負者の事情聴取を行い、履行遅滞を理由とする契約解除か、契約書第48条第2項の損害金を徴収して工事を完成させるか、いずれが適当かを判断するというのがございます。つまりこの契約解除によらずに施工を継続する場合の取り扱いというものは、全く当局と同じです、我々監査委員が言っているのは。ただ、3月26日に減額変更しまして、契約を。ここで国庫補助金の仕事は終わりです。それを単独で別で契約してやっているということなんです。私たちは、それを違えますよと、これをそのまま第9条第2項のただし書きによって、これでとりあえず打ち切りはするんですけど、継続していいですよ。理由は、業者が完成できるという見込みがある業者ですから、それを引き続きやるのが市が持っている例規集の中の事務処理要領の第9条です。これを私たちは説明してきたんです。

ですから、この部分で行き違いが大変あります。確かにあります。ですけど、今申し上げているのが監査委員の意見でございます。両方に分けるんじゃないで、引き続きやりますよということをご理解願いたいと思います。ですから、解除云々というのはもちろんございます。ですけど、私たちは解除と言っていない。あくまでも引き続きやります。ですけど、ちゃんと9条のただし書きで仕事をやったらどうですかというのが今回の監査審査の中で述べているものがすべてこのとおりです。ただ、文書であらわすと、いろいろ難しい表現を使うというのがありました。ですから、これはもう本当に文章を書く上で大変私たちも苦労しました。確かに誤解を与えたのはたくさんあるかと思いますが、今回このようにご説明できたのがですね、大変私たち監査委員としましては、うれしく思っております。

ちょっと長くなりましたが、これが当局と監査委員の解釈の違いという部分があるかと思いますが、とりあえず工事のやり方ということに関しましては、今ご説明したとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

(議員の声あり)

◎副市長（長濱政治君）

では、執行部のほうから説明したいと思います。

経緯については、今代表監査がおっしゃったとおりでございます。この中で、1つ、2つ考え方が違うなどというのがあります。先ほどから事務処理要領の話をおっしゃっております。事務処理要領というのは、契約約款があって初めて事務処理要領にいくわけでございます。つまり契約約款で契約を解除すると、この契約約款に基づいて契約解除するという事になった場合に、事務処理要領の中に入っていくわけですね。ですから、最初から事務処理要領でやるべきだというふうな話にはなりません。それで、事務処理要領で継続していいですよという話をおっしゃっておりますけれども、まず契約を解除していないわけだから、事務処理要領の中に入るわけがありません。それがまず1つですね。

それからもう一つは、我々は考えました。契約解除いたしますと、損害賠償金が発生いたします。代表監査がおっしゃっているのは、1つには7ページに(8)ですね、契約担当部署は工期内の完成が困難なことが確実な状況になった場合、工事請負者の事情聴取を行い、履行遅滞を理由とする契約解除か契約約款第48条第2項の規定を適用した上で、事務処理要領第9条ただし書きにより工事を完成するか、いずれ

が適当だったか判断すべきだったと思慮すると。いずれが適当だったか判断すべきだとおっしゃっております。しかしながら、今の説明ではちょっと代表監査の言い方は自分たちの主張は事務処理要領に基づいてやるべきだったというふうな言い方をなさっております。その辺が違うというところでございます。

それから、契約解除いたしますと、損害賠償金これが10%できます。約840万円ですね。そして、事務処理要領に基づいて例えばですね、その損害賠償金を取って、さらに随契をするということになりますと約1,222万円、つまり損害賠償金を差引いた額で380万5,600円、これが市の持ち出し負担になります。

それから、監査の報告では損害賠償をすべきであったというふうな主張もあります。そうしますと、損害賠償した場合、新しく工事を発注しなければいけません。そうなりますと、新しく工事を発注する場合は、1,604万9,250円です。そうしますと、損害賠償金を取ります841万2,390円、差額は763万6,860円、これだけ市の負担になります。

それから、解除をせずに確約書に基づいて工事をさせた場合、随契させた場合、1,220万円が随契の額になりますので、それから確約書で取りますと975万2,400円、つまり市の負担は246万7,200円、まず解除せずに随契するという場合と、それから解除した場合、それから解除せずに随契をした場合、これはですね、解除した場合は市の負担が516万9,260円、それからいわゆる事務要領に基づいて解除せずに随契した場合、これが市の持ち出し分が380万5,600円、それから解除せずに随契をした場合246万7,200円、つまり解除せずに随契したほうが一番安いという形になります。まず、契約約款第48条で要するに工期内に完成できない場合は、契約を解除することができるということになっているわけですから、市長としては発注した部署としては、これは解除して損害賠償金をとるか、それから解除せずにそのまま事務要領に基づいて随契でいくという方向か、それから解除せずにそのまま随契でいくか、いずれかの方法がとれたわけでございます。

ですから、この中で我々はその3つの方法が許されているわけですね。その中で、私どもがとった方法は、解除せずに随契すると、そのほうが市にとって負担が少ないということでございまして、抵触するであるとか、それから不適當であるとか、そういうふうな言葉でもしこれが違法であると、これはやっちゃいけない違法であるとおっしゃるのであれば、それは司法の場でしか決着はもちろんできませんけれども、私どもとしては3つの方法がある。その中で市民に対して一番負担の少ない方法をとったということでございまして、特に監査委員との関係で違ったところは、そういったところかなと、今伺ってそう思って説明させていただきました。

◎新城元吉君

再質問をいたします。

陸上自衛隊の宮古島の配備計画についても市長の答弁をいただいたんですけど、この配備計画については何も情報は得ていないと。それから、配備計画が具体化した場合、3番目、それから4番目について、いろいろ質問しましたんですけど、これまでの答弁を繰り返していたにすぎないんじゃないかと思います。一步踏み込んで非常に遺憾であるというような答弁をいたすのかなと思ったんですけど、そうじゃなくて、全く情報も得ていないし、それから配備計画についてもこれからの問題だというようなことで受けとめています。この自衛隊の配備計画というのは、みんなご存じのようにですね、やはり中国や台湾との新たな摩擦を生み、東シナ海のもので、緊張を高める心配があるということで、非常に沖縄県民、それから先島

の住民、こういう方々は非常に気にしているわけであります。ですから、この宮古島の市長としてはですね、やはり住民の代表であるわけですから、地方自治に基づいて、地方自治、いわゆる自分の市民を守るためにこういう事態になったらこういうことをしたいと、こういうことをしなけりゃいかんと、それから国の国家権力に対して、それで対抗してちゃんと市民を守る立場にあるのは自治体の責任者であります。これが集団自治とか、あるいは地方自治の憲法に定められている8章の中の集団自治、そういう地域主権とかですね、こういうのが認められている条項があります。ですから、これを盾にしてでもですね、やはり宮古島市民の生命と財産を守る意味からも、この自衛隊の配備計画については、一歩踏み込んだ発言をすべきだと思うんですけど、改めてその点についてお伺いをします。

それで、これが具体的になろうとしている状況があります。防衛省は2011年の予算の概算要求の中でですね、これははっきりしているんですよ。先島諸島への陸上自衛隊の配備をするための調査費として、予算を3,000万円盛り込むということがはっきりしてきました。ですから、いよいよ具体化しようとしているわけです。ですから、我々はやはり非常に緊張高まる地域にあってですね、我々の生命、財産を脅かされるようなそういう戦時態勢による、戦争状態になる、あるいはこれに巻き込まれないようなことを今のうちから特に市長は住民を代表して国に対しても、あるいは県に対してもいち早く情報をキャッチして、これに対してどういふぐあいで対処すればいいかというものを市民とともに考えていくべき立場にあるのではないかと思いますので、いまだ何も知らないというのは非常に残念のきわみであります。もう一度お伺いしますが、こういうぐあいにしてですね、自衛隊の配備が具体的にまきに行われようとする中で、市長はこの問題に対してどういふぐあいで対処しようと思っているのか、考えがあるんだっただらぜひお聞かせ願いたい。

それから、2番目のですね、米軍飛来機について非常に矛盾しているのはですね、空港の使用については、自粛を求めたいというようなのが新聞報道を通して、県も宮古島市長も自粛を求めていることを言いながら、音楽隊の演奏に対しては、マティダ劇場を使用して認める。音楽会を認めると、開かずということは、いわゆる米軍機、軍用機を使って楽器と人間を運んでくるのがわかっているのに、これは自粛してもらいたいというのがある。それに乗ってくる音楽隊の演奏については、これを市民劇場を貸して使用するというのは非常に矛盾している。この点についてはどのような考えをお持ちなのか教えてほしいと思います。

それから、もう時間がないので、伊良部7号線についてはですね、あと後々同僚議員からもたくさんの質問があります。私は、4番目の合併の検証について質問をしたいと思います。市長は、非常に合併してよかったんだと。活性化も幾らか遂げられているし、財政もよくなっている。住民サービス、地域格差も徐々によくなっている。宮古島の将来については、計画を持ってこれをよくするように対処していくんだというようなことですが、実際に合併をした郡部にいる我々地域の受けとめ方というのは、全く違う感覚であります。

確かにですね、合併についてはですね、心をつなぐ結いの島宮古ということで、基本構想、基本計画、基本構想があって、それに基づいて基本計画がある。そして実施計画がある。それで、この実施計画の中では、3年間ごとに毎年ローリングしていく。そして、一年一年また検証しながらやっていくということなんですけど、こうやって示されるとですね、基本構想、基本計画、実施計画、夢があるようにうたって

あるんですよ、合併のときにつくり出したのはですね。その後の過疎化の問題についても、そういうぐあいにうたわれている。しかし、実際にはですね、財政についても合併をすると市町村の財政が非常に大きくなるということなんですけど、私は本土のものもみんな調べてみましたら、幾つかの市町村が合併したところと合併しないところではですね、1つの市よりも町村で存在している状況のほうが人口規模が同じような場合は非常に財政規模が大きい。合併してから小さくなっていく。これは事実なんですよ。地方税は町村であろうと、市であろうとも、地方税については地方税法で決められているわけですから、合併してもしなくても地方税に変わりはない。ところが、大事な財源であるね、地方交付税についてはですね、合併した市よりは合併しないで個々に存在していた同じ人口規模を集めた近隣町村の額のほうはるかに大きいということでもあります。ですから、それで非常に気になるのは、合併前の5町村の地方交付税の額と、それから合併後平良を除いてこの合併した町村のあれがどうなっているかということをもっとお聞きしたいわけですよね。

これはですね、財政が1つになって、いろいろ投資して使われていった場合に、都市部集中的に財源が使われていきますとですね、物すごく周辺地域と格差のある事態を生み出すんですよ。だから、そのことが非常に気になるわけです。ですから、実態としては郡部の皆さんはですね、合併して財政豊かになったといっても、全くそれは感じない。黒字にしていくためには、あらゆるものを切り詰めて、いわゆる財源を節約して初めて黒字を、黒字をと向かうわけです。しかし、合併後10年たったらですね、政府が保証した、国が保証した地方交付税もだんだん、だんだんなくなってくる。臨時財政交付金もなくなっていく。こういうものに備えてやっていらっしゃるということをお前の議会でお聞きしたんですけど、それでもやはり地方に住んでいる皆さんはですね、合併後ますます、ますます地域差が広がっている、それから税金も高くなっている、そういうような思いで受けとめているんですよ。財政問題についてはですね、財政がどのように推移しているかをまず企画部からお伺いしたいわけなんですけど、次にね、合併して地域経済、いわゆる活性化しているのかということ、そうではないんです。実際はですね、合併して何が今起こっているか、郡部に。役場がなくなりました。役場がないということは、農村部ではですね、たまたまこの地域における最大の雇用の場になっていた役場がなくなったわけですからね、役場の職員が遠くに行くようになって、いわゆる平良に通うようになってですね、その地域は確実に寂れていくという現象、これは上野、下地にもあると思うんですけど、上野、下地は分庁方式で割と職員の多い分庁がなされているんで、それほどでもないですけど、しかし平良隆議員がおっしゃっていたように、上野といえども元気がないということを感じているから、そういうことを申し上げたんじゃないかと思います。

ですから、郡部においてはですね、確かにここに役場がなくなっていくということはいろんな意味で地域経済に影響を与え、そして地域間の横のつながり、あるいはきずな、こういうものが薄くなって、非常に疎外感を持つ人たちが出てきていてですね、合併が悪かったというようなことを我々議員に本当にしょっちゅう言われるようになってきているわけです。ですから、市長がおっしゃるように、合併して活性化が見込まれるとか、こういうのもさっき申し上げた基本構想、基本計画、そういうものは本当にバラ色に描かれているんですけど、現実実情はですね、全く住民がこれを感じるほどにはなっていないということをお聞きしたいと思います。

それから、行政のサービスについてもですね、この役場がなくなるということは、大変なことなんです

よ。今2つの課がそれぞれあって、大体十五、六名ぐらいいるんでしょうか。さらに、市長はですね、今後はこれを4人ぐらいにして、みんな引き揚げるんだという、これ大変なことなんですよ。ただですら役場がないことで地域に受ける影響がかなり大きい、それで住民が切実にですね、非常に見捨てられているということを感じているのに、この十数名の職員を二、三人に減らした場合、これはもう全く市部に吸収合併されたと同じ、そういう感じで受けとめられてしまうんです。また、受けとめられています。

最初はね、合併のときは支所を置く、支所機能を充実するという約束で住民とはやった。しかし、具体的に出発してみたて、5年たってみると、支所に十数人になり、そしてあとは来年、再来年は4人だけ置いて引き揚げる。こういうことになるとですね、もう地域というものはなくなったも同じになるんですよ。何を頼りに、何を手だてに頑張っていくんですか。だから、こういう思いはね、平良の住民の皆さんはわからない。しかし、郡部にいる我々はそれを毎日切実に感じている。いろんな面が不便になっている。それで、平良にいわゆる本庁に用事に来ようと思っても、バスは1日に数本しかない。それに乗って行ったはいいけど、途中でとまっているもんだから、バス停で、あとはタクシーでここに来たという実例がある。こういうぐあいにですね、いろんな合併によるひずみを住民は本当に感じているんですよ。だから、そういうようなものをね、ぜひ細かく把握して、これからどうすればいいかということその基本構想に基づく答えではなくてね、具体的に地道に考えてもらいたい、そしてやってもらいたい。でも、一番大変なのはですね、役場がなくなるということは、窓口サービスが不便になるということだけじゃないんですよ。その地域の行政全体に影響を与えています。政策を今までは立案する職員がいました。地域を把握しているわけですから、身についた企画、それから計画ができていたわけです。それが役場がなくなって、職員がいなくなって、市役所の機構が大きくなって1つにまとまってしまっているもんだから、この大きい本庁というか、この市庁においてはですね、役人の官僚化が進んでいるような感じがあります。非常に住民に対する当たり方が以前と違うというような指摘がされています。

ですから、そういうようにね、合併というのは非常にいろんな問題を今投げかけているんですよ。このいろんな矛盾、各地域のそれぞれに適した産業、雇用、こういうものを全部くみ取って、ちゃんと丁寧にですね、説明ができるような行政の進め方をしないとですね、この合併の問題というのはいつまでも尾を引いていくわけです。ですから、願わくば人を減らすんじゃなくて、むしろ最初の約束どおり、支所機能を充実、少なくともそれぞれの支所にね、三、四十人、四、五十人を置いて、いろんな窓口、住民とのかわり合いをもっと切実に保っていくような、住民が頼れるような場所をつくってもらいたい。減らすのではなくて、支所機能を十分に充実してもらいたい。支所機能の充実に対して市長はどういうふうを考えているんですか。特にね、要望されているのは、今窓口に行くと印鑑証明とか、住民票いろんなのとります。その手数料を会計に行くと納めています。これもなくすというんでしょう。年配の方々は、どうやって手数料払って、どうやって納めるんですか。農協に行くと納めるんですか。だから、そういうようにですね、いろんなひずみがあるわけですから、このひずみの点検、検証をして、ぜひ合併のもたらす地域住民の不満にこたえるようにしてください。そのためにはまずアンケートをとってみてください。アンケートをとることによって、合併の5周年を検証することはある程度できます。それに基づいて基本構想と基本計画と実施計画をちゃんと整合性を持たせて取り組んでいくのが大事かと思うんです。

以上、いろいろ注文も申し上げたんですけど、こういうような問題を抱えている宮古島市であります。

市長は、どのようにお考えなのか、聞いて私の質問を終わります。

◎市長（下地敏彦君）

自衛隊の問題等について、まずお話をしてみたいと思います。

今現実には尖閣列島を初めですね、宮古島近海の海域で何が起きているかという現実を見た場合、尖閣列島の周辺では、午前中に議会で議決したようにですね、我が国の領海内で違法な操業をする、あるいは経済水域の中で活動する、宮古島の周辺では中国の潜水艦が堂々と通っていく、こういう状況をそのままにしておいていいのかと。我が国の国益はどうするのかという基本的な命題があると思います。この問題について、一地方の市町村長にどうするんだという問いかけをするよりも、国としてですね、安全保障条約についてどうするのか、安全保障条約に基づいてこのそれぞれの地域をあるいは国境の島をどうするのかという明確な姿勢を示すべきだと思います。でも、現実的には今はそれがないと。今言っているのは、安全保障条約上港に来るのを拒むことはできない、空港に来るのは拒むことができないという説明だけであります。何でそういうふうなことをやるのか、あるいはそういうふうなことがだめだというのであれば、安保の改定、見直しについても真剣に論議をすべきであるというふうに思っております。

したがって、宮古島にどうのこうのという前に、国全体としてこの問題は国民全体がですね、論議をしていかなければならない課題であり、宮古に來たからどうの、八重山に來たからどうのという個別の問題で論議するのは余り妥当じゃないなと思っております。もちろん宮古島に來てほしくないというふうなことから、自肅の要請をしているわけでありまして、平和な宮古島であることを願って下地島の空港の利用についても平和利用をしようというふうなことを再三申し上げておりまして、この考えには変わりはないということをお願いしているところであります。

次に、合併5周年を迎えて、まるで新城元吉議員の意見を聞いていると、合併を解散したほうがいいんじゃないのかなというふうにも聞こえますが、それはそうではなくて、まだ合併して5年ですよ。数十年別々の行政をやってきた市町村が1つになって、これからそれぞれの持っていた行政の仕組みあるいは地域性というふうなものが全然違っていたわけですから、それが1つの市として統一のとれた行動をとるといには、まだまだ時間がかかると思っております。そういう中においても、やはり新城議員がおっしゃるように、旧町村部を何とかしてほしいという悲鳴に近い要望というのは十分理解をいたしております。したがって、定住圏構想なり、過疎計画の中でそれぞれいろんな事業をできるだけ配慮した形で整備をしていって、均衡ある発展を図りたいなというふうに思っているところです。財政規模がある程度大きくなったことによりまして、医療の問題、福祉の問題等は、小さな町村でなかなかできなかったものがかなりできているというふうに思いますし、社会基盤の整備、そのものについても小さな町村でやるよりも、1つの島としてやったほうが効率がいいわけだし、そのほうが市民全体としてもいいんじゃないかというふうに思っております。

いずれにしても、市全体として宮古島市の市民としての意識、これをやっぱりみんなで共有しながらですね、豊かな宮古島市をつくるためにともに努力をしていければありがたいと思っておりますし、私ども市役所の職員一同ですね、どこの地域に行っても、それぞれしっかりと市民の意見を聞きながら対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひ一緒になって新しい宮古島市のために協力していただければありがたいと思います。

する運びになったということが報道されております。その中で、旅客対象が何かいろいろ限定があるようでありませぬけれども、やはり客船の就航にとっては大きな前進だと思っております。まずは下地市長初め、市町村会の皆さんに敬意を表したいと思います。

そこで、市町村会の会長である下地市長は、この中で運航実現には制度上の問題もあるようだが、国は離島特区を設けることによる制度の見直しに向けて検討を進めているようだと述べておりますけれども、いつごろをめどにですね、今後大型客船の就航についてどう取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

次に、地球温暖化及び省エネ対策についてお伺いしたいと思います。宮古島の地球温暖化防止の取り組みの一つとしてですね、一昨年から七夕の日に各企業や団体の事業所での夜間のライトダウンを実施してきております。今後もぜひ事業所はもとより、より多くの市民にも積極的に呼びかけてこのライトダウンの事業を継続実施をしていただきたいと思っております。また、省エネ対策の一環として、自然エネルギーである太陽光発電による国の平成21年度補正予算を活用して、現在宮古島の全小中学校に太陽光パネル設置事業が実施されております。現在の設置状況についてお伺いしたいと思います。その中で、やはりこの設置をすることによって、どれだけの経済効果、また子供たち、この環境問題に対する教育的効果についてもご説明を願いたいと思っております。

それから、現在一般家庭においても、そういった太陽光発電システムを取り入れておりますけれども、この宮古島市において一般家庭及びそういったいろんな事業所での普及状況、これについてもその状況と、それに対するこういった助成事業、多分にそれ補助事業にのっとって設置をしていると思っておりますけれども、その助成状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、観光行政についてお伺いしたいと思います。1点目の観光地のトイレの管理については、さきの6月定例会でも取り上げてきました。その後当局はどのような対策をとってきたのか、その説明をお願いしたいと思います。

2点目の宮古島海中公園整備事業についてであります。これからの宮古島の大きな観光スポットとして期待されている事業でありますので、来年4月のオープンに向けてですね、ぜひとも無事故安全で完成していただきたいと思っております。その中で、こんな立派な宮古島海中公園整備の概要というのが出ております。その中のですね、こういった事業の概要か説明をしていただきたいと思っております。それと、この海中公園事業とあわせてですね、今後考えられる関連事業についても、どのようなことを計画をしているのか、お聞きしたいと思います。

2点目に、サンゴ礁の保護、育成についてであります。このサンゴ礁の保護、育成についても、この概要の中にありますけれども、本当に概要の中では日本一のこういった海中公園、何かナンバーワン、オンリーワンを目指してこの海中公園を整備していこうということがありますので、ぜひともこういった内容のですね、サンゴ礁及び宮古に生息する貝類や熱帯魚のそういう育成を図っていくのかについてもお聞きしたいと思います。

次に、熱帯植物園の管理運営についてお伺いしたいと思います。市の熱帯植物園は、市民の憩いの場所、また宮古を訪れる多くの観光客が足を運ぶところとして長年親しまれているところであります。宮古の水がめである大野山林、それから市博物館、また県立少年自然の家、そしてつい最近オープンした長期滞在

型の赤がわら屋根、木造づくりのそういう幾つかの家が今建っております。かたあきの里といっているらしいですけども、こういった自然と文化に親しめる環境的には素晴らしいところに位置している熱帯植物園であります。しかし、二、三日前に植物園へ行ってまいりましたけれども、やはり回ってみてですね、いろいろ改善すべき点があるなというふうに思いました。普通宮古を訪れる観光客はですね、その植物園を訪れる場合に、まして熱帯植物園でありますので、やっぱり南国の楽園というようなイメージをしてですね、いろんな色鮮やかな花や、そして珍しい植物があるんじゃないかと期待して多分に来ていると思います。しかし、そこに今体験交流村ができておりますけれども、その仕事している人にですね、観光客が聞くのはですね、植物園の中に入ってきているんだけど、植物園はどこにあるんですかと、そういう聞くぐらいに植物園らしくない今の熱帯植物園が実態であります。市長はですね、新年度の施政方針の中でも宮古島を花の王国にしたいと言っております。せめてその第一歩としてですね、この熱帯植物園の中に本当に宮古島の花をですね、集めるような、そのぐらいに取り組んでいただきたいなと思っておりますので、市長の決意のほどもお伺いしたいと思います。担当課に聞きますと、植物園に関してのですね、リニューアル計画があって、それに沿って今後整備をしていくと言っております。その計画内容とですね、実施時期についての説明をよろしくお願いいたしますと思います。

そこで、私もですね、今後の植物園のあり方について、市当局のリニューアル計画でも検討していただくことを踏まえてですね、幾つか提案をしたいと思っております。まず、植物園の入り口、玄関であります。どこの観光地へ行ってですね、入り口、玄関、やはりそこにはこの施設の中身をやはり象徴するような看板があるんですよ。今あるのは看板らしい看板じゃありません。そういった中で、やはり宮古島のですね、中学か高校生、こういった応募してもいいですから、そういった宮古の植物園にふさわしい看板を設置していただきたい。まして、これからの観光というのはたくさんまた外国からも来られます。そういった意味で、外国の方にもわかるような、こういった看板及び案内板というんですか、またそういったパンフレットをぜひつくってですね、この植物園をまず肝心の看板を設置をしていただきたい。最近みーやという歌がテレビでも放送されておりますけれども、こういったマスコット人形というんですか、それと一緒にこの入り口で記念撮影もできるような、そういったことも考えていくべきじゃないかなと思っております。

植物園入り口から入ってですね、右側に広場がありますけれども、ここでマンゴーまつりとか、産業まつりもやっておりますけれども、その広場の中にですね、トックリヤシとか、大きなガジュマルがやっぱり点在しているんですよ。ですから、もう少しこれを整理をして、やはり広場を有効に活用できるようにぜひやっていただきたいと思っております。チガヤという工房がありますけれども、その隣にですね、僕行ってみたら大きなトックリキワタの木があるんですよ。これは、別名というのか、ブラジルザクラといっております。観光客がこのブラジルザクラを見てですね、満開になって素晴らしいものですから、ちょっとこの綿が珍しがって、また花がピンクできれいなもんだから、そこでよく写真を撮っていくと聞いております。ですから、この植物園内にですね、このトックリキワタをぜひ植樹をして、花見ができるような環境もつくっていただきたいなと思っております。

また、デイゴ並木があります。以前のような素晴らしいデイゴ並木ではありませんけれども、デイゴ並木としては今ありますけれども、ぜひこのデイゴ並木の整備も含めて、これからデイゴ並木に沿ってです

ね、できれば夜でも観賞できるようなサガリバナというんですか、においのある、そういった花をぜひ植えていただきたい。ライトアップして夜の観光もできるような、そういったものも考えていただきたい。また、近くに植物園に池もあります。また、ボーリングすればすぐ地下水も出てくると思いますので、こういった水を利用した、地下水を利用したぜひせせらぎというか、水路、これをですね、この植物園内にめぐらせていけないのかなと思っております。昔は、よく蛍も見えました。しかし、現在やはり水がないところには蛍がすまないということを聞いております。そういった意味で、水辺公園みたいなものもつくりながら、蛍の復活もぜひ考えていただきたいなと思っております。

宮古に来る観光客はどうしても宮古の熱帯果樹、もちろんマンゴーもいいんですけども、パンシローとか、パパイヤとか、島バナナとかですね、いろんな昔に宮古に群生していたこういった珍しいこういった果樹、こういったものも楽しめるようなハウス、これをぜひつくっていただきたいなと思っております。先ほど申したように、この近くには宮古島市総合博物館があります。最近のそういった全国的な流れというんですかね、傾向として、博物館と植物園を連携して考えていこうということが言われているそうです。博物館には専門家がいらっしゃいます。植物、生物の専門家もいると思いますので、そういった方々を含めて、この植物園のリニューアル計画にぜひ入れていただいてですね、またこれからの植物園の管理運営もこの博物館と一体となってですね、取り組んでいただければなと思っております。

次に、その植物園の中にある体験工芸村の運営状況についてであります。幾つか工房があります。一番何か今人気があるのはですね、やはりシーサー館、子供たちが宮古の土でいろんなシーサーをつくったり、それをまた1カ月後に焼いて体験した方に送っていくという、これが一番盛況だそうであります。そういった中に幾つか工房があります。木工細工、それから貝細工、それから万華鏡、いろいろありますけれども、この開村して1年以上たっておりますけれども、その運営状況、どれだけの方が入ってきているのか。また、来月にも修学旅行生が来るようなことも聞いております。それに対する取り組み等もですね、ぜひお願いしたいなと思っております。その工房の中に先ほど言ったチガヤ工房がありますけど、行ったらですね、水道がないんですよ、ここだけ。何でここだけ水道がないのかわかりませんが、チガヤは材料をね、水に浸すんですよ。浸してからいろいろやるらしいんです。だけど、そこにだけ水道が来ていないと、何で引いてくれないのか、言っても聞かないということを言っておりました。これについてもですね、ぜひ早急に水道を引いていただきたいと思います。

皆さんもこの工房を見ていられると思うんですけど、赤がわら屋根ですけど、あれは特殊なスレートというんですか、スレートに赤がわらのあれを吹きつけて、あれ軽量になっているんですよ。ですから、台風のときにですね、周辺の大木が最近もう大きい木はある程度去年剪定をされていて、何も被害はありませんでしたけども、折れている木もたくさんありました。ですから、やはりこれからの植物園の管理、特に体験工芸村の周辺の管理についてはですね、大木を定期的に剪定をしていただきたい。そうすることによって、チガヤの屋根もですね、守られていくんじゃないかなと思っております。その工房の前にですね、サルスベリの木があったんですよ。枯れていました。そこは、何かシロアリの巣になっているそうですね。早急な撤去をお願いしたいと言っておりましたので、これについてもお願いしております。

それと、最初はですね、三線体験もあったんですけども、現在ないんですよ。ぜひこの工房の仲間の皆さんからはですね、別のものにかわっておりますけれども、ぜひ宮古に来て三線の体験が以前はあったん

だけど、現在三線の体験ができない。それをぜひ復活してもらいたいという声もあります。これについての取り組みについてもお聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。1点目の学校教育環境整備計画についてであります。本当に最近では異常気象におきましてですね、今年ほど熱中症という言葉がテレビや新聞や報道でですね、聞いたことありませんけれども、やはり国内においても五、六百人の方々ですね、特に年寄り、こういった方々がこの熱中症で亡くなっているという状態が続いております。そういったことも含めてですね、全国的に今学校現場でもやはり学校の教室、普通教室にですね、ぜひクーラーを設置するという取り組みが今各自治体でも進んでいるようでありまして。ぜひ宮古においてもですね、この小中高の普通教室にクーラーの設置をですね、ぜひやっていただきたいと思っております。その取り組みについてもお伺いしたいと思います。

次に、小学校での英語教育の推進についてであります。宮古島市の先ほど髙原弘議員も言っていましたけど、宮古島市の教育についての事業計画書がありますけれども、その中に国際理解外国語教育の推進が掲げられております。その中で、国際化の急速な進展に伴い、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められております。このため学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、あわせてコミュニケーションの手段としての外国語、特に英語になれ親しませ、外国語、英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学英語教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーション能力の育成の一層の充実をさせることに努めることとありますというふうになっております。現在宮古島市の小学校においてですね、どのような外国語、特に英語教育に取り組んでいるのか、具体的な事例があればですね、挙げていただきたいと思えます。

次に、環境行政についてであります。1点目に、公共下水道事業の進捗状況、この中でですね、いろいろ普及率が県下で悪いというふうにも聞いております。現在のそういった状況も含めてですね、集落排水事業の進捗率も余り芳しくない状況でありますけれども、集落排水事業の場合はですね、本管から宅地までの家庭までの引き込み工事というのは、必ずこれはセットになっているんですけども、公共下水道事業はですね、まちまちなんですよね。一部はそういったいつでも宅地に接続できるようなところがあれば、場合によってはそういったのが全くされていないところがある。これは、どういうことでそういうことが起きているのかについての説明もお願いしたいと思います。

それから、先週文教社会委員会でもし尿処理場を見学いたしました。今回のし尿処理場4億円をかけてやると言っておりますけれども、その内容についてもお伺いしたいと思います。今回下水道に希釈した処理水を投入するというところでありますけれども、市民負担はどのぐらいになるのか。使用料に関して市民の負担はないのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。1点目に私道整備計画について、平成22年度9月補正予算で土木費の中に私道整備補助事業で360万円が計上されております。その事業の内容について説明をお願いしたいと思います。

2点目に西里通りの整備計画であります。県も市もこのコミュニティー道路で整備すると言っておりますけれども、なかなか進んでおりません。こういった理由でこれが進んでいないのかについてお伺いした

建物に影響のないように定期的に剪定作業を進めていきたいと思っています。

さらに、いろいろと植物園のいろんなご指摘のですね、ものにつきましては、早急にその計画の中に組み入れる方法を考えながら、できるものからですね、進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、太陽光パネルの設置事業で、経済的効果、教育的効果を示せということではありますが、太陽光発電システムの設置による光熱費の削減効果は、設置後まだ日が浅いことから把握できておりませんが、文部科学省がパンフレットで提示している一般的な数値として、定格出力20キロワットのパネルを延べ床面積5,000平方メートルの学校に設置したとして、年間12%から27%の電力需要量が削減できるとしております。CO₂につきましては14%から17%の削減であるということでもあります。

また、環境教育についてですが、自然エネルギーである太陽光に興味を示す生徒に対しては、教職員が太陽光発電システムの仕組みや表示装置を使って質問に答えるという形で環境教育を行っております。加えて、今後理科の授業等で活用したいという積極的な学校も見受けられております。現在宮古島市では13校に設置をされております。

次に、小中学校へのクーラーの設置でありますけれども、小中学校へのクーラーの設置は、設置費用及び維持管理費に多額の費用を要することから、財政的に厳しいと思われれます。現在各学校の普通教室には、天井扇を設置して対応しております。特別教室のほうには、設置をしております。

◎上下水道部長（下地祥充君）

公共下水道事業の進捗状況についてということですが、全体計画839ヘクタールで、平成21年度末整備済み面積125ヘクタールで、整備率14.9%です。整備率が低い主な原因は、各世帯が個別に浄化槽を設置していることによるものと考えられます。

（議員の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後6時20分）

再開します。

（再開＝午後6時22分）

◎市長（下地敏彦君）

博物館と植物園、やはりある意味での学習施設みたいな感じにもなります。したがって、この2つの施設をやっぱり有機的に結びつける必要があるというふうに思いますし、かたあきの里もありますから、そういう意味では一つの学習の場としてですね、総合的に連携をとりながら整備を進めてまいりたいと思います。

◎上下水道部長（下地祥充君）

嵩原弘議員のご質問にも答えたんですけど、加入促進を図るためにですね、1世帯当たり20万円から30万円の範囲で無料貸し付けという制度があります。だから、それを活用していただきたいと。どうしても本線から各家庭までは個人負担という形になりますので、そういう形の方法でしかできないと思っています

ので、よろしくお願いします。

◎観光商工局長（奥原一秀君）

今8工房がありまして、当初は三線体験もあったみたいなんですけども、今ちょっとなくなっておりますね、その体験ができる方策があるのかどうかをその協議会のほうともちょっと調整をさせていただきたいと思っています。なるべく早期に回答ができるようにしたいと思います。よろしくお願いします。

◎富永元順君

質問でありませんが、ぜひ台湾との、基隆市との交流、この人事交流をですね、やはり難しいからこそ挑戦して宮古島の発展のためにぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。それと、また市長はですね、博物館と一体となってこの植物園の運営に努めていくというふうに答弁いただきましたので、ありがとうございます。ぜひ海中公園も日本一すばらしい海中公園を目指してやります。ですから、この植物園もですね、本当にどこの植物園にも負けないようなすばらしい植物園をつくっていただきたいと思っております。

それから、先ほど合併によって特に城辺地域が寂れていると、しょっちゅう新城元吉議員がおっしゃっておりますので、私が一つ提案をして終わりたいなと思っております。20年前ぐらいにですね、宮古島にアメリカのマイアミ大学の分校をつくろうという運動がありました。だけど、そのときにはですね、学校用地、また施設も含めて地元でそういった施設を準備すればいいですよという話がありましたけども、そういう提供できる場所もありませんでしたので、今新城元吉議員が言っているように城辺庁舎、これをですね、宮古島市はハワイ、マウイ島との友好、姉妹都市交流もやっておりますので、ぜひできればハワイ大学をですね、分校でもいいですから、誘致をして、これ本当に小学校の英語教育も含めて宮古の人材育成の場としてですね、ぜひ活用していただければいいなと思っております。私の提案を申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（下地 明君）

これで富永元順君の質問は終了しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後6時26分）

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 24 日 (金) 5 日目

(一 般 質 問)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

平成22年9月24日（金）午前10時開議

日程第1 決議案第3号 米軍艦船および軍用機等の来島反対と自粛を求める決議（議員提出）
" 第2 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成22年9月24日

(開議=午前11時13分)

◎出席議員(26名)

(延会=午後5時23分)

議長(4番)	下地明君	議員(14番)	亀濱玲子君
副議長(10〃)	棚原芳樹	〃(15〃)	前里光恵
議員(1〃)	高吉幸光	〃(16〃)	山里雅彦
〃(2〃)	仲間則人	〃(17〃)	上地博通
〃(3〃)	西里芳明	〃(18〃)	佐久本洋介
〃(5〃)	下地博盛	〃(19〃)	平良隆
〃(6〃)	長崎富夫	〃(20〃)	新城啓世
〃(7〃)	前川尚誼	〃(21〃)	嘉手納学
〃(8〃)	上里樹	〃(22〃)	垣花健志
〃(9〃)	嵩原弘	〃(23〃)	富永元順
〃(11〃)	砂川明寛	〃(24〃)	池間豊
〃(12〃)	眞榮城徳彦	〃(25〃)	下地智
〃(13〃)	新城元吉	〃(26〃)	新里聰

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	城辺支所長	狩俣照雄君
副市長	長濱政治	下地支所長	喜屋武重三
企画政策部長	古堅宗和	上野支所長	垣花徳亮
観光商工局長	奥原一秀	消防長	砂川享一
総務部長	砂川正吉	教育長	川上哲也
福祉保健部長	譜久村基嗣	教育部長	上地廣敏
農林水産部長	平良哲則	生涯学習部長	安谷屋政秀
建設部長	友利悦裕	企画調整課長	友利克
上下水道部長	下地祥充	総務課長	下地信男
会計管理者	饒平名建次	財政課長	伊川秀樹
伊良部支所長	長濱光雄	監査委員代表監査委員	糸数健

◎議会議務局職員出席者

事務局長	荷川取辰美君	議事係	仲間清人君
次長	宮國恵良	庶務係長	友利毅彦
補佐兼議事係長	伊波則知		

◎議長（下地 明君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前11時13分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、決議案第3号を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎新城啓世君

決議案第3号、米軍艦船および軍用機等の来島反対と自粛を求める決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成22年9月24日、宮古島市議会議長、下地明殿。提出者議員、新城啓世、賛成者議員、嘉手納学、上地博通、高吉幸光、平良隆、上里樹、富永元順、嵩原弘、長崎富夫、佐久本洋介、西里芳明、下地智、砂川明寛、眞榮城徳彦、前里光恵、池間豊、仲間則人、新城元吉、下地博盛、棚原芳樹、前川尚誼、山里雅彦、新里聰、垣花健志、亀濱玲子。

文案を読み上げまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

米軍艦船および軍用機等の来島反対と自粛を求める決議

長崎県佐世保基地所属の米海軍掃海艦「ディフェンダー」（排水量1,312トン、乗員84人）が本市や沖縄県の自粛要請を押し切り、去る9月21日「乗員の休養と友好・親善を目的」として平良港に入港、同24日まで停泊しました。

本市では、去る9月5日に、米海軍第7艦隊音楽隊が宮古空港に軍用機で着陸し、宮古島市の施設（マティダ市民劇場）を使用して演奏会を開催するという動きに対して、軍用機使用の自粛要請を行ったばかりである。

本市は今回の米海軍掃海艦「ディフェンダー」の平良港寄港に対しても、平良港は民間船舶のための港であり米海軍掃海艦の入港を自粛させるよう、外務省沖縄事務所に要請、また沖縄県も在日米海軍司令官や在沖米国総領事に自粛要請を行っております。

ところが、米海軍掃海艦「ディフェンダー」が宮古島市や沖縄県の自粛要請や市民団体の抗議にもかかわらず、平良港への入港を強行、軍人が市街を闊歩するさまは辛酸をなめた悲惨な戦時中を想起させ、平和を希求する市民に不安を与えたことは誠に遺憾であります。また、来る12月には、米海軍第7艦隊音楽隊が軍用機で来島する動きがありますが、度重なる米軍艦船や軍用機という軍機動力の来島は、軍隊の動きに敏感な市民を不安に陥れるものであり、市民・県民の意志に反する行為であります。

宮古島市議会は、米軍艦船および軍用機等の本市への来島を厳に自粛するよう決議し、強く要請する。

平成22年（2010年）9月24日

沖縄県宮古島市議会

あて先、外務省沖縄事務所沖縄特命全権大使、在日米海軍司令官、在沖米国総領事。

以上であります。よろしくお願ひします。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第1、決議案第3号、米軍艦船および軍用機等の来島反対と自粛を求める決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第3号は可決されました。

次に、日程第2、一般質問について先日に続き質問を続行いたします。

本日は、仲間則人君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎仲間則人君

一般質問3日目の1番ということで、長い間時間使いましたので、元気よくいきたいと思っております。

質問に入る前に一言申し上げたいと思っております。今定例会中は、地元の敬老会、各小中学校の運動会など地域行事に下地敏彦市長を初め各職員、議員の皆さんが参加して地域を元気づけたことと思っております。また、今年度の宮古地区における葉たばこの買い入れも無事終了し、キロ単価において過去最高の成績をおさめることができました。これもひとえに行政並びに関係機関の協力のおかげであるものと感謝申し上げます。

けきの新聞に、肉用牛競りも3万円上がったということで、農家も口蹄疫の被害も緩和していくんじゃないかなと思っております。

通告に従いまして、所見を交えながら一般質問を行いたいと思っております。当局の誠意あるご答弁をよろし

くお願いいたします。

まず初めに、サトウキビの年内操業の実施についてであります。今月9日の農業振興会評議委員会で、年内操業の結論が出ない旨の記事が載っていましたが、その理由として、低糖度、春植え、株出しのオペレーターと機械の不足、工場能力に見合う生産量が問題ということでした。

そこで、お伺いします。現在早期操業を行っている伊良部や多良間は工場能力により低糖度でも出荷せざるを得なくなっているのか、そうであれば伊良部や多良間村の農家は不利益をこうむっているということになるのではないのでしょうか。早期操業を行っている地区の糖度はどのようになっているか、お伺いいたします。

また、低糖度の件についてであります。現在早熟品種が普及している中、低糖度という数値の範囲は何を指しているのか、お伺いします。

次に、春植え、株出しのオペレーターと機械の不足と言っていますが、農業法人等でハーベスターやトラクターを導入していて、導入条件として3戸以上の農家で組織した団体となっているので、ハーベスターのオペレーター、補助員、トラクターのオペレーターと対応可能だと思います。そうすることで、個々の機械の利用効率向上にもつながり、補助事業の目的が達成され、機械不足の解消されると思いますが、当局としてどのように考えているのか、お聞かせ願います。

次に、早期操業が実現された場合、春植え、株出しの作付体系スケジュールは作成されているのか、作成されているのであればお聞かせください。

次に、マンゴー輸送体系についてお尋ねいたします。今年もマンゴーの積み残しが出て、生産農家は出荷に苦慮していますが、来年以降の出荷体制の取り組みはどのように考えておられるのでしょうか。年々増加の一途をたどるマンゴーですが、毎年輸送の問題が取り上げられているのも、これといった解決策が見つかっていないように思われます。

そこで、宮古島市にある大型量販店が生鮮野菜の輸送に使っている冷蔵コンテナを那覇まで活用する考えはないのか。宅配の輸送、農園から消費者までクール便で指定することで、宮古島那覇間の海上輸送が可能になり、翌朝の那覇空港から全国へ空輸すれば積み残しの解決はできると思いますが、大型量販店や船舶会社と交渉する考えはないか、お伺いいたします。

次に、道路行政についてお伺いします。久松中学校北側にある喫茶ログから久松小学校北側にあるサンハイツ久貝前交差点までの道路に転落防止ガードレールの設置はできないものか。伊良部大橋が開通すると取りつけ道路が久松中学校前になり、宮古島徳洲会病院やマックスバリュへの動線として通行量の増加が見込まれるが、幅員幅が狭く、通学路でもあることから、往来の危険があります。危険除去のためにも幅員ではなく、転落防止ガードレールの設置をお願いしたいと思っております。

次に、久松1号線、廣鉄金前の排水溝整備についてであります。去った6月定例会でもこの久松1号線について質問しました。その中で排水溝の整備をお願いしたところ、全面的な再整備は計画はしていないとの答弁がありましたが、改めて質問したいと思います。この久松1号線は、本当に大雨が降ると久松小学校前から鉄砲水のような雨水が流れ、それと地元松原団地西側のほうからも雨水が流れ、廣鉄金前で合流するため、通行することが困難で迂回しているのが現状であります。現在村づくり交付金で集落排水整備がなされており、廣鉄金東側に沈砂池が設置されていますが、何ら機能を果たしておりません。その

ことから、ぜひ排水溝整備の再検討をお願いいたします。

次に、久松漁港南航路整備について質問いたします。近年久松地区は大型店舗や病院等の高い建物が増え、同時に夜になると照明が増え、立標の確認が難しいという市民の声が聞かれています。この久松漁港南航路は、航路幅が狭く、立標間が広いので、夜間干潮時の漁船の往来が危険と思われます。そこで、立標を増設する考えはないのか、お伺いします。

久松漁港整備についてであります。久松漁港の整備は何年度から事業開始となっておりますか。そして、地元との話し合いの計画はあるのか、あるとしたらいつごろを予定しているのか、お伺いいたします。

次に、バイオエタノール生産設備についてお伺いいたします。我が宮古島市では、平成17年度からモデル事業と技術開発が行われ、国産バイオマス原料によるバイオエタノール生産技術の確立とE3燃料製造、物流、供給の管理体制のもと、実車走行まで一貫して技術開発を行う我が国初めての事例と伺っております。昨年の事業仕分けの論議の中で、モデル事業と技術開発事業が宮古島プロジェクトでは重複しているという指摘があったと聞いていますが、当局として今後この事業をどのように進めていくのでしょうか、お聞かせください。

以上、答弁をお伺いして再質問したいと思います。当局の答弁よろしくお祈りいたします。

◎副市長（長濱政治君）

久松漁港の整備についてでございます。久松漁港の計画内容と、今後この事業をどのように進めていく考えですかということです。漁村再生交付金事業において、久松漁港では波除堤、それから防暑設備、道路、用地舗装等の計画をしております。10月上旬には地元漁業者と意見交換をし、今年度は設計等の業務を行います。整備時期につきましては、平成23年度で防暑設備、道路、平成24年度で波除堤、それから平成25年度で用地舗装を整備する計画です。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

バイオエタノール生産事業についてのご質問でありました。現在本市において環境省が実施しておりますエコ燃料実用化地域システム実証事業につきましては、昨年の事業仕分けの中で宮古島は効果をはかりやすいことから、重点化すべきとの意見が出されております。したがって、昨年度に引き続き実証事業が進められているところであります。他方、バイオエタノール発酵やエタノール脱水、糖蜜の有価物抽出などの技術研究開発につきましては、一定の成果を得たため平成21年度をもって終了しております。

宮古島バイオエタノール実証事業については、これまで1府5省、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、総務省消防庁が連携をして実施しているところで、本市においても環境モデル都市行動計画において重要施策として位置づけられていることから、今後とも国、県と調整をしながら関係機関とも協力し、バイオエタノールの実用化、全島E3化に向け今後も取り組んでまいります。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、1点目にサトウキビの年内操業についてであります。年内操業で一番問題なのは、やはり低糖度でありますね。それにつきまして、今年の宮古製糖伊良部工場のデータがあります。12月の中旬に操業開始しまして、2月の中旬で終わっているんですが、その中で12月の中旬は大体14.9以上で始まりまして、最終的には2月までには15度を超していますが、平均してその大きい差はないというデータは今

年出ております。年内操業に支障を来すような糖度の差はないというふうに理解しております。

それから、年内操業に関する問題点として、今言った低糖度、それから株出し、春植えのオペレーター、管理機の確保、それから工場に見合うだけの生産の確保というのが挙げられますが、オペレーターの確保につきましてはですね、ハーベスター運営協議会や生産法人等と協議し、確保に向けて取り組んでいるところであり、株出し管理機につきましては、宮古地区サトウキビ糖業振興会の今年度の単独事業で株出し管理機5台を導入する予定をしております。

また、サトウキビ増産を図るためには生産性の向上を図るだけでなく、やはり株出し、春植え面積の増加による収穫面積の拡大を図る必要があるというふうに理解しております。

それから次に、マンゴーの輸送体系であります。年々増加するマンゴーの生産量に対して、航空便だけの輸送は限界にきているということから、来年以降は収穫時期の分散などですね、これを農家に技術指導をですね、関係機関と連携して取り組むということと、並行しまして船便での輸送も対応するんですが、現在船便の輸送に関しましてはどういった方法が一番理想的かということで、いろいろなことから今県を初めですね、関係機関と最もいい方法を今協議しているということでもあります。

答弁漏れありました。久松漁港についてお答えします。久松漁港南航路の整備についてであります。久松漁港南航路は、2隻の往来が十分可能な30メートルの幅員で整備がされております。南航路標識灯については、宮古島海上保安署の管理が3基、それから市の管理が1基設置されておりますが、指摘のとおり陸上の照明等の影響で航路の認識がしにくくなっているというのであれば現状を調査しまして、関係機関と協議していきたいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

久松中学校北側にある喫茶ログから久松小学校北側サンハイツ久貝前交差点までの道路に転落防止ガードレールの設置はできないかというお尋ねであります。ご指摘の箇所は松原32号線で、幅員4メートルの道路であり、道路と畑の段差が1メートルほどある道路です。ガードレールの設置については、基準高が2メートル以上となっておりますので、現時点での転落防止のガードレールの設置計画は予定しておりません。

次に、久松1号線、廣鉄金側の排水溝整備についてであります。ご指摘の箇所は松原1号線で、現場確認したところ排水路に土砂が堆積し、冠水の原因となっていると思われましますので、土砂を取り除き、一部排水溝の改修整備を行い、対応したいと思っております。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

◎仲間則人君

再質問をしたいと思っております。順次質問したいと思っております。

まず、早期操業の件であります。伊良部工場の例を一応糖度的に挙げておりました。そうであれば、低糖度というのは基準糖度値に入っていると、今伊良部工場の例を挙げると14.9ですので、基準糖度に入

っているのではないかと、なぜ早期操業かと私がいいますと、12月の上旬、10日前後から30日ごろまで収穫をしてもらおうと、早期操業しますと一応宮古全体で栽培面積の3分の1が収穫可能だと思われます。そこで、その大体1,000町歩ぐらいが面積が収穫されると思われます、そのうちの3分の1を春植えに回しても1万7,000トンぐらいの増加が見込まれます。市としても増産体系に向けて、またその増産することによって先ほどおっしゃっていましたがバイオ燃料、サトウトキビ糖蜜等も循環型エネルギーとして活用できるんじゃないかなと思っております。ぜひ早期の早期操業を来る10月の協議会の中でも実態を挙げながら、ぜひ推し進めていけたらうれしいなと思っております。

次に、マンゴー輸送体系であります、今農林水産部長のほうから答弁ありましたように、来年からはぜひ船会社とのほうも話を進めていきたいというふうな答弁でありましたが、この質問の中で大型店舗との冷凍コンテナを利用できないものか、船会社でもコンテナを大型店舗が生鮮野菜を宮古島のほうにも運んでいますので、そのまま空で帰すよりは、それをうまいぐあいに大型量産店とも話を進めて、そこを活用できないものか、そこら辺をもう一度お聞かせください。

次は、道路行政についてですが、喫茶ログから久松小学校北側までの通りですけど、本当に年々住宅も増えてまいりまして、生徒数も増えて、多分現場には行ったと思われませんが、あの道路も本当南側の畑に面する側の段差が大分あるんじゃないかなと思われまいます。昔ながらの石積みの上に舗装が乗っているだけであって、4メートルというんですけど、実際はかつたらあそこ4メートルないんじゃないかなと、それをいま一度ね、車の反射板等なり、またぜひ通学している子供たちの安全面も考えて、やっぱり必要ではないかなと思っておりますので、いま一度検討をお願いいたします。

次に、久松1号線の廣鉄金前の排水溝、これは上のほうからあけぼの保育園、そのバイパスからずっと来たときに本当に排水溝、50ミリ……70ミリぐらいですかね、70ミリのパイプがそのまま排水溝に行くような形になっているんですが、ここが全部埋まってしまって、そこからの北側から流れてくる水もそのまま久松方面、学校方面、鉄砲水のように流れてきています。できれば上からすべて排水溝も掃除して、それから改修し、でなければ本当に掃除をして排水ができるよう要請したいと思っております。ぜひその排水溝に対しても行政の力をよろしくお願いたします。

次に、バイオエタノール生産施設についてであります、現在バイオエタノールを抽出した後の残渣液、蒸留残渣液、その利活用がいまだできていない状況じゃないかなと思っております。酵母液と、これを残渣液のほうをぜひ農家にもこういった成分が上がってきて、こういうふうなサトウキビ、植物にはいいよというふうなのをね、農政課としても、宮古島からせっかくできたサトウキビに含まれる栄養分がそっくりそのまま宮古島の畑に還元されるんですから、循環型で。もう少し農家に対して蒸留残渣液、強いてはまた残渣酵母、この辺の利活用を農政課としてね、もっともっと市民にも波及してもらいたいなと思ってます。そのために、その残渣液を利用して堆肥づくりもやりましょうということで資料も一応もらってまいりました。上野のほうに残渣液を保管する場所のタンクも設置されております。それもいまだ活用されていない状況でありますので、ぜひリサイクルセンターの堆肥を堆肥工場にも残渣液とまた酵母液、酵母、それを混入した堆肥づくりも市として両工場からバカスとトラッシュ、そういうのを譲り受けて堆肥化に向けてこの残渣液、酵母等も利用しながら、また酵母に対しては畜産農家もえさとして、また使えるというふうな実証事例が挙がっております。それに向けても環境E3、これ全島3万5,000台というふ

うな目標があるそうですので、現在車にも、また畑にも、農地にも、そのサトウキビから、そのシステムを農政課としても一緒になって、燃料だけじゃなく、堆肥、畜産農家へのまた酵母を提供するとか、いろんなものを考えてもいいんじゃないかなと思っております。それについて、残渣液の活用方法についてお聞かせ願えればうれしいなと、またこの場で行政側のほうから残渣液、酵母等の活用をこのようにしましょうというふうな言っていたら、E3並びにまた農家の農地が肥えて、また作物が増収になると思われますので、農政課の答弁もいただきたいなと思っております。

答弁を聞いて私の9月定例会の一般質問にさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、1点目のマンゴーの輸送体系であります。これにつきましては来る10月の上旬にマンゴーの輸送体系についての協議を関係する機関と話し合いを予定しております。その中で、大型店舗でのコンテナの活用につきましてはですね、議題に上げたいというふうに考えております。

それから次に、バイオエタノールの件であります。今蒸留残渣液、それから残渣酵母、それから製糖残渣物などについては、これを原料にして堆肥にするという話が進んでおまして、これにつきましては今国ですね、委託でりゅうせきがですね、その実証試験を委託でやる予定をしております。その中で市がどういったかわりになるかということですね、今話し合いをしております。そういうことで、国の委託事業をりゅうせきがやっているんですが、それに対して市もかかわっていけるようにですね、やっていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

喫茶ログから久松小学校北側、サンハイツ久貝前までの交差点の道路であります。4メートル程度の道路でありまして、幅員がかなり狭いという話がありますが、ガードレールの設置は基準上設置できませんが、交通安全対策として反射鏡などの検討はしていきたいと思っております。

次に、久松1号線の排水整備の件であります。やはり上方のほうから整備をしていかないと途中で詰まりますので、その検討をしていきたいと思っております。

◎議長（下地 明君）

これで仲間則人君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時52分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に続き一般質問を続行します。

順次質問の発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今度の定例会において、宮古島市監査委員から平成21年度宮古島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書並びに別紙として平成21年度決算審査意見書（伊良部7号線道路改良工事・

1 工区) が提出されておりますので、この決算審査意見書を中心にですね、聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、質問に入る前に監査委員のですね、職務権限についてお伺いをしていきたいと思っております。地方自治法第199条第1項から第12項まで監査委員の職務権限が規定されております。その中で、厳密には、一般監査、これは本条の第1項及び第2項の規定による監査で、さらに第1項の規定による監査は本条第4項の規定による定例監査、それと本条第5項の規定による随時監査に分かれております。

次に、特別監査、これは地方自治法第75条の選挙権を有する者の直接請求による監査及び第98条第2項の規定による議会の請求による監査、第199条第6項の規定による当該普通地方公共団体の長の要求による監査及び第199条第7項の規定による財政的援助を与えているもの等に対する監査、これが特別監査になっております。

そのほかに、監査委員に付与された職務権限として決算審査、これがございます。この決算審査は、地方自治法第233条、つまり普通地方公共団体の長は決算及び第1項の書類を監査委員の審査に付さなければならぬというものであります。第233条、これは決算の条項ですけども、第1項から第6項までの規定があります。この中で、決算とは1会計年度の歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示されている計算表である。決算審査の主眼は、1、計算に間違いがないか。2、支出命令等に符合しているか。3、収支は適法であるかということにまとめられております。

以上述べてきたように、地方自治法第199条の監査の規定及びその効力の範囲と地方自治法第233条の決算の規定を踏まえた上で、今回の監査委員の審査、つまり審査意見書に、私としては職権の濫用あるいは混同、それから越権行為、これがあつたのではないかと感じておりますので、代表監査の方にはその辺を明確に区分けをした上でですね、第199条と、それから第233条の決算、これに付随する監査委員の権限、この範疇についてですね、明確にお答えいただきたいと思っております。これは、通告の①、②をまとめてありますので、同時にお答えになって結構です。

次に、この決算審査意見書において、特別の1事業について特別に監査し、意見書としてまとめて、全体の意見書とは別に、この決算意見書を提出したことは地方自治法で定められている監査の種類のごどれに該当するか、つまり一般監査なのか、特別監査なのか、それとも決算審査として地方自治法第233条を適用してこの意見書を提出したのか、その辺もお聞きしたいと思います。つまり一般監査とするならばですね、地方自治法第199条第1項の規定による監査は第4項の規定による定例監査か、あるいは第5項の規定による随時監査か、この辺を明らかにしていただきたい。それともこれまでに代表監査委員が述べられましたように、第199条の特別監査第6項を適用して監査をしたというような答弁がありましたけれども、この答弁非常におかしな答弁ですね、特別監査を実施するときになぜ第233条の決算に踏み込んでくることのできるのか、その法的根拠を示していただきたい。

それから、このような、つまり本体の意見書と別に別紙として提出されているこの形態はですね、非常に特殊な決算審査意見書と思われるんですけども、このようなことがほかの自治体において過去にどれぐらい事例があるのか、県内各市あるいは県外でもいいですから、もしこういった事例があればですね、ぜひこれを紹介していただきたい、このように思っております。

続きまして、審査の方法、年度の決算審査の意見書で全体の決算審査と1事業の決算審査の方法が異な

ることの整合性の説明、いわゆる法的根拠なんですけど、それから5番目の意見書、全体の結びの中で当該工事の契約事務の一部に不適切な契約が見受けられるとし、別紙意見書では契約規則及び契約約款に抵触するとある。この表現は、同意語あるいは同義語とみなしていいのかどうか、それもお答え願いたいと思います。

この審査の方法はですね、これは通常の宮古島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書、これの審査の方法を見ますとですね、審査に付された各会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、決算に関する附属書類等関係帳票、証書類との照合を行うとともに必要に応じて、関係職員により補足説明をもとめて計数の確認、法令の準拠、予算執行の適否等について審査した。更に、決算の内容を把握するため、各種比率を算出し、前年度の比較検討も行った。これが決算意見書の全体としてやった場合の審査の方法です。

それと比較して、同じ議会に提出されたこの決算審査意見書、本来ならば1会計年度の決算を審査し、意見書を呈すからには、形としては審査の方法とは同じであるべきだと、私はそう考えております。じゃ、なぜここでこの審査の方法が違うのか、この別紙意見書にはですね、審査の方法、審査にあたっては、担当部局から提出された当該工事に係る工事請負契約及び工事施工等が関係法令に基づいて適正に行われたかどうかに着眼点を置き、工事の計画、設計、積算、契約、施工、管理、監理（監督）、検査等について担当課長及び担当者より説明を受け、契約事務や工事の実施・施工内容等を検分した。これはですね、地方自治法199条の定例監査あるいは随時監査、これを行うときの審査の方法だと私は認識しています。決算審査意見書にこれが適合するかどうか、なぜこのような方法で議会に提出する決算審査意見書のやり方をしたのか、その辺も法的責任と法的根拠をもって説明していただきたいと思っています。

先ほど言いましたけども、これは地方自治法第233条、つまり決算、地方自治法における決算のあり方、そして決算をするときに監査委員に課せられた責務、職務、これが第233条にうたわれているんですけども、この2つ、これは一体何に基づいて出された意見書であるか、つまり第233条の決算の条項に基づいてなされた決算審査意見書として監査委員の方々はこれを提出したのかどうか。そして、先ほど言いましたように、審査の方法が違っている、これの法的根拠を教えてください。

この本体のほうのむすびではですね、この表現があります。伊良部7号線における契約事務の一部に不適切な契約とあります。こちらの別紙のほうでは、審査結果として、これらの契約事務が契約規則や建設工事請負契約約款に抵触するものとはっきりなっております。同じ事業で、本体のほうでは不適切な契約といい、別紙のほうでは法令に抵触するという表現の仕方、これは同じ事業でも審査の方法が異なるためにこういった表現の違い、審査結果が出てきたことになるのか。それから、そうではなく、不適切も抵触も同義語として監査委員は使われたのか。その辺の説明をよろしく願いたいします。

担当部署はこの契約の事務の瑕疵のないこと、つまり誤りのないことの法的根拠として、工事請負契約書の第19条第1項、設計図書の変更、2番目に第24条第1項、請負代金額の変更方法等、それから補足として第56条第1項を根拠として、設計変更及び変更契約を行った説明としていますが、そのことについて監査委員が不適切あるいは抵触しているという指摘の明確な法的根拠を対抗として示していただきたい。仮に監査委員が言うように法令違反があるとすれば、市民においては地方自治法第75条の住民直接請求、つまり住民監査請求、行政においては懲戒分限委員会の設置、それから議会においては特別調査委員会、

つまり100条委員会の設置等を考慮しなければならないゆゆしき問題になる可能性をはらんでいると私は思っておりますので、ぜひ監査委員のこのことに対する見解をお伺いしたい。

市長の行政裁量権の範疇の問題なのですが、この問題に関して当局は一貫して一連の契約は法令の遵守の上で処理されており、監査委員の指摘するような違法性は存在していないと断言しております。契約の内容及び契約方法は、行政上の合理性、公正性、効率性等を勘案した結果の当局もしくは市長としての最も妥当性のある選択肢だと説明しております。そうであれば、契約に関する事務一切は違法でない限り、市長の行政裁量権の範疇に属するものであり、そのことに関して監査委員が口を差し挟むことは監査委員の職務権限の及ばないところであり、大きな越権行為として断罪されなければならないと私は考えております。このことに関しての説明も求めます。

最後に、決算審査意見書、別紙の中で平成22年6月定例会におけるこの問題に関しての市長、副市長、担当部長の答弁を引用して、検証し、審査結果に結びつけておりますけれども、そもそも地方自治法第233条の決算の条項では、当該年度の審査、つまりこれに照らし合わせていきますと平成21年4月から平成22年3月までの決算資料しか市長からは付されておられません。少し余裕持って出納整理期間である5月の31日、これまでの資料の適用は認められると思いますけれども、しかしながら6月定例会の議会答弁まで引き出してきて、ここで監査委員の無分別な意見書と言わざるを得ないようなやり方で、この決算審査意見書をまとめ上げている。年度をまたぐ形でのこのような資料の使用について、どのように法的根拠があると認められるのか、その辺の説明もお願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。教育研究所について、まず教育研究所人事についてでありますけれども、所長、それから教育相談員、それからまていだ教室指導員、これらの方々の人事が本年4月2日付で全員入れかわっております。教育相談員及びまていだ教室指導員、この方々の仕事の内容についてはですね、この実践報告書、これ宮古島市教育研究所が出されておりますけれども、これを読めばですね、本当に問題のある、あるいは子供たちや家庭のそういった取り組み実践の報告がなされております。であるならばですね、この教育相談員及び指導員、この方々の人事については、例えば教育相談員4人、それからまていだ教室指導員3人、全員4月2日から入れかわっておりますけれども、この人事権といえますか、人選といえますか、研究所長も含めて、だれがどのように、いつごろ決定するのか。

なぜそういうことを尋ねるかとお申しますと、これで読めばわかりますように、非常に問題のある子供、悩みを抱えている子供、それを抱えている保護者、みんなが悩んで悩み抜いて、教育相談員とか、学校の先生とか、そういったのに相談をしながら、なるべく不登校をなくすためにはどうしたらいいか、学校復帰するにはどうしたらいいか、こういったものが書かれております。非常にデリケートな、複雑な心理的な問題もたくさん抱えたことだと思っております。

例えば今までそのまていだ教室あるいは教育相談員と相談を受けて、保護者も含めてですね、これまで一生懸命取り組んできた、しかしながら4月の1日から全員これがかわる、私はかわってもいいと思うんですけども、ただこういった特殊な環境の中にいる子供たちですから、この新しい教育相談員と、それから古い教育相談員と、その引き継ぎをですね、きちっとやって問題の共有、それから方向性、そういったものをきちんとやってからではないと保護者も、子供たちも心配が多過ぎる、不安が多過ぎる、私はそういうふうに思っております。実際に教育相談員を今度3月31日付でおやめになった方から聞いたんですけど

ども、現場が心配だと、何の引き継ぎもなかったと、公的な教育機関がこのような形の引き継ぎでいいの
だろうかと、このようなことを言って憤慨をしておりました。私もそう思います。ですから、私は別に教
育長を責めているわけではありませんからね。なぜしかし、7名の嘱託職員、これを一遍にやめざるを得
なかったのか、そして新しい嘱託職員を採用しなければならなかったのか。その辺も含めてお聞かせ願
いたいと思います。この人事はだれがするのかですね。

それから、教育指導員について、1番目の就学指導協議会委員、それから問題行動等支援事業指導員、
3番目の特別支援事業指導員、予算書の報酬の中には、その報酬額とか、そういったものあらわれてくる
んですけども、問題はこの方々がどういった活動をしているのか、日常的にですね、この辺の勉強不足で
恥ずかしい話なんですけども、この就学指導協議会から3つですね、指導員の方々のできたら詳しい仕
事の内容ですね、そういったことを教えていただきたい。

それから、3番目のスクールソーシャルワーカーの活動について、これはもう県の補助はなくなりました
から、スクールソーシャルワーカーは宮古島市の単独事業となっております。前に聞きましたところ4
人の方々が一生懸命頑張っているらっしゃると、ところがスクールソーシャルワーカーと、それから教育指
導員とか、一番最初に挙げました教育研究所のつながり、連携、こういったものがどういう形で日常的に
行われているのか、あるいは全く連携みたいなものがとれていないのか、そういったところも総合的に含
めてご説明願えたらなと思っております。

以上、答弁をお聞きしましてから再質問をいたします。

◎教育長（川上哲也君）

ただいま眞榮城徳彦議員から教育行政について3本の質問がございました。スクールソーシャルワーカー
と特別支援事業指導員等については、教育部長でお答えいたします。

まず、私から宮古島市立教育研究所における人事についてですが、教育長の責任でもって進めました。
研究所の所長人事は、教育研究に造詣の深い方を選任し、委嘱しました。所長は、教育長の命を受けて所
務を掌理し、所属職員を指揮監督します。週3日勤務の非常勤で、任期は1年、再任も可能であります。

次に、宮古島市教育相談室の相談員は児童生徒の健全育成に関して経験豊かで、熱意を有する者のうち
から教育長が委嘱することになっております。現在は教員免許状を所有している方を4名委嘱しておりま
す。週3日勤務の非常勤で、任期は1年、再任も可能です。

それから、宮古島市立適応指導教室は本務の県派遣教員1人と週3日勤務の指導員がおります。派遣教
員は1年間の研修という形で、まていだ教室の経営を行います。小中学校の教員に希望調査を行い、複数
希望者がいる場合は面接によって教育長が決定します。市嘱託の指導員は教員免許状を所有している方2
名を教育長が委嘱しております。任期は1年で、再任も可能です。

なお、引き継ぎができていなかったということに関しては、我々はまた所長と相談してやっていきたい
と思います。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、就学指導協議会委員、それから問題行動等支援事業指導員、特別支援事業指導員の選任方法、資
格、契約内容、職務内容についてお答えをいたします。

就学指導協議会委員は幼稚園長、小中学校長、特別支援学級担当教諭、医師、特別支援学校教諭、その

他教育長が認める者で、20名教育長が選任、委嘱をしております。任期は2年間であります。委員は、宮古島市立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導を行います。そのため、教育長の諮問に応じて就学指導のための判定、教育相談の実施、特別支援教育の推進、関係機関との連携等の教育措置を調査、審議いたします。

次に、不登校生徒等に対する学習支援者配置事業は、教員免許状を所有している方2名、教育長が選任、委嘱しております。週4日勤務の非常勤であります。任期は1年間で、再任は可能であります。学習支援者は保健室登校など教室に入れられない生徒等の学習指導や教育相談を行います。また、生徒指導主任と連携して問題行動や不登校等の実態把握、校外指導、統計資料の作成などで補助に当たるなど、教育活動の支援を行っております。

次に、特別支援教育支援者派遣事業であります。教員免許状等を所有している方8名、教育長が選任、委嘱をしております。ニーズがある選定学校に配置をし、週3日勤務の非常勤であります。任期は1年間で、再任も可能であります。学習障害、いわゆるLDや注意欠陥／多動性障害、AD／HDと呼んでいるようではありますが、高機能自閉症も含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて教育的ニーズのある小中学校に配置をし、該当校における指導方針に基づいた特別支援教育に係る支援を行っております。

次に、スクールソーシャルワーカーの活動状況であります。宮古島市スクールソーシャルワーカーは学校教育、教育相談、福祉等において活動実績のある方4名、教育長が選任、委嘱をしております。週4日勤務の非常勤で、任期は1年間、再任も可能であります。スクールソーシャルワーカーは問題を抱える幼児、児童生徒に対して関係機関、地域環境へ働きかけ、問題の改善を図ることを業務といたします。家族や学校から相談を受け、当該児童生徒が置かれた状況に応じて福祉、保健、医療などの関係機関と連携をしております。また、学校や関係機関を交えてのケース会議を開催したりするなど、多様な支援方法を用いて問題解決を図っております。

具体的には、教育相談が必要な場合はスクールカウンセラー、まていだ教室、または市の教育相談室につなげます。保護者の経済的問題には生活保護の受給に関するアドバイスや手続の助言などを行っております。昨年度登校渋り、非行不良行為、家庭環境問題等へ63件の対応をいたしました。また、今年度9月現在25件の対応を行っておりますが、家庭への経済支援や医療関係への相談件数が増加傾向にあり、より多くの関係機関との連携が必要であります。現在その拡充を図っております。

課題といたしましては、現在4名体制で業務を行っておりますが、相談件数が多く、特に離島である伊良部地区の支援が十分にできてないことが挙げられます。増員を含めて今後検討していきたいと考えております。

◎監査委員代表監査委員（糸数 健君）

まず、最初のご質問の職務権限と、それから決算意見書の内容のあり方、1つということで、まずありました。一応私たちが、監査委員が行う監査の種類と、それから法的根拠、眞榮城徳彦議員が質問なさいましたように、確かに監査としましては地方自治法第199条で定期監査、随時監査、行政監査、それから財政援助団体に関する監査、それから第235条の公金の収納または支払事務に関する監査、それから第75条にあります住民の直接監査請求、それから第98条の議会の請求に基づく監査、それから請願の措置、これは第125条関係です。それから、市長の要求に基づく監査、第199条です。それから、第252条の11に共同

設置機関の監査というものもございます。

あと、2つとしまして、検査がございます。これは、例月の検査でございます。審査がございまして、それに今回出ております決算審査、それから基金、それから健全化判断、資金不足、こういうものが監査の業務として行われております。

それから、監査の決算のことについてですが、確かに決算の審査の実施に当たっては、審査の範囲、計算に間違いがないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が適法であるかというものがございしますが、その中の審査の実施という項目がございます。これには歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実績等について説明を聞きながら、総合的に審査していきます。そして、工事の契約等につきましては、抽出して契約書、その他の書類を審査し、違法及び不当、不経済な支出はないかどうか検討するというのがございます。そして、審査の基本的事項というものがございまして、決算の複雑、膨大さを対処するため、当該審査を特に計画的、能率的に進める必要があるというのがございます。このことにつきましては、決算審査の依頼が市長から上がる前に基金問題とか、それから検査関係につきましては事前に審査をしております。ですから、確かにおっしゃるとおり範囲はそのとおりでございますが、私たちとしましては審査の実施、それから審査の留意点などを考慮しまして、今回の決算の審査には当たっております。

それから、年度の審査意見書と、それから別紙のほうの決算審査意見書、両方あるという話がございます。確かに一般会計、特別会計の総括的な審査意見はすべての決算を審査するための審査でございます。別紙の意見書につきましては、その1件についてだけの審査を行うわけですから、私たちとしては特に審査基準を設けまして、報告書に書いてあるとおりの審査をしてございます。

それから、まず意見書の中のむすびの中で当該工事の契約事務の一部は不適切な契約、それから別紙意見書では宮古島市契約規則及び宮古島市建設工事請負契約約款に抵触するという、不適切という言葉と抵触するという言葉は同義じゃないか、同じような言葉じゃないかということにつきましては、私たちは同様と考えております。

それから、宮古島市建設工事請負契約約款の第19条、第24条、第56条につきましては、今回の設計変更の話がございました。第19条は設計図書の変更でございますので、確かに3月26日に変更設計されております。当初の契約から設計変更しまして、8,760万円という変更設計してございます。これにつきましては、監査としましては特に問題視はしておりません。

問題は第24条でございます。第24条は、請負代金額の変更方法等でございます。これは、おとといもお見せしたんですが、確かに第24条、請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知するというのがございます。今回の3月26日に行った契約金額の減額変更というのは、この請負代金の変更があるときの、いわば解釈の中に入ってくるかどうかということなんです。つまり工事の追加変更があったとき、これは先ほど言いました第19条の設計図書の変更に当たります。ですから、工事期間中において追加の工事、これたびたび現在の宮古島市でもあると思います。入札残が出たとかなんとかでやるのが工事の追加、変更等があって、請負代金の変更が生じていると思います。

2番の工期の変更があったとき、3番の支給材料、貸与品について、品目、数量、受け渡し時期、受け渡し場所、または返還場所の変更があったとき。そして、契約期間内に予期することのできない天災、当

事者の責に期することのできない人災によって、または長期に工事を中止する。当事者の合意によって請負代金が明らかに適当でないとき、実はこの伊良部7号線の道路改良工事がこの部分のどこに当たるといことになり、(1)の工事の追加、変更があったときという話になっているんですが、私たちとしてはこの工事の追加、変更ということじゃないんじゃないかと、つまり工期があって、それが不履行だということ減額変更するわけですから、この第24条には該当しないんじゃないかという話で、この意見書には述べてあります。

それと、宮古島市建設工事請負契約約款の第56条の話なんですが、これは補則です。この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めると書いてあります。今度の契約書の中に、変更契約書、第5回ですね、この第56条のこの約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるとい理由が見当たりません。ですから、この部分がどの部分に入っているのかといことは、私たちが決算審査をした上では見当たりませんでした。

それから、市長の行政裁量権の範疇ということがございました。私たちは、審査していく上で市長の裁量権がこの工事の中にどの部分が入っているかといことは把握できませんでした。私たちが監査したのは、審査したのはあくまでも現在ある契約規則、約款、事務処理要領、それから締結されている契約、これに基づいてなされているかどうかといことを審査しましたので、裁量権のことにつきましては一切私たちでは把握できませんでした。

それから、年度をまたいだ形の資料ということですが、議会の答弁につきましては我々あくまでも伊良部7号線といのは関連していると思っております。確かに決算は3月31日、整理期間入れても5月31日と思っておりますけど、伊良部7号線といのものにつきましてはあくまでも関連していると、つまり決算の審査をしていく上では必要なことだと思ひまして、意見書の中に挿入してございます。

それから、違法性のことなんですけど、私たちはまず宮古島市建設工事請負契約約款及び伊良部7号線道路改良工事(1工区)の建設工事請負契約書、その最初の契約書のところに総則第1条第1項、発注者及び請負者は、この約款に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。第2項、乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとするといのがございます。

これは、これもおととい見せたものなんですけど、今回は3月19日に契約しました。去年の3月19日です。8,412万3,900円、契約保証金が10分の1です。そして、第5回の変更契約が3月26日にされております。つまり減額変更で7,537万5,300円、差額は874万8,600円です。この契約をした時点で、伊良部7号線の1工区は全く違反はございません。つまり契約書の契約金額だけの変更で、中身は全く変わっておりません。ですから、契約が締結された時点で私たちも、監査委員もここに解除権とか、違約金とか、損害金といのは全く発生してございません。私たちが言っているのは、第5回変更契約をする前です。つまり先ほど話がありましたように、第19条で設計の変更がございました。これは、こちらにありますように設計変更額は8,760万円、これをもとに国庫補助金も幾らになるかとい算定なんです。最終的な伊良部7号線の1工区は、設計額は8,760万円なんです。それで、監査としましては、本来なら第5回変更契約で8,760万円を契約をしまして、そしてその3月26日の出来高は7,537万5,300円、これは率にしたら86%です。未執行は14%です。その変更契約は設計額で契約をしまして、そこで解除権をやりまして、そのまま引き続き工

事はするべきですと言っているのが、事務処理要領の第9条なんです。

ですから、これにつきましては公共工事標準請負契約約款の解説、これは建設業法研究会というところが出しているんですが、私もある契約担当からもらいました。これに、このようないわば設計の変更のやり方というのはこれに書かれております。ですから、私たちとしましては、変更契約は8,760万円でやりました、そこでこの解除権は適用して解除はしません。ただし、事務処理要領の第9条でやって、そのまま引き続き工事をさせて完成させるという方法をとるべきだったと、この意見書には書いてございます。

ですから、3月26日で減額変更して、契約を締結するんじゃなくて、変更した設計額8,760万円で契約をして、そしてそこでこの契約解除権、解除はしません。そこで適用して、それを残りを完成させるという方法の契約が正しいんじゃないかと。ですから、契約のやり方として、私たちはそれを申し上げているんです。今回の決算審査意見書にはそれをそういう形で意見を述べてあります。

以上でございますけど、もし答弁の漏れがありましたらお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(「休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午後2時18分)

再開します。

(再開＝午後2時23分)

◎監査委員代表監査委員(糸数 健君)

まず、市長の裁量権についてお話いたします。市長の裁量権がこの工事の中にどの部分に入っているか、つまり起案から決裁、そして契約、そういうものについてどの部分が入っているのかと、私たちは、何度も言いますが、契約規則というのがございます。約款がございます。事務処理要領があります。それに基づいて監査をし、審査をして、今度の報告書はつくり上げました。それから、違法とかじゃなくて、我々は抵触していると判断しております。

◎眞榮城徳彦君

再質問を行います。

監査委員が行う審査意見書というのはですね、1会計年度の自治体の決算審査、非常に大事なことなんです。これは、すべて地方自治法にのっとして粛々と進めなければならない。そして、この議会に提出された審査意見書は、この議会を通りますと市町村の場合は県知事のほうにこれは報告されます。私はね、この決算、宮古島市の審査意見書が2種類あって、2つあってね、本体のほうと、1公共事業に関する決算審査意見書、その1公共事業の決算審査意見書に関する中身がですね、今代表監査委員がいろいろおっしゃいましたように、本人の主観とか、解釈とか、それから市長の裁量権を知らないとか、そこまで踏み込んでいないとか、契約そのものが違法かどうかをわからないで、抵触と書いたと、しかもその抵触は違法だと私は言っていないというニュアンスで物言った、そんなばかな決算審査意見書がありますか。監査委員の審査意見書というのはですね、地方自治法第233条にきちっと決算という項目で、その中身が規定されてうたわれているんですよ。それと、監査委員の職務権限というのは地方自治法第199条の第1項か

ら第12項まできちんと規定されている。これを遵守して、この枠内ですべての仕事をしないと、これは監査委員としての見識に欠けると、私はそう思っているから質問しているんです。

もう一度代表監査委員は丁寧に説明してもらいたい。この当局が行った一連の事務契約、これは違法だと認識するのか、そしてこの決算書は瑕疵ある決算書だと断定するのか。そして、さかのぼって3月定例会で、この定例会で例えば3,500万円の補正を組みました。あれは瑕疵ある議決だったのか。それも含めてお答え願いたいと思います。

それと、全く何をか言わんや、あいた口がふさがらないのはですね、6月定例会の議会答弁も平成21年度の決算書の中に堂々と、附帯意見ではなく、参考意見でもなく、堂々と判断する材料として入れるこの神経、これが監査委員のやることですか。これ自治法違反ですよ、こんなことやったら。決算審査の法律違反です、これは明らかに。それ認めてください。関連があつたら、どの年度の会計資料でも使っていいんですか、監査委員は。そんなばかな監査はないですよ。ましてや、監査委員には182条でちゃんと守秘義務も、それに伴う責任も付与されているんですよ。そんなね、答弁この議会でやるなんてね、私は許しがたいですね。

また再質問しますけども、一つ一つ言いますから、ちゃんと答えてください。審査結果、審査意見書第6項ですね、履行期限の到来日に出来高分より契約額の変更契約を行うことは、市契約規則、契約約款、事務処理要領、抵触すると言われておりますけれども、これに関してですね、順次お伺いします。

1、監査委員としては、速やかに契約を解除し、債務不履行により違約金を徴収すべきであるという考えかどうか。ゆっくり言いますから、簡明にお答えくださいね。

その場合に工期も変更しない、工事請負契約額も変更しないことになり、この事業は当然未竣工工事になると思うが、どうか。

2番目、工事が完成していないことから、国に対して完了報告ができず、国庫支出金の請求ができなくなると思うが、どうか。

3番目、工事が完成しないにもかかわらず、出来高分だけの請求が可能かどうか。また、そういう事例を代表監査委員の長い公務員生活において、そういった経験はあるのか。

4番目、契約を解除し、違約金を徴収した場合、それ以上に市に結果的な損害を与えることになると思うが、この辺はどうか。

5番目、それでも工事発注者の裁量権を否定して、行使せず、この裁量権を行使しないで契約を解除することが適正な措置と思うか。

6番目、わざわざ別紙で1公共工事を取り上げ、殊さら執行部に問題があるかのごとく審査意見を議会に提出し、決算認定の判断に大きな影響を与えかねない事態に対し、監査委員としてどう責任をとるつもりか。

これらの質問にお答えください。答弁聞いてから再質問します。

◎監査委員代表監査委員（糸数 健君）

済みません、もし私の答弁に漏れがございましたら、指摘をお願いいたします。

まず、監査意見のものなんですが、私たちとしましては慎重にこれまでやってきました。ですから、その監査の結果につきましては、意見書に述べてあるとおりであります。

それから、工期の問題なんです、私たちは工期は全く動いておりませんので、工期内にすべて完了したと、先ほど言いましたように100%じゃないんですが、工事は減額変更契約したので、工期はそのまま認められております。

それから、補助金の問題なんです、補助金は出来高でもらいます。契約金額ではもらいません。未執行があろうがなかろうが、3月26日時点の出来高でしかもらえませんから、あくまでも国庫補助金の請求は出来高でやると私たちは把握しております。

それから、市民への負担等々と言いますけど、私たちはあくまでも契約書ですから、この契約書に基づいて請負者には支払いもしますし、どういう条文でどういうことがあったかということは適用されるわけですから、市民の負担どうのこうのというのはあくまでも契約締結後の話だと思っております。

それから、裁量権につきましては、やはり私たちはあくまでも我々ができるのは契約規則、契約規則といえますか、すべての規則、条例等々をその例規に合っているかどうか、そのやった事業がですね、合っているかどうかということ審査、監査する立場でございますので、裁量権につきましては私たちは把握はしてございません。

それから、1工事の決算審査意見書を出すことにつきましては、確かに私たちも悩みました。ですけど、決算審査をしていく上で、この契約のあり方等々は、どうしても契約ということでございまして、これまで私の行政の話も出ましたが、34年間のうちで初めてこのような契約をすることについて初めて立ち会いといえますか、目にするようになりました。ですから、我々としてはこの特異な契約につきましては別紙で意見書をつけるということで、合意の上でつけてございます。

このことが違法に当たるかどうかということにつきましては、我々は抵触するという判断をいたしております。

それから、瑕疵ある行為、3月定例会云々というのは、これは3月定例会におきましては予算が通っておりますので、このことにつきましては監査としてはどうのこうの言える立場じゃございません。ただこの予算を使つての契約事務でございますので、その契約事務のあり方について審査をしてきたところでございます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午後2時35分)

再開します。

(再開＝午後2時35分)

◎監査委員代表監査委員(糸数 健君)

確かに6月は出納整理期間以後の議会でございますが、我々としては監査、決算の審査をしているところで、つまり市長答弁、当局答弁につきましては、関連しているということで審査の対象としてでございます。

◎眞榮城徳彦君

私ね、代表監査委員、この程度の理由でもって決算審査意見書を書くというのがどうしても納得できな

いんです。法令に違反しているんだったら、違反と堂々と書く根拠が必要だし、法令に違反していることであれば、決算そのものの認定はできないでしょう。さっきも言いましたように、住民監査請求の対象あるいは100条委員会の対象、懲戒分限委員会の対象、そういったものに発展していく可能性があるから、これはゆゆしき問題だと言っているんです。

そして、あなた方がやったね、監査委員が今度やった監査の方法はですね、地方自治法第199条の職務権限の逸脱ですよ。濫用ですよ。決算審査における監査するときですね、なぜ地方自治法の第199条を適用するんですか。これ必ず答えてください。一般監査と決算審査は違うんですよ。法令で定められている監査の方法はですね、これは一般監査なのか、あるいは特別監査なのか、そして第233条の決算審査なのか、ちゃんと分けて区別して書かれているんです、地方自治法には。これをぐちゃぐちゃにしてですね、都合のいいところで、しかもあなた間違い起こしていますよ。前の答弁ですね、先日の、第199条第6項の規定において自分は監査を行ったと言いましたよ。第199条第6項はですね、市長の諮問あるいは命令がなければできない監査なんですよ。これを特別監査というんですよ、だから。何を根拠にやったんですか。何を根拠に担当部局に出かけて行って、資料の請求させたり、説明を受けたり、契約書を全部見せろと言ってやったんですか。決算審査の範疇にあなた入っているというんですけど、こういうやり方は監査委員のいうところの一般監査及び定例監査、随時監査なんですよ。決算審査の決算意見書の書く方法というのは第233条の中でしかできない。

それと、先ほどの6月定例会の答弁、参考資料としてやりました、関連があるからやりましたと、そんなばかな話はないですよ。年度にまたぐような決算審査はかたく禁じているじゃないですか、地方自治法で。飛び飛びで決算審査行っているんですよ、年度またいで自由に。そして、自分の勝手な解釈で一般監査の適応やってみたり、特別監査の適応やってみたり、それ全部決算審査枠にぶち込んで決算審査の中に意見書を書く。そして結果、中身がどうだとか言ったら、法令に違反していると言わないで、抵触しているという。こんないいかげんな監査報告書ありますか。監査委員、これ県に報告するんですよ。宮古島市の監査委員と議会の見識を疑われることになるじゃないですか。何やっているんですか、あなたは。私は、再度監査委員の責任を追及したい。おっしゃることがあれば、どうぞおっしゃってください。これで私の一般質問終わります。

◎監査委員代表監査委員（糸数 健君）

まずは、謝りたいと思います。地方自治法第199条第6項で監査をしたということにつきましては、確かに私の誤りでございます。第2項です。申しわけありません。

それから、一般監査、それが決算審査に入り込めるかということがございましたが、私たちが持っている監査実務のハンドブック、これによりますと各種の監査、それから検査、これは決算審査に至る過程であり、それらの際に発見された問題は、決算審査でもう一度確認され、監査されることになるということがございますので、そのことを踏まえて今回の監査、検査が決算審査として報告されております。

それから、私のことにつきましては、私は監査委員は独立機関、独人機関というのがございます。ですから、監査委員2人で合議をしまして、今回の意見書の作成ということになりましたので、ご理解願いたいと思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後 2 時 42 分）

再開します。

（再開＝午後 2 時 43 分）

◎監査委員代表監査委員（糸数 健君）

私たちは抵触すると判断しておりますので、ご理解願いたいと思っております。

それから、他の自治体にこのような意見書があるかどうかということにつきましては、決算書を審査して意見書出すのは監査委員の責務でございますので、今回このような監査意見を市長あて提出しております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後 2 時 44 分）

再開します。

（再開＝午後 2 時 45 分）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

◎新里 聰君

白熱した議論の後で、ちょっと気劣りしますが、頑張っただけでいいのかなと、その監査委員のうちの一人でもございまして、どうもこの順番でやるのがちょっとつらいなと思うんですが、本定例会一般質問を行いたいと思いますが、冒頭にですね、地域住民より 2 点ほど苦情が寄せられておりますので、このことから申し上げておきます。

1 つは、防災行政無線の件ですけれども、台風 11 号が 18 日の夕方から朝方にかけて宮古島近海を通過いたしましたので、19 日明け方、暴風警報が解除されたにもかかわらず、21 日になっても暴風警報の放送が流れていたということでございます。私は、自宅の防災行政無線機は家庭電話のトラブル等が多くて外して聞いておりませんが、何名かの方に聞いたら間違いはないようで、何でいつまで寝ぼけた放送しているかと、たむでいるんじゃないかというおしかりを受けました。

もう一つはですね、合併前から長年夏植え前に鶏ふんの配付を行われていましたが、今年はキビ植え準備作業を整え、待っていても鶏ふんの配達が農家に届いていないようで、それで 8 月末ごろには届きませんでしたかと、こっちからもお伺いしたんですけれども、それでは遅いということがございました。ですから、どうか担当課においては住民の声を真摯に受けとめて改善をしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

それでは、通告に従い所信を述べながら一般質問を行います。私は、今回 3 点に絞って質問をいたします。1 点目が財政の健全化について、2 点目がサトウキビの年内操業について、3 点目が地域振興についてであります。

まず、その財政健全化についてであります。毎年多額の不納欠損処理をしているが、市長の見解はと

いうことについてお伺いいたします。財政の健全化をいう場合、まず歳出について、どれだけ行政の無駄を削減することができるかということと、歳入においてどれだけ一般財源を確保するかということが、国及び地方公共団体を問わず言えることだと思います。

私は、昨年12月定例会において本市の物件費が石垣市に比較して11億円以上も多いということを指摘いたしました。理由は、臨時職員の賃金も多いけれども、特に合併前の各市町村で建設した施設が多く、その維持管理費が大きな負担となっているということで、施設の統廃合を早急に行うべきだということを申し上げました。平成20年度決算で第一次集中改革プラン109項目の経費節減に努力されておりますが、それでもさきに申し上げたように石垣市と比較して11億円以上も物件費が多いということは、まだまだ甘いと指摘をせざるを得ません。合併直後の一般会計を初め国保特別会計、港湾特別会計等五十数億円の赤字は解消し、財政破綻をすることではないかという非常事態は解消されましたが、その大きな要因はトゥリバ一地区の40億円の用地の売買であり、また市町村合併による交付税の合併加算金の増加によるものであることを認識し、今後も緊張感を持って行政運営を進めていただきたいというふうに思います。

そこで、今回は歳入の面から見てどうということになっているかということについて議論してみたいと思います。平成17年に市町村合併をいたしまして、平成21年度決算までの間にどれだけ税金が不納欠損金として処理されたかということでもあります。各年度の決算書で見ますと、平成17年度1億1,400万円余、平成18年度1億2,900万円余、平成19年度1億1,800万円余、平成20年度1億3,400万円余、そして平成21年度1億6,100万円余で合計で6億5,900万円であります。私たちは、この宮古島市は本来市民の行政サービスのために使われるであろう税金を合併後5年間で約6億6,000万円失ってまいりました。もちろん正当な手続を経ての不納欠損金の処理でありますから、その手続がどうのこうのと言える立場ではありませんが、そうだとした場合でも毎年1億円余の不納欠損処理が行われていますと、まじめに税金を納税している市民の納税意欲がなくなってくるのではないかと思いますし、市長としても黙って見過ごしていくわけにはいかないでしょうという思いがあります。そこで、市長のこの件に対する見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、市税等一般財源確保のための強化策はということで、お伺いいたします。先ほどは不納欠損額の多さについて指摘をいたしました。ここでは市税等滞納、収入未済額の多さについて指摘をしたいと思います。合併後の決算書で一般会計及び特別会計の滞納額、収入未済額の各年度末の金額を見ますと、平成17年度末で16億8,000万円余、平成18年度末で16億7,000万円余、平成19年度15億9,000万円余、平成20年度16億3,000万円余、平成21年度17億円余と、その金額の多さに驚きます。しかしながら、第一次集中改革プランの取り組み状況を見ますと、徴収率向上の努力の跡はうかがえますし、また第二次集中改革プランでも実施計画の目標値が設定されておりますが、トータルで見たとき、これだけ多額の滞納、収入未済額をしても滞納、収入未済額がなかなか減らないという状況にあります。市税等一般財源の確保は、市町村行政を運営していくための根幹にかかわることだと思います。そして、市民に納税意欲の向上を指導するのも行政の大変重要な責務だと思います。

そこで、お伺いいたしますが、市税、それから保育所保護者負担金、土地改良負担金、市営住宅使用料、幼稚園入園料及び保育料、奨学金貸付金回収等、一般財源確保のための徴収についておのこの各課においてどのような徴収対策を立て実施しているか。一部重複するところも、これまでちょっと答弁されている

部分もありますので、重複されるところもあると思いますけども、各課の徴収体制についていま一度説明を求めたいと思います。

次に、サトウキビの年内操業についてお伺いいたします。私は、この市議会議員２期目の立候補するに当たって市民に訴えてきたのは、１点目に、先ほど申し上げた行政の無駄を省き、財政の健全化を図る。それから、２点目にサトウキビの年内操業により農家所得の向上を図る。３点目に、宮古空港を下地島空港に移転することによる宮古圏域の経済の活性化を図る。この３点を訴えてまいりました。ですから、財政の健全化についてとサトウキビの年内操業については、折に触れ質問をしているところでございます。宮古空港の下地島空港への移転については、嘉手納学議員が何度か取り上げておりますが、私も次回はですね、重点的に取り上げたいなど、この場で予約をしておきたいなど思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に戻りましてですね、サトウキビの年内操業についてお伺いいたしますが、本定例会における平良隆議員、上地博通議員に対して、市長は両製糖工場に今期から早期操業するよう要請するということを明言されておりますので、通告してあります①、②は取り下げて、③の要請の時期についてのみお伺いいたしますので、市長が両製糖工場に要請する時期を考えておられるのであればお答えいただきたいというふうに思います。

次に、地域振興についてお伺いします。今定例会にて提案されております宮古島市過疎地域自立促進計画の中から、１点目、アガリカタ地区区画整理事業、２点目、上野東青原市営住宅建設事業、３点目、野原自治会公民館建設事業、４点目、側嶺線改良・舗装事業、５点目、新里地区排水路設置事業、６点目、ごみ焼却施設（上野工場）解体撤去事業、これらについて現況及び事業着手の見通しなどの年度について説明を求めたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

サトウキビの年内操業について、いつ要請するのかということです。今宮古地区農業振興会を開催すべく準備をいたしております。ある程度メンバーの日程がそろえば早目に開きたいということで、日程を調整しておりますから、なるべく早い時期にやりたいと思っております。

◎副市長（長濱政治君）

野原自治会公民館建設事業の現況及び見通しについてでございます。野原公民館建設に向けては、６月定例会においてもお答えいたしました。沖縄防衛局の方針と野原部落が求める事業内容に隔たりがあることから、進展していない旨の答弁を行いました。その後も防衛局と調整を続けておりますが、具体的な進展はございません。今後は、他の補助事業等の活用も視野に入れながら事業化を検討する必要があると考えております。

本定例会で提案しております宮古島市過疎地域自立促進計画におきましても、野原地区コミュニティセンターについては一応書き込んであります。ですから、この書き込んである中身をですね、具現化するためにどのような形がとれるのか、地域の方々とも相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

◎総務部長（砂川正吉君）

財政健全化の中で毎年多額の不納欠損を処理しているんだけど、市長の見解はというご質問がござ

いました。市税は、滞納があれば税法に基づいて、まず差し押さえを行うことが当然であり、また地方税法にしなければならないと明文化されております。平成21年度におきましては、1,642件、金額にしまして1億1,452万2,000円を執行いたしております。しかし、一方で実施調査の結果、死亡や所在不明、生活困窮、これは生活保護の世帯ですね、あるいは差し押さえる財産がないということが確認されましたら不納欠損を行わなければなりません。

新里聴議員ご指摘の市民の公平性からすると、非常にゆゆしき問題じゃないかというご指摘がございました。それらの方々は、どうしても納税能力がない状態であるということをご理解をいただきたいと思っております。この不納欠損処理につきましては、地方税法に基づいて適正に処理をしているということでございます。

次に、市税等の一般財源のための強化策ということで、市税についてお答えをいたします。住民福祉サービスを行うためには、その財源として市税の確保が重要であります。また、税の理念である公平、公正の観点からも市税の徴収率の向上を常に念頭に置き、行政運営を行う必要があります。本市の市税の徴収率は年々改善されておりますが、強化策としましては今年度からは現年度課税分であっても納期内納付されなかったものについては、年度内の差し押さえなど早期の滞納整理に着手をしております。

ちなみに、前年度まではいわゆる現年度の滞納整理については、年度終わってあとという整理の仕方をとってございましたけれども、今年度からは納期内に納付のない世帯につきましては、年度内に滞納整理をするという方策をとっております。

◎市長（下地敏彦君）

ごみ焼却施設（上野工場）解体撤去事業についてどうなっているのかということですが、上野工場については早期に解体し、撤去したいと考えておりますけれども、その費用を試算をしましたところ、2億円程度かかるという試算になっております。仮に市単独で実施した場合、多額の財政負担になることから、できる限り国の補助金等を活用したいと考えているところです。現在国においては、本市と同様の焼却炉を抱える市町村が全国に数多くあることから、国のほうでは廃止されたごみ焼却施設に係る調査、これを今行っているところです。また、この国の動きに呼応するように自治体が加盟する全国都市清掃会議が国へ補助制度の要請を行っているところでありまして、新たな補助制度がこれから検討されるものと期待をいたしております。そのため、解体撤去の時期については国の動向を見ながら対処してまいりたいというふうに考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

保育所措置費保護者負担金についてであります。保育所措置費保護者負担金については平成16年度から平成21年度まで約1,500万円の滞納額が発生しております。その内訳といたしましては、公立保育所が約700万円、それから法人認可保育所が約800万円となっております。現在その滞納整理といたしましては、電話督促、それから夜間の家庭訪問で納付のお願いをしておりますけれども、そのほかに督促状の送付も行っております。納付相談、分割納付、あるいはそのほかの方法をどうかお願いしているところであります。今後納付相談の呼びかけなどに応じない世帯に対しましては、保証人を対象にいたしました納付のお願いも視野に入れて法的措置の検討も考えているところであります。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、1点目に土地改良負担金の徴収業務であります。土地改良負担金の徴収は現在農地整備課業務系の2名の職員と、それから2名の臨時職員が県営事業24地区、市の団体営事業54地区、合計78地区の徴収業務を他の業務と並行して行っているところであります。

次に、アガリカタ地区土地改良事業であります。アガリカタ地区土地改良事業は今年の7月に県知事から事業の適当決定を受けております。今年度の事業の内容としまして、交付額の割り当て内示を受けまして、測量設計業務を実施する予定であります。事業の概要としましては、整備面積が13.7ヘクタール、施工期間が平成22年度から平成26年度までとなっております。総事業費が4億5,000万円となっております。

◎建設部長（友利悦裕君）

市営住宅使用料の徴収体制についてであります。市営住宅使用料の収入未済額は現年度分2,205万2,840円、滞納繰り越し分が8,756万4,526円でございます。収納率全体を押し下げている主な要因といたしましては、滞納繰り越し分の収納率が低いことが挙げられます。これまでの取り組みといたしましては、市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、戸別訪問や電話による納付相談、督促状の送付を行っております。また、退去者については一部民間の債権回収会社へ集金代行業務を委託するなど、滞納繰り越し分の徴収に努めております。また、悪質な長期滞納者については法的措置を行うなど、収納率の向上に取り組んでまいりました。今後徴収率向上の取り組みといたしましては、平成23年度をめどに指定管理者制度導入に向けての準備を進めております。

次に、上野東青原市営住宅建設事業についてお答えいたします。当該建設事業の進捗状況につきまして、建設用地の相続関係の手続も済んで、沖縄県へ土地買取希望申出書を提出しております。また、農地法による許可申請書、不動産鑑定業務を終了し、鑑定評価書に基づき土地の売買契約を締結したところであります。これからの業務といたしましては、所有権移転手続、境界測量、磁気探査の調査を行う予定であります。平成23年度には、実施設計、ボーリング調査を行い、建築工事に着手し、平成24年度に工事の完成となっております。

次に、側嶺線改良・舗装事業の現況及び見直しについて、それから新里地区排水路設置事業現況及び見直しについてお答えいたします。側嶺線は、上野地区側嶺集落内の県道宮国線から下地地区嘉手苅集落内の国道390号を結ぶ幹線道路で、製糖期におけるサトウキビ運搬車など大型車両の通行も多く、産業道路としての利用度も高い道路であります。延長は1,105メートルで、現況幅員は4メートル程度と狭いため、拡幅改良を予定しております。実施時期については、現在継続中の路線の進捗状況を勘案し、平成25年度ごろを予定しております。

次に、新里地区排水路設置事業は、上野地区新里集落内で降雨時の道路排水処理施設がないため、道路が冠水し、地域住民の生活に支障を来していることから、側溝などを整備し、地域住民の生活環境の改善を図るもので、路線数5路線で、総延長は1,055メートルの整備を予定しております。実施時期については、平成24年度を予定しております。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、幼稚園入園及び保育料についてであります。近年の景気低迷により、保育料の納付状況も大変厳しい状況にあります。しかしながら、保育料の納付義務はサービスの対価として当然であることから、市

といたしましては滞納を防ぐための体制を講じて保育料の徴収に努めているところであります。まず、その対応といたしまして、滞納者に対する電話督促の実施、臨戸訪問による滞納整理業務を行っております。また、今年度から幼稚園の職員による新規滞納者への督促状の手渡し、さらに連帯保証人への請求などを実施してまいります。今後とも負担の公平性の観点から収納率向上に努めてまいりたいと思います。

次に、奨学資金貸付金収入の件であります。まず平成22年度の取り組みといたしまして、9月7日付で督促通知及びお知らせを本人あて送付してあります。なお、9月、今月末までに納付または連絡、相談がない場合においては、再度電話督促や戸別訪問等を実施する予定であります。加えて、保護者、連帯保証人に対しても納付督促の文書を発送するなどの措置を講じる予定であります。

◎新里 聰君

答弁どうもありがとうございました。

まず、1番目の不納欠損金の処理、税法に基づく処理ですから、それはそれだと思いつつも、やっぱり滞納額が多過ぎるというようなことでですね、一生懸命事務当局はされているという感も、第一次集中改革プランの数字などを見ると、徴収率がわずかながらも上がっておりますから、大分努力はされているというような思いをしたりもしております。

それと、2番目と連動してですね、多額の滞納、収入未済額、各課おのおのの課において自分たちが日ごろの業務をしながら、それでも滞納している方々に督促したり、電話したり、あるいは訪問したり、いろんな手だてをやって努力していることもうかがえます。けども、これだけの金額があるということについてですね、私は下地敏彦市長、宮古島市としてですね、毎年1億円余り不納欠損処理をする、そしてその年度末、年度末においたら16億円、17億円の滞納、収入未済があるということになるとですね、これは将来的に非常に財政的にも響いてくるわけで、何か別の対策、全庁的にですね、例えば税務において税の徴収指導員だとか……ごめんね、この中に国保抜かしておいて、福祉保健部長、一番大きい国保も抜けているんですが、国保も大分あるんですけども、税の徴収指導員の方たちが頑張ったりしておりますけどもですね、こういったものを一元化して1つの課を設置するぐらい、そこに人員10名ぐらいでも投入して専門的に市に対する納付金についての徴収業務を行うと、もちろんその各課とも連動しながらですね、絶えずその対策をとりながら、いかにしてそういったものを少なくしていくかということをするぐらいのことをやっても、例えば10名ぐらい職員を置いたとしてもこれだけの金額ですから、費用対効果から見てもいいんじゃないかなと思ったりして、非常に難しいことだとは思いますが、どの方が担当しても、やっぱりもっと全庁で市長を先頭にして対応を考えてみる必要があるのではないかなと思うんですけども、これは市長で答弁をしていただけないでしょうか。

次のサトウキビについてですけどもですね、今まさに市長の答弁では宮古地区農業振興会を早目に開催してなるべく早い時期に要請したいということで、大変ありがたいんですが、今まさに年内操業、早期操業の時期は熟している、これが叫ばれてから三十数年になるんですけども、今が本当に、ということは農業振興会の会長、あるいは市長としてもそういう要請をしたいと、あるいは去った6月4日における生産者大会、農家及び行政各関係機関と、こういった方々が集まった大会でも35万トンを38万トンに増産していくという計画の中で年内操業、早期操業というのが大会決議されておりますし、あるいは製糖工場において新しい社長の新聞でのコメントを見ますと、農家が年内操業を希望するのであれば検討してみたい

ということなどおっしゃっておりますから、今は絶好のチャンスではないのかなと思っておりますので、これは答弁よろしいですけども、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。

それから、3点目の地域振興について、アガリカタ地区、今年度測量設計に入ると、あるいは東青原の用地の売買契約済んで平成23年度で工事の着手をしたいと、野原自治会公民館については、これまでの防衛省の予算だけではちょっと厳しいところがあるので、他の補助事業も検討しながら頑張りたいということ。それから、側嶺線についても25年度ごろ予定としてやりたいと、新里地区についても24年度ごろめどとして着工していきたいと、それからごみ焼却施設、これがなかなか難しいことなんですけど、費用がかかり過ぎる、今のところ補助金を活用したいとしても、補助の対象になかなか得ないということでもありますけども、やっぱり地元の人、あるいは観光地としてのあの周辺の状況、それからするとやはり早目に撤去という希望、そういうことでございますので、ぜひとも努力をしていただきたいと思えます。

それで、まとめますと、1つだけですね、滞納、収入未済、多額の、そういったものの取り組みを第二次集中改革プランの実施計画はあるんですけども、やっぱりもっと実のある、効果のある対策が練れないものかどうかということ、これ市長に答弁を求めて私の一般質問を終わりたいと思えます。

◎市長（下地敏彦君）

滞納額、未収金等一括して処理する課なのか何なのか分かりませんが、そういう体制があってもいいのではないかというお話であります。市税とほかの税を一緒に考えてやるというのは、手法としてちょっときついかなというふうに思っています。過去にですね、県内で国保税と市税を統合徴収するという試みをした市がございました。結果どうなったかという、どちらも徴収率が低下したということで、そこでその市は現在ももにに戻して分離した形でやってきましたら、実績も改善されているということであります。ですから、全く違う種類のやつを1つの課でというふうなのはかなり難しい部分があるのかなと思えますし、ご提言として承っておきたいと思えます。

◎議長（下地 明君）

これで新里聰君の質問は終了しました。

しばらく休憩してから、3時35分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時22分）

再開します。

（再開＝午後3時35分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

休憩前に続き、一般質問を続行いたします。

質問の発言を許します。

◎垣花健志君

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思えます。一般質問を行う前にですね、台風11号で被害に見舞われました、今度の台風、農水産関係で9,568万円の被害が出ているということでありました。私の住まいの周辺でもですね、露地でニガウリとヘチマをつくっておりましたけれども、全滅というふうな話でありまして、被害に遭われた皆様には心より本当にお見舞いを申し上げたいと思えます。

ただ、また今日は肉用牛の競りですね、1頭当たり3万円の値上げがあったということで、大変なこともありますけれども、こうやってまたうれしいニュースも入ってきておりまして、ぜひ農家の皆さん今後とも頑張っていたいただきたいというふうに思います。

1日目だったか、新城啓世議員がですね、今宮古の子供たちがスポーツ関係で非常に活躍をされているということを逐一報告をしまして、私も実はその問題を取り上げたいなというふうに思っていたんですけども、これはスポーツ関係の方がですね、これは質問ではありませんが、特に今回は1件だけ取り上げたいと思いますけども、伊良部中の喜久川君という子供がですね、県代表で今一生懸命頑張っているというふうなことで、週1で那覇のほうに行くそうであります。また、九州にも行かなければならないし、代表になればいろんな形で旅費や経費がかさんでいくと、そういったものに対する行政のですね、協力が欲しいなということをお話しておりました。先ほど言いました新城啓世議員の子供たちの活躍に関しましてもですね、非常に家族の負担が大きいというのは間違いのないことでありまして、できましたらスポーツ基金をつくりたいというふうな話もありますけども、ぜひ行政のほうでもそういう子供たちに対する支援をですね、今後とも考えていただきたいなというふうに思っております。

1つ、2つお礼を申し上げたいと思います。先日の富永元順議員のですね、私道の整備についての質問で、2カ所ほどの私道の整備をされるということでありました。この私道の整備につきましては、今年の6月に富永元順議員が提案をして、早速今年は条例化をして2カ所の私道の整備ができるということで、補助金が組まれているということでありました。そのうちの一つに、腰原地域が入っておりますけれども、その住民の皆さん本当に二十何年ですね、雨が降れば水がはねられるし、天気がいいときにはほこりだらけで洗濯物も干せないというふうな状況の中で何とかしたいと悩んでいたんですけども、このたび私道の整備についてのですね、補助ができたということで非常に喜んでおりました。市長の特段のご配慮に感謝申し上げたいなというふうに思います。

また、我々の住む腰原地域はですね、まだまだ未舗装の道路がたくさんありまして、冠水する場所が本当に数十カ所あります。その被害についても、道路建設課でですね、スピーディーに対応していただいて、そうですね、もう今5カ所以上の場所が冠水の解消がされておまして、周辺の住民にとっては本当に通学をする児童生徒のですね、皆さんも非常に喜んでいるというふうなことで、今後とも住民サービスはこのような対応であってほしいなというふうなことで、お礼とお願いを込めて一般質問に入っていきたいというふうに思います。

まず最初に、行政改革についてであります。これは課の統廃合、職員削減についてということでありまして、本当に旧市町村に行きますとですね、非常にがらがらの状態であっているのを見ると、非常に寂しく思います。ある用事がありまして役所に行きましたら、旧町のですね、議員OBと、そして職員の方が座っておられまして、今後なくなっていく地域づくり課が廃止されるということについて非常に不満というか、苦しい胸のうちのですね、話しておられました。この質問に入る前にですね、新城元吉議員も話しておられましたけれども、旧市町村の将来が今後本当にどうなるのかなと、本当に地域の声がどうやって行政取り上げてくれるのかというですね、切実な思いが本当に伝わってきました。

そこで、お伺いをいたしますけれども、各支所で取り組んできた各イベント、トライアスロンとかサニツ浜カーニバルとかですね、そのようなイベントを今後はどの課が担っていくのか。

2つ目に、地域審議会の事務局など地域の重要な役割を地域づくり課が担ってきたと思うんですけども、この辺の役割はどのようになっていくのか。

3つ目に、現在住宅の家賃等ですね、支払いを受け付けているんですけども、その地域づくり課がなくなることによって、そのような受け付けのほうはどうなっていくのか。その辺の対策は考慮されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、4点目にですね、各支所で農業や補助金の問題など、お年寄りに対応してきたと、これは別にその担当ではないんですけども、やはり昔の旧町村の感覚でですね、わからないことはどんどん、どんどん役所に行って聞くんですね、するとやはり自分の担当じゃなくても担当課に電話して、おじい、おばあ、こうなんだよというふうな形で説明をして対応してきたというふうなことなんですけれども、そういったこともどんどん地域で不便になっていくのではないかとということを憂慮しておりました。その辺についての協議がなされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、旧市町村の地元の職員の配置についてでありますけども、これも同じようなことでありまして、地域の旧市町村のですね、お年寄りが見えたときに、やはりもともと顔見知りの職員がいるとですね、非常に安心をするんですけども、どんどん、どんどんわからない職員になっていくというふうな意味では、声がかけれない。黙ってそのまま帰っていってしまう年寄りもいるんだというふうな話でありました。そういう意味でもやはり地元へのですね、配慮という意味ではやはり旧町村の職員をできるだけ多く配置していくことが場合によってはそこに住むお年寄りへの配慮にもなるのではないかとというふうに思いますけども、この辺のところもお伺いをしたいと思います。

次に、福祉行政についてお伺いします。これは、デマンド交通ということでありまして、これは福祉のほうになるのかどうか、ちょっと疑問ながら書いたんですけども、これは基本的にお年寄りへの対応というふうな意味で福祉行政というふうなことで通告をいたしました。基本的に予算のかかることでありますから、簡単にはできないかもしれませんが、以前各支所を回る無料のバスが運行していたというふうに思います。その実績と今後のですね、運行の予定があるのかどうかあわせてお伺いしますが、デマンド交通というのはお年寄りがですね、電話でタクシーのように連絡をして、そしてその連絡を1カ所で受け付けて、そしてそれを配置をしていく、ぐるっと回って病院だとか、スーパーだとか目的のところにおろしていくというものでありまして、これは相乗りですから、タクシーよりも非常に安い値段で利用できるというふうなことであります。当然行政のことでもありますから、調査されているというふうに思いますので、この辺のところもお伺いしたいと思います。

次に、生活保護受給者についてでありますけども、これは先日の西里芳明議員も質問をして答弁をしているんですけども、少し違う形になるかというふうに思います。これは、ある本から抜粋をしたんですけども、大阪市でいうと税込60億円の半分が生活保護費という状況になっているということで、これは全国でも取り上げて生活保護費に係るいろんな問題点を挙げておりますけれども、我々の宮古島市でこのような問題がないのかどうか。例えば実は五、六年前だったと思うんですけども、旧下地町で大量のお年寄りがですね、川満の漁港を20名ほどでしたか、うろついているようなことがありまして、これは後からテレビで見ましたら、これは一種の貧困ビジネスというふうな形で、そういうふうな浮浪者の方々を集めてその生活保護費を申請をして、これをまとめて宿泊費としてなりわいとしていたということで、こ

の資料では大阪では詐欺容疑でNPO法人を逮捕したというふうな例もあります。

私がお聞きしたいのは、この辺のところも含めてですね、どんどん受給者が増加している状況の中で、その理由は市としては把握しているのかどうか、そして調査も含めてですね、今後の対策はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。これは、市民からのですね、声がありまして、最近PTAや教育関係者の中において、以前は児童生徒の登下校の際でも守衛の存在というそのものが犯罪防止の観点からも精神的に大きかったというふうに聞いているということでもあります。今関係者の間では、以前のような守衛、警備員という存在が必要ではないか、つまり有人警備を望むというふうな声があるということでもあります。宮古島市の全学校の中でも市街地に存在する4小学校、北、平一、南、東と2つの中学校、平良、北の人口密集した市街地という立地環境を考えた場合、学校敷地内への人の出入りがごく簡単で、未成年の飲酒絡みの事件も発生しているという状況があり、これを機械警備ではなく、守衛にかえられないかということでもあります。有人警備にした場合に1校当たり約1.5人の雇用効果があって、そして校内のパトロールが定期的に可能になって、不審者の侵入や事件が発生した場合に、すぐ警察への通報が可能で、未然に事故を防ぐことができるのではないかというふうな声が寄せられました。

そこで、お伺いいたしますけれども、現在の教育機関関連施設は無人の機械警備と聞いているんですけれども、なぜ無人警備になったのか、以前は有人警備であったというふうに聞いております。その理由をお教え願いたいと思います。

無人警備で学校や施設内の警備が不可能であるというふうに考えますけれども、飲酒や事件、事故についての対策はどのようになっているのか。

次に、雇用の面からも有人警備を考える必要があるというふうに考えますけれども、いかがかということでもあります。

次に、学校給食の備品についてお伺いいたします。私たちが文教社会委員会です、城辺小学校に行って給食を一緒に食べてきました。そのときに余り感じなかったんですが、実はこれ聞きますと御飯の保温器というものが無いそうであります。つまり炊いてから学校に行くまではそのままの状態で行くので、ちょっと時間がたつと冷めてしまうということで、移動の際にですね、この保温器があると温かい御飯が子供たちに提供ができるということでありまして、この保温器の今後の購入の予定はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いいたします。県営西里団地の周辺の道路についてでありますけれども、これは富名腰15号線、富名腰16号線、この2本の道路についてお伺いいたします。団地前の周辺の道路が非常に狭くて、交通量の増加に伴って住民が危険を感じているということでもありますけれども、現状を把握しているのか、また今後改良の余地はないかということでもありますけれども、これは腰原15号線については幅が3.6メートルというふうなことでございまして、非常に狭い。私も何度か通りますけれども、もうちょっとスピード出すとですね、ぶつかってしまうのではないかと思うぐらい対向車が非常に危険な状況で通行しているというふうな状況なので、この辺のところをお伺いしたいと思います。

次に、なぜこの団地をですね、建設する際にやはりあのような危険な道路をそのままです、あれだけの住宅を建設したのかなと不思議でなりません。通常はやはりあれだけの世帯が入る道路というのは、

安全が確保できるという意味ではやはりもうちょっと大きな道路を当然場合によっては改良しておくべきではなかったかというふうに思いますけども、この辺のところをぜひお教え願いたいと思います。

次に、公園整備についてお伺いいたします。これに書いてあるとおりですね、建設をされる際に市街地、地域等のバランスは考慮されないかということでありますけれども、これは実は旧平良市の時代にも質問をいたしました。これは、今現在都市計画の中にある都市公園の図面であります。これがパイナガマ公園、今建設中ですね、これはカママ嶺公園、もともとある公園です。そして、これが盛加越公園、これが荷川取公園と、ごらんのように、こっちが北ですから、ほぼ西側と北側のほうにしかこの公園が建設整備されていないということでありまして、私がお伺いしたいのは全然バランスがとれていないということでありまして、その辺のところは考慮されないのかどうか。

実はちょっと本当に昔の話になるかもしれませんが、パイナガマ公園を建設するに当たっては、当時の議員としては大反対をしました。多数与党で計画は進行しているわけでありますけれども、本当にこの公園が必要だったのかと、今でも本当に不思議でたまりませんが、バランスというものは考えられないのかどうか。そして、公園の整備をする際にですね、重点的に考慮されるべき事項はどのようなことなのか、教えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、非常にバランスが悪い。これは、なぜ東側、南側のほうにはこういう都市公園がないのか。今後つくる予定がないのかですね、確かに公園の……市長、わかると思いますけど、ぜひこの辺のところをご答弁を願いたいというふうに思います。

次に、地下ダム資料館についてお伺いいたします。運営状況についてであります。年間の利用状況と、これは入場数と入場料ですね、年間の管理費について、そして今後の管理運営についてお伺いをして、答弁をいただいてから再質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、旧町村の地元職員の配置についてであります。それぞれの地域の人々が気軽に役所に来ていただけるよう、支所の職員についてはこれまで旧町村の職員をできるだけ配置するようにしてまいりました。しかしながら、合併をいたしまして、分庁方式により部局が庁舎ごとに振り分けられたこと、それから行革に伴い、職員を今削減していること等から、なかなか地元の職員をと言われても、それぞれみんな専門職を持っているわけですから、これがなかなか思うようにいかないということでありまして、ご理解をいただきたいと思います。人事異動につきましては、宮古島市人事異動基本方針に基づきまして、適材適所を基本に実施をしてまいります。

次に、都市公園につきまして3点ほどご質問がありましたので、一括してお答えをいたします。本市の都市公園は、合併前の旧伊良部町を除く旧市町村それぞれで設置をしていることから、現時点で見ると地域バランスを考慮した公園の設置になっていないということは否めないと思います。ご指摘の市街地の公園整備については、旧平良市の整備計画に基づいて整備されたものであり、時間の経過による市街地の広がり等でそのバランスが崩れている感があります。

公園設置の採択に当たっての考慮すべき点ではありますが、それは地域市民の利活用の度合い、また公園の用地として必要な用地規模を確保できるかということが課題であると思います。

宮古島市における1人当たりの公園面積は21.18平方メートルです。沖縄県の1人当たりの公園面積

は10.8平方メートルでありますので、宮古島市は2倍の面積があります。全国平均でも1人当たりの公園面積が9.6平方メートルとなっていることから、新たな市営公園の設置は考えておりません。

◎副市長（長濱政治君）

各支所で取り組んできた各イベントは、今後どの課が担うのかということでございます。ご存じのとおり、長引く不況で国も県も市町村も財政は非常に厳しいという状況にありまして、それぞれの組織で行財政改革というのが進められているところでございます。当然宮古島市としても、その行財政改革を進めてきているところでございまして、さらに合併の際に市町村の職員をそれぞれみんな吸収したということもありまして、他の同類の市と比べてとても多いというふうな指摘もたくさんございます。そういう中で、先ほど定員適正化計画等も一応出しました。そういう中で、この行財政改革をどのように進めていくかというふうなところで、今支所のあり方についても検討しているところでございまして、こういったこれまで取り組んできたものにつきましては、伊良部を除く3支所は来年度から2つの課を1つに統合いたします。このため、支所業務は業務担当課へ移管を進めており、サニツ浜カーニバルは来年度から観光商工局へ、それからトライアスロン大会の運営につきましては、現在各支所が担っている役割に支障が生じないよう今後検討してまいります。

それから、地域審議会の事務局等、地域の重要な役割はどうなるかということでございます。地域と密接した支所機能は、住民サービスの低下を招くことがないように設置されており、支所の役割は重要であると考えております。このため、支所が1つの課となりまして、その課の中に地域づくり担当係を設置いたしまして、現在の地域づくり課が担っております地域の重要な役割としての機能を十分に果たせるような組織を構築していきたいというふうに考えております。

それから、住宅の家賃等、支払いを受け付けているが、今後不便になることが予想されるということについてでございます。現在支所においては、出納員を配置し、税及び市営住宅の家賃など、公共料金の収納を実施しておりますが、行政改革の一つとして来年度から伊良部を除く3支所につきましては、住民票等の窓口手数料以外の公共料金は金融機関で納付することになると考えております。どうしても行財政改革を進めていかなければならないというふうなことになっておりまして、そこら辺で、じゃどのような組織体制、業務のあり方がいいのかということを生懸命検討している最中でございます。そういう中からこのような考え方が出てきたというふうに理解していただけるかと思えます。

それから、各支所で農業や補助金の問題等、お年寄りに対応してきたが、今後サービスの低下が懸念されるということにつきましてお答えいたします。現在支所に配置している地域づくり課と市民福祉課を統合しても、地域づくり担当係を設置いたしますので、地域づくり課が担っております農業補助金の相談業務等については従来どおり実施し、市民サービスの低下を招かないように努めてまいります。また、福祉に関する相談等、窓口を訪れるお年寄りを初め市民からの要望につきましては、担当課へ迅速、的確な取り次ぎなど、総合案内機能を持ち合わせて住民サービスに支障がないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

最初に、過去5年間における生活保護世帯の受給世帯、それから被保護人員の推移ということでありますが、過去5年間の被保護世帯数、それから被保護人員の内訳は平成17年度499世帯、728人、それから平

成18年度633世帯、910人、それから平成19年度616世帯、895人、平成20年度592世帯、835人、平成21年度633世帯、909人、今年度は8月末現在で691世帯、1,013人となっております、平成17年度と今年度8月末を比較いたした場合の192世帯、それから被保護人員が285人の増となっております。

新規申請における調査は、銀行、それから生命保険会社へ預貯金等を照会、または税務課などの関係機関へも資産の有無について照会を行い、十分な資産を保有して保護を受給するようことのないように努めております。

垣花健志議員がさきにご指摘いたしました過去に下地地区における発生のありました生活保護制度の悪用といえますか、をビジネスにするようなケースが今はどうかということでありましたけども、このことについては今のところそういうケースはありません。

次に、その増加の理由なんですが、生活保護世帯の増加の理由なんですが、長引く経済不況など、もろもろの要因がありますが、加えてもともと低所得者であった世帯がこれまで支出のやりくりで生計を維持してきたものの、疾病などにより入院、または高齢者の介護施設入所等により費用負担が困難となり、申請するケースが増えております。その対策といたしましては、生活保護は経済的に困窮している方々の最後のセーフティーネットであるということの自覚を保ちつつ、公平、公正な調査及び適正な保護費支給に努めてまいりたいと考えております。

◎農林水産部長（平良哲則君）

地下ダム資料館の運営状況についてであります、最初に地下ダム資料館の年間の利用状況の入場料と人数であります、入場料金は一般で300円、学生が200円、児童生徒が100円で、団体の場合はそれぞれ50円の割引があります。年間の入場者数と、それから入場料金であります、平成20年度が6,526名で142万1,000円の入場であります。それから、平成21年度が5,356名で115万3,000円となっております。

次に、年間の管理費であります。これは、人件費、光熱水費であります、平成20年度で人件費、これは賃金職員2名でありまして、これが274万4,000円、光熱水費が162万4,000円、平成21年度で人件費が294万7,000円、光熱水費が150万7,000円となっております。

次に、今後の管理運営についてであります、資料館のさらなる有効活用を図るためにも施設の指定管理の導入も見据えながら検討したいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

コミュニティバスの運行について、各支所を回る無料バスを運行していたが、実績はどうであったか。それから、市民にとって非常に利便性が高いと考えるが、今後の運行予定はないかというお尋ねでありました。無料バスの運行については、平成21年度地域経営推進事業で導入し、基礎的な調査と試験運用を平成22年2月11日から平成22年3月31日まで行いました。調査の結果、市民は日常の交通手段として自家用車を利用している方が69%、既存の公共交通機関の利用者も少なく、コミュニティバスの利用者は42名でありました。利用者の比率は30代が最も多く、全体の32%で、続いて40代、50代が22%、60代が14%、20代が10%、70代以上が1%でありました。今後の運行予定については、事業内容を分析した結果、利用率も低い状況であるため、運行継続は考えておりません。

次に、県営西里団地周辺道路について、団地前及び周辺の道路が非常に狭く、交通量の増加に伴い住民が危険を感じている、現状を把握しているか。また、今後の改良の余地はないかというお尋ねでありまし

た。ご指摘の西里団地前の道路は、市道富名腰16号線で、現状については現場を確認し、把握しております。当路線は、現在舗装整備はされておりますが、改良工事による歩道及び排水路の設置は実施されておられません。一部幅員の狭い箇所も見られますが、車両の交互通行は十分可能であると思っております。現在のところ改良工事の整備計画の予定はありませんが、将来に向けての整備の必要性は認識しております。

次に、団地周辺道路は建設時に利便性や危険地区は改良を考慮すべきではないのかというお尋ねでありました。ご指摘の県営西里団地周辺道路には、改良工事がされていない道路が数路線あります。道路の整備計画は優先順位により整備計画を立て、事業執行に取り組んでおります。当周辺地域には大型店舗等の出店、民間住宅、アパート建設などが見られ、それに伴い交通量の増加等が懸念され、団地周辺の環境が変化しつつあることは認識しております。しかし、道路整備や利用度、緊急性、危険度、経済性などを総合的に判断し、団地周辺だけに限らず、宮古島市全区域を対象に整備計画を立てなければなりません。今後も整備計画に沿った事業の執行を行ってまいります。

◎観光商工局長（奥原一秀君）

デマンド交通の運行についてでございますけれども、生活路線バスを担当している部局としてお答えをさせていただきます。

デマンド交通とは、利用者からの事前予約によりバスやタクシーなどの交通機関が低料金で自宅から用事のある場所付近まで送迎をする輸送サービスでございます。県外では主に交通の便の悪い中山間地域を中心に導入をされている事業と聞いております。また、コミュニティバスについては、既存のバス事業者だけではカバーし切れない地域の利用者のニーズにより運行する輸送サービスで、主に都市周辺部を中心に地元バス会社が運行を導入されると聞いております。

本市においては、お年寄りが低料金や無料で利用できる交通機関として、民間の介護タクシーのほか、病院や福祉施設、また社会福祉協議会の福祉サービスなどの送迎車などがあります。このほか、民間の路線バスやタクシーなど経営状況が大変厳しい交通機関等もありますので、現時点においては導入計画はございません。ちなみに、デマンド交通の運行について、沖縄県の交通対策課に情報を収集したところ、県内においては実施している市町村はないという情報を得ております。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、教育関連施設の防犯体制についてでございますが、学校警備につきましては合併以前は警備員による巡回警備が主でありました。現在は機械警備と巡回警備の併用となっております。昨今の防犯機器及び防犯システムの発達により、現在では機械警備と巡回警備の併用が主流になっているというふうに考えております。

次に、無人警備では施設内の警備が不可能であるがとのことでありますが、まず警備の方法としましては、機械警備システムと警備員による校内及び施設内の巡回を実施して、不審者の出入りなどを監視しておりますので、防犯対策は強化されていると考えます。ちなみに、巡回警備の場合、毎日夜間1回、それから春、夏、冬の学校の休暇期間中は夜間2回の巡回警備を実施しております。

次に、雇用の面からも有人警備を考慮する必要があるということですが、有人警備でも以前のよう巡回だけの警備では防犯対策が弱くなるというふうに考えております。また、有人の常駐警備になりますと警備委託料が高額になるため、今後も機械警備と巡回警備の併用による方法で対応していきたいと

いうふうに思っております。

参考までに申し上げますと、現在の委託料、これは学校の平均的な額であります、月7万1,000円です。12カ月で85万2,000円程度、これを有人の常駐警備にいたしますと、見積もりを徴したところ月30万4,000円で約365万円かかるということになりますから、警備料の相当の開きがあるということになります。

答弁漏れがございましたので、申し上げます。学校給食備品についてであります。現在米飯に關しましては、城辺、上野、下地、伊良部の調理場の4つの施設が自校炊飯をしております。平良調理場におきましては、炊飯設備がないため炊飯及び配送を沖縄県学校給食会を通しまして、2つの業者に委託をしております。自校炊飯の4施設につきましては、給食時間に合わせて炊飯、配送を行い、温かい給食の提供はできていると思っておりますので、保温箱の購入は特に考えておりません。平良調理場については、沖縄県学校給食会を通して契約業者へ購入できないか、現在調整中であります。

◎垣花健志君

漏れなくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。少しばかり再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、行政改革について、地域づくり課の廃止についてでありますけれども、今ご答弁いただきましたのは、地域づくり課じゃなくて地域づくり係を設置したいというふうなことでありまして、ぜひその地域のですね、お年寄りも含めた地域への配慮をですね、お願いをしたいなというふうに思っております。

ただ、その話をさせていただいたときにですね、地域審議会が余り機能していないというふうな話を聞きました。例えばこの地域づくり課は場合によっては各旧市町村ではですね、ぜひ必要な担当部局だというふうに考えます。そういう意味では、地域審議会から廃止についてそれなりの要望があつてよかつたんでないかというふうに思いますが、なぜそのような声が寄せられないのか。地域住民は本当にこの課がなくなることによって、我々が役所に行きにくくなるというふうな切実な声を寄せているわけでありまして。それがなぜこの地域審議会の中から出てこないのかなというふうなことが不思議でたまりません。本当に地域格差がですね、出てくるというのを憂慮しているお年寄りの方が非常にたくさんいるというふうな意味では、ぜひ当局としても今後ともですね、合併して旧市町村が本当に職員もいなくなってどんどん、どんどん寂しくなっていくんだという状況をですね、ご配慮いただきたいなというふうに思えます。

次に、道路行政についてですけれども、当然富名腰も腰原も住宅が増えてきて道路整備が間に合っていないという現状は把握されているというふうなことでありますけれども、特に腰原15号線、これは先ほど言いましたように3.6メートルしか幅員がなくてですね、非常に危険な状況にあります。必要な状況に応じてその順番をつけているということでもありますけれども、3.6メートルという道路はどう考えても非常に早急に改良しなければならない道路でないかなと思います。特に建設部長もお答えになりましたけれども、あの団地からしまむらのほうに出ていく、これは私が話している15号線というのはその道路なんですけれども、買い物に行くためにもブックボックスとかですね、かねひでに行くためにあの道路通ろうとすると非常に危険な状況にあるというふうに思えます。そういう意味では、順位で言うと非常に上位のほうになるのではないかなというふうに思いますが、この辺のところもう一度ご答弁をいただきたいなというふうに思えます。

次に、地下ダム資料館についてでありますけれども、実はこれ8月1日に宮古水まつり2010がございま

した。そのときに行っているいろんな話を聞いたんですけども、これは私のほうでそのことを申し上げていいのかわかりませんが、向こうの同じ地域の中にですね、土地改良区があるわけでありまして、同じ地下ダムの設備というか、その管理している建物があるんですけども、これと併用して管理ができるというのではないかなと、私なりに考えました。今非常に入客数が少なく、年間400万円余りの市の負担があるというふうなことです。その辺も含めて今後この地下ダム資料館のですね、運営についてもやはり委託のことも含めてですね、今後見直していくべき必要があるのではないかと、あのときに非常に強く感じました。ただ2名で200万円余という話ですから、恐らく臨時職員が何かを対応しているかと思えますけれども、本当にもっと力を入れていかなければならない非常に大切な施設だと思えますけれども、なかなか利用されていない、この辺のところもですね、今後とも運営についてのご努力をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの公園整備についてでありますけれども、下地敏彦市長もこのバランスについては非常に悪いというふうにおっしゃっております。当然多過ぎるぐらいの公園だと思うんです。ただそれが1カ所に固まってしまっているという部分で、要するに南地区、東地区の皆さんは公園を使用することができないというよりも、欲しがっていても利用ができない状況にあるというふうな意味では、やはりぜひその整備を考えていただきたいというふうに思っております。

実は私もですが、多くの方がですね、夕方になると自転車をこいだり、ウォーキングをしたり、ランニングをしたりとします。あの辺の人はですね、ほとんど空港の周辺を利用しているんですね、この道路も狭いもんですから非常に危険な状況の中で、そのウォーキングをしたり、ジョギングをしたりしていると、そして散歩するところもないんです。そういう意味では、同じ市民としてやはり同じような恩恵を受ける、これは権利があるというふうに思っております。

先ほども言いましたようにパイナガマ公園に関しては非常に反対をして、当然補助は50%しかないわけですから、市の持ち出しが非常に大きいというふうに考えます。しかし、住民の立場からいいますと、やはりどうしてもこの地域に公園が欲しいということは、住民のだれもが考えていることではないかなというふうに思っております。地域の利活用という意味、用地の確保という意味でも、この辺国の用地がたくさんありますので、交渉次第では何とかなるのではないかとちょっと甘い考えも持っておりますけれども、それも含めて地域の利用度に関しては非常にこの辺の人は大いに利用していただけるものというふうに思っております。

正直申し上げて、荷川取公園、パイナガマ公園、本当になぜこんなところにこれだけの公園があるのか、そしてどれだけの利用率があるのかというふうな意味では疑問を感じています。そういった意味でもぜひ本当に住民が利用できる公園をですね、考えていただきたいというふうに思っております。

最後にですね、実は台風一過、9月の18日から台風が吹きましたけれども、多良間村のアフリカシロナヨトウムシというのが猛威を振っているというふうなことで、この台風の後でこの虫がいなくなっているのではないかなというふうなことで、希望的観測で電話をしたみましたらですね、この虫、今ものすごく多くなっているようであります。私が心配して電話したのは、要するにこの虫が宮古島まで来ないのかどうか、そして石垣まで行かないのかどうか、この辺も含めて心配しているわけでありまして、聞きましたら、これは農家の皆さんは7月ごろから何か虫がいるなということを感じていたようであります。そして、

これは今3世代目に入っているようであります。非常に生育が早くてですね、3週間から4週間で幼虫から成虫になってしまうというふうなことで、成長が物すごく早いということで、県から30名の人に来て農薬散布をしてどうしても防除しようということで頑張っているようでありますけれども、この虫は午前の零時あたりから4時ぐらいまでの間に飛び回ってですね、人間が眠っている間に繁殖していってしまうということで、非常にこの予防について今すごく大変な状況にあるというふうなことでありますので、ぜひ担当課の方はですね、この辺に対しての情報の収集と対策についてですね、もし宮古島にこの虫が飛来してくるようなことがあるとですね、大変なことになるというふうに思いますので、ぜひその辺のところの対応も考えておいていただきたいなというふうに思っております。

もう時間ありませんが、市長、公園整備についてはもう一度再考していただいて、もし私場合によっては署名活動しようかなと思っております。ぜひ本当にあの地域、公園が一つもない、年寄りも子供連れて散歩するところもないという状況の中です、市長の特段の配慮で公園の建設ができればと願っておりますので、できましたらその辺のところも含めて答弁いただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

公園の整備についてであります、今市が取り組んでいるのは県立公園を誘致するというので取り組んでおります。県立公園という形になると、市民全員が利用できるような施設という形になります。そういうふうな形でつくって整備したほうが、市民全員が利用できるという形になると思えますし、場所としては宮古島の中でみんなが利用できるような場所というふうな形を考えて、これから、これまでもやってきましたけれども、もっと強力に県と調整をしてみたいと思っております。

◎建設部長（友利悦裕君）

道路の整備についてであります、たしか垣花健志議員、腰原15号線とおっしゃいましたよね。

（議員の声あり）

◎建設部長（友利悦裕君）

富名腰15号線だと思います。今後の整備計画に向けての優先順位等については、今後検討させていただきたいと思っております。

◎議長（下地 明君）

これで垣花健志君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

私も始まる前にですね、運動会シーズンであります、昨日は台風11号の影響で延期になりました小中学校の運動会が行われました。子供たちが跳びはねる姿をですね、父兄はもとより、おじいちゃん、おばあちゃんたちがですね、サトウキビの夏植えのシーズンでありますから、元気をいただいたと思っております。ぜひしっかりですね、夏植えも頑張りたいと思っております。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思えます。まず初めに、客船航路の再開についてお伺いします。宮古、八重山、先島圏域から成る美ぎ島美し市町村会は、沖縄本島と宮古石垣間の客船航路の再開について、現在貨物船運航しております琉球海運に対し、先島圏域の依頼として貨客線就航を要請されております。この内容につきましては、富永元順議員も取り上げてお答えいただきましたので、答弁はいい

です。次からお願いします。これまで各関係機関への取り組み状況、そしてまたその他の海運会社への就航依頼の要請はあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、海中公園事業の取り組みについてお伺いします。本市の観光振興、地域活性化の面からも、海中公園事業は大変期待される事業であります。狩俣地区の健康ふれあいランド内に約9億円余りの予算を投入して現在進められております。取りつけ道や観察施設本体の工事も請負契約を結ばれ、始まっております。その中で、市が外部委託した環境調査を踏まえて、工法や一部構造の見直し、サンゴ礁などへの被害を最小限に食い止めたいとありますが、今の時期にですね、構造の見直しとなると、工期内に完了できるのか気になるところでありますが、これまでの管理会社建設に関しても新会社設立準備委員会を立ち上げ、8月には管理会社設立とのことでした。

そこで、お伺いします。管理運営会社設立についての現在の取り組み状況、そして海中公園事業オープンまでの構造の一部見直しを含めた事業日程についてご説明していただきたいと思ひます。

次に、公園墓地計画、墓地制限区域策定計画についてお伺いします。本市のあり方について市民からの声がありました。本市の観光振興、島全体を観光資源としてとらえ、今後のまちづくりの上でも墓地の制限区域対策をですね、早急に取り組んでほしいとの要望がありました。今年から墓地埋葬法に基づく許認可が県から市に権限が移譲されております。県内16市町村でも墓地のですね、乱立を規制するため、制限区域の策定や条例の設定などが今現在進められているようであります。本市においても墓地の散在化を防ぐ上でも、ぜひですね、公園の墓地計画や墓地の制限区域策定計画は早急に取り組んでいく課題だと思ひますので、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、宮古空港駐車場有料化に伴う現在の利用状況についてお伺いします。夜間などの長時間駐車や利用者の増加などで、駐車スペース不足の解消を図るため沖縄県の管理空港で初めて宮古空港駐車場の有料化が始まって1カ月余りを経過しております。現在有料化により夜間駐車場などの利用状況、有料化の効果等についてお伺いしたいと思います。

次に、根間地区整備計画についてお伺いします。根間地区は区画整理事業として、これまでも進められてきました。当初予定では集客施設を建設し、地域の交流拠点として整備が行われる予定でしたが、いろんな管理運営面が非常に厳しいとの指摘を受けまして、今現在に至っております。

そこで、お伺いします。来年度から根間地区において、新聞紙上でありますが、エコ公園を整備する計画のようですが、どのような基本計画で整備するつもりなのか、事業費や事業内容はどうなっているのか。そして、事業の執行については地域住民の皆さんの合意形成が必要不可欠だと思ひますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、道路行政について、東環状線整備計画についてお伺いします。平良土建前の交差点から下崎入り口までの道路整備計画については、これまでも地域住民の皆さんの生活道として、そして下崎地区の子供たちの通学路、宮古の代表的な観光地である砂山ビーチと市街地を結ぶ路線、そしてトライアスロンのバイクのコースとしても利用され、交差点改良を含めて早急な整備が必要だということで、これまでも取り上げてきました。これまでの答弁では、街路事業では用途地域外とのことから、別メニューでの整備を進めていきたいとのことでしたが、取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、伊良部7号線道路改良工事（1工区）についてであります。この件に関してはですね、3月定

例会の3,500万円の補正予算から始まりまして、去った6月定例会、そして今回監査委員から決算審査意見書が提出されまして、受けてですね、多くの同僚議員の皆さんが質問しております。当局と監査委員のですね、意見といいますか、私がこれまでの皆さんの質問の答弁から思うんですが、契約規則、契約約款、事務処理要領ですね、そういうただし書き等の解釈、見解の相違から成る案件、事案だと思っております。

私もですね、幾つかこの7号線に関しては通告してありますが、これらですね、思うに司法の場でしか決着できないかなという気持ちはありますので、私はこれは割愛してですね、一言当局に要望だけして終わりたいと思います。

この問題はですね、例えば、中身は大きく違うんですが、ある国会議員のですね、政治資金規正法違反に大きく僕は似ているんじゃないかと思っております。檢察審査会というところからですね、いろんな指摘を受けて、今調べられておりますが、全く中身は違うんですが、今監査委員からですね、指摘を受けて、またいろいろな答弁されておりますが、やればやるほどですね、何か言いわけとしか思えないような、国民の方々もそういう、ある党の元幹事長のあれに関してはですね、多くの方が思っております。ぜひですね、その両方とも私が思うに、両方ともいろんな規則、法令に沿ってですね、ちゃんと整理してしっかりやっておけば、私はですね、2つともこういうふうにですね、本当に今、今定例会でもありますが、答弁する市長、当局も膨大な時間を費やして、我々議会も費やしてですね、本当に監査の皆さんも取り上げることがなかったんじゃないか、ほかのことももっとできたんじゃないかと思っております。ぜひですね、3,200ある全国の自治体の中でも、平成の大合併によりまして今1,800になりましたが、こういう案件はですね、監査委員、特異と言われましたが、本当に一件もないそうであります、聞いた話ではですね。私は、そういうですね、特異なことをやるのが今の問題につながったと思いますので、ぜひですね、行政は継続ですから、我々が退かれた後、当局も退かれた後ですね、胸を張って堂々と100%曇りもないという形では、このままでは、今のままで言えないと思うんですよ、私はですね。ぜひですね、皆さんもそうですが、我々もですね、退かれた後でも堂々と胸を張ってこうだったと言えるような、私はですね、ことで皆さんと一緒にこの宮古島のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうか当局の皆さんもですね、堂々と胸張って後輩に言えるような、指導できるようなですね、こういう案件に対しても、こういうのがあるよ、こういうことは常道だよと言えるような件では今回はないと思っておりますので、ぜひですね、そういうことを踏まえてこれからは頑張ってくださいと思います。

次にいきます。大原線整備計画についてお伺いします。サンエーカママヒルズ店裏の道路整備計画についてお伺いします。パイナガマ方面からの大原線開通後、かなり交通量も増え、周辺地域の方々が大変不便を来しているということで、これまでも質問してきました。今回旧農林高校運動場跡で平成25年開院予定の県立宮古病院や伊良部大橋開通が予定され、かなりの交通量が予想されることから、幹線道路の整備を先行して事業を実施していきたい。しかし、土地改良、区画整理事業が決定されており、現状では幹線道路の整備はできない。そのために、大原第2地区区画整理事業計画を廃止することが前提のようですが、この幹線道のですね、整備計画の中で大原線整備建設についてはいつごろから、どのような計画で整備計画していくのか、お伺いしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いします。学校の統廃合についてお伺いします。本市では、新年度から始まります新しい学習指導要領等への対応などで学校規模適正化検討委員会を立ち上げ、規模適正化に関す

る教育懇談会を各地域で開いているようですが、統廃合についてはほとんどの地域が難色を示していると聞いております。

そこで、お伺いします。各地域懇談会における地域の意見、そして各地域から教育委員会への要請書、要望書、嘆願書ですか、提出されておりますが、その各地域のですね、内容等について説明していただきたいと思ひます。

そして、各地域からそれらの意見要請を受けて学校規模適正化委員会ではどのような方向性、考え持って議論されているのか、検討内容等についてもお伺いしたいと思ひます。

次に、環境行政について、学校現場への新しいエネルギー導入についてお伺いします。宮古島市にはこれからエコアイランド、低炭素社会実現のため、環境モデル都市として次世代エネルギーパーク事業など多くの事業を展開していかなければなりません。その中で学校教育現場への太陽光発電システム事業は初の試みだと思ひますが、次代を担う子供たちの環境やエネルギー等の教育にもつながることと思ひますので、事業の説明と太陽光発電システムの消費電力削減量やCO₂排出抑制効果など、そして今後の事業導入計画等についてもお伺いしたいと思ひます。

次に、農業振興について3点ほどお伺いします。初めに、宮古島市の基幹作物であるサトウキビの操業計画等についてお伺いします。この件に関しては多くの同僚議員が取り上げておりますので、1点だけお伺いします。

年内操業後の農地の有効活用についてお伺いしたいと思ひます。今年年内操業したとしても、株出し、春植えの目標面積は現在確保されておられませんので、当然生産拡大、増産という結果は来年度以降ということになります。昨日も上地博通議員が年内操業の農地の有効活用について、カボチャ、枝豆等の話をされておりました。農地には肥沃な土地もあれば、そうでない土地、基盤整備され、畑かん施設が整っている農地もあります。農家の所得の向上のためには、数多くの選択肢を広げることが必要なことだと思ひますが、将来に向けた取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

次に、ハーベスター導入事業計画についてお伺いします。現在ハーベスター利用状況は、沖縄製糖で約30%、そして宮古製糖で約25%であります。そして、毎年3%以上の利用者が増え続ける中、今年度宮古島市にはハーベスター導入事業が見送られております。去った製糖期間においても、地域によっては50%申し込んだにもかかわらず、4割、40%しか利用できなかった地域が数多くあると聞いております。

そこで、お伺いします。毎年3%以上のハーベスター利用者が増加する中で、そして近い将来50%以上の利用者が見込まれる中、今年度なぜ事業が見送られたのか、その理由と今後の導入計画、そして宮古全体のハーベスターの稼働状況についてお伺いしたいと思ひます。

次に、基盤整備事業についてお伺いします。農産物の生産拡大、農家の所得向上を目指して、これまで土地改良基盤整備事業、地下ダムを利用した国営かんがい排水事業が進められておりますが、まだまだ整備率は厳しい状況にあります。

そこで、お伺いします。宮古全体の基盤整備事業の整備率と地区別状況、そして今定例会に魅力ある地域づくりを目指して提案されています宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）で予定されている整備面積、整備率、そして過疎地域自立促進計画の中で西原地区の基盤整備事業の取り組み状況と事業の概要についてお伺いしたいと思ひます。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後 4 時49分）

再開します。

（再開＝午後 4 時49分）

◎市長（下地敏彦君）

今大変なご指摘をいただきまして、明快に答弁をしてみたいと思います。

公園墓地の計画、墓地の制限区域等の策定についてということであります。来年度墓地の実態調査を行います。その予定をしております。本市の現状と将来の墓地需要を把握した上で、公営墓地の必要性、墓地制限区域の設定等を盛り込んだ宮古島市墓地基本計画を平成24年度に策定し、その後実施してみたいと思っております。

次に、ハーベスターの導入事業計画についてであります。ハーベスターの導入につきましては、平成22年度から新たな事業がスタートしております。サトウキビ安定生産確立対策事業という事業名で実施をされております。この事業、これまでの事業とは性格が少し変わってまいりました。この事業の特徴なのですが、まず公募制によるということが1つであります。もう一つ、国が直轄で行うということで、その採択等も全部国が行うという形になっております。補助の割合ですが、国が6割、県が2割、残り2割は法人の負担となります。今年度宮古島市から4つの法人が申請書を提出しましたけれども、事業採択されませんでした。その理由について、国はその理由は示さないというふうな形にしておりますので、なぜできなかったかということはありません。現在稼働台数ですが、大型が4台、中型が27台、小型24台の合計55台ありますけれども、今後県や関係機関と連携して事業に採択されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

◎副市長（長濱政治君）

質問はございませんでしたけれども、一応見解の相違であるとか、曇りのない、堂々と胸を張ってというふうな言葉がございましたので、その辺のことにつきまして少し述べてみたいと思います。

私どもは法令に違反していないと、ずっと常々申しております。それを見解の相違というふうにとられるということで、少し遺憾だなと思っております。代表監査委員が指摘するということは、これは一点の曇りもない、だめだというふうな指摘をなされるべきであって、それが見解の相違というふうには議員の皆さん方にとられるようでしたら、少し違うのではないのかなというふうに思っております。

私どもはちゃんと法令に違反していないと、ましてや住民に負担を一番かけないように、どの方法がいいかということを生懸命考えてその方法をとってきたわけでございますので、堂々と答えているつもりでございますので、よろしくをお願いします。

◎教育長（川上哲也君）

山里雅彦議員から教育行政について2本の質問がございました。学校教育現場への新エネルギー施設導入については、教育部長でお答えいたします。私は、学校の統廃合についてお答えいたします。

懇談会での主な意見につきましては、先日前里光恵議員にもお答えしました。繰り返しますが、学校は

残してほしい、それから行政は地域の活性化策にもっと積極的に取り組んでもらいたいというのが主な意見でした。地域からの要請内容ですが、8月19日に島尻地域、9月7日に来間地域からありました。島尻地域からは、宮島小学校を宮古島市における小規模校のモデル校的存在として存続させてほしいと、それから来間地域からは来間小中学校は島の活性化にとって最も大事な拠点であり、島づくりのモデルとなれるよう存続させてほしいというのが要請の主な内容でありました。

学校規模適正化検討委員会における今後の取り組みについての質問ですが、これからはたたき台をもとに議論を重ねて12月に方針を決定していきたいと思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

貨客線運航についての琉球海運への要請及び成果につきましては、先ほど山里雅彦議員からあったとおりで、これについての答弁は割愛してよいとのことでありましたので、別に質問のありました、これまでの要請経過についてお答えをいたします。

航路の再開につきましては、これまで美ぎ島美しゃ市町村会や宮古島市単独としましても、国、県に対し要請を行ってきたところでございます。具体的には、本年1月14日、沖縄県知事、県議会議長、それから内閣府沖縄総合事務局長に要請をいたしました。さらに、7月14日、これは管内県出先機関との意見交換会の中で宮古事務所長に対し、宮古島市として要請をいたしました。それから、8月14日、これも県知事、県議会議長に対して美ぎ島美しゃ市町村会で要請をいたしました。それから、9月1日ですが、先ほどお話しがありました琉球海運に対して要請をしたところであります。

それらを受けまして、県におきましては航路事業者であります琉球海運、マルエーフェリーに対しまして代替運航の可能性や先島航路への参入につきまして、現在要請をしているところであります。今後県と情報交換をしながら、早いうちに美ぎ島美しゃ市町村会としましても要請を行いたいと思います。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、1点目に海中公園事業についてであります。管理会社の設立についての現在の状況ということで、管理会社につきましては9月の28日に設立総会を開催する予定になっておりまして、その中で役員を選出等も行われるというふうに今考えております。

それから、海中公園オープンまでの事業日程については、現在道路工事、海中観察施設の工事発注は済んでおり、9月末から10月上旬にかけていそ遊び施設、管理棟建設、艇庫建設の発注を予定しております。来年の3月中旬までにはすべての工事を完成させて、4月オープンに向けて準備を進めている予定であります。

次に、サトウキビの年内操業後にどんな作物が普及可能かということでありました。年内操業の大きな目的は、春植え、株出しの面積の確保というのが大きいのでありますが、それ以外の農地の有効利用ということになりまして、これは昨日の土地博通議員にもお答えしましたが、現在のところカボチャの栽培、あるいは伊良部地区においては枝豆栽培が行われているということで、これは年内操業入れてももっともっと力を入れるべきだというふうには考えております。

そのほか、大豆栽培を含めて他の作物が経済作物として普及できないか、可能性を探るため年内操業を年内においてこれまで以上に取り組みしていきたいというふうに考えております。

次に、基盤整備事業についてお答えをいたします。宮古管内の基盤整備事業は、平成21年度までに全体

整備面積8,824ヘクタールのうち4,913ヘクタールの面積整備が完了し、整備率は55.7%であります。また、宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の中で予定されている基盤整備面積は1,038ヘクタール、これは全体面積の整備率の11.8%に当たりまして、それが計画どおり完成しますと平成27年度までには、管内の整備率は67.4%になります。地区別ということになりますと、平良地区が平成21年度までは49.9%が、平成27年度までに予定どおり整備できますと61.8%ということになります。それから、城辺地区が44.6%から58.5%、それから上野地区が95.6%が97.0%、それから下地地区が63.0%から80.3%、伊良部地区が53.1%から64.9%になる予定であります。

それから、西原地区の事業についてお答えします。同地区におきましては、平成19年度から県営畑地帯総合整備事業で西原第1地区、これが平成21年度から西原第1（Ⅱ期）地区が事業が実施されております。その中で西原第1地区の事業概要を申し上げますと、整備面積が37.3ヘクタール、事業費が10億5,700万円、事業の工期が平成19年度から平成24年度までで、平成21年度末の進捗率は48.8%となっております。それから、西原第1（Ⅱ期）地区の事業概要であります。この事業は整備面積が42.3ヘクタール、それから事業費が12億2,000万円、工期が平成21年度から平成26年度までとなっており、平成21年度末の進捗率は2.5%となっております。

それから、宮古島市過疎地域自立促進計画の西原第3地区、これがありまして、その地区は面積が38.0ヘクタール、それから第4地区が面積が42.5ヘクタールの事業で、事業名が、これは県営水利区域内農地集積促進整備事業で事業を実施しまして、第3地区が平成24年度から平成29年度まで、それから第4地区が平成27年度から平成32年度までとなっております。

◎建設部長（友利悦裕君）

宮古空港駐車場有料化に伴う現在の利用状況についてであります。有料化の8月1日から31日までの1カ月間の利用状況は2万2,092台であり、1日平均約712台の利用となっております。駐車場利用時間は1時間以内が81.5%、1時間を超え2時間以内が13.1%となっております。また、有料化前に100台以上あった夜間駐車は有料化後は1日平均15台ほどであり、おおむね適正に利用されていると考えております。

次に、根間地区整備計画についてお答えいたします。下里・西里地区整備計画に基づき、当初予定しておりました集客交流拠点施設が平成21年5月に行われた実行可能性調査で、管理運営の面から採算がとれないとの結果が出ました。それに基づき、平成21年7月に下里・西里地区都市再生整備計画検討委員会が開催され、整備計画の修正が行われました。修正案といたしましては、根間公園を含む集客交流拠点施設用地にエコハウスを取り入れたエコ公園、これは仮称であります、の整備を行うことが、確認されました。電気自動車用充電スタンド、ミスト噴水、防火水槽などが設置された環境や防災に配慮された公園を目指しております。整備期間といたしましては、平成23年度から平成25年度の3カ年間で予定し、県と協議を進めております。事業費といたしましては、土地購入価格1億2,500万円を含む約4億円から5億円を見込んでおります。

また、公園に隣接する中央通りは平成17年に整備済みですが、ガイセン通りは未整備となっておりますので、歩車道フラット型のコミュニティー道路としての整備を目指しております。

次に、東環状線整備計画についてお答えいたします。平良土建前の交差点から下崎入り口までの整備計画については、東環状線幅員16メートルで都市計画が決定されておりますが、用途区域外とのことで、県

からは街路事業での整備は認められておりません。そこで、道路事業の社会資本整備総合交付金事業を利用して整備する方向で調整をしているところでございます。

次に、大原線整備計画について、サンエーカママヒルズ店裏道路整備についてであります。市道大原線は昭和53年に都市計画道路として変更承認され、整備されております。しかしながら、ご指摘の県道高野西里線から市道大道線までの約110メートルについて、大原第2地区区画整理事業区域内にあることから未整備となっております。大原第2地区区画整理事業計画を見直し、大道線などとあわせて整備計画を進めてまいります。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、太陽光発電システムの事業効果でありますけれども、太陽光発電システム設置による光熱費の削減効果につきましては、設置後日が浅いことから、まだ把握できておりません。文部科学省がパンフレットで提示している一般的な数字といたしまして、定格出力20キロワットのパネルを延べ床面積5,000平方メートルの学校に設置した場合として、年間12%から27%の電力需要量が削減できるとしております。また、二酸化炭素の削減効果につきましては、14%から17%が削減できるというふうになっております。

次に、今後の導入計画であります。今回中学校4校、小学校9校の計13校に太陽光発電システムを設置いたしました。この太陽光パネル設置事業等に対する補助金は文部科学省の交付金が50%、今回は特別に地域活性化・公共投資臨時交付金45%が充当されて整備されております。今後の設置でありますけれども、もし臨時交付金等がなければ50%の補助ということになりますので、財政負担などが大きいことから、国、県の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

再質問を行いたいと思います。

まず、客船航路の再開についてであります。鹿児島県に本社のある旧有村産業所有のクルーズフェリー「飛龍21」を購入した会社の方と客船航路について話をされたことのある方の話をですね、間接的ではありますが、聞く機会がありました。この問題に関しては、現在県議会のほうでも議員連盟をつくって要請活動する動きがあると伺っております。我々市議会としてもですね、何らかの形で客船航路の再開に向けて積極的に取り組む必要があると思っておりますが、いかがでしょうか、議員の皆さん。鹿児島県に本社のある海運会社への就航依頼について、もう一度お伺いしたいと思います。

次に、海中公園事業についてであります。観光産業の振興はこれからも宮古島市のために欠かすことのできない重要な課題であると思っております。海中公園事業は、観光振興、観光資源受け入れ態勢という点においては大変必要な事業だと思っておりますので、完成に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それと、去った台風11号接近前のことですが、ちょっと見に行く機会がありました。風雨がそんなに強くはないにもかかわらず、狩俣線、本道からですね、公園入り口までの農道ですか、完全に車が通れない状況でありました。そして、海業センターの海沿いの道路からの東側入り口、公園入り口ですか、その場所からですね、全く入れる状況にはありませんでした。事業執行にもちょっとよろしくないと思っておりますので、これからもそういう風とか、そういう小さな台風ですか、あることと思っておりますので、沿道沿いの農家の皆さんとですね、ちょっと調整していただいて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、公園墓地計画や制限区域設定につきましては、墓地の乱立を防ぐ上でも行政は墓地整備に積極的にかかわるべきだと私は思っております。墓地経営の許認可が県から市へ移譲された今、各地域の既存墓地を早急に把握していただいて、墓地行政にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、意気込みについてもう一度お伺いしたいと思います。

次に、宮古空港駐車場有料化については、混雑は解消され、スムーズな利用状況のようですが、私も何度か利用しておりますが、本当にスムーズでありました。でもしかし、1点だけ空港通路ですね、送り迎えする通路ですか、ちょっと混雑しているのが気になりましたので、ちょっとその点についても対応よろしくお伺いしたいと思います。

次に、根間地区整備計画については、土地の買収が進んでいない部分があると思いますが、1億2,000万円余ということでありましたので、これについては結構です。いろんな、イベント広場、防災拠点、エコ公園、集客交流、にぎわいの創出ということではありますが、どういうふうな形でイベント広場を利用するのかは、また使用計画とかですね、集客交流などの将来的な利用計画などもビジョンを含めてですね、しっかりそういうことも示しながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、東環状線整備計画については、これまでもおっしゃったように街路事業では用途地域外とのことから、別メニューで検討すると答弁されておりますが、全くですね、前進しておりません。当初予定では、北中前の事業と並行して整備するもんだと思っていたんですが、いつの間にか引き離されてですね、路線名も1号線、そしてその場所はですね、いつの間にか東環状線に分けられてですね、なおざりにされております。この件に関連してですね、今定例会に市民の方から陳情書が提出されておりますので、紹介したいと思っております。

宮古島市議会議長殿、道路信号機設置並びに道路行政についてであります。南西建設から下崎港に向かう際、この交差点で砂山ビーチから来る車両を確認するには停止線よりかなり前に出ないと確認できません。また、砂山ビーチから走行する際、全車両が徐行するわけではないので、一時停止を怠る車両との衝突が懸念されます。死亡事故が起きる前に早急に善処を望みます。いろんな、たくさんありますが、この路線はですね、本当に事故が多いんですよ。年に数回レンタカーとの事故が起きておりますので、ぜひですね、早急に整備していただきたいと思います。

伊良部7号線については要望でしたが、答弁されておりますので、私も一言。長濱政治副市長ね、私はこの問題はですね、人災だと思っております。監理監督、指導を徹底していれば防げたと思っておりますので、要望でありましたので、あしからず。

次に、大原線整備計画について、同地区は1966年度の都市整備計画以来、明確な整備方針が示されないまま現在に至っております。大原区内を通るマクラム線や大道線などがアクセス道路として交通量の増加が見込まれることから、先行して事業導入なんです。サンエーカママヒルズ店裏の大原線はですね、随分前に一部用地が買収も済んでいるようですが、事業費もそんなにかからないと思っております。早急に取り組んでいただきたいと思います。

学校の統廃合については、地域の均衡ある発展に向けた下地敏彦市長がいう定住自立圏構想を一日も早く実現することが、ある意味若者の定住にもつながり、学校の統廃合問題を一気に解決する近道だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ハーベスター導入計画については、今年ですね、沖縄県内に導入されたのが7台だと聞いております。県全体で40%のサトウキビ生産量があるにもかかわらず、なぜという思いがありますから、ぜひですね、今後もハーベスター導入計画に向けてはですね、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

基盤整備事業についてはですね、西原地区においては過疎地域自立促進計画、終了後でもですね、整備率がかなり低い状況になります。宮古全域で一番低い状況であります。ぜひですね、県と調整して早期整備に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上、答弁聞いてもう一度したいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

それでは、海中公園の事業につきましては、工事の施工に関しましては万全の注意を払ってですね、やってまいりたいと思いますし、周辺農地への配慮は当然やりながらやってまいりたいと思っております。計画どおり進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、東環状線、現在県と調整中ということでもありますので、早期の調整が終わって事業が着工できるように努力をいたします。西原地区の整備についても同様であります。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

先ほどもお話をいたしましたけど、現在県がですね、マルエーフェリー、琉球海運、両社に対して要請を行い、さらにいろいろ代替船運航についても協議をしているということでありましたので、私どもは宮古、それから八重山、両圏域、美ぎ島美しゃ市町村会としてもですね、先ほどご答弁申し上げましたように早急に県と意見交換をしながら、早急に早いうちに要請をしたいなと思っております。また、議会の先生方も協力いただけるということですので、よろしく願いいたします。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。宮古島の玄関は2つあります。1つは宮古空港であります。スムーズにイメージ的にもですね、駐車場も整備できて、管理できてよかったと思っておりますが、海の玄関は平良港であります。現在本市としても耐震バースなどの港湾整備が進められようとしておりますので、ぜひですね、それに向けてでもまたいろんな観光客や子供たちの修学旅行ですね、対応できるように市長には客船航路の再開、就航についてはですね、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（下地 明君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後5時23分）

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 27 日 (月) 6 日目

(一般質問)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

平成22年9月27日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成22年9月27日

(開議=午前10時01分)

◎出席議員(26名)

(散会=午後5時34分)

議長(4番)	下地明君	議員(14番)	亀濱玲子君
副議長(10〃)	棚原芳樹	"(15〃)	前里光恵
議員(1〃)	高吉幸光	"(16〃)	山里雅彦
"(2〃)	仲間則人	"(17〃)	上地博通
"(3〃)	西里芳明	"(18〃)	佐久本洋介
"(5〃)	下地博盛	"(19〃)	平良隆
"(6〃)	長崎富夫	"(20〃)	新城啓世
"(7〃)	前川尚誼	"(21〃)	嘉手納学
"(8〃)	上里樹	"(22〃)	垣花健志
"(9〃)	嵩原弘	"(23〃)	富永元順
"(11〃)	砂川明寛	"(24〃)	池間豊
"(12〃)	眞榮城徳彦	"(25〃)	下地智
"(13〃)	新城元吉	"(26〃)	新里聰

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	城辺支所長	狩俣照雄君
副市長	長濱政治	下地支所長	喜屋武重三
企画政策部長	古堅宗和	上野支所長	垣花徳亮
観光商工局長	奥原一秀	消防長	砂川享一
総務部長	砂川正吉	教育長	川上哲也
福祉保健部長	譜久村基嗣	教育部長	上地廣敏
農林水産部長	平良哲則	生涯学習部長	安谷屋政秀
建設部長	友利悦裕	企画調整課長	友利克
上下水道部長	下地祥充	総務課長	下地信男
会計管理者	饒平名建次	財政課長	伊川秀樹
伊良部支所長	長濱光雄		

◎議事事務局職員出席者

事務局 長	荷川取辰美君	議事 係	仲間清人君
次長	宮國恵良	庶務 係長	友利毅彦
補佐兼議事係長	伊波則知		

◎議長（下地 明君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時01分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について先日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、亀濱玲子君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして、私見を交えながらですね、一般質問をさせていただきたいと思います。

来る10月1日を迎えると宮古島市として合併してから5周年を迎えることとなります。そして、来月からもう6年目に入ることとなりますけれども、この間下地敏彦市長は合併にもかかわった、事務局でかかわったという経緯があって、合併からの宮古島づくりには殊のほか心を入れているということであると思えますけれども、合併の基本理念を一貫して、こころつなぐ結いの島宮古、それを実現していきたいのだということをさきの平成21年度の施政方針にも、そして今年度の施政方針にも述べられております。それを実現するべく、市長はその決意を今度の施政方針では活力の実感できる島づくり、そのために私の市政運営の原点は島全体の均衡ある発展であるということ、これが市長の行政哲学というか、その基本理念として強く挙げられております。それを進めるべく、市長が就任に当たって職員の前で、その決意のほどを示したということでもありますけれども、そのことは市民のために働く役所づくり、そして公僕という意識を持って法令遵守の徹底、それを職員に指導して市民のために働く、丁寧でスピーディーな市政運営とうたって今日に至っております。

さて、私はこの市長の掲げましたその政治手法というものが、行政手法というものがこの間のことに生かされているかということ、物差しとして、今回質問をさせていただきたいというふうに思っています。合併して5年目、宮古島市の到達点はどこまで来ているのか、地域の満足度あるいは市民サービス、そして社会的に弱い立場の人たちへの行き届きようというもの、どこまで来ているのか。そして、これから先取り組みなければいけない課題というものはどう市長はとらえていらっしゃるのかということ、質問したいと思えます。

まず初めに、市長の政治姿勢と市政運営についてですが、平和行政の推進ですけれども、これまでも何名かの議員さんが登壇されて質問されておりますけれども、この間矢継ぎ早に動きがありました。米海軍第7艦隊音楽隊、その宮古空港利用、軍用機での利用ということが取りざたされました。これは12月に延期されておりますけれども、うれしいことに今議会において全員が一致して、この間の一連の動きは反対である、自粛すべきであるという議会の総意というものが示されました。それは、まさに市長が、あるいは県が自粛要請をする中で、何がその議会の大事な点かということ、行政の決心をしっかりと後ろから支援して後押しをする。一緒になって宮古島の市民の命と暮らしを守るということを一緒にやるということが今度の議会の議決にあらわれたというふうに思って、私は大変これは時宜を得てできたことかなというふうに思っています。市長がこの間のいきさつを踏まえて米海軍第7艦隊音楽隊の宮古空港の使用、軍用機

で使用したいという、そういった一連の動きについての市長の見解というのを伺いたいと思います。

そして、2点目ですが、防衛省が進めている先島への陸上自衛隊の配備の計画、これは合同訓練も予想して大々的に南西諸島、先島諸島のほうで展開していく動きということが想定されております。これは、これから進めていくということになるわけですが、このことについて改めて市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

もう一点です。この間市長は下地島空港の平和利用ということに関しまして、利活用計画あるいは残地の活用計画は平成24年度までの公約実現、その目標は10%であるということをご自分の公約の実現状況というものを10月の広報に掲載いたしました。さて市長、平成24年度までにというふうなうたわれております下地島空港の残地活用の計画の策定あるいは取り組み、これが10%であると、このことを平成24年度までどう具体的に進めていくのか、これはこれまでは出されております計画に沿って進めますよ、この書かれているこれに沿って進めますよということで、しかしながら、どういうことを具体的に進めていくのだということがなければ、この10%にとどまっているという状況は打開できていきません。そこの市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

2点目です。伊良部7号線の改良工事における問題と対応について、市長の見解をお聞きしたいと思います。この間さまざま取りざたされておりますけれども、私は監査委員による監査は、さきに眞榮城徳彦議員が地方自治法第199条から挙げて説明をされておりました。それは、こういうふうに監査委員の位置づけというのは考えるべきだというふうに思っています。単に数字が正しいかどうかということのみを監査するだけではなく、適法性や効率性の判断にまで及ぶものである。これは、地方自治法の要説というふうなものに書かれておりましたけれども、私もそうだというふうに判断しています。地方自治体の地方公共団体の監査に責任を有する長から独立した機関として置かれているということでありまして、これについて例えば債務不履行、履行、遅延、遅滞というものに関して法を照らし合わせて、地方自治法の中にある規則、そして要綱を照らし合わせて、それをしっかりと判断をして意見書を提出したということに関しては、私はとても一生懸命監査があるべき姿を追求しようとしているということに関しては、私はこれは評価に値するというふうに思っています。

私は、何よりもこの工事が今違法性があるだとか、違法性がないだとかというところに議論を持っていくようなところにありますけれども、私は何よりも今この工事の対応は市長らしくないと思っているんです。これほど法令遵守ということを書いてきた市長が、明らかにこれは市民に不利益を与えたものであります。それは、工期が大幅に遅れたということ、そして市が単費を予算に計上してやらなければいけなかったということ、それに係る職員は本当に一生懸命恐らく、本当に肝をつぶしながら一生懸命それに取り組んだであろう、それに係ったということを見ると、これは市民に不利益を与えたということになると思います。それについては、市長のお考えというものを私はここでしっかりと確認しておきたいというふうに思います。

続きまして、福祉行政についてであります。人に優しい街づくりに向けて、障害者専用スペースの拡充に向けて事業所等への積極的な取り組みをしていただきたいということと、あるいは私は難病等というふうに書かせていただいたんですが、あるいはがんの治療中、あるいは病氣療養中で、体力的にハンディある方が車いす専用スペースをもっとその枠を広げてですね、利用できる、そういう取り組みというものを

進めていただきたいというふうに思います。これについてお考えをお伺いしたいと思います。

さらに、障害者が安心して旅行できる宮古島というものを力を入れて取り組んでいったらどうだろうというのを、これを積極的に行政に進めていただきたい、これについては観光協会あるいはそういうNPOなどがガイドとして、障害者を受け取るガイドとして宮古島でも生まれているようであります。そういったこと、受け入れサポーターあるいは体験メニュー、宿泊や観光というもののトータル的な宮古島がその受け皿をつくると、宮古の観光客は宮古島には障害者の方が安心して行ける、旅行できる島なのだというふうに、これが一つの大きな宮古島の魅力として広がっていくものと思っています。これについてもお答えいただきたいというふうに思います。

3点目です。障害者のグループホームの本市の設置状況と課題についてお伺いしたいと思います。

さらに、続きまして高齢者福祉についてお聞きいたします。本市における高齢者の行方不明問題と120歳以上と何か切って県のほうも進めているようですが、戸籍上生存者の生存確認作業と対応についてどのようなになっているかをお伺いしたいと思います。

2点目です。本市における高齢者の虐待被害について、先ほども新聞に近い身内からの虐待が多いということが報告されております。それについて、本市は現在の状況をどのように把握して、そして対応しているのかということをお聞かせください。これは、比べることはありませんが、それを率先して地域対策臨時交付金事業ですかね、それで高齢者のための訪問相談員をかなり配置して対応したという自治体の例がありました。宮古島市は、現在高齢者の抱える問題の早期対応のために、包括支援センターあるいは社会福祉協議会、あるいは老人クラブが連携をして見守りという作業を活動されているというふうに伺っておりますけれども、これについて訪問相談員の配置、あるいはそれをふやしていくということがもっと宮古島市の高齢者の抱える問題を早期に対応できることにつながるのではないかとという観点から質問させていただきますので、これについてもお答えいただきたいと思います。

続いて、生活困窮の求職者支援であります。これは、政府が導入して沖縄県をモデル事業として11月から開始されますパーソナル・サポート・サービスが本市においてもこれは積極的に導入できるのではないかとという視点で質問させていただきましたが、これまだ全く私自身は内容が十分わかって質問をしているわけではないんですが、これが宮古島市に導入できると大いに期待できるのではないかとという観点で、質問させていただきます。現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

4点目です。国民健康保険税について、これはさきに新城啓世議員などお聞きになりましたけれども、一部なぞることにもなるかもしれませんが、質問させていただきます。国民健康保険税について、国保税の一部負担の減免制度がもう始まっているというふうに思っておりますが、さきは8月ごろをめどにということでありましたので、さきの議会の答弁にですね、その現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。本市において、現在保険証更新がされていない児童生徒、高校生までの生徒は45世帯、71人というふうに答えていると思いますけれども、現在はこのことについて市はどのような対応になっているのか、そしてそれは今現在抱える課題をどういうふうに分析しているかをお答えいただきたいと思います。

現在の滞納世帯数612世帯というふうに割り出されているようでありますが、短期証の交付世帯あるいは納付相談の状況、それについての市の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、DV被害者の支援についてであります。本市のDV相談件数と対応についてお聞かせくだ

さい。加えて、県は進めておりますけれども、まだ本市は設置されておられません。これは、政府のほうから通達がありますけれども、まだ設置されていないということで質問します。本市のDV被害者の公営住宅優先入居の概要はぜひ設置されるべき、これは県の配偶者暴力防止支援センターで相談の件数があったところ、市にそういうのが設置されていないと対応が非常に不十分であるという話が出ました。これについては、ぜひ設置されるべきと思いますが、ぜひこれについても積極的に進めていただきたいというふうに思います。当局のお考えをお聞かせください。

続きまして、水産業の振興についてであります。海中公園についてですが、この間もう何度も取り上げてきておりますけれども、現在環境調査の結果が出て、市に対応が求められるという状況にあります、当局は今後の対応についてどう進めていくお考えなのか、お答えいただきたいというふうに思います。

それと、宮古島海業管理センターというふうにこの運営をする団体を名前がついているようですが、それは本市とどのように協定書を交わすというふうに、市としては考えていらっしゃるのか、その基本的な考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、これはウミ業センターというんですかね、尋ねると職員はカイ業センターというふうに話しておりました。ややこしいですよ、海業管理センター、つまり私が今聞こうとしているのは、今はもとの栽培漁業センターという意味です。栽培漁業センターである海業センターの現状、これを今後どういうふうに持っていこうとしているのか、市長の今度の施政方針では恐らく海中公園を除いては何行もなかったと思います。これからは、市長が宮古の水産業をどう発展させていこうかとしているかは読み説くことはできません。これを見ていただきたいと思います。これは、栽培漁業センターの中間育成所の現在の状況にあります。恐らくもう何度も、何度もあそこが打ち砕かれて壊れたところを、さらに修繕をして使う。ですけれども、さらに壊れた、そのまま放置された状態にあります。育てる漁業をどう育てていくのかということに関して、ここは一生懸命取り組んだ経緯があったはずですよ。壊れたまま放置されています。これをどういうふうにして進めていこうというふうにお考えなのか、施政方針からは見えません。これについて、もし市長が踏み込んでお考えを示すことができるようでしたらお願いしたいと思います。

続いて、教育行政についてであります。学校規模適正化検討委員会の設置と、本市の島づくりの基本的な考えをお伺いしたいと思います。これは、非常に相矛盾する内容が幾つも出てきます。これは、市長の施政方針の中には教育環境の整備という言葉で統廃合が一言入っています。宮古島の教育というものの中には、僻地教育を進める、僻地教育というのは宮古においてとても魅力のあるものとしてとらえられております。その中で僻地教育はこういうふうに書かれています。「僻地の特性である僻地性、小規模性、複式形態などを生かして地域に根差した創意ある教育課程を編成、実践し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組み、自主的、社会的な育成に努める」というふうに書いてありまして、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に進める。地域の中で育てるということを宮古島の教育は僻地教育を丁寧に進めたいということが書かれております。

しかしながら、また一方で宮古島の学校教育ということをして学校に配った小冊子の中では、明らかに学校の統廃合のことが載っています。私は、まさに学校の統廃合問題は、あるいは適正規模の問題は、宮古島の島づくりをどう進めていこうかとする行政哲学の下地市長のこれから後どうそれを考えていくかと、ぴたっと合わなければいけない問題だと思っているんです。地域の隅々まで活性化していく、均衡ある地

域の発展は、この学校問題を教育委員会に答申を出してください。もちろん出してくるでしょう。そのことを出してきたから、こういうふうな方針が出たから、115年となる来間小学校の、あるいはそれなりの地域の歴史というもので育てられた子供たちの歴史を、これをまさに核として、ここをむしろ宮古島は誇らしい教育が、この地域の隅々まで小さい学校を大事にして育てている特色ある教育が宮古島なのだ、なぜ誇りを持って言おうとする、そのことにむしろ私は、ましてや今40人近い学校が、クラスがなかなか先生がまとめていきにくいと、むしろ大きいクラスは、じゃどうなのかということも適正規模の中に、議論の中に入っていきべきであって、小さい学校がまるで端から切られていくのが当然かのごとく統廃合という言葉が先に走ってしまうというような状況は、私はあってはならないというふうに思っています。これについて、これは市長、市長が進めたい島づくりときちっと重なって整合性を持って進められなければいけないと、そうしなければこれは将来において禍根を残すことになる、性急に進めるべきではないというふうに思います。これについては、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて、適応指導教室のことについては、お二人の議員がさきに質問されたこともありますので、これについては割愛をさせていただきます。

続きまして、宮古島の希少生物等の保存、保全の取り組みについて、現在の状況と課題、そして今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

続いて、教育行政の2点目ですが、市長の公約にあります拝所等の整備促進の実施状況、そして25%というふうに挙げられておりましたですかね、今年度ですね、今後の取り組み、また綾道マップ、これは何回も取り上げていますけど、なかなかよくなるので、写真で示したいと思います。これが綾道マップのスタートの地点、住屋御嶽の現在の状況ですね、こういうふうに綾道マップは看板も設置されて、どうぞ皆さん、観光客も含めて歴史を歩いてくださいというふうに言っているスタートの時点でこれです。これを案内した人がとてもお客さんを案内して恥ずかしかった。これは、もっと綾道マップはきちっと歩けるようにするべきではないかというようなことが指摘されております。これについては、どのように対応していくかということについてお答えをいただきたいと思います。

以上、答弁をお聞きいたしまして、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

平和行政についてお答えをします。

米海軍第7艦隊音楽隊の宮古空港利用の問題についてであります。宮古空港は民間航空機の運用を目的として設置された空港であり、民間航空機の円滑かつ安全な運航を確保する観点から、緊急時のやむを得ない場合を除いて米軍機の宮古空港使用は切に自粛してもらいたいと考えております。なお、今定例会でこの件について議会で議決したことは、これからの私の行政の運営の大きな後押しになるというふうに思っております。

次に、防衛省が進めている陸上自衛隊の配備についてであります。これについては特に積極的に誘致する気はありません。しかし、国防上どうしても必要というなら、みんなで十分論議する余地はあると思っております。

次に、学校規模適正化についてであります。各地域の均衡ある発展という市長の考え方にそぐわないのではないかとありますが、私は市民との公約の中に小中学校の統合も含めた地域教育のあり方

の検討というのを盛り込んでおり、本市の将来を担う子供たちの健全な育成について考えた場合、複式学級など少人数での教育が適当なのか議論をする時期にあると考え、望ましい学校規模について学校規模適正化検討委員会の中で論議していただきたいと思います。今後も教育は百年の計という視点のもと、徹底した論議を展開し、市民が納得する結論が得られることを期待をいたしております。

なお、宮古島市総合計画の豊かな心を育てる学校教育の充実の項目の中での記述は、近年の少子化に伴い小規模校が増加しています。小規模校のあり方を含め、学校規模の適正化を検討する必要があるというふうに総合計画の中では記述をされておりますので、やはり今この学校の統廃合も含めた考え方についてきちんと市民と論議をしていく必要があるというふうに思っております。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部7号線道路改良工事についてでございます。今回の伊良部7号線道路改良工事（1工区）の変更契約については、県の担当課とも協議を行いました。事故繰り返しができなかったため最大可能な範囲での工期を設定し、出来高による設計変更を行い、減額変更契約の手続を行いました。当該措置は、同工事が橋梁の下部工であったこと、平成20年度の繰り返し工事であったことからとられたものであり、適切な判断であったと考えております。工事の変更契約は、それぞれの工事、それから現場の状況等の内容を勘案し、適切に判断されなければならないと思っております。

それから、監査の方法として、適法性や効率性も考えるべきだと述べられておりましたけれども、そのとおりだと思っております。そのとおり監査のほうも一生懸命監査をなさったというふうには思います。

それから、海中公園について、環境調査結果と、それから宮古島海業管理センターとの協定書、2点ですね、海中観察施設周辺には大小さまざまな種類のサンゴが生息しており、その保全には十分注意を払って工事を行うつもりでございます。そのうち、工事の影響する範囲のサンゴについては、観察窓の前面に移植を予定しており、移植後は生育状況等のモニタリングを行い、保護に努めていきたいと思っております。

来る12月定例会で宮古島海中公園施設設置条例を制定し、3月定例会で指定管理の手続を行う予定でございます。その際、宮古島海業管理センターと指定管理の協定を結ぶ予定でございます。その指定管理料等の負担につきましては、市の負担は考えておりません。その協定の中身については、これから詰めていきたいというふうに考えております。

それから、現在の海業センター、前の栽培漁業センターですね、の状況と今後のあり方について。現在海業センターでは、ハマフエフキダイ、スジアラ、タイワンガザミ、シャコ貝等の種苗を生産し、放流を行っております。しかしながら、施設の老朽化等で生産が小規模な生産になっておりまして、放流がなかなかうまくいっていないというふうな事情がございます。今後は平成23年度に策定予定の宮古島市水産振興計画に位置づけまして、海業センターの体制、機能の強化を図り、あわせて施設整備を行い、つくり育てる漁業を推進してまいりたいというふうに考えております。

◎教育長（川上哲也君）

我々宮古島市学校規模適正化検討委員会は、よりよい教育研究環境のあり方ということで、小規模校の統廃合だけでなく、大きな学校の校区の見直し等も含めて検討委員会で論議を深めていきたいと思っております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

下地島空港及び残地活用計画はというご質問でございました。本市は、下地島空港等利活用計画書を県

に提示し、検証しているところではありますが、事業の具体化に至っていないため、進捗率10%としております。同計画の実現に向けまして、災害時における緊急支援物資の備蓄基地の設置の可能性について、今年の7月にJICA沖縄と意見交換会を行っております。また、周辺公有地の農業的利用の検討につきましても、現在県と協議をしております。

◎総務部長（砂川正吉君）

高齢者の行方不明問題と120歳以上の戸籍上生存者の生存確認とその対応についてのお尋ねでございました。戸籍上の100歳以上は1,746名となっております。中にはご健在の方もおられますけれども、死亡している方が多くいるのではないかと思います。除籍されていない理由は、何らかの事情があったと思いますけれども、その一つとして、現代はほとんどが火葬ですけれども、当時埋葬していた時代ということもあって、届け出義務者の手続が放置されていた状態が考えられます。また、そのうちの1,509名は戸籍の付票が記載されておらず、付票制度が施行された昭和35年の調査時に既に死亡していたか、外国移住や何らかの事情により、調査確認がされず、記載処理がされていないものと考えられます。

次に、120歳以上の確認作業とその対応であります。まず付票記載がないもの720名については、戸籍消除に向け法務局と協議してまいります。また、付票の記載がある者については調査確認をし、戸籍の整理を実施してまいります。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、車いす駐車スペースの市独自の取り組みについての内容についてであります。障害者専用駐車スペースの設置については、官公庁、それから病院、大型店舗、特に多くの方が利用する公共性の高い施設については、駐車場の確保に努めることは重要なことだと考えております。今後障害者専用駐車スペースの確保と車いす駐車スペースで駐車が可能になるよう事業所などに協力を得ながら、その設置について積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、グループホームの設置状況と課題についてであります。本市においては現在スマイル、とびうおハウス、グループホームみやこの3カ所の事業所がございます。また、今年度中にNPO法人の事業所が開設を予定していることも聞いてございます。今後の課題につきましては、障害者の皆さんが地域で安心し、生活できるように市障害者福祉計画に基づき、地域生活移行の目的が達成されるよう市民に障害に対する理解と協力を得ながら、生活援助に努めていくことが重要だと考えております。

次に、高齢者虐待の状況とその対応についての内容についてであります。平成21年度中に虐待を受けた高齢者数は男性3人、女性14人の合計17人で、被虐待者の80%は女性となっており、息子からの虐待が14件とどうも多くなっております。虐待の種別は、たたく、けるなどの身体的虐待が9件、暴言を吐くなどの心理的虐待が6件、年金を取り上げるなどの経済的虐待が2件、介護の放棄虐待が2件となっております。その対応につきましては、相談や対象者の情報収集、訪問による事実の確認を行い、緊急性が高く、分離の必要がある場合は緊急ショートステイなどの措置をとり、対応いたしております。また、解決に時間を要する場合は介護事業所など関係機関と連携をとりながら、継続した支援を行っております。

次に、訪問相談員の配置についての内容であります。地域包括支援センターでは高齢者の実態把握と支援を目的に5地区に相談員を配置しております。平良地区においては、社会福祉協議会平良支所と栄寿園の2カ所、城辺地区においては社会福祉協議会城辺支所の1カ所、上野地区は社会福祉協議会上野支所

の1カ所、下地地区においてははしもじ長生園の1カ所の5カ所を委託いたしましております。また、伊良部地区については包括支援センターの職員で訪問、相談を行っております。相談センターでは実態把握をする中で、虚弱な高齢者など気になるケースがあれば、包括支援センターに連絡いたしまして、民生委員や行政連絡員と連携をとりながら対応しております。

次に、パーソナル・サポート・サービスの活用についてであります。パーソナル・サポート・サービス事業は本年度11月よりモデル事業といたしまして、沖縄県が南部の中心都市であります那覇市にパーソナル・サポート・サービスセンターを設置いたしまして、生活保護世帯などの生活困窮世帯支援、ひとり親世帯の支援、それから若者就労支援などを総合的に行うことになっております。今後の本市の取り組みといたしましては、今社会的にといいますか、全国的に失業が多い沖縄県、それから失業率の高いということもそうなんですが、ひとり親世帯、それから生活保護世帯の件数も多いといえますか、課題が多い本県にとっては非常にこの事業は適している事業かなと思っております。今後沖縄県のモデル事業として那覇市で対応しておりますけれども、今後当宮古島市においてもその事業の、サポート事業の必要性があるということで要請があれば、その取り組みには積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから次に、国民健康保険事業について3点ございましたので、まず1点目の一部負担減免制度の実態把握、実施状況といえますか、についてでありますけれども、この制度につきましては8月25日付で宮古島市国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を制定いたしまして、9月1日から施行となっております。なお、制度の周知に関しましては、「広報みやこじま」の10月号へ掲載を予定しております。

次に、保険証の未更新世帯の状況とその対応についてという内容でありました。現在未更新世帯は612世帯で、うち高校生世代の子供のいる世帯が45世帯、人数が71人となっております。その対応といたしましては、電話督促や戸別訪問など納税折衝の機会を通して対象世帯へ積極的に働きかけております。

次に、3つ目の現在の滞納世帯数と短期証の交付世帯数、それからその納付の相談の状況と対応についてでありますけれども、現在納付世帯数は4,831世帯になっております。短期証の交付世帯は1,214世帯であります。納付相談の状況なんですけれども、納付相談件数が全体でおよそ400件、うち分割納付の相談件数が250件となっております。主な内容といたしましては、低所得世帯の納付に関する相談が先ほど言いましたように全体の半分以上を占めております。ほか所得減による負担軽減等の相談が主な内容になっておりまして、その件数が145件、非自発的失業者、いわゆるリストラの軽減申請が3件となっております。これらに対しましては、それぞれの事情に応じた対応をとっておりますけれども、主なところは分割納付、それから非自発的失業者に対しましては、その保険税の軽減措置、それから国保減免制度の活用などを指導してございます。

次に、DV相談件数とその対応についてであります。本市の女性相談室における平成21年度の相談件数は161件ありました。そのうちDV被害の相談件数は15件ありました。その内訳は、電話による相談が8件、直接の相談が7件となっております。また、宮古福祉保健所内に設置されている宮古配偶者暴力支援センターに寄せられた相談件数は、平成19年度53件、平成20年度144件、平成21年度184件と年々増加の傾向にございます。その中で保護命令が発令されたものが平成19年度7件、平成20年度6件、平成21年度8件、一時保護されたものが平成19年度、平成20年度それぞれ1件、平成21年度は4件になっております。

す。なお、女性相談員はプライバシーを守り、電話や相談による相談に応じ、一緒に問題の解決方法を考え、必要に応じ他の関係機関を紹介いたします。また、DV相談に当たっては、県DV支援センターが業務の主体となることから、お互いに情報共有し、連携を強化して取り組んでまいります。

◎農林水産部長（平良哲則君）

宮古島の希少生物等の保存、保全への取り組みについて、現状と課題、今後の取り組みではありますが、近年宮古に持ち込まれた外来種により自然環境への悪影響が懸念されていることから、希少生物等の保存、保全を図るため、宮古島市自然環境保全条例に基づき、聞き取り調査やパトロールを実施してまいります。今後はその調査等の結果を踏まえて対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、絶滅危惧種の一つであるヤシガニにつきましては、次年度にヤシガニ条例を制定すべく今準備中でありす。

◎建設部長（友利悦裕君）

本市のDV被害者の公営住宅優先入居の要綱を設置していただきたいというお尋ねがありました。DV被害者の方の公営住宅への入居取り扱いについては、平成16年4月より地域の住宅事情、住宅ストックの状況等を総合的に勘案して事業主体の判断により優先入居の取り扱いを行うことが可能となっております。本市においてもDV被害者には入居希望の市営住宅を指定された場合を除き、住宅ストックの状況を見きわめながら優先的な入居に応じております。しかしながら、入居を希望しながらも、あきがないため順番待ちをしている一般の入居対象者の方々の事情も考慮する必要があることから、特にDV被害者を優先入居させるための要綱の制定は考えておりません。

◎観光商工局長（奥原一秀君）

障害者が安心して旅行できる宮古島づくりを積極的に推進をとということにつきまして、現在島内の宿泊施設や観光施設等のバリアフリー化はおおむね進んでいると思っておりますが、一部商店街のバリアフリー化が遅れているというのが現状であります。市が発刊をしている宮古島観光マップについても、障害者専用トイレの表示を行いながら配布をしておりますけれども、民間が発行しているガイドブックの一部に障害者トイレの表示がされていないというところもありますので、今後は需要が増えてくるとされる障害のある方々のツーリズムの対応も含めて受け皿、サポーターの育成など観光協会や観光関連企業、さらには福祉関係機関とも連携をしながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎生涯学習部長（安谷屋政秀君）

まず、1点目は市の体育施設の障害者のスペースについてであります。現在各地区の体育施設については障害者用の駐車場のスペースは設置されておりましたが、今後施設の改修等の中で順次取り組んでいきたいと思っております。それと、現在市の陸上競技場の改修工事の中で、メインスタンドを初めバリアフリー化した施設を建設し、障害者専用駐車場を設置します。それと前福運動場、そのトイレについても今年度中にバリアフリー化した施設を設置したいと思っております。これは今年度中実施します。

それと、2点目に教育行政の中で拝所等の整備促進及び史跡等の保全、清掃についてお答えをしたいと思っております。ご質問の拝所等の整備促進については、昨年度に国指定大和川の石積み修復等の工事は完了しています。また、県指定ウイピヤームトゥの祭場の修復については石積み及び屋根の骨組みの取りかえ工

事は終了し、今年度はカヤぶき屋根のふきかえを行います。御嶽の整備については、地域住民の意識が大切なので、調整を密に対応していきます。通年倒木や除草などの作業はスピーディーに対応していきたいと思っております。また、史跡等の保全には清掃などの継続的な取り組みについては、現在綾道マップの文化財を中心にシルバー人材センター、みやこ学園に年間委託をお願いし、実施しています。

なお、史跡等の保全や清掃については、市指定文化財の管理者と歴史、文化ガイドの会に管理費の助成を行い、清掃を実施しています。市の担当職員が文化財のパトロールを含め、平良、上野、城辺地区を中心に環境整備を定期的実施しています。なお、年間三、四回ほどの清掃では環境整備が行き届いた状態を保つには厳しいものがあります。必ずしも十分とは言えない状況ではありますが、先人から受け継いだ貴重な遺産として、また地域の方々の財産として、今後も行政と地域が一体となった管理体制に努めていきたいと思っております。

◎亀濱玲子君

答弁いただきましたので、急ぎ再質問をさせていただきます。

何点かに絞っていきたく思います。DVに関する被害者支援の公営住宅入居について、平成16年度からやっていますよということで、あえて要綱をつくる必要がないとおっしゃっているんですが、これはつくる必要があるんですよ。なぜかというと、せっかく取り組んでいるのに、もしもその熟知している担当が配置がえしたときに、これはきちっと何かの紙に落として文書で置いておかなければ、いろんな人が対応したときにそれぞれ変わっていくわけですよ。今度県がそこありますか、いや、うちありませんよと答えているわけですね。公営住宅の優先入居ありますか、いや、ありませんよと答えているわけですよ。建設部長、ありますよと答えている。こういうふぐあいが出るから、紙に落として宮古島市はこういうふうに対応しますという姿勢が大事ということでありまして、これについては再度これは検討をしていただきたいというふうに思います。そういう不都合があるということは、大いにわかっていただけることだと思いますので、これは再度ご答弁をお願いいたします。

続きます。伊良部7号線ですが、私は結果論ですね、結果そうなったからさまざま市の責任を回避するような答弁になっているというふうに判断します。これは、例えば私がさっき申しました。工期が大幅に遅れたこと、これはやる責任が果たされていないということです、事業所が請け負った。それについてのこと、これ市民が不利益をこうむっているわけです、市民が明らかに。利用する時期がずれるわけですから。市が単費の予算を計上しなければならなかったこと、このことを何も問題がないと、ふたを開くと四、五回にわたる変更契約、これってそんなに簡単に、違法じゃありません、ありますよと開き直って言えるようなことじゃないのではないかと。私は再質問しますけれども、この契約を変更、変更、変更、理由はさまざまあります。ですけれども、こういうことを一度認めると、これから請負の事業所に対して公平性を欠くことになるという観点からいくと、ここはきちっと襟を正しておくべきというふうに思いますが、この公平性に欠く可能性があるということ、そしてこの市民に不利益をこうむらせたということについて、2点についてはぜひ下地敏彦市長のご見解をお伺いしたいというふうに思います。

もう一点、学校の適正規模です。これは3点ほど質問します。それでは、市長が地域の隅々まで元気のあるようなまちづくりをしたい、島づくりをしたいと思っていられる。そしたら、現在それぞれの地域に、例えば鏡原小の問題がありましたよ。あそこはもう閉じていくような学校ではないかと言われたと

きに、盛り返して住宅地になって生徒が増えていったという、長期的に見るといろんな動きというのは出てくると思うんです。それを、では現在地方のところに、過疎になっていかないような事業あるいは努力はどのようになされているのか、現在なされている事業についてお答えいただきたいというふうに思います。

川上哲也教育長には、地域で育つ文化というものが学校を拠点に子供たちも含めて、来間もそうです。ちゃんとホームページを開くとかこういう取り組みをしていますよということが載っていますよ、子供たちが地域のお祭りでやっています、敬老会でやっています、ボランティアの清掃活動やっています、さまざまこういうふうですね、載っています。こうやってはぐまれていく地域をどう育てていくかという、平成6年ぐらいには文部科学省のほうから子どもの権利条約が制定されたので、これは地方自治体もしっかりと取り組んで子供の権利を守るようにというようなことが通達も来ているはずですよ。そういうさまざまな子供が育つ環境を守っていくということに関して、1点、教育委員会には地域の文化がその学校を中心に育っている、担われているということに関してどのように評価しているかということをお答えいただきたいというふうに思います。

これから先、適正規模ということに関しては、小さな学校を整理していく、これはそこに書かれているから聞くんですよ。適正規模に関する要綱の中にははっきりと審議事項の中に1、2とあって、2は適正規模に対するための学校の統廃合と書かれているから聞くんですよ。そのことが、いや、教育長はごあいさつに行かれたら、いや、そうやって学校を統廃合する、なくすための話し合いではありませんよと、懇談会でごあいさつされる。ここに明らかに矛盾が出てくるわけです。ですから、このことについては、地域のありようというもの、あるいは地域の文化ということと学校の関係をどう評価しているかということについてお答えいただきたいと思います。

以上、お答えお伺いいたしましてから再々質問いたします。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

均衡ある地域の発展ということをどんなふう考えているのかということであります。基本的にですね、人がどこに集まるのかということ考えた場合に、やはり人の流れというのは何も宮古だけじゃなくて、生活に利便性の高い都市部のほうへ移動するというふうなのは、これは否めないというふうに思います。しかし、やはりそれぞれの地域もしっかりと地域としての存在をしっかりとやってもらいたいというふうなことで、定住自立圏構想あるいは過疎地域の振興計画というふうな形で、それぞれの地域がきちんと存続するように、あるいは発展するようにということで計画をつくり、それに基づいて振興策を進めているわけです。農業の基盤整備にしてもしかりです。地域の人たちの集会の施設もそうです。道路の整備もそうです。それぞれの地域が利便性のいい形、あるいは地域のコミュニティーが十分とれるような形の施策というふうなものは、やはり基本的には推進をしておるところでありまして、今後もやはりそういうふうな視点でですね、地域が十分それぞれの地域として特性を持って活動できるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っています。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部7号線でございます。確かに工期が遅れた、それから市の単費を使ったということにつきましては、市民に負担をかけております。これは大変申しわけなく思っております。ただ最終的に、業者も職員

も皆一生懸命やったというふうに考えているんです。ただ現場の状況がそれを許さない。それから、取り組みが少し足りなかった部分があると、そういったところで最終的なそういう結果になってしまったということで、その処理をどういうふうにしたほうがいいのかというふうなことで考えて、一番市民の負担の少ない方法にしようということで対応したところでございます。

◎教育長（川上哲也君）

地域の学校にかかわる文化活動の件ですけども、とりわけ学校が地域とのかかわる行事、島、村挙げての活動については、特筆すべきものが多く、高く評価しております。地域懇談会においては、統廃合の方針が決まらないということで、自由な発言を求めて大いに意見を承ったところでございます。

◎建設部長（友利悦裕君）

DV被害者の公営住宅優先入居設置要綱の制定であります。これまでも住宅のストック状況を見きわめながら対応しております。国からの通達がありますので、通達に基づいて今後も対応してまいりたいと考えております。

◎亀濱玲子君

ご答弁いただきました。時間もないですので、再々質問します。

長濱政治副市長が今お答えになりましたけれども、大変申しわけなかったと、市民に不利益を与えたということに関してはおわびをしていただきました。1点ですね、答えていただけてない点が1つあるのと、再々質問です。ほかの事業所との公平性に欠けるということについて、これから後懸念が持たれるわけです。これについてお答えいただけてないので、お答えいただきたいと思います。

もう一点、一生懸命やったけど、こういう方法しかなかったというふうにお返事いただきました。私は、どう事業者に事業を続けてもらうにしても、違約金をきちっと約款に基づいて、要綱に基づいて取って進めるべきという、法令を遵守するという姿勢が市長がとるべき姿勢ではなかったのですかというふうに、一生懸命やったというのわかります。担当も頭を抱えて悩まれて一生懸命やられたと思います。だから、繰り越し、繰り越し、理由をいっぱいつけてやったんでしょうと思います。ですけど、二度とあってはいけないというふうにするためには、きちっとここで精査をしておかなきゃいけないわけですから、その2点について、違約金を取って進めるという順当な方法をとるべきでなかったかということ、2点ですね、お答えいただきたいと思います。

川上哲也教育長、過疎地域の対策の事業の中に平成24年度ぐらいからスクールバスが4台、年間予算として組まれる状況にあります。これは、明らかに1つの学校がなくなっていくというシミュレーションの中で計画が立てられていくという怖さがあるわけですよ。ですから、本当に宮古の教育の魅力は何か、特性は何か、市長今おっしゃいましたよ。地域の特性を生かして考えていきたい。けども、ちょっと怖いことをおっしゃったのは、基本的に人はどこに流れるかというのはどこでもあることという、相矛盾した答えお答えになりました。もう時間がありませんから、この後に続きますけれども、教育長にはぜひですね、地域で育つ子供たちが小さくても誇りを持って、その地域の中ではぐくまれる、これが宝であるというふうな視点というものをきちっと入れて、この適正化に向けていかないですね、間違った答えが出てしまうということもあると思うので、間違ったという言い方はよくないかもしれません。禍根を残すということがいいかもしれません。そういうことがあると思います。これについてお答え願いたいと思います。

建設部長、ぜひ政府が通達を出しているわけですから、それにのっとってやりますというのであれば、文字に落とすという、要綱として残してだれがやっても同じような対応ができるというふうにしていただきたいと思います。

私の一般質問これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（下地 明君）

休憩します。

（休憩＝午前11時07分）

再開します。

（再開＝午前11時08分）

◎副市長（長濱政治君）

公平性を欠くということについてでございますが、工事はですね、現場によってそれぞれ違います。ですから、その現場の状況によって契約を変更するのは当然でございます、ケース・バイ・ケースの個々の工事現場に基づいて変更契約はやるわけでございまして、必ずしも公平性を欠くというわけではございません。極端に申しますと、3回、4回……4回まではなかなかないと思いますけども、3回ぐらいはやるんですね。この工事、こういう変更契約もですね、結局繰り越し工事ですよね。ですから、まず第1回必ずどうしてもやらないといかんですよね、最後にどうしても契約の金額を変更しなければいけないというところがありますから、これで結局2つどうしてもやらなくちゃならないことになっておりまして、中で3回やったというだけですね。ですから、変更契約の3回というのは普通にあり得ることございまして、必ずしも公平性に欠くというふうには思っておりません。

それから、契約を解除して損害金を取るべきだというふうなことございましてけども、これは先日もお答えいたしましたけれども、もしも契約を解除した場合、一つには懸念されるのは、契約を解除いたしますと請負金額の金額を変更しないわけですね。そうなりますと、完了検査ができない、未竣工工事になってしまいます。

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

わかりますよ。これは、つながりがありますので一緒にしゃべりますけども、未竣工工事になってしまうんですね、そうなりますと完了検査ができない。完了検査ができなければ完了報告を国に出すことができない。そうなりますと、その完了報告に基づいて国庫補助金の請求ができなくなるということになってしまうんですね。そうなりますと、逆に市民にたくさんの不利益をこうむってしまうということに、またなります。

それから、先日もお答えいたしましたけども、解約した場合と、解約しないで継続した場合と、それから解約せずに随契をするというふうな金額で私は申し上げました。契約を解除した場合には841万2,390円の損害金を取ることとなります。しかし、そのかわり工事を新たに発注しなければいけません。工事を新たに発注いたしますと1,604万9,250円になります。この差額は763万6,860円です。結局はこの損害金841万円余取るために、さらに763万6,000円余の市の持ち出しになります。

それから、解約して損害金を取り、随契するといった場合、これも1,220万円余が随契でございますか

ら、それから解約した場合の損害金、これが841万2,000円余、この差額も380万5,600円、この差額が出てまいります。

それから、契約を解除せずに随契する、これは我々がとった方法でございますけども、これをとりますと随契ですから1,220万円余、それから一応確約書で975万2,400円の納付が確約されております。これやりますと246万7,200円、つまり解約して保証金を、損害金を取った場合が市の負担が一番大きな形になります。その辺のところも考えて、一応今回の対応したということでございます。

◎教育長（川上哲也君）

亀濱玲子議員ご指摘の小規模校における特性含めてご意見、ご要望はしっかり受けとめて、学校規模適正化検討委員会で論議を重ねて、深めていきたいと思っております。

◎議長（下地 明君）

これで亀濱玲子君の質問は終了いたしました。

◎上里 樹君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。日本共産党の上里樹です。

まず最初に、所見を述べたいと思っております。世界は核兵器を廃絶する、そういう方向に向かって大きく一歩を踏み出しました。加えて、世界の流れは戦争によらない平和の構築の流れへと進み出しています。これは、マハティール・マレーシアの元首相がインタビューに答えていますけども、イラク戦争の教訓、失敗などを指摘してですね、戦争という選択肢はもう時代遅れだと指摘しています。さらに、日本に米軍が駐留しなくても日本の安全保障は守れると、さらにASEANは戦争回避のために結成されたと、そういう日本の憲法に合致するような外国からのそういう声が上がっています。

そんな中で、日本は軍拡を進めています。いわゆる先島地域への自衛隊の配備、本当に米海軍第7艦隊音楽隊が演奏会を開くという宮古空港の使用ですね、それからせんだっては米軍掃海艦の「ディフェンダー」が入港いたしました。こういう中で自衛隊が海外に展開できるように、自衛隊の海兵隊化を進める方向が今の政府のもとで進んでいます。さらに、武器輸出3原則の見直し、非核3原則の見直し、こういう流れで日米同盟を強化する流れが沖縄県民の基地負担の軽減と相まって、大きな矛盾、これと呼んでいます。私は、今こそ憲法の原点に立ち返って憲法を生かす流れに進むべきだと考えます。沖縄の基地問題が教えていることは、日米軍事同盟と沖縄の基地問題、相入れないものだということが教訓だと思います。

そこで、通告しました平和行政についてですけども、まず第1に、非核平和都市宣言についてですけども、本市は合併して2007年の8月28日にそれぞれの自治体の5カ所の宣言を取りまとめを行いました。1階ロビーに掲示されていますけども、こう言っています。「核兵器廃絶平和都市宣言 世界の恒久平和は人類共通の願いであります。これまで我が国は世界で唯一の核被爆国として、核保有国に対し核廃絶を強く求めてきました。しかしながら、いくつかの国では核軍備の拡大は依然として続いています。また、局部的に頻発しているテロによる平和破壊が、後に想像を絶する核戦争への危険性を一層高めていることも確かです。核兵器により失われていく地球上の生物。形ある物。戦争ほど、残酷で悲惨なものはありません。先の大戦において、多くの命が失われた過酷な体験を忘れることなく、平和の尊さを後世に伝えていかなければなりません。宮古島市は、平和憲法の本質から非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を強く訴え、人類の永遠の平和を希求し、ここに『核兵器廃絶平和都市』とな

ることを宣言します」、こういう宣言ですけども、私はこんなときだからこそ宣言の周知徹底、市民への、合併して5年にもなります。理念の一致しない合併がどんなことになるか、これは職員間の連携、相次いだ事務ミスのこと、こういったことにも大きな影響を及ぼしますし、1つの理念に基づくまちづくりに、理念に向かってまちづくりを進めていくという大事なものだと思います。そこで、お伺いしますけども、宣言の大看板、これを設置すべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

2点目に、宣言にふさわしい本市の取り組みが必要だと考えます。広島、長崎の原爆資料、これの展示、さらには児童生徒の広島、長崎への派遣、沖縄平和記念資料館の移動展、戦争体験者の証言の記録、戦争遺跡の保存などを実施すべきだと考えますけども、いかがでしょうか。また、戦争の教訓を風化させないために平和資料館、これ仮称ですけども、この建設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会についてですが、第1に、米海軍第7艦隊音楽隊の本市での演奏会、これがどのような経緯で実施されることになったのか、それを下地敏彦市長にお伺いします。

2点目に、演奏会は米軍による宣撫工作であって、市長は非核平和都市宣言に照らしてマティダ市民劇場の使用、これを認めるべきではない、そう考えますけども、いかがでしょうか。同時に米軍用機の宮古空港の使用は認められない、さきの亀濱玲子議員にもお答えしていましたとおり、議会での決議が今後自分の行政運営の後押しとなると、このようにおっしゃいました。そういった立場から、県に対しても改めて空港使用許可をしないように強く働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、庁舎ロビーの展示物についてお伺いします。3月末日5時半過ぎに、私は1階ロビーにたまたま居合わせました。そのときに職員の手によって、憲法第9条の碑の写真の掲示されている壁、これからその写真が取り外されました。どのような理由で撤去したのか、お伺いいたします。

次に、福祉行政についてですけども、国保についてお伺いいたします。私は、国民健康保険法の第44条に基づく窓口負担の一部負担減免制度の実施について、昨年来継続して取り上げてまいりました。国保法第44条は、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めています。現役世代が3割負担、高齢者が1割から3割、そういう窓口負担の問題です。何とか国民健康保険税を支払って手帳を手にしていても、3割の医療負担ができない。さらには、そのために病院に行けないと、その窓口負担を苦にした受診抑制、これは全国的にも問題になっていますけども、加入者の多くが低所得で非常に高い保険税、これを負担させられる。国保では特に深刻です。医療費の負担は増える一方です。やっと国保税を払って保険証を手にしても、医療費の負担ができないことを理由に受診を我慢して治療が遅れて重症化するのでは本末転倒です。早期発見と早期治療のためにこの制度が必要です。

そこで、お伺いします。一部負担金減免制度について、先ほどの亀濱玲子議員へのご答弁で、8月に要綱がまとまると、9月1日に施行されたということでした。そこで、私はその実施に当たっての広報です、これを「広報みやこじま」に掲載するということでしたけども、ぜひ周知徹底が大事になりますから、庁舎の窓口、その公共機関です、人が集まる、そういった場所へもポスターとかチラシ、それをしっかりと作成して周知徹底を図っていただきたい、このことを要望します。

さらに、2点目に一部負担金減免制度要綱、この内容についてお伺いいたします。

次に、無保険の問題ですけども、全国で国保料や保険税、いわゆる滞納を理由にした保険証取り上げ、これが問題になっています。窓口で医療費の全額を支払う10割負担、いわゆる資格証明にかえられた世帯、

これが2009年度の調査では31万世帯に上っているということです。自治体によるとめ置き、または会社の首切り、それから事業者の保険料逃れで無保険になっている人を合計したら全国の無保険者、これは100万人以上に上ると予測されています。NHKの調査でも2006年から2007年の2年間に全国の緊急告示病院1,000施設を対象にして調査しているんですけども、475人が無保険、資格証のために命を落としたということです。国民皆保険制度の空洞化が進行して崩壊の危機的状況にあります。

そこで、お伺いいたしますが、もう既に未更新世帯や高校生のいる人数がご答弁されていますが、私は短期証世帯、それから未更新世帯の中で18歳以下の子供は何人いるのか、これをお伺いいたします。

次に、国保の危機を打開して国民皆保険を立て直す取り組みが求められています。住民の命と暮らしを守る自治体の果たすべき役割として、せっかく発行した保険証をとめ置くべきではない、そのように考えます。

そこで、お伺いします。国保加入世帯すべてに国保証を届けるべきだと考えます。少なくとも子供のいる世帯すべてに郵送による保険証を交付すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、一般会計から国保会計への政策的繰入れを増やして、高過ぎる国保税を引き下げるべきです。少なくとも子供のいる世帯のいわゆる応益割ですね、これを、その中の均等割、私は通告で平等割も含めていますけども、子供への課税、これをなくすべきだと考えます。いかがでしょうか。

次に、医療費助成についてお伺いします。子宮頸がん及び小児髄膜炎予防ワクチン、肺炎球菌の予防接種に全国で助成をする自治体が増えてきました。本市でもその助成が必要だと考えます。日本では毎年約1万5,000人の助成が子宮頸がんを発症して約3,500人が亡くなっているといえます。特に20代、30代が増えていて、20代の女性では発症率が一番高いがんになっているということです。

そこで、お伺いしますけども、女性の健康と命、未来の子供の命を守るために、予防と検診による早期発見、この両方が大事だと考えます。予防接種は3回必要だと聞いています。それが1回につき1万5,000円、3回で4万5,000円という重い負担になっています。ですから、助成を求める声が多く上がっています。加えて、小児髄膜炎予防接種と肺炎球菌予防接種の助成も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者福祉についてお伺いします。本年度から実施している高齢者タクシーチケット制度、その要件に65歳以上で3親等までの親族に車を持っていないこと、これが条件になっていますが、かなり厳しいものだと考えます。高齢者福祉という観点でいえば、同居家族に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、将来は他の自治体で実施している敬老パスのように、年齢によって一律に支給すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、運転免許証の返上、さらには車の運転ができない高齢者も増加しています。早期に巡回バスを運行して市の分庁舎だけでなく、市内の主要な公共施設など利用にも利便性を図ることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、教育行政についてお伺いします。憲法第26条第2項で義務教育は、これを無償とすると規定しています。また、国際人権規約（A規約）の第13条第2項（a）では、初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとするかと規定しています。日本はこの規定を批准しました。しかし、義務教育無償といいながら、それと大きくかけ離れ、父母負担に依存しているのが実態です。今年1月、文

部科学省による平成20年度の子どもの学習費調査が公表されました。それによりますと、公立の小学校で学校教育費が平均で年間5万6,000円、公立中学校で平均で13万8,040円かかっていることが明らかになりました。給食費を加えると、小学校で年間9万7,516円、中学校で17万547円という相当な額の父母負担になっています。憲法第26条第1項は、すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると定め、それを受けて教育基本法は第4条第1項で経済的地位又は門地によって、教育上差別されないとし、その第3項で国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないとし、就学保障のための国と地方の責任を明確にしています。その憲法の要請に基づく就学援助制度についてお伺いいたします。

まず第1に、就学援助の拡大に伴ってクラブ活動費、学級会費、PTA会費などが補助対象になりましたけども、本市の準要保護への適用はされているのでしょうか。

次に、近視用の眼鏡、これはコンタクトレンズも含めてですけども、準要保護の児童生徒への補助もすべきだと考えます。実施へ向けての取り組み、これはどうなっているのか。経済的理由で眼鏡を購入できない家庭の子供は、学習をする権利を奪われていることになると考えます。以上、お伺いします。

最後に、環境行政についてお伺いします。トゥリバー地区についてですけども、トゥリバー地区の海岸線、ここに大量の石灰岩、これが投入されていて驚きました。ちょうどトゥリバーの埋め立て工事、これが進められる際に、市民の強い要求によって海岸線、それを残した出島方式にして保全された海岸線もあります。特攻艇秘匿壕もありますし、平和学習の場としても活用されています。どのような理由でそこに石灰岩の投入がされたのか。私は原状回復が必要だと考えますけども、いかがでしょうか。

以上、お伺いしまして再質問をさせていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

平和行政についてお答えいたします。

非核平和都市宣言のための大看板を設置すべきではないかということですが、核兵器廃絶平和都市宣言の大看板を設置すべきとのことですけども、宮古島市は人類の永遠の平和を追求し、核兵器廃絶の宣言をいたしておりますので、それで十分だと考えております。

次に、同じく沖縄平和資料館の移動展だとか、平和資料館の建設についてどう思うかということですが、今年は市の総合博物館で慰霊の日特別企画展を10年ぶりに開催をいたしました。また、7月1日には核兵器の廃絶を訴える平和市長会に新たに加盟しました。今後ともさきの大戦において多くの生命が失われた過酷な体験を忘れることなく、平和の尊さを後世に伝えていけるように取り組んでまいります。平和資料館の建設については、今のところ考えておりません。

次に、庁舎ロビーにあります憲法第9条の碑の写真を撤去した理由はということですが、憲法第9条の碑はカママ嶺公園の一番高台の見晴らしのよい場所にあることから、碑の設置の目的は十分果たしており、その写真を常時庁舎に展示することは必要ないと考えております。

次に、子宮頸がん、それから小児髄膜炎予防ワクチン等についてであります。子宮頸がん予防ワクチンについては、厚生労働省は次年度予算概算要求に150億円を計上し、任意接種として市町村が助成する場合に限って3分の1を助成すると、今考えています。市といたしましては、県の負担割合についても協議し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

髄膜炎ワクチン、肺炎球菌ワクチンは、いずれも任意接種となっており、現在国、県からの助成はありませんが、同ワクチンの接種の助成についても負担割合ができるかどうかについて、県と協議してまいります。今後市としましては、国、県の助成等、動向を注視して実施に向けて取り組んでまいります。

◎副市長（長濱政治君）

平和行政について、米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会について、①、②一括してお答えいたします。

演奏会実施の経緯についてでございます。8月11日に在沖米国総領事館より9月5日に演奏会を予定しているとの連絡を受けました。その後市に対して主催、共催ができないか打診がありましたが、断りました。県の空港でございますので、飛行場の使用につきましては県から通知が参りましたが、正式には県から来たのが9月3日でございます。県管理空港の米軍機使用についてという通知が9月3日に参りました。その日に県も市も自粛要請を行っております。

あとマティダ市民劇場の使用についてでございますが、音楽演奏会目的での使用でありますので、申請があれば市の条例に基づいて対応いたします。

次に、米軍用機の宮古空港の使用についてでございます。宮古空港は県管理の空港であり、空港の使用については沖縄県空港の設置及び管理に関する条例及び日米地位協定に基づき、使用届出書が提出されれば使用が認められております。しかし、さきの戦争の記憶から市民感情として快く受け入れる状況にはないこと、また民間航空機の安全運航の確保に支障が生じることへの懸念等もあり、緊急やむを得ない場合を除いては米軍機の宮古空港の使用については自粛するようコメントを出したところですが、同時に県に対しても関係機関に対し自粛要請を行うよう申し入れたところでございます。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、国保事業についてでございますが、一部負担金減免制度の実施についてという内容でありました。このことについては、さきに亀濱玲子議員にも答弁したとおりでございますが、9月1日から施行しております。上里樹議員ご指摘のその周知についてでございますが、ご指摘のように広報誌はもとより行政チャンネルの活用も視野に入れながら、チラシの配布などで対応してまいりたいと考えております。

次に、その要綱の内容ですが、基本的には国民健康保険税減免規則と同様に、収入などに著しい変化、減少があった場合に限って、それは要件となっておりますけども、あったときに要綱の定めるところによりまして、一部負担金を免除、または減免し、その分を医療機関へ保険者が、保険者、市ですね、市が支払うものであります。当然その分は市の負担が増えることとなりますが、それに対しては国が特別調整交付金で減免額の2分の1を補てんする仕組みになっておりますので、市もその取り組みには前向きに周知してまいりたいと思っております。

次に、短期証世帯や未更新世帯における18歳以下の子供の人数になりますけども、未更新世帯は45世帯、その人数ですが、71人、それから短期証交付世帯が1,214世帯、人数が939人、合わせますと1,010人となっております。それから、加入世帯及び子供のいる世帯、すべての世帯へ保険証の交付をするべきだということについてでございますが、国保加入世帯すべてに被保険者証を届けるということは、完納世帯、未納世帯の区別なく無条件に交付することになります。そうなりますと、今後国税税に対する納税意識の低下が懸念されることも加えて、現制度上においても短期証や資格者証発行の規定があることから考えますと、これに準ずることになります。高校生世代の子供すべてに郵送、交付することにつきましては、県内

一部自治体が実施している実態がありますが、おのおのの自治体ごとで異なる見解もあることから、市といたしましては窓口交付を原則として対応してまいりたいと思っております。

次に、一般会計からの繰り入れにより保険料を下げるべきだという件であります。国保税につきましては市民の高過ぎるという声を取り上げ、負担軽減のため平成21年度、平成22年度と連続いたしまして引き下げを実施してまいりました。それに伴い一般会計からの繰り入れも年度ごとに確実に増えているのが現状であります。子供のいる世帯への平等割課税をなくすことに関しましては、現行税法上の仕組み上、一自治体での対応は今のところ不可能だというふうに考えております。

次に、高齢者福祉についてであります。質問の内容が高齢者タクシーチケット制度における車所有者の規制緩和の件と敬老パス制度の導入の件についてであります。高齢者外出支援事業につきましては本年度から始まった事業であります。ご指摘の受給要件の緩和についての要綱の見直しについては、今後検討する課題だと設置時期から考えておりますので、それについては逐次検討してまいりたいと思っております。また、敬老パス一律支給の実施につきましては、今のところその制度の中では考えておりません。市全体で考えるという意味については、また別の問題だと思いますので、そのようにご理解を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎建設部長（友利悦裕君）

トゥリバー地区の海岸線に大量の石灰岩が投入されているが、どのような理由でそうなったのか、原状回復が必要だと考えるがというお尋ねでありました。平成21年度にトゥリバー地区水路浚渫工事で発生した浚渫岩であります。継続事業として平成22年度に施工される浚渫工事の仮設道路で使用するために、一時仮置きをしてあります。今年度の工事において処分をいたします。

◎観光商工局長（奥原一秀君）

高齢者福祉の巡回バス運行についてご答弁申し上げます。

本市の路線バスの需要は自家用車の普及に伴い、利用者が大幅に減少し、一部高齢者と高校生が利用している現状にあります。そのためバス運行会社は慢性的な赤字運営を続けており、毎年の公的補助金の助成により路線を維持している状況であります。今後は現行路線の見直しや市街地巡回バスの導入、庁舎間巡回バスの導入について、影響のあるバス会社を含めた宮古島市バス対策会議において検討する必要があると考えておりますので、その中で十分な意見交換をしていきたいと思っております。

◎教育部長（上地廣敏君）

まず、就学援助の拡大に伴って市の対応はということではありますが、ご質問のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、現在本市の準要保護の援助対象費目とはなっておりません。財政負担を伴うことから、今後援助対象とすべきかどうか、次年度に向けて検討していきたいというふうに思っております。

次に、近視用眼鏡であります。平成22年度の準要保護児童生徒の認定については決定をいたしましたので、今月中に近視用眼鏡を必要としている人数を把握するための調査を行う予定であります。

◎上里 樹君

再質問をさせていただきます。

平和行政について、大看板の設置、これは宣言だけで十分だというお答えでしたけども、その十分だという答弁と相まって庁舎ロビー展示物の写真の撤去と同様の消極性を感じます。平和自治体として、市長

会にも加入したのであれば、やっぱり誇らしい宣言として内外に広く示して市民のよりどころとすべきだと考えます。このことを指摘しておきます。

さらに、資料館の建設については、今は考えていないということでしたけれども、私はその間に広島、長崎の原爆資料展とか、広島、長崎への派遣ですね、そういったことが取り組めないかということと、あと平和記念資料館、沖縄にありますけども、その移動展、これがまだ一度も宮古でやられたことがありません。同じ県民として、やっぱり宮古に住む私たちにも、その資料、それを目にする機会ができればと考えます。このことについて、再度お伺いいたします。

それから、平和記念資料館については、建設とまではいかななくてもこれからいろんなところで公共施設があきが出てくると思います。そういったものを活用する方法もあると思いますので、ご検討をお願いします。

それから、米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会、これについては市長が自粛要請する、それは当然のことだと考えます。第7艦隊といえば世界をまたいで、ハワイを拠点にしてですね、活動を展開している大きな組織です。艦隊です。そういった艦隊が中国を望む離島にわざわざ来て、親善だけのために多額の経費をかけて演奏会を行う、私はそういうはずはないと考えます。いわゆる島嶼防衛、これを口実にしてもう出撃拠点としての、そういった地域への展開を拡大をねらっての行動だと私は見えています。

次に、無保険の問題なんですけども、全国で問題になっている無保険、これを子供が医者にかかれない事態、または住民が死亡する事態、こういった事態を受けて政府も通達をかなり発行しています。私が調査しただけでも2008年から9件、10件、今年に受けて9月の13日までに10件以上通達が来ていると思います。その通達の中身にしてもですね、速やかに郵送によって対応すべきだということを通達していますし、子供がせめて義務教育、守られるべき児童福祉法のもとで親が滞納していることを理由に、医者にかかれない事態、これがあってはならないと考えます。ですから、7月からは18歳以下、高校生含めて無条件に短期証が交付されることになっていきますけども、それを窓口にとりに来なければ対応できないとなると、これは事実上、放置状態になりますから、こんなことがあってはならないと考えます。そういった意味でこの問題、ぜひ速やかに郵送によって対応すべきだと考えますけども、再度お伺いいたします。

さらにですね、一部負担金減免制度の内容について、極端に収入が落ち込んだときということをおっしゃっていました。先ほど通達でそのことを話しましたが、13日に運用の新基準の通知が来ているはずで、私はその厚生労働省の通知に基づく一部負担減免制度、この要綱の中身をさらに充実強化していく、拡大していくべきだと考えます。低所得者だけではなくて、いわゆる恒常的な低所得に陥っている世帯、こういったところにも配慮した取り組みが必要だと考えます。その要綱の内容について、国の運用基準、これをどう考えるのか、お伺いします。

次に、医療費助成について下地敏彦市長の前向きなご答弁がございました。市長は乳幼児医療費の無料化、これを就任直後に拡充をいたしました。ぜひ子供の将来、住民の命と暮らしを守る、その立場に立ってそれを県と協力して実施されるようお願いいたします。

子宮頸がん予防接種については、そういった機会を利用しての子供との病気についての対話、学習の場にもなると歓迎されています。そういった効果もございましたので、ぜひ実現させてくださいますよう、ご尽力くださいますようお願いいたします。

それから、一般会計からの国保への繰り入れ、これを増やすことを私は議会のたびごとに要求していますが、税率を下げてなお収納率が84.5%という結果ですけれども、この結果は負担能力を超えてしまっている実態のあらわれだと思えます。ですから、払いたくても払えない、高過ぎる保険税になっているからだと考えます。長引く景気の低迷の中、仕事もなく、所得が落ち込んでいます。こんなときだからこそ一般会計からの繰り入れを増やして、命と暮らしを守ることが自治体の仕事として何物にも優先されるべき課題だと考えます。とりわけ、子供のいる世帯、ここには負担が重くのしかかるものがあります。一自治体として応益割ですね、これを見直すことはできないという福祉保健部長のご答弁でしたけれども、一宮市は子供の均等割3割軽減を実施することを決めています。既に自治体の動きがあります。そもそも子供の医療費、それからお年寄りの医療費は私は無料であるべき、そのように考えます。将来はすべての医療費を無料にすべきだと考えますが、その第一段階として子供とお年寄りの医療費が課題だと思います。そういった意味で均等割を課している今の応益負担、その宮古島市の負担のあり方、これをぜひ見直していただきたいと思います、既に実施する自治体もございますから、そのご見解も含めてご答弁をお願いします。

以上お伺いして、再々質問させていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

平和行政についてであります。宮古島市は核兵器廃絶平和都市宣言、これやっているわけですね、何で平和都市会議に加盟していなかったのかなというのがむしろ不思議に思っておりまして、それで7月1日に改めて核兵器廃絶を訴える平和市長会議に加盟をしたところでありまして。提言のありました沖縄平和資料館の移動展、これはやはり考えてみていいと思っております。沖縄県と調整をしてみたいと思います。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、一部負担金減免制度の内容については、当然国の運用基準を原則として要綱も定めてあります。ですから、先ほどの答弁の中で収入等の著しい減少ということは、要件は一事例でありまして、当然に国の運用基準を適用いたしまして、要綱も定めてありますので、そのように運用してまいりたいと思っております。

それから、18歳以下の子供のいる家庭のすべてに郵送すべきだということのご指摘がありました。この件については持ち帰りまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、一般会計からの繰り入れの件についてでありますけれども、一般会計もかなり繰り入れで厳しい状況になっております。したがって、国保会計1万世帯加入世帯のすべてが本当に苦しんでいる、苦しんでいるといえますか、国保税が高いということを重々承知しております。それはご相談もいっぱい受けておりますけれども、平成21年度、平成22年度と国保税の見直しも行いました。さらに、今後もその負担軽減の面については見直しというよりも、どういうふうな形で適正に運用できるか、国保事業が運営できるかということも含めて全体的に考えてまいりたいと思っております。また、国の国民健康保険税法上の制度上かなりクリア、先ほど一宮市の話が出ましたが、当市においてはかなりクリアすべき課題が多々ございます。ですから、そこら辺全体的に考えてですね、検討してまいりたいと思っております。また、事業そのもの、一般会計と違っていて、一部には独立採算制というものも含まれておりますので、かなり受益者負担といえますか、市民の負担も応分の負担はまたあるべきだという基本的な考え方も考慮いたしまして、今後これも問題解決しながら検討してまいりたいと思っております。

◎上里 樹君

質問させていただきます。

下地敏彦市長のご答弁、積極的な平和会議参加、これは評価したいと思います。だからこそ今戦後65年たった中で平和に対して市民が今県民大会等含めてですね、基地をなくす動きとそれに国が押しつける流れ、また米艦船が強行寄港するというところで、非常にそういった平和に関して敏感になっています。それだけに宣言、これは他の自治体同様に大看板を設置して市民のよりどころとすべきだと考えます。

次に、一部負担金減免制度、これと高過ぎる国保税についてですけども、一部負担金減免制度については市町村で上積みも可能だということを言っていますから、先ほどご答弁にあったとおり、ぜひその運用をしていただきたいと。それから、高過ぎる国保税については、国庫負担を増やす、これをぜひ市長が先頭に立って要求をして住民の命と暮らしを守る先頭に立っていただきたい。それから、社会保障としての位置づけをその理念として据えていただきたいと思います。

◎議長（下地 明君）

これで上里樹君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午後零時03分)

再開します。

(再開＝午後1時29分)

午前につき一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎下地 智君

20番目の登壇になりますと、通告要旨が重複してまいりますので、割愛したり、関連で通告の再質問のような形になったりすると思いますんで、当局におかれましてはご理解をいただき、明確なご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。1点目に、先島、台湾旅客航路の再開についてであります。有村産業の運航ストップ以来、私は再三この件については取り上げてまいりましたが、これまでなかなか糸口が見つからない感があったわけですが、去った9月1日、美ぎ島美しゃ市町村会による琉球海運に対しての旅客船運航要請で、船内の一部を旅客用に改造いたしまして、何とか20名の限定ではあるんですが、運航する可能性が出てきたことは一つの突破口になるものだと期待をしているところであります。

ここで、お伺いします。運航実現までのですね、琉球海運さんのスケジュールはどういったことが必要なのか、またこれからクリアしないといけない問題点はどのようになっているのか、お伺いします。

それから、先日の山里雅彦議員の質問に対する答弁で、県が有村産業さんが所有していた「飛龍21」を購入したマルエーフェリー海運会社と琉球海運に対し、県が先島航路の運航を要請したという答弁がございました。このことを踏まえ、マルエーフェリー海運会社への要請は、下地敏彦市長、考えていないでしょうか、お伺いいたします。

また、姉妹都市である基隆市との今後の交流推進を図るためにも、台湾からの観光客誘致のためにも、物流の観点からも台湾との航路再開は重要であると考えますが、先島航路運航再開と抱き合わせてですね、台湾航路の再開に向けての要請も非常に大事だと思うわけですが、市長の見解を賜りたいと思います。

次に、支所機能の縮小についてであります。数名の議員の皆さんもこの件については取り上げております。重複しているわけですが、私も所見を交えながら視点を変えて質問したいと思います。合併後旧町村地域の過疎化が進んでおります。本市は今まさに旧町村部の過疎化対策を講じることが重要な政策課題だと思います。そういった中で、本年度第二次集中改革プランを策定し、人員削減による支所機能の縮小を示しております。これは、旧町村地域の皆さんの理解を得られるものではありません。現に地域からは不満の声が多く聞かされております。意見として紹介しますとですね、職員の適正化計画で示されている平成32年4月1日時点の668名になることを踏まえて、今現在908名ですか、の職員がおります。職員が多いうちに、今逆にですね、支所機能を強化して過疎化対策のためのセーフティーネットを今しっかり構築する必要があるのではないかという意見がよく聞かれます。また、地域の声をしっかり行政に反映するために、旧城辺町で実施していた部落懇談会等ができないのか、これは住民参加型行政運営の観点からも非常によいのではないかと思うわけですが、これらの意見に対し、市長の見解を賜りたいと思います。

3番目に、墓地の集団化について、これは山里雅彦議員の質問で、来年度実態調査をし、平成24年度には宮古島市墓地基本計画を作成するという事なので割愛させていただきますが、当局においてはしっかりそれに向けて取り組んでいただきたいと思います。要望しておきたいと思っております。

4点目に生活保護費についてであります。生活保護法に基づき、生活に困窮する方に最低限度の生活を保障するのが生活保護費であります。この件については、せんだって西里芳明議員の質問で内容は掌握できました。年間約11億円余の生活保護費が支給されている中、市民の血税も約2億9,000万円充てられていることから、受給者の実態調査は当局におかれては綿密にされていると思うのですが、西里議員からの指摘もあったようにですね、必ずしも審査がしっかりできていないケースもあるように思われますので、ここでお伺いしますが、申請から受給を受けるまでの審査の流れをですね、詳しく説明していただきたい。また、受給後の追跡調査と申しますか、その調査によって受給をストップされた方たちがいるとすれば、こういったケースでストップされているのか、そこら辺もあれば説明をいただきたいと思っております。

それと、垣花健志議員からの指摘があったように、制度をですね、この制度を悪用して高齢者とか、障害者とかを共同生活をさせてその営利を目的とするような業者もいると聞いたりしますが、本市においてはどのような、これは防止対策ですね、こういうのを防ぐ対策をどのようにとっているのか、お伺いいたします。

次に、食肉センターの経営状況及び施設整備についてお伺いします。宮古食肉センターは地域の食肉流通の拠点施設として、畜産農家の経営安定と消費者へ安全、安心な食肉を安定供給することを目的に設立されております。近年はですね、安い外国の食肉の輸入増加、その影響、生産コストの上昇で畜産業界を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。あわせて本市の畜産業は生産基盤は零細で、生産者の高齢化、環境対策と販路の問題等抱え、生産意欲の減退も懸念され、大変厳しい環境にあるのが現状であります。そういうこともあってですね、食肉センター事業運営は屠畜頭数の減少や屠畜施設の老朽化に伴う施設補修費、施設維持費の増加、衛生対策による運営コストの上昇など経営環境が厳しいと聞いております。現

在の食肉センターの運営の実態、これはどうなっているでしょうか。そしてまた、施設の整備計画はないのか、お伺いいたします。

次に、単独補助事業について、これは畜産関係についてお伺いいたします。優良繁殖雌牛自家保留奨励補助事業、子牛生産育成補助事業、堆肥盤設置補助金、飼料用種子購入補助金、それぞれの事業の内容及び申請の流れを畜産農家の皆さんにわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、比嘉・加治道排水路清掃についてお伺いします。この件については、さきの6月定例会でもお聞きしましたが、答弁ではこの排水路は県から市へ管理が移行されており、清掃は平成19年度から平成23年度まで5年間、農地・水・環境対策支援事業の中で自治会が中心になって清掃しているということでした。そして、ここ数年清掃がなされていない加治道エリアの排水路については、年度で区間を決めてやっているの、精査をして指導していきますということでしたんですが、今日現在全く清掃されておらず、雑木が繁茂して排水機能にも支障を来している状況であり、蚊の発生等で衛生面でもよくないのが現状であります。

ここで伺いますが、市は団体に対し、精査、指導はちゃんとやってあるのか。また、いつごろ清掃が実施されるのか、お聞かせください。

次に、浦底ダムと北海岸との間に位置する畑なんですが、水害がですね、とてもひどいわけなんです。ダムから水を受けとめる排水路が海岸まで建設されているんですが、大雨のときはこの排水路からオーバーフローしてね、水があふれ出し、鉄砲水のようなすごい勢いで流れるため、あわせて傾斜地であることもあってですね、畑の土をごっそりと下の海岸線まで流しているような状況であります。特にサトウキビの植えつけ時期などは、非常に地主さんもですね、天候を気にして農作業をやっているということで、大変困っております。一度私は市の担当課の職員にもこの被害状況を視察してもらいました。そのときの担当職員の話では、県と話し合って調整をして対策を講じるようにしたいということだったんですが、いまだに動きが見えないですが、県との調整はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、平成21年度区画整理畑かん整備事業の整備率の各地区別の数値についてと宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）に示されている区画整理畑かん整備後の各地区ごとの整備率については、山里雅彦議員への答弁で掌握できましたので、私は1点だけお伺いします。各地区ごとの整備率からすると、一番整備率の低い城辺地区において、平成27年度以降のですね、事業計画があれば教えていただきたい。また、当地区からの要請状況はどうなっているでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、過疎地域自立促進計画で示されている加治道地区の区画整理畑かん事業について概要と時期についてお伺いいたします。

次に、環境行政についてであります。公共下水道の今後の取り組みについてということで、1点目の本市の整備率については、富永元順議員への答弁では整備率が14.9%ということでした。これは、農業集落排水、漁業集落排水も含まれての数値でしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。また、加入率についてもお伺いします。

次に、今後の整備計画ですね、それがどうなっているのか、お伺いします。それと、事業運営における今後の課題は何でしょうか。

お伺いして、再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎市長（下地敏彦君）

食肉センターの経営状況と施設の整備計画についてお答えします。

食肉センターの採算ラインは、豚の屠畜換算でいきますと5,000頭以上とされており、設立当初は豚だけで採算ラインを超える屠畜があり、黒字を計上していました。しかし、平成5年ごろから豚の屠畜頭数が激減し、平成21年度の屠畜数は豚で815頭、牛で545頭、ヤギで335頭、これを豚の屠畜換算頭数にしますと3,875頭となります。稼働率が77.5%で、採算ラインに大きく足りていないという状況にあります。また、老朽化している現在の施設を国や県、それに畜産関係の補助事業で新築、または改築ができるメニューがないか、今調査をしているところです。今後打開策については、当事者である食肉センター、大株主である沖縄振興開発金融公庫、沖縄県農業協同組合と協議をしていきたいと考えております。

◎副市長（長濱政治君）

支所機能の縮小についてということでございます。常々申し上げておりますとおり、どうしても行財政改革は進めなければならないというところが大きな前提になっているところがございまして、今どのような形が一番いいのだろうかというふうにみんなで議論して、定員適正化計画というものも一応つくらせていただきました。そういう中で、支所機能をちょっと見直さなきゃいけないというところが出てまいっているわけございまして、できるだけ地域の方々が困らないような形の業務割り振りをやっていきたいというふうに思っております。

それと、部落懇談会というふうなことがございましたけども、部落懇談会、市長が地域に出向いて地域の意見を伺うというふうな中身だと聞いておりますけども、まだその辺のところは具体的にはやっておりませんけども、できるだけ出かけていって意見を聞きながら、どういうふうな均衡ある発展に貢献できるか、探っていきたいというふうに思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

先島、台湾旅客船航路の再開についてですが、先島旅客航路の就航再開につきましては、本市として県及び関係機関に要請を行うなど、また先島圏域の懸案事項として美ぎ島美しゃ市町村会において同様の要請を行っているところであります。航路再開に向けましては、採算性の問題等多くの課題があり、航路事業者の参入は現状では非常に厳しい状況にあることから、先ほど下地智議員からもありましたように、琉球海運が運航しております貨物船に旅客機能の一部を併設するよう同社に対し要請を行ったところであります。要請に対しまして、同社は現在運航している2隻の貨物船内のスペースを有効活用した上で、身体的理由等により航空機で移動が困難な地域住民のみを救済することを目的に検討したいとのことであります。したがって、客船に合わせた船の整備の問題等がございまして、それから、現在国関係に対してですね、許可申請について同社が国と一緒に調整を行っております。話し合っております。今後の展望に期待をしたいと思っております。

なお、複数の移動手段の選択肢を共有することは宮古圏域の経済、産業、文化、教育等の交流を深めるとともに、地域の振興、発展につながることから、台湾航路を含めた旅客船就航の再開に向け、今後も引き続き県及び関係市町村と連携を図りながら、先ほどお話にありましたマルエーフェリー等関係機関に対し働きかけを行ってまいりたいと思っております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

生活保護の支給についてであります。まず1点目に申請から受給までの流れについての説明と、2点目に保護の受給の停止はどういった場合があるかということと、それから3点目に生活保護制度の悪用、要するにビジネス化という形でのその対策という3点でありました。保護費の受給要件については、生活保護法第4条に規定しております保護の補足性で、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件にして行われるということになっております。したがって、わかりやすく言いますと、基本的にはですね、生活困窮している者が窓口でまず相談いたしまして、生活保護の申請をいたします。それを受けまして、申請書の受理をした後にですね、ケースワーカー、担当員がその方の不動産あるいは動産、収入、それから扶養義務者等の実態調査を行います。その中で、先ほど言いました保護の要件に適しているかどうかというものを確認いたしまして、その決定の可否をいたします。

次に、受給者がその停止を行う際の要件と申しますか、理由はこういったものがありますかということですが、それは先ほど言いました支給要件に該当しなくなった場合、要するに収入が多くなった、不動産の売却があって、その臨時的な収入があったとか、臨時収入、給与が増えたと、収入の増ですね、そういった最低生活の困窮に至らなくなった場合が生活保護の停止ということになります。

それから、生活保護制度の悪用についてのビジネス化の対応なんです。確かに平成19年度後半から平成20年度の初めごろにかけて、下地地域でそういった事例がありました。その後その例は挙げておりませんが、集団化というような事例は挙げておりませんが、常々ケースワーカーが地域において訪問しますので、そういったような集団入居的なものがあるという情報は地域からも得られておりますし、またそのビジネスをしている、やっぱり本人と申しますか、それが情報として上がってきますので、その対策としてはこの人と面会をしながら、本当にその制度に適しているかどうかというものを確認した上での指導、また入居者の個別ということを行うということで対策を講じております。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず1点目に、畜産の市単独補助事業についてでありまして、その中の優良繁殖雌牛自家保留奨励補助金であります。この奨励補助事業は優良繁殖雌牛を自家生産保留したのに対して補助金を交付する制度であります。補助対象牛は、宮古畜産技術委員会の定めた計画交配によって生産された繁殖雌牛で、自家生産保留した黒毛和牛が対象となっており、生後29カ月未満の登録得点が80.5点以上の繁殖雌牛となっております。また、交付の条件としましては、宮古島市に居住する畜産農家であること、それから家畜改良増殖のため自家生産保留した農家であること、それから家畜共済に加入しているもの等が条件となっております。また、交付確定後5年間は善良な飼育管理が義務づけられております。なお、審査につきましては随時畜産課で受け付けを行っております。

次に、同じく単独事業で和牛子牛生産育成奨励補助金であります。補助対象子牛は黒毛和牛で、農家みずから生産し、沖縄県家畜改良協会が登録したのとなっております。補助の申請ですが、7月までは登記簿については各支所で受け付けを行ってまいりました。しかし、7月以降の審査につきましては、今年度から新たに導入しました畜産支援システムを利用して、農家が一括して申請できるリストを市が作成して対象農家に通知をするということになっております。補助対象は12月末までの登録となりますので、来年1月ごろ対象農家に補助金交付申請書を送付するというようになっております。

次に、同じく単独事業で堆肥盤設置事業であります。これにつきましては平成21年度までは予算措置しておりましたが、昨年度希望者がなくて、すべて不用となったために、今年度は予算の措置をしておりません。

それから、同じく単独事業で飼料用種子購入補助であります。宮古島市飼料用作物種子購入補助金は畜産農家が健全な畜産経営を行うため、飼料用作物の栽培するものに対して、その栽培に必要な種子の購入について補助金を交付しております。補助金の額は、種子購入価格の50%以内となっております。補助金の交付については事前に希望調査を行って、種子量と全体金額を算出した上で補助率を確定しているということでもあります。

続きまして、比嘉・加治道排水路清掃について、城辺地区の比嘉・加治道排水路清掃につきましては、農地・水・環境対策支援事業での実施を予定しておりますが、当事業での清掃予定区域が13地区と多いため、該当地区での清掃は現在調整中ということでもあります。また、この該当地区全域での清掃作業は、当事業での予算規模では困難であるということから、今後地域が事業主体となり、清掃作業ができる事業の導入を検討したいというふうに考えております。

次に、同じく城辺地区の浦底ダムの周辺の水災害について、これにつきましては下地智議員ご指摘の畑は、現在サトウキビが植えられており、被害状況を直接確認することはできません。今後収穫後に現地調査を行い、耕作農家に被害状況をお聞きしながら、どのように整備すれば土砂流出が防げるかを県と協議していきたいというふうに考えております。

次に、平成21年度までの区画整理整備率と畑かん整備率は既に答弁してありますが、平成27年度以降ということでありまして、現在城辺地区の要請箇所は5カ所ありまして、更竹地区、それから福嶺、保良西、新城西、長中地区が要請をしております。平成27年度以降は、この地域からの要請を受けて検討していきたいというふうに考えております。

次に、城辺地区の加治道地区土地改良事業であります。加治道地区は城辺庁舎の北西に位置しまして、県営土地改良事業で平成23年度新規採択を予定しております。整備概要は、地区面積が35ヘクタール、事業費が11億5,500万円、工期は採択から5カ年の平成27年度を予定しております。同地区の事業同意は現在80%の同意状況でありまして、今後推進委員と共同で全員同意に向けて取り組みをしております。

◎上下水道部長（下地祥充君）

公共下水道の今後の取り組みについてということですが、現在本市の整備率及び加入率はどうなっているかということですが、全体計画839ヘクタールで、平成21年度末整備済み面積は125ヘクタール、整備率14.9%です。これは、下水道のみで平良地区のみです。農漁業集落排水事業はこれには含まれておりません。加入率は56.9%です。

次に、今後の整備計画ということですが、公共下水道の整備については道路整備、区画整理と連携して整備していきます。今年度は認可区域を30ヘクタール拡大し、宮古病院新設予定地を認可区域に組み入れ、来年度整備する予定です。これにより認可面積416ヘクタールとなり、全体計画839ヘクタールの約半分となります。

次に、運営上の今後の課題ということですが、電気・機械設備等は供用開始後13年経過しており、耐用年数が迫っております。これらの整備、取りかえ等については計画的に整備を進める必要があります。ま

た、全体計画839ヘクタールに対し、整備面積125ヘクタールと整備率が低いため、接続可能な地域については公共下水道への接続を進めてまいります。

◎下地 智君

それでは、再質問をいたしたいと思えます。

まず、1点目の先島、台湾旅客航路の再開については、今後マルエーフェリー会社への要請も継続してやっていただけると、そして台湾航路の再開に向けての重要性も十分認識しているようでございますので、これについては多くの市民も本当に要望が高いわけでありまして。下地敏彦市長においてはですね、これまでの要請活動に対する労をねぎらいたいと思っております。と同時にですね、運航実現に向けて継続して頑張っていたきたいと、そのように要請をしておきたいと思っております。

次に、支所機能の縮小についてであります。これは先ほど亀濱玲子議員の質問の答弁でですね、市長は利便性のいいところへ人は流れるんだということをおっしゃってございました。それではですね、過疎化を食い止めるためには、その利便性のあるような地域づくりをやっぱり頑張ることが私は大事じゃないのかなという気がしております。特に城辺地域においては、以前市長もご存じのようにシンボルトウン構想というのがございました。この構想はですね、やはり城辺地区が利便性のいいような地域づくりをするんだということで、計画を立てておりました。まさにそのようなことを仕掛けていく、これこそ過疎化の防止につながるし、地域の発展につながるものだというふうな思いがいたしております。そういう意味では、市長、これは市長もですね、シンボルトウン構想については手がけた一人でもありますし、しっかりと計画を立ててですね、やっていただきたいなという思いがございまして。どうかそこら辺も踏まえて、今やはり島の均衡ある発展を目指す、それに向けての定住自立圏構想とかやっているわけですから、しっかりと取り組んでいただきたいなと、そういうふうな思いがありますので、そこら辺のシンボルトウン構想も絡めた市長の見解をぜひとも聞かせていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

次に、食肉センターの経営状況及び施設整備について再質問いたします。先ほど市長からやはり経営上ですね、養豚業がかなり衰退をしたために豚の屠畜頭数が5,000頭以上から815頭まで激減していると、これが今の食肉センターの経営を圧迫している大きな要因であるという説明がございました。私もちょっと調べてみたんですが、ちょっと八重山とですね、比較をしてみますと、八重山は豚が1,757頭、牛が1,233頭、ヤギが104頭で、宮古よりはかなりいい、畜産業については進んでおります。やはり宮古もですね、せめて八重山のレベルぐらいには頑張っけて持っけていかないといけないのかなという思いもいたしております。八重山では、市は600万円、JAが200万円助成をして運営をなされているようでございまして、そこら辺についてですね、やはり今後しっかりと畜産業の振興イコール食肉センターの経営改善、これは表裏一体であるわけですから、ぜひ振興をしながら食肉センターの経営改善のために畜産業の振興策をですね、積極的に進めていくことが大事ではないのかなという思いがありますので、そこら辺の見解、そして施設についてはですね、これは今現在、先ほど市長がおっしゃったように豚を専門に屠殺する食肉センターになっておりますね。これをやはり牛用に、今は需要が牛がかなり増えてきておりますから、その牛用のカッとする場所とかですね、そこら辺の改善も必要ではないのかなと、だから当然でき得るならば建替えがよろしいんですが、予算面とかいろんなことを考慮しますと、まず先に施設の改造をしながらですね、経営改善を図ることが大事でないのかなという気がするんですが、そこら辺もちょっと市長の見解をお願ひ

したいと思います。

それから、単独補助事業についてはですね、私が、農林水産部長、事業のおのおのについての説明と申請の流れをお聞きしたのはですね、結構な数の農家が申請すれば受給できる補助金があるのに、その申請をしないで、わからないですね、その流れとか、もらえなかったというケースがあるんですね、忘れた部分もあると思うんですが、そこら辺を今後改善してみんな公平に補助金が受給できるようなシステムづくり、それをぜひやらないといけないんじゃないのかなという思いがするんですが、そこら辺の対策は考えておられるでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それとですね、畜産農家の経営を圧迫している要因の中に飼料の高騰、これによる生産コストがかなり上がっているということで、これに対するもし市の助成ができればという農家の希望が多うございます。そこら辺は今後来年度に向けてですね、対応できないのかどうか、それをお伺いします。また、その飼料をですね、市の資源リサイクルセンター、そこを活用して飼料の生産に取り組むことはできないでしょうか。地元の資源を生かして安価で良質な飼料を生産できれば、これは畜産業の振興策として素晴らしいことだと思うんですよね。そういったことを検討はできないでしょうか、市長、見解を賜りたいと思います。

次に、比嘉・加治道排水路清掃については、今後農地・水・環境対策支援事業では予算が少ないので対応が難しいというような答弁でした。それにかわって、地域が参入できるような事業導入を考えていきたいということでしたので、早急にその事業を導入してですね、きれいな排水路にしていきたい。蚊も一匹もない排水路にしていきたい。それを強く要望したいと思います。

次に、浦底ダムと北海岸の間に位置する畑の水害ですが、今確かにサトウキビがたくさん植えられていて、その状況というのは把握できないと思います。しかし、前回私は職員にも視察させました。あのときの被害状況はさんさんたるものでした。ぜひこれはサトウキビの収穫をですね、しっかりと調査をしてトータル的な水害の起こらないよう改善をするように県と調整をぜひ早急にやっていただきたいと、そういうふうに思います。そして、そこでですね、比嘉・加治道排水路と浦底ダムによる水害とも関連することなので、少しばかり私の所見を述べさせていただきたいと思うんですが、もともと市長、加治道の排水路と浦底ダムを結ぶ1キロメートルぐらいのトンネルがあります。何年前からでしたかね、落石等で危険だということで閉鎖されているんですが、ここ部分的に補修すればですね、私はこのトンネルは活用次第では観光資源になり得る大きな市の財産だと考えます。常に常温でひんやりとしておりますんでね、そこら辺の特性を生かした何かができないのかなという思いでおります。ぜひそのトンネルの調査もしてみたいかがででしょうか。これと抱き合わせる形で排水路の整備、浦底ダムによる水害解決につながるトータル的な整備ができないのかなというふうに考えますが、いかがででしょうか。

次に、環境行政、公共下水道についてお伺いします。公共下水道事業については、環境、衛生面ですね、地下水保全という立場、観光産業等の観点からもぜひこれは進めなければいけない事業であります。しかしながら、事業の運営に当たっては平成21年度の決算を見ますと形式収支額320万円余、一般会計からの繰り入れがですね、1億9,000万円余、非常に厳しい事業運営がなされているのは明らかであります。当然加入率、使用料徴収率もかかわってくるわけですが、ここで伺いたいのはですね、現在の使用料設定で加入率がもし100%、徴収率が100%と想定したとき、果たして独立採算がとれるのか、これをお伺いします。また、独立採算の基準設定はなされているのかですね、全体計画839ヘクタールも勘案してどれ

ぐらいの整備率とどれぐらいの加入率、どれぐらいの徴収率があればこの事業は独立で採算とれるという、そういった基準設定はなされていないのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

答弁を聞いて、私の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

◎市長（下地敏彦君）

支所機能の強化の一環で、旧城辺町がつくったシンボルタウン構想との関連で何かできないのかということでもあります。旧城辺町でつくったシンボルタウン構想、これは基本的には宮古島市に都市機能は1つでいいのかという疑問からスタートした計画であります。このシンボルタウン構想は、旧平良市に対して旧城辺町を副都心とすると、そして都市機能を一部補完しようという形で構想された計画であります。したがって、この計画は生かすべきであるというふうに考えておきまして、現在定住自立圏構想、この中でシンボルタウン構想をどうやって組み込むかという作業をやっているところであります。

それから、食肉センターに関してであります。これは食肉センターを整備するその前提として、当然畜産の振興が必要になるわけです。したがって、宮古、これまで子牛の生産という形で行ってまいりました。石垣はやはり成牛に仕上げしてから出すという方式をとっているわけですから、どうしても食肉センターは宮古よりも活用されるという形になります。そこで、宮古のほうも宮古牛のブランド化をつくりたいということで、今まさに子牛の生産プラス宮古牛を育成すべきであるということで、肥育牛をつくりたいというのを今始めているところであります。その一環として今回宮古牛まつりという形で始めました。これにより、肥育牛を増やしていく、それと並行した形で食肉センターを豚の施設から牛の施設へかえるというのを並行してやっていこうということを県とも調整をしているところでありますので、今後そういうふうな形でやってまいりたいと思っております。

それから、補助金についてですね、例えば農業の補助金、建築の補助金あるいは福祉の補助金、いろいろたくさん補助金ございます。それで、今私どもは宮古島市が持っているすべての補助金についてのハンドブックをつくらうと、つまり何々事業、この概要はどういうふうなものです。補助対象はどれぐらいですと、補助率はどれぐらいですと、申請はこういうふうにやりますよというガイドブックをつくらうという形で、今内部の検討を始めておきまして、これがあれば一々市役所に聞かなくても概要がわかる。細かく知るためには、市の担当課に電話していただくという形をとれば、市民もわかりやすくなるのかなと思っておりますので、これをなるべく早くつくってですね、必要な市民には配布をしたいというふうに思っております。

以下は担当部長から答弁させます。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、畜産の単独補助事業の申請の方法であります。これにつきましては先ほど答弁しましたように、7月以降ですね、畜産支援システムの事業が入りまして、このシステムですべてのデータが把握できると、宮古島市の畜産農家のデータがすぐわかるという方式で、先ほど言いましたように子牛につきましても市から作成して申請書を送るという方法で、この方法が別の補助事業にも導入できるというふうに考えております。

それから、飼料の補助が来年度検討できないかということではありますが、宮古島市の畜産関係の単独事業は子牛生産育成奨励を初め5つの事業メニューがありますが、この事業は合併前の事業がそのまま来て

いることもありまして、来年度宮古島の畜産振興につなげる事業見直しをですね、今検討しております。その中に飼料が入るかどうかはわかりませんが、今5つの事業を見直しするというふうな方法で進んでおります。

それから、リサイクルセンターであります、これ非常に宮古島の重要な施設でありますので、畜産とですね、リンクできる方策がとれるかどうか、それについても検討していきたいというふうに考えております。

◎上下水道部長（下地祥充君）

独立採算についてということですけど、まず加入率100%、徴収率100%としましても、工事がこれまでも続いていきますし、使用料金も再検討しながら具体的な検討をこれからやっていきたいと思っています。

◎議長（下地 明君）

これで下地智の質問は終了いたしました。

◎池間 豊君

質問をする前に、お礼と所見を一言申し上げてから質問したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

6月定例会に話をいたしました狩俣の集落センターの放送施設が早速撤去、移転をしてありますので、今後本当に事故はなくなると思っておりますので、本当に感謝申し上げます。情報政策課の課長、スタッフ、職員の方にですね、下地敏彦市長、ぜひねぎらいの言葉もかけてあげていただければ、これが信賞必罰の一つのあれにもなると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、海中公園についてもたくさんの方が通告いたしております。地元の一人としてですね、本当に万全に4月の開園に向けてスムーズにですね、工事が完了することを願っております。高吉幸光議員からも大変ユニークなアイデアもいろいろ話がありました。ぜひいろんな話をお伺いしながら、情報も収集しながらですね、海中公園が宮古島の宝の施設として本当に4月に向けてすばらしく開園できることを願っております。ぜひ市長、一生懸命取り組むという答弁もありましたから、海中公園についてもぜひ一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。まず初めに、指揮命令系統の徹底と責任の所在の明確化ということで入れてあります。これは、9月の広報誌にですね、市長の公約推進状況というのが掲載されて、一般市民にも、一般家庭に全部配布されておりますから、皆さんも目を通していただいておりますが、その中でですね、去ったというか、前政権の伊志嶺政権時代にですね、大変ミスやら不祥事やらということが多く起きたのは、私の考えでありますけれども、合併をして本当に5市町村の職員が一緒の部署にいろんな研修やら何やらもしないままですね、ごちゃまぜになってスタートしたのが、言葉が違う、文化が違う、仕事のやり方が違うといういろんなことから、そういったミスやら不祥事やらというのが起きたのかなというふうに思っているんですね。市長もそのことは多分強くお感じになって、この中でこういうふうに入れてありますね。平成21年度は監督者研修会に2名、管理者研修会に1名を派遣というふうに書かれております。

そういうふうにして職員同士の質の向上、そしてコミュニケーションをとりながらしっかりと仕事がスムーズにやっていけるというふうな状況をつくってきていると思っております。ただ今定例会には伊良部7号線に見られるようにですね、たくさんの方がこれも通告いたしております。この7号線について

は、法令には違反はしていないというふうなことは申し上げておりますから、その辺はそれとしてですね、ただ基本的な、本当に素朴な一市民として疑問にして思うのは、5回も契約を変更しながら工事を完成させるということが、市長も本市のトップリーダーでありますけども、一市民としての立場でこれを見た場合にどういうふうに思うのか。私は、自分自身一市民として見たときにですね、これはやはりおかしいんじゃないかというふうに思います。

そういうことで、さっき申し上げた研修会やらですね、やってはいると思うんですが、ぜひ一市民としての市長の見解とですね、それから伊良部7号線のいわゆる公共工事ですね、こういうのは公共工事については2つほど大きな目的があるかなというふうに思います。1点は、インフラの整備ですね、もう一点は地域経済の安定と、僕はこの2点に尽きるんじゃないかなと思います。5回も契約を変更しながら、工事を完成した場合に、1回でスムーズにやったのと地域における経済効果がどのようになるのかという意味では、やはりかなり雲泥の差があるんじゃないかなと、そういう意味においてぜひ工事からの利益幅が大きければやはり職員の待遇も厚くなるだろうし、そして職員も1人でも2人でも多く確保するだろうし、そういう意味での地域の経済安定ということですね、ぜひこういうことがないようにですね、市長はこれの中で平成21年度から平成24年度までの間に達成度70%というふうに入れてあります。これがぜひ70%にですね、なるように、あるいはそれ以上になるようにですね、頑張っていたきたい、そういう思いからこれは通告いたしてありますので、その点もお伺いをいたしたいと思います。

それから、天然ガスの推進状況についてということで、コンビナートの建設についてということでありまます。コンビナートの建設といいますと、かなりやはり建造物として大きなイメージを持ちます。地中深く埋蔵されている石油あるいは天然ガスを地表に吸い上げるわけですから、そういった施設、そして貯水タンクやら、そして事業に向けてのいろんな大きな建造物をコンビナートというふうに称するというふうに思っているんですけども、このコンビナートの建設ということが公約の推進状況にもありますから、ぜひ、大変これにはまた期待しているんですね。トゥリバーが売れたときに港湾特会が大きな赤字から一応黒字になったと、赤字は解消したというのもありますけども、今の宮古島市の財政状況は天然ガスが事業化されるような、そしてコンビナートを建設されればすばらしい経済の効果があるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひこの事業が本当にできるようにですね、お祈りもしていますけども、市長にもそういうふうにできるように頑張っていたきたいというふうに思っております。この状況はどの程度まで進んでいるのかですね。

それと、今尖閣問題で大変揺れておりますけども、宮古島のガス田と尖閣までは200キロあるのかな、はっきりわかりませんが、そことの関連はどうなのでしょう、その点もお伺いしたいと思います。

それから、エコアイランド宮古島推進についてであります。エコということについては、自然循環型社会ということでですね、今宮古島はエコアイランド宮古島ということを宣言いたしました。そして、環境モデル都市ということで認定も受けております。それで、たくさんメガソーラー、そして風力、バイオガスやらエタノールやらですね、たくさん事業を実証という形でやっておりますけども、これらは一般共用といいますか、それに向けてはどの程度進んでいるのか、まだまだその実証だけの段階なのかですね、その辺もお願いをしたいと思います。

それから、市民への啓蒙活動の取り組みについてということでありまます。これは、私が常々申している

子供サミットということに関してもかかわりありますけども、市民への啓蒙、市民一人一人がそういう認識を持つということ、持った時点から本当に自然循環型社会というのはスタートするんじゃないかなと、そういう思いがあります。各家庭で本当に家庭の節約、そういったのがあれば1割、2割どころじゃなくてですね、それ以上のCO₂削減の効果はあるというふうな試算も出ておりますので、ぜひその啓蒙というのは大変重要じゃないかなというふうに思っております。子供サミットも含めてですね、どういうふうに取り組んでいるのか、その辺もお伺いしたいと思っております。

次に、水産業振興についてであります。水産業振興については、先ほど亀濱玲子議員からの海業センターについての質疑もありましたけども、いろんな水産業に対する助成、補助事業等もたくさん手がけておりますけども、ただ、今水産業は大変衰退しておりますね。ですからそういった何で一生懸命助成、補助事業等々導入しながら余り活性化しないのかなといった部分をやはり追跡調査というのが僕は必要じゃないかなというふうに思います。モズクにしても何で売れないのかなと、レシピが少ないのか、あるいは開拓する状況がまだまだ足りないのか、パヤオにしても、表層パヤオとか中間層とかというふうにあると聞いていますけども、やはり海流の問題で以前はとれたけど、今とれないとかという話もお伺いします。また、海業のセンターについても、栽培センターについても放流した後の追跡等も、こういったのがあれば次への課題ですね、そういうのが見えてくるんじゃないかなというふうな思いがありますので、その辺もお伺いしたいと思っております。

次に、農業振興についてであります。第4次沖縄振興計画というふうに書いてありますけども、農林水産部長から、これは第4次じゃないですよということで教えていただきました。ありがとうございます。第3次で、第1次、第2次、3次という数字的な分は終了いたしましたして、今一応第4回目で、4次的な分でありますけども、この平成23年度までの10年間の分は単なる沖縄振興計画ということになっているということであります。今平成23年度で4次にかわる沖縄振興計画が終了いたします。本市においては、畑地整備事業、そしてかんがい排水事業、それなどがまだ4割というふうにお伺いしていますから、あと数十年の長い計画の中でじゃないと完了しないんですね、ですから沖縄振興計画が平成24年度以降にどういうふうになるかということ大変重要、そういうふうな思いをしております。来年でそれが終わるわけですから、再来年からのある程度の骨子といいますか、ガイドラインといいますか、そういうのがわかりましたらぜひご説明をお願いしたいというふうに思っております。

次に、託児所及び保育所支援の強化についてであります。平成21年度から導入されている認可外保育所を認可保育所に格上げするという事業でありますけども、宮古の認可外保育所においてはですね、本当に大変厳しい経営状況の中で本当に宮古島の宝である幼児、子供たちを保育いたしております。たくさんの保育所を回ってみるんですけども、本当に血の出るような努力をしながら子供たちを預かっているんですね。そういった意味では、2施設だけを認可保育にすることじゃなくてですね、もっともっと多くの保育所を認可外保育所にさせていただきたい。例えばこれ公募する中で話をお伺いした中では60名だとか、あるいは施設の規模とかという話をしていますけども、1保育園の施設でそれだけの規模に満たなければ該当しないということじゃなくてですね、2つの園、3つの園合わせてそういった規模にするというのも、これは大変難しい作業かもしれませんが、方法としてはあるのではないかなというふうに思っております。ぜひその辺もご検討いただきたい。

それから、認証保育所というふうに書いてありますけども、これは県の調査が認可外保育所に年1度調査入りますけども、そこのちゃんと検査に合致した、見合った保育所が認証保育所だというふうには言われているようであります。ただそれに見合わない保育所もたくさんあるようですけど、私は最初に申し上げましたように、園としては本当に血の出るような努力をしながら子供たちを預かっているという現状の中ではですね、市としても今幸いにある程度といたしますか、幾ばしかの助成をしておりますけど、おやつ代とかね、弁当代とか、研修費とか、そういったのに対する補助の増といたしますかね、そういった部分は検討できないものか、その辺もお伺いしたいと思います。

次に、伊良部大橋開通後の佐良浜港のあり方についてであります。嘉手納議員からの話もありましたんですけど、伊良部大橋が開通すれば今二、三万ぐらいの観光客が伊良部には渡っていますけども、開通後には10倍の観光客が見込まれるというふうな話もありました。伊良部佐良浜港がですね、今たくさんのお客様のフェリーあるいは貨物のフェリーで人の往来はにぎわっておりますけども、橋が開通した後はこの人の流れというのは大変極端に激減するというふうに思っております。ですから、その佐良浜港のですね、そういう寂れていくさまをそのままにしておくんじゃなくて、嘉手納学議員が言ったように観光客の流れをそこに持っていくような何かいい方法はないのか、ぜひ当局、そして担当の方にはすばらしい英知を出していただいて、そこでにぎわいができるような施設ができればなど、それから魚の販売所もですね、仲卸の方だけでなく観光に来る人、あるいは私どものようにここに住んでいながらも伊良部までわざわざ魚を買いに行くというような、そういったのもできるようにですね、ぜひみんなで英知を出していただきたい、その辺についてもお願いはしたいと思います。

次に、マクラム通りの事業説明とあります。これは、マクラム通りということで、北給油所からサンエーカマヒルズですか、そこまでの要請を下地敏彦市長にも当時宮古支庁長時代に通り会の皆さんは再三要請はされたと思っております。ただ今回の事業はですね、下里通りまでの区間ですかね、友利悦裕建設部長、下里通りまでの区間ですね、下里通りまでの区間ということになっておりますから、それからまた大原地区のカマヒルズまでの区間をですね、本当に早急にしていただかなければ、やはり段違い平行棒のようにですね、大きな道路、小さな道路とますますおかしいびつな状況が続く可能性ありますから、ぜひ大原地区との皆さんとの話し合いも早目にスムーズに済ませてですね、第2弾のマクラム通りの拡幅も整備をしていただきたい、その件についてもよろしく願いをいたします。

次に、島尻地区の墓地団地前の農道整備についてであります。島尻の墓地の団地、島尻地区にも墓地団地というふうに墓地がたくさん並んでいるところありますけども、やはりコーラルでの舗装道路でありますから、やはり雑木の生い茂り、あるいは雨の降った後のえぐられ方ということで、地域の方たちはそのたびに集落の方たちで相当難儀して修復しながら使っている状況であります。ぜひ島尻地区の墓地団地のですね、前の農道整備についても早急な整備をしていただきたい。

それから、公園の整備についてであります。これは、狩俣の一番東の外れにある公園でありますけども、公園ができて何十年、はっきりした年度は覚えておりませんが、大変相当以前につくられた公園らしくてですね、公園の中にあるトイレも私が座ったら立てないぐらいの小さなトイレです。企画政策部長が座ったら、まずもう立てないでしょうね。どういった人を基準にしてつくったかわかりませんが、本当に大変小さなトイレをつくってあるんですよ。これからの公園のトイレというのは、ぜひ年寄りが多く

使う公園なんです。上野地区でも一度こういうお話がありました。どこの地域と言わないけど、ゲートボールやっていて、おばあがトイレに行ったんだけど戻ってこない、どうしたのと、和式のトイレですから座ったまま立てないんですよ。ずっと座りっ放しのままで、見に行ったら手を差し伸べる人が来るまで立てないでそこに座っていたと、これは笑い話じゃないですからね、皆さん。そういうこともありますから、ぜひ立派なトイレをつくっていただきたい。それから、ブランコ、滑り台の遊具に関しても、根っこのほうで腐っておりますので、ぜひその辺の改善もよろしくお願ひしたいと思います。

答弁をいただいて、また再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

◎市長（下地敏彦君）

沖縄振興計画終了に伴う農地保全、その他の事業に高率補助事業の影響はどういうふうに対応するのかということでもあります。これまで本市においては、公共事業等の実施に当たり、沖縄振興特別措置法に基づき高率補助の恩恵を受け、道路、港湾、空港などの社会資本の整備を進めてまいりました。しかしながら、本市においては農業基盤の整備など各分野の基礎整備がまだまだ不十分であると考えられるので、高率補助の制度は今後も必要だと認識しています。そのため、現行の沖縄振興計画終了後、全国的な制度に基づく予算で配分された場合、財政基盤が脆弱な本市においては必要とする各種施策を実施するための予算確保が困難となることが懸念されます。現在の沖縄振興計画が平成23年度末で期限を迎えることを踏まえまして、沖縄県は新たな計画の策定に向け、20年後の将来像を示した沖縄21世紀ビジョンの策定や沖縄振興計画の総点検を行うとともに、現在の沖縄振興特別措置法による予算の一括計上方式の継続及び高率補助制度により措置されている予算の総額確保を目的に新たな制度の創設等を国に対し求めているところであります。本市としまして、高率補助の継続に向け県と連携し、国に対し働きかけを行っていきたいと考えております。

なお、沖縄県21世紀ビジョンの概要版を出してございます。議会事務局を通じて入手できると思いますので、そういうふうにしてごらんになっていただければ、なおいいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

まず初めに、指揮命令系統の徹底と責任所在の明確化についてお答えいたします。

組織として業務を進めるに当たっては、職員一人一人が与えられた仕事に責任を持つこと、また職員間の意思の疎通を図ることが極めて大切であります。現在おのおのの部、課においては職員会議の定例化や報告、連絡、相談などを徹底するなど、職員の合意形成を図りながら、業務の円滑な遂行に取り組んでいるところでございます。これらのことをさらに徹底することによって風通しのいい職場環境をつくるとともに、業務への責任に対する職員の意識を高めてまいりたいと思っております。

伊良部7号線の話がございました。その伊良部7号線の契約の5回とかというふうな話につきましては、先ほど亀濱玲子議員にご説明したとおりでございます。ご理解いただきたいと思っております。

それから、天然ガスの推進状況についてでございます。天然ガスは県内でもリゾートホテルにおいて発電エネルギー、熱エネルギーとして利用されております。また、ガスを採取する際に産出される温泉水についてクアハウス、観光施設、農業用水として利活用が検討されております。ほかにもさまざまな分野で利活用ができ、地域振興の観点から大きな期待が持てます。しかしながら、事業を展開するに当たり、多額の費用がかかることから、国、県と調整をしており、今年度4月に開催されました県市町村行政連絡会

議において宮古圏域における地域資源の賦存量、利用方法等の調査を要望したところでございます。今後とも関係機関と連携しつつ、天然ガス利活用の実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、託児所及び保育所の支援強化についてです。認可保育所になるための条件、それから証明書交付済み園に対する支援とかについてご説明申し上げます。本市では待機児童の解消と公立保育所の保育士の大量退職が予定されていることから、公立保育所の受け皿として認可外保育施設の認可保育所への移行に向け取り組んでおります。認可保育所へ移行する園の選定条件は、定員が60人以上とすること、運営実績が5年以上であること、社会福祉法人格を取得すること、年間事業費の12分の1以上の資金を有していることなどでございます。本年度はこうした条件のもと、書類審査、面接、現地審査を経て1つの園を認可保育所設置者として選定いたしました。来年度は2つの園を選定する予定です。

また、認可化促進とあわせて、保育施設としての最低基準を満たす旨の証明書の取得していない認可外保育施設に対し、1園当たり最高300万円を限度とした支援を実施し、保育の環境の底上げを図る予定でございます。

それから、2カ所で60名とかという話もございましたけども、現在の設置要綱等においては非常に困難なことになりまして、これを全国的な基準でございますので、簡単に市だけでというわけにはいかないというふうには思っております。

それから、補助の増額についてということだったと思いますが、平成21年度から認可外保育施設の運営助成をしております、平成21年度が670万円、それから平成22年度で700万余と一応増額はしているところでございます。また、今後いろんな要望等をお聞きしながら考えていくということになるかと思っております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

市民への啓蒙活動の取り組みについてであります。エコアイランド宮古島を推進する上での課題の一つに、市民への積極的な情報発信を掲げております。そのため小中学校での総合学習や校長会などでの出前講座、それからエネルギー買い取り説明会、ホームページでのエコ関連情報発信など、市民との情報の共有化を図っております。また、市民との意見交換会、それからライトダウンの実施や植樹など、他団体との協働型のイベントを開催し、現在エコ活動の連帯感を図っております。また、今後の企画としまして、民間が計画しております、先ほどお話にもありましたエコ子供サミットへの協力、連携、また北九州市、水保市との3都市連合によるエコ関連企画等を現在計画を進めております。今後も市民参加型のエコ活動の推進を目指して、さらなる情報発信に努めてまいりたいと思っております。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず、1点目が水産業の振興についてお答えします。

水産業のモズクについては、安定的な販売に向けて漁協としても努力をしておりますが、県全体の生産量が多く、生産量の過多による価格の低迷もあり、宮古地域では生産調整を行っているのが現状であります。しかしながら、今年度有限責任事業組合を島内の加工業者、モズク生産者、宮古島漁協、それから島外の民間企業等で出資をしまして設立する予定になっております。当組合の設立によって、モズクの生産、加工、販売を一体化した事業が可能となり、モズクの価格の安定と需要の安定が図られるというふうに期待をしております。それから、海ぶどうとパヤオ漁につきましては、自然の影響もありますが、過去5年間の生産量、漁獲高は安定して推移をしております。

また、海業センターにつきましては、平成23年度に策定予定の宮古島市水産振興計画に位置づけ、海業センターの体制、機能の強化を図り、あわせて施設整備を行い、つくり育てる漁業を推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、伊良部大橋開通後の佐良浜漁港のあり方ではありますが、伊良部大橋開通後の佐良浜港のあり方については、現在佐良浜漁港利用計画策定委員会に向けて取り組みをしております。現在県と策定委員会のメンバー、それから設置要綱の協議を行っているということでもあります。

それから、島尻地区墓地団地前の農道整備についてではありますが、島尻地区内の農道整備、舗装については補助事業での取り組みができないため、市単独事業となることから現在厳しい状況であります。農道の整備につきましては、農業活動に支障を来している箇所を重点的に補修してまいりたいというふうに考えております。

次に、公園の整備について、狩俣地区の公園ではありますが、狩俣農村公園は平成6年度に整備されまして、公園面積が3,000平米にゲートボール場、トイレ、ベンチ、水飲み場、遊具等が設置されています。公園の管理については、狩俣自治会をお願いしてありますが、公園の供用開始から16年がたち、施設の老朽化が進み、一部には破損も見られますので、管理を委託している狩俣自治会とも話し合いもしまして対応していきたいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

マクラム通りの事業説明についてではありますが、マクラム通りは県の宮古土木事務所が実施する事業であります。事業箇所が北給油所前から下里通り入り口までの延長340メートル、総事業費が約30億円で、事業工期が平成21年度から平成28年度までを予定しているとのことでもあります。今年度については、事業費5,000万円で土地の鑑定評価及び測量、物件の調査、補償金額の算定を行い、平成23年度より用地交渉を開始するとしております。

次に、大原地区都市計画変更についての説明及びマクラム通りの延長、サンエーカママヒルズの事業計画について、大原地区は昭和41年度に土地区画整理事業が都市計画決定され、うち第1地区については事業を完了しておりますが、第2地区はまだ着手されておりません。そうした中であって、近隣地区の大型店舗や総合病院の進出など交通量が増加しております。幹線道路のマクラム通り、大道線や大原線の一部については、歩道が未設置なため大変危険な状態にあります。今後宮古病院の新築移転、伊良部大橋の完成後を見据えた都市計画道路整備は喫緊の課題であると考えております。そこで、8月21日に地権者を対象に住民説明会を開催し、関係権利者の意向を踏まえた計画見直しのため、アンケート調査を実施し、現在取りまとめ作業を行っているところであります。また、マクラム通りの延伸整備についても区画整理事業を見直した後、早期の事業計画を図れるよう県と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

◎池間 豊君

ご答弁ありがとうございます。エコアイランド宮古島ということで、市民への啓蒙ということなんですけども、企画政策部長からは前向きな答弁がありました。ただ1年ほど前から私はそれを申し続けておりますけども、環境子供サミットに関しての前向きな状況というんですかね、そういうのがはっきりとなかなか見えにくい部分がありますから、ぜひ連携とってやるような、都市とも本当に緊密な連絡をとりながら早急なそういう開催が望ましいかなというふうに思っております。本当に市民一人一人が意識を持つと、

その時点からが私は本当の意味での資源循環型社会というのは確立されると思っておりますので、大変重要と思っておりますので、ぜひ力を入れて推進してください。よろしくお願いいたします。

それから、第4次というふうに書いてありますけども、その中での宮古島のやはり離島のさらに離島という脆弱な自治体の中では、本当に高率補助の事業がまだまだたくさんなければなかなか成り立たないというような状況が、あと数年、数十年と続くんじゃないかなというふうな思いはしております。いつきも早いそういう改善もぜひ本市としても努力は必要でありますけども、ただそういった先ほど市長が申し上げました21世紀ビジョンの中にですね、宮古島の現状を強く訴えながら、高率補助もずっと継続されるような状況をつくっていただきたい、そのように強く思っております。

それから、託児所に関してでありますけども、保育所、託児所に関して、幾ばしか助成、補助金が上積みされておりますけども、本当にできればですね、認可保育所並みぐらいにやっぱり扱っていただければ、本当に宮古の子供たちは、今二、三名の子供を産み育てている親は三、四名になる可能性もありますよね。1人、2人の親御は逆にもっと増える可能性もあるというふうな状況も考えられますので、ぜひその辺の手当ても厚くしていただければというふうに思っております。

佐良浜の港については、策定委員会をつくって検討しているという答弁であります。嘉手納学議員にも同じような答えしておりますけども、間違いなく人の流れが激減するというのは想定されておりますので、方に一つも寂れることがないような、すばらしい英知を出していただきたい。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、カママヒルズまでの延長に関してはですね、現在計画されている下里通りまでの工事期間が平成28年度までというふうに部長からの答えありましたから、その期間中にでもですね、ぜひ実施に向けての計画が実行できるような取り組みをお願いしたいなというふうに思っております。山里雅彦議員の質疑にもありましたように、本当に宮古病院があの一帯に移ります。そして、伊良部大橋が開通します。そういう中では、あの通りというのは最大限の幹線道路と位置づけなければならないかなというふうな思いがありますから、ぜひよろしくお願いいたします。

島尻地区の墓地団地前の農道整備なんですけども、農道ということを重点的にお話をしております。墓地団地前というふうな表現をしていますから、農道というふうな位置づけで受けていないかもしれませんけど、実際は農道なんです。ですから、ぜひそういう位置づけでもって、市の単費であってもその部分だけでもいいですから、ぜひ検討をお願いしたい。今島尻、狩俣の農道というのは本当にほかの地域に比較して整備率が非常に悪いんですよ。何回もこれはこの場で申し上げておりますけども、この悪い中でこの部分だけでもお願いしたいというふうなお話ですから、ぜひ再検討して整備をしていただきたい。

それから、狩俣地区の公園については平成6年の供用開始ということで説明がありましたけども、前向きな整備をしていただくということですので、ぜひ早目のですね、整備をしていただきたいと思います。この公園については、狩俣自治会が役員並びに地域住民にボランティアを募って清掃活動はいたしておりますから、行って職員の方もわかると思いますけども、割と小ぎれいにはされております。だから、遊具にしても、トイレにしても、すばらしく有効利用ができると思いますので、よろしくお願いいたします。

私の一般質問を2点ほど答弁をお伺いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎農林水産部長（平良哲則君）

島尻地区墓地団地前の農道整備であります、一応現場は把握しておりますので、再度検討したいと思っております。

◎議長（下地 明君）

これで池間豊君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩、3時半から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時15分）

再開します。

（再開＝午後3時33分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

質問の発言を許します。

◎長崎富夫君

まず、一般質問に入る前に議長のお許しをいただきまして、私見を述べさせていただきたいと思っております。議長よろしく願いいたします。

まず、当局に対するお礼であります。仲間則人議員からもありましたとおり、去る9月8日、11日に行われました松原、久貝両自治会の敬老会でご祝辞を賜り、敬老者及び自治会に対し激励いただいたことに感謝申し上げます。敬老会の前の日、実は自治会長から電話がありまして、市長が参加できないと。また、代表出席も無理であるということで、大変心配しているということでご相談がありました。心配しまして、秘書広報課長に確認したところ、しっかりと対応するというご返事をいただきまして、市長のごあいさつを福祉保健部長のほうで代読していただきまして、やはり当局が出席するのとならないのでは敬老会の重みも違うわけでありまして、また役員の方々も大変勇気づけられております。今後ともよろしく願いいたします。

次に、少しばかり苦言を申し述べたいと思っております。今久松地区で圃場整備が行われております。松ヶ原ゴルフ場西側の1工区におきましては、整備も完了し、まさにモデル地区となるようなすばらしい圃場整備がされております。農家の皆さんも大変今後の農業の意欲を持ちまして、今サトウキビ植えつけが盛んに行われております。この地区は4工区に分かれて整備される予定となっております。問題はその南側、松ヶ原ゴルフ場から松原集落に向かう道路を区切った南側に当たります。並行して整備をされるということではありますが、しかしこの対応の遅さに農家から相当怒りと不満が上がっております。この事業で市担当課による地権者の最初の事業説明会が9月の2日と聞いております。大体8月の中ごろからは、サトウキビ植えつけは始まると思います。説明会までに既に夏植えの植えつけが私の見る限りでは約3町歩ぐらいは終わっているかなという感じがいたします。ある農家につきましては、もう7反も植えてあるということで、どうしたらいいのかということで切実な訴えがあります。その間において地権者への事業区域の説明通知もない、通常事業が採択されればその時点で地権者への事業説明はなされるのが本当だと思いますが、この件につきましては、後日調査をさせていただきますが、担当課は誠意を持って地権者にきちっと説明をしてくださるようお願いいたします。

ところで、市長ですね、私には市長の公約である法令遵守、スピードの行政が何か言葉のひとり歩きを

しているような感じにしか思われません。廃棄物の不法投棄、撤去量の県への報告ミス、国保繰入金の過大見積もり、そしてこの見積もりにつきましては、根拠の原因さえわからないと。もう一点国民健康保険税の呼び出し状であります。こういう呼び出し状が来まして、実はある方がこういう大変な呼び出し状があるのかということで、私のところにも来ました。私も一般質問で取り上げたいと思っていましたが、これは新城元吉議員の質問にもありました。福祉保健部長に実態を申し入れたところ、不手際についてはしっかりと原因を精査して、不快な思いを与えた市民に対しては、誠意を持って対処したいという返事をいただきましたので、この一般質問の冒頭で私見等を述べさせていただいているわけであります。

ちょっと前置きが長くなりましたが、一般質問に入らせていただきます。市長の政治姿勢についてお伺いします。まず初めに、米軍機の宮古空港使用についてお伺いします。1点目に、米海軍第7艦隊音楽隊の演奏会が去る9月5日に予定されておりました。音楽隊は、米軍厚木基地から軍用機で4日に来島し、その軍用機は6日まで宮古空港に駐機する予定であったと報道されております。3日間も民間空港に軍用機が駐機することは、異様な光景であり、観光客にもマイナスのイメージを与えかねません。確かに市長は、緊急時のやむを得ない場合を除いては、米軍機の使用を切に自粛してほしいとコメントする一方で、世界最高水準の音楽を聞かせてくれるのでありがたいと歓迎もしております。私から見て軍用機での音楽隊の輸送は緊急時ではありません。民間空港である宮古空港の軍事機の使用につきましては、さきに決議した米軍艦船及び軍用機等の来島反対と自粛を求める決議の趣旨を重く受けとめ、来島反対と自粛要請を強く訴えてくださるよう要望いたしますが、市長のご見解をお伺いいたします。

2点目に、私は沖縄県内で米軍の音楽隊が演奏会を開催した経緯があるかどうか調査いたしました。復帰後は開催された記録はないようであります。本土の米軍基地が所在する自治体では、演奏会が開催されたことはあるようです。でも、ほとんどが基地内施設内か、自衛隊の施設で行っていると。自治体の公共施設の使用はほとんど例がないということであります。再度12月に開催を予定しているようではありますが、市の公共施設の使用申請はぜひお断りしていただきたいというふうに思っております。演奏会を強行するのであれば、先ほど申しましたように市の公共施設以外で行うよう強く要望していただきたい。この件につきましては、上里樹議員にもお答えありましたので、ご答弁は要りません。

3点目に、演奏会は文化的な交流を目的としたものであるんですが、悪天候で空路は断念したと。今度は海から米軍掃海艦「ディフェンダー」が市民の反対を無視した平良港に強行入港しました。いずれも友好交流を目的としているが、立て続けに米軍が宮古島市に入ることに疑問を持つものであります。市長は、4月に在沖米国総領事館レイモンド・F・グリーン総領事と米国資料提供・支援パートナーシップに関する覚書を調印しております。これらは市長が要請されたと報道されております。私は、この図書の贈呈に異論を挟むものではありませんが、総領事と市長がどれだけの相互理解が深まったかは知りませんが、わずか3カ月の間に総領事館から軍用機の宮古空港使用申請、演奏会でマティダ市民劇場の使用申請、米軍艦船の平良港への入港申請が出され、市民の反発を買っております。一連の行動が私には偶然と思えません。すべてはこの覚書の調印から始まっているのかなとさえ思っております。まさに宮古島市民の心を試すかのような一連の米軍の行動をどう思っているのか、お答えいただきたいと思っております。

また、演奏会は莫大な費用を要すと思われ、自治体や有力な団体が要請しないと実現できない規模かなと私は思っておりますが、演奏会は宮古島で要請したのか、それについてもお聞かせいただきたいと思っ

ております。

4点目に、実はこういうピラが本屋さんのカウンターにありました。これは、カラー刷りでありまして、音楽隊の後ろに軍用ヘリですね、これがカラーできれいに印刷されたピラでありました。この本屋さんでミニ演奏会も予定されていたということです。それを本屋さんを持ち込んだのは、艦船での夕食会にも参加されたある企業だとお聞きしております。これだけの大がかりな演奏会でありますので、地元を受け入れ団体があつてしかるべきと思いますが、おわかりであればお答えいただきたいと思っております。

次に、宮古、石垣に自衛隊配備報道についてお伺いいたします。7月の21日のマスコミ報道によりますと、先島諸島周辺海域で中国海軍の活動活発化を受け、防衛省が宮古島や石垣島に陸上自衛隊の配備を検討していると言われております。北澤俊美防衛大臣は、先島諸島の防衛は極めて重要、部隊配備の検討を前向きに進めたいと述べております。配備が具体化すれば、国境に近い中国や台湾の反発を招き、友好都市である台湾基隆市との関係悪化が懸念されますが、この辺について市長のご見解を賜りたいと思っております。

2点目と3点目につきましては、さきに同僚議員にもご答弁がありましたので、後で関連してお聞きしたいと思っております。

次に、平成21年度決算審査意見書、伊良部7号線道路改良工事1工区についてお伺いいたします。まず、建設部長に第5回契約変更時の県との協議書、資料及び弁護士との協議書、資料があれば提出いただきたいと思っております。私は、伊良部7号線道路改良工事1工区の契約のあり方については、大いに疑問を持つものであり、6月定例会でもご質問させていただきました。今回宮古島市監査委員から提出された平成21年度決算審査意見書別紙は、まさに私が疑問とするところが多く指摘されております。行政は、地方自治法を第一優先に進めなければなりません。市長は、一般質問初日のご答弁で、決算審査意見書別紙について条文の解釈の相違とし、契約約款等には何々することができる、何々差し支えないようにとあるが、何々しなさい、何々していけないとは書いていないと答弁されております。法令遵守でスピード行政を公約とする市長が地方自治法の本質を無視するような発言に私は実際耳を疑いました。この決算審査意見書別紙は、法令に抵触する契約のあり方を指摘したものであり、是は是、非は非で監査業務を進める監査委員のこの資料を私は高く評価するものであります。

そこでお伺いいたします。平成22年6月定例会における答弁内容について、これ4ページになります。市長、副市長、建設部長の各自ご答弁をお願いいたします。

2点目に、5ページの事実の確認、(5)、(6)の内容は事実だと認めるのか、当局のご見解をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目と4点目につきましては、これまでのご答弁で恐らく条文の解釈の相違で監査委員の見解と平行線と思われますので、後で何点かご質問させていただきたいと思っております。

次に、エコハウスについてお伺いします。市長の重要施策であるエコハウスが下里・西里地区都市再生整備計画地に3月に完成しております。完成後もう半年を迎えようとしておりますが、利用状況についてご説明いただきたいと思っております。

次に、農業政策についてであります。昨年の12月定例会でこの件についても質問させていただきました。当時の経済部長から離島振興協議会で、離島からの物流対策として、助成施策を政府に要請しているとの

ご答弁をいただきました。その後の成果についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、干ばつ対策についてお伺いします。今年も6月19日の梅雨明け以降、少雨傾向が続きまして、スプリンクラーのない圃場では7月の初めごろから夏植え、株出しのサトウキビにロール現象が起き、農家はその対策に追われました。特にスプリンクラーのない伊良部地区では、被害がひどく、10トントラックでかん水作業のサトウキビ管理に追われたということで報道されております。しかし、市が干ばつ対策を設置したのが20日であります。7月ごろから被害は確認されていることでもあります。幸いにしまして、7月23日から26日にかけてまとまった雨が降ったことで干ばつ解消はしたかなと私も解釈しておりますが、そのことにつきまして、7月の30日生産組合長5人が市長にその要請をしております。しかし、市長は干ばつ対策要綱で助成は決められた日以降となっているので、自分のサトウキビは助成がなくても自助努力で管理するのが農家本来の仕事ということで突っぱねております。市長、農家の皆さんからこういう声があります。確かに要綱の定めとなれば要綱を守らなきゃいけない。市長がおっしゃらなくても自分のサトウキビ管理は、農薬散布や除草作業など、一生懸命に自助努力で管理している。しかし、干ばつ対策では機械に頼らなくてはしようもない。特に高齢者はであります。市長の自助努力との発言に一生懸命頑張っている農家の皆さんから反発の声や干ばつ対策の遅さに不満の声が多数あります。今や気象状況も衛星から送られまして、数年前と違って正確性があり、週間予想、長期予想等も精度を増しているものと思っております。的確な天気状況を把握して、干ばつ対策の時期を誤らないようにしていただきたい。

例えばマニュアルを作成しまして、何日間、何ミリ以上雨の降らない日が続けば、干ばつ対策会議を開催するとか、そうすれば農家の皆さんも対策が立てやすいと思います。時期の検討も含めてご答弁をお願いいたします。

次に、福祉行政についてであります。住宅手当緊急特別措置事業についてお伺いします。この事業は、離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者、または喪失するおそれのある者に対して住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的にした国庫補助率10割の事業で、大変私いい事業だと思っております。そこでお伺いしますが、1点目に事業の内容、支給対象者要件、支給額、支給期間をご説明ください。

2点目に、平成21年度の実績をお示しいただきたい。

3点目に、県内10市の状況はどうなっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、建設行政についてであります。先ほど申しましたように、住宅手当緊急特別措置事業の実施要領からしますと、市営住宅入居者にも該当すると思われまます。住宅課の取り組み状況をお聞かせいただきたい。申し込み担当課によりますと、市営住宅入居者は一件の申し込みや問い合わせもないと。調査し、該当者がいればこの制度の活用はできないか。そのことによって、少しでも住宅使用料滞納額1億4,000万円余りの解消にもつながると思っておりますが、どう思うのか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、教育行政についてお伺いします。市立学校の統廃合についてであります。本市教育委員会は、宮古島市立小中学校の適正規模を図る検討委員会を4月28日設置、中長期的な視点に立って統廃合も視野に入れながら審議し、方針を策定するとしております。この間島尻学区、福嶺学区、宮原学区等で懇談会を開催しておりますが、学校統廃合に関する各地区の反発が強いように思われまます。事務局ではたたき台を作成して、地域ごとの具体案を示しているとしていますが、私もある地域の方と話をする機会がありまし

た。学校がなくなるということは、1つの村がなくなるぐらいに等しいという危機感を持っております。このような声に対しても、誠意を持ってぜひ取り組んでいただけるよう要望いたします。

この統廃合につきましては、何人かの議員にもお答えいただいているんですが、若干通告した質問要旨にはそれでしたが、要望だけにしたいなと思っていたんですが、教育長のご見解をいただければ大変ありがたく思っております。

ご答弁を聞きまして、再質問いたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（下地 明君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

◎市長（下地敏彦君）

平和行政の中の米軍機の宮古空港使用についてであります。これまでも再三ご答弁をしてきたとおりであります。宮古空港は、民間航空機の運航を目的として設置された空港であり、民間航空機の円滑かつ安全な運航を確保する観点から、緊急時のやむを得ない場合を除いては、米軍機の宮古空港使用は切に自粛してもらいたいと考えております。

次に、宮古、石垣に自衛隊配備の報道があるけれども、市長の見解はということですが、自衛隊の配備の報道については、新聞、テレビ等で見たり、聞いたりはしておりますけれども、それ以上の話は政府からは何もございません。

◎副市長（長濱政治君）

市長の政治姿勢について、伊良部7号線道路改良工事ですね、6月定例会における市長、副市長、建設部長答弁内容の事実確認、4ページです。4ページにつきましては、議事録と照らし合わせるしかないんで、一応は照らし合わせました。その中で、例えば（1）の今回伊良部7号線については、3月議会とありますけども、議事録では定例会というふうになっていました。そういったところのいろんなのはございますけども、おおむねそのとおりだというふうの確認をいたしました。

それから、ちょっと聞き漏らしたんですが、その県との協議書と弁護士の協議書があれば出してほしいということでしたけども、県との協議書と申しますのは、事務手続の面で相談しておりますので、そういったペーパーで残っているというものではありません。弁護士につきましても、債務不履行による求償権があるというふうな話も、これも電話で確認したところでございます。

それから、同じく7号線の事実確認項目5ページについて、当局の見解ということでございますけども、この別紙の5ページは事業の確認というふうな大きなタイトルがついておりまして、その中でところどころに括弧書きとかが入っておりますし、監査委員の言葉もいろいろ入っておりますけども、おおむねそのとおりだというふうに思っております。

◎教育長（川上哲也君）

長崎富夫議員の教育行政における学校の統廃合についての質問にお答えいたします。

去る9月3日に第3回学校規模適正化検討委員会を開催いたしました。その会において、学校規模適正化のたたき台が提示され、その案をもとに12月までの間に議論を重ねて方針を策定する、そういう日程になっております。議員のご指摘のありました学校がなくなると1つの村を失うに匹敵すると、そういうのもあわせて検討し、委員会では宮古島市立小中学校の児童生徒、保護者及び教職員にアンケート調査を実

施いたします。また、地域懇談会の計画も予定しております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

米海軍第7艦隊音楽隊演奏会についてのご質問で、演奏会の目的、それから宮古島市が要請したのか。それから、受け入れ先はどこかというご質問でありました。1943年に結成されました音楽隊で、海軍の中でも優秀な演奏家たちによって編成されており、その音楽を宮古島市民にも聞いてもらいたいという目的で開催予定をしていると聞いております。市では、要請はしておりません。

それから、沖縄県及び宮古島市も米軍機の宮古空港使用について自粛要請を行っておりまして、受け入れ先はわかりません。

あと一点、エコハウスについての利用状況でございます。エコハウスの利用状況につきましては、今日現在で利用者は296名です。見学者の構成は、一般の方が約5割、建築関係者が約3割となっております。その目的は、住宅の新改築の参考、環境や建築関連の視察や総合学習の教材などとしての利用があります。利用者の感想としましては、自然の風の活用やRCと木材の混合型住宅、それから遮熱ブロック、昔ながらの花ブロックに高い関心が寄せられております。今後は、エコハウスとエコツアーを絡めた体験メニューの創出と利用環境の向上に努めてまいります。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

住宅手当緊急特別措置事業についてであります。住宅手当緊急特別措置事業の内容は、2年以内の離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としております。支給対象者要件であります。2年以内に離職をした者で、離職前にみずからの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた者、それから就労能力及び常用就労の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行う者、それから住宅を喪失している者、または喪失するおそれのある者などとなっております。

次に、支給の限度額でありますけれども、支給の限度額は生活保護の住宅扶助の基準額となっておりますが、本市は単身世帯で3万800円、それから複数世帯で4万円となっており、支給期間は6カ月間の限度となっております。

それから、2番目の平成21年度の支給実績になりますが、支給対象件数12件、それから支給額は107万6,800円となっております。それから県内10市、宮古島市を除く10市の支給の状況についてであります。これについては支給開始時期がそれぞれの市で異なりますけれども、以下のとおりとなっております。まず、名護市につきましては8件、82万8,800円、それからうるま市21件、207万5,000円、それから沖縄市22件で56万7,100円、それから宜野湾市35件で301万6,900円、それから浦添市21件で93万4,000円、那覇市が98件で417万1,000円、豊見城市が2件で14万400円、南城市が2件で3万800円、糸満市が6件で21万1,700円、石垣市が5件で33万9,400円、さきに住宅手当のですね、単身世帯3万800円の基準額、限度額と言いましたけれども、その市の基準額、生活保護の住宅扶助の基準額についてはそれぞれ単価が違いますので、その旨ご理解をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（平良哲則君）

1点目、農林水産物輸送コスト及び航空運賃の低減化についてであります。離島からの輸送コスト低

減につきましては、離島振興対策協議会長、全国離島振興協議会会長の連名で、平成21年11月5日付で政府に要請をしているところであります。現在政府の平成22年度の予算編成の骨格は、今のところ確定しておりませんが、引き続き要請してまいるといふふうに考えております。

次に、干ばつ対策についてお答えいたします。干ばつ対策につきましては、梅雨明け以降に少雨傾向が続いた場合などに降雨状況や干ばつ状況、被害状況の圃場調査等を行い、必要に応じて干ばつ対策会議を開催しております。干ばつ対策会議設置要綱では、少雨傾向が続く場合、速やかに会議を開催するというふうになっておりまして、何日間という数字は入れておりませんが、担当課としては、約20日をめどに対応しているということでありましたが、今後この干ばつ対策会議設置要綱の中で明確な日数を入れるかどうかにつきましては、次の干ばつ対策会議で話をしていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

住宅手当緊急特別措置事業の活用についてであります。実施要領からすると、市営住宅入居者についても該当すると思われるが、どうか。住宅課の取り組みはあったのか。調査し、該当者がいれば住宅手当緊急特別措置事業の活用はできないか。家賃未納の解消にもつながると思うがというお尋ねでありました。住宅手当緊急特別措置事業については、さきに福祉保健部長のほうから説明があったんですが、市営住宅入居者であっても、離職による住宅の喪失、またはそのおそれのある方について支給要件のすべてを満たせば住宅手当支給の対象となります。事業の内容等についてのパンフレットを市営住宅の入居者へ配布しております。一部の入居者から問い合わせがありますが、支給要件に合致していなかったということでありまして。

◎長崎富夫君

再質問させていただきます。

まず、副市長の答弁資料からですが、(1)につきまして、他の事業に及ぶものではないというお答えを6月定例会でされております。私、6月定例会でお聞きしたのは、いわゆる今後の公共工事において、契約の履行期限内に工事が完成しない伊良部7号線と同様の事例が起きた場合、条文の解釈の相違を盾に同じ手法で契約事務を進めるのか、それをお聞きしているわけでありまして。これについてお答えいただきたいと思っております。

次に、建設部長の答弁で資料の(1)、(2)、(3)、この回答はさっきから言いますように、宮古島市建設工事請負契約約款及び宮古島市建設工事請負契約約款における契約の保証に関する事務処理要領にそぐわない理由だと私は理解しております。工事遅れの最大の原因は、6月定例会でも副市長の答弁にありますように、人事配置のあり方は反省していると。業務の分配で戸惑ったというように、組織改革による職員の異動等で、事務の引き継ぎに2カ月も要したということが私は最大の原因じゃないかということで質問させていただきました。この事業については、4月5日に工事はすべて終わっているということになっております。いわゆる工事期間は10日間ぐらいしか延びておりません。事務の引き継ぎが順調にされていけば、2月にも完成された可能であった工事かなと私は思っております。これは、業者だけの責任ではありません。再度お答えいただきたいと思っております。

それと、確約書の国庫補助金分975万2,400円を受け取れる法的根拠、これは市が要求したのか、再度ご見解をお伺いします。

もう一点、契約約款第46条及び同第48条を適用した場合の損害金の算出方法と損害金をお示しいただきたいと思っております。

次に、これ一番大変重要な理由であろうかなと僕は理解いたしますが、宮古島市建設工事請負契約約款における契約の保証に関する事務処理要領、(4)、事務処理要領第9条第1項では、契約事務担当職員は約款第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに工事請負契約の解除の手続きを行い、それに伴う違約金の請求等の手続きを行うものとする規定されております。これはただし書きがあります。同条第2項では、ただし、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、約款第46条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えないものとする規定しております。それからしますと、市長もご答弁あったとおり、これは3月中では工期内にできないかもしれないと見通しがあったとお答えしております。であれば、契約担当部署は工期内の完成が困難なことが確実になった場合、工事請負業者の事情聴取を行い、先ほど申しましたような事務処理要領で同業者と契約するか、また新たな業者と契約し、工事を完成させておれば、業者からの返還金という確約書をとる必要もないし、契約上何ら問題はなかったと思われるが、どうお考えなのか、ご見解を伺いたいと思います。

次に、これも建設部長にお伺いいたしますが、顧問弁護士に確認したところ、工期内に完成できない業者の債務不履行により、市では損害金が発生していると。そして、確約書を提出したことで、相手方もそれを認めたことになるとお答えしております。相手方も損害賠償金との認識はあったのかどうか。また、損害金はどのように決めるのか、お答えいただきたいと思っております。

そして、返納金、後で確約納付書と訂正されておりますが、の根拠、民法を根拠とする損害賠償の受領であるということでお答えしております。要するにこれは債務不履行による損害金と理解してよろしいかどうか。債務不履行であれば、契約どおり履行しないことを私は指すと思いますが、それからすると、3月26日時点で契約違反に当たると思うがどうなのか。

そして、事実の確認、(5)、確約書を受け入れる根拠として、①、②、③述べられております。そこで、私が疑問に思うは、この損害賠償といていることについてであります。議会の権限、議決を要する事項では、市町村が国家賠償法の規定により、損害賠償義務を負うような場合は、議会の議決が必要であると規定されております。この事項、いわゆる市の支出する損害金であり、歳入に関しては述べておられません。ということは、伊良部7号線の契約のような事例を想定していないからと私は理解しております。ですから、歳入に関しての損害金のあり方としては、契約約款第46条、同第48条及び契約の保証に関する事務処理要領に従って事務処理されるべきだと思っておりますが、これについてもお答えいただきたいと思っております。

契約約款に基づいて損害金で歳入すれば、監査委員の指摘により確約書のよる納付金の受け入れは間違っていたので、確約納付金で受け入れたという苦しいご答弁をされなくても済むんじゃないかなと思っております。そこで、確約納付金とは何なのか。確約納付金を受ける法的根拠についてもお答えいただきたいと思っております。そこで一番私は疑問するところです。当局は、法令を遵守し、契約規則、契約約款に基づき適正に処理されたとはっきり述べております。では、なぜ契約違反もしていないところに損害金が発生するのか。もう一点、法令に違反しないと言いながら、業者はなぜ4週間も指名停止にしたのですか。その辺について明確にお答えいただきたいと思っております。

ご答弁聞いて、再度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

これは、ほとんど6月定例会で答えたのが大半でございまして、同じような答えしか多分できないと思います。特に他の事業に及ぶものではないと、これについては6月定例会でお答えいたしました。そうですよね。他の事業に及ぶものではないという質問に対してお答えいたします。今回のこの伊良部7号線というのは、特殊な事情、現場、それから繰り越し工事であったということ、それから人事で職員の配置が別のところに配置されて、引き継ぎがうまくいかなかったこと、そういったのがたくさん影響いたしまして、工期内に工事が終わらなかったということでございます。ですから、この特殊なケースを代表して他の工事に及ぶというふうなものにはならないというふうに思っております。

それから、人事の配置が最大の原因であったというふうなおっしゃり方をなさっておりますけれども、多分6月定例会にも話したと思いますが、その2カ月分につきましては、さらに工期を延ばしてあります。ですから、その分の工期分はちゃんと確保してあるつもりでございます。

それから、900万円余の法的根拠というふうなことでございますけれども、これはいわゆる工期内に終わらなくて、これはやむを得ず減額変更して納めたわけですね。これは、どうしても完了検査をし、国に完了報告をし、それから国庫支出金をとるための一つの形をとらなくてはならないというところがございまして、そして900万円余というふうなものをお互いの確約のもとに業者のほうで納付したいというふうなことになったということが根拠でございまして、それは、お互いが納得したということですね。

それから、契約約款第46条と第48条の損害金ということでございますが、契約を解除して損害金を取るというのも一つの選択肢です。それから取らないのも選択肢でございまして、それから、事務処理要領の第9条のただし書きによって契約をそのまま継続した形で工事をやるというのも一つの選択肢、結局3つの選択肢があったわけでございます、そのうちの一つをとったということでございます。結局この契約を解除して損害賠償を請求するということになると、実際に8,400万円余の契約額がそのまま残った形になって、未執行工事になってしまいますね。そうなりますと、完了検査もできませんし、完了報告もできない。ひいては、国庫支出金の請求もできないという形になるのを避けたいというふうに思ったわけでございます。そうしなければその残金分の請求が国庫支出金ができないという形になります。

それから、あとはちょっと早口でしたので、メモするのが遅れてしまいまして、済みません。もし漏れているところがありましたら、建設部長がもう少し答えるか、もしくはもう一度質問していただけないでしょうか。

◎建設部長（友利悦裕君）

相手方も損害金という認識をしていたかというお尋ねでありましたが、当該業者は工期内に工事を完成することができなかったということで、発注者としては民法第415条及び第416条に基づく債務不履行による損害請求権が発生するというので、顧問弁護士の見解もあります。当該業者が確約書を提出したということは、それを認めたものと理解していると思います。

（「答弁漏れがあります」の声あり）

◎議長（下地 明君）

休憩します。

(休憩＝午後4時20分)

再開します。

(再開＝午後4時22分)

◎副市長（長濱政治君）

事務処理要領第9条ただし書きで処理すれば、確約書のいわゆる返還金はなかった。確かにそうでございます。債務不履行による損害金であるかということですが、そのように答えたつもりでございます。

それから、確約納付金の根拠、これはいわゆる弁護士とも相談したところ、民法上の損害賠償に請求権が発生していると、そしてそれを確約書で出したことはそれは業者も認めているんだということ、先ほどから言っているとおりだと思います。

それから、法令を遵守してということでございますけども、先ほども申しましたけども、この契約約款の第46条、第48条ですね、この辺の解釈の問題といたしますのは、実際に発注者側の、予算執行者側のいわゆる契約を解除することができるというふうに書かれているところがございます。それは、その工事のケース・バイ・ケースによって必ずしも解除して損害賠償金を取るということだけでなくもいいよというふうに理解しております。ですから、契約を解除することができるというわけですから、それは解除しなかったわけでございます。それが一つの選択肢として、我々はそれを選んだということでございます。

それから、4週間の法令の違反というふうな話ですけども、いわゆる指名停止の話です。本来であれば3月26日に終わっているべきだったんです、工事はですね。ところが、終わらし切れなかった。これは、国庫支出金との請求との絡みがありますので、これを金額を一応減額して完了検査をして、完了報告をして国庫支出金を請求するという一連の手続の中でやむを得ずやったということですね。しかし、本来であれば追加工事を出さないといけませんので、余分な負担を我々はやったということになるんで、そういうふうな実際に迷惑をかけていると、実質的な迷惑ですね、そういうところから一応は指名停止審査会で審査して、4週間の指名停止をしたというところでございます。

◎議長（下地 明君）

休憩します。

(休憩＝午後4時26分)

再開します。

(再開＝午後4時28分)

◎長崎富夫君

再々質問いたします。

先ほどご答弁された4週間の指名停止、これにつきましては業者はきちっと確約納付書で970万円余もそれは申しわけないということで納めていますよね。この件に関して再度お答えいただきたいと思っております。

これまでの議論を通して感じたことなんですが、監査委員は地方自治法、地方公務員法に定める法令を遵守し、契約約款等に基づいて適正な審査を主張、片や当局は法令には何々することができる、何々差しつかえないないようにとあるが、何々しなさい、してはいけないとは書いていないと、条文の解釈の違い

で契約は適正にされたと主張されております。市民からそういう厳しい声があります。市民の目から見れば、まさに行政の体たらくであると。行政を執行する者、それを監査する者が法令の解釈の違いで身内でけんかしているのはいかがなものかと。監査の越権行為だとか、市長の裁量権だとか、そんなことは市民にはわかりにくい。要するに契約のあり方は正しいのか正しくなかったのか、市民はそれが知りたいということでもあります。監査して疑いのある事案に関して、意見するのは当たり前のことであって、逆に疑わしいことにふたするような監査の仕方は、市民への裏切り行為に等しいとの厳しい意見がございました。私も行政を経験した者として、まずは地方自治法、地方公務員法に基づき業務を進め、そこで解決できない事案、例えば損害賠償金だとか、和解とか、紛争の解決などは、別で定める法令等で処理するものと理解しております。ですから、今回の契約に関しましては、監査委員のご指摘する事項について、当局が何することができる、しなさいとは書いていないという条文の解釈で開き直るようなご答弁に全く私は理解できません。

確かに契約約款等には、損害金の支払いを請求できるとか、契約を解除することができるという文言はありますよ。ですから、この契約に関しては、契約約款第46条、同第48条を適用して、事務処理要領の第9条に基づき契約すれば何も問題なかったと思いますよ。ですから、この事務処理要領でできたんです。

(「できますよ、それは」の声あり)

ちょっと静かにしてください。だから、これしなさいと契約約款に明記されなくてもできるんですよ。ただ、民法で処理しないでもこれはできるんです。

(議員の声あり)

◎議長（下地 明君）

静かに。

◎長崎富夫君

部長の皆さんですね、市長のおっしゃるような法令の解釈の相違でこんな事務を進めていいんですかという思いがいたします。今後もこのような事務処理をするんですか。そして、市長の裁量権の範囲はどこまでなのか。あわせて筆頭部長か、法令を預かる総務部長が代表して見解を示していただければありがたいと思います。

最後に、市長は別紙平成21年度決算審査意見書（伊良部7号線道路改良工事・1工区）については、すべて間違いであると思うのかですね、それを最後にお答えいただきたいと思っております。

実は、自衛隊問題、戦う自衛隊、南西諸島離島奪還計画訓練というのがこれブログにあります。先ほど下地敏彦市長が情報を知らないと申しましたので、少し読み上げます。防衛省は、今年12月新たに策定した沖縄南西諸島の防衛警備計画に基づき、陸、海、空自衛隊による初の本格的な離島奪還訓練を大分日出生台で実施することが18日に明らかになったと。これには第7艦隊も参加するそうです。南西諸島の訓練海域でも行うということでもあります。まず、離島に何を置くかといえば、例えば宮古島、与那国島にそれぞれ1個中隊程度の戦力を置くと。将来的には装甲戦車など対戦車、戦闘のできる装甲車両も必要だろうと。いっそのこと10式戦車1個中隊程度配備してもよいかもしれないという恐ろしい計画が上がっております。参考までにということで申し述べたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副市長（長濱政治君）

確約書で900万円余りを納付しているのに、指名停止をするのはおかしいという質問がございました。これは、例えば契約約款第48条で契約を解除して損害賠償をとったとしても、指名停止は当然やります。

それから、法令の解釈の違いによって、何か監査委員と執行部との行き違いがあるというふうな話でしたけれども、これは私の私見だというふうに言ってもいいかと思えますけれども、多分当たっていると思えますけれども、やっぱり監査委員はですね、明らかにこれこれに抵触している、違反だと、だからこうすべきだというふうな指摘の仕方がなされるべきでありまして、これはふだんの通常の監査をやりながら、指導しながら、指摘しながら執行部を導いていくというふうなところでありまして、今回出されている内容につきましては、不適切であるとか、抵触しているとかというふうなちょっと非常にあいまいな感じのところを出されておりました、じゃ幾ら損害を与えたのか、こうなった場合には幾らになる、こうなった場合には幾らになる、そういったものをきれいに数字を出してですね、きちんと説明して、一番この方法がベターであったと、それで幾ら市民に負担をかけているんだというふうな指摘の仕方が一番わかりやすかったと思えます。

それから、裁量権はどこまでかというふうなことでしたけれども、この裁量権というのは、結局はケース・バイ・ケースでいくしかないんで、今ここで抽象的にどこまでかというふうなことは多分説明私はできないと思っております。

それから、監査委員の別紙の意見書、すべて間違いですかというふうな話ですけども、これは事実関係と、それから監査委員の所見、考え方、意見がミックスしておりまして、全部間違いかと言われたら、それはそうではありませんと。ただ、決算書の本体部分とそれから別紙の部分、これは調査期間も違っておられますし、それから審査方法も違っていているというふうなところで、これを本体の審査意見書と同じレベルで扱っていいのかなというふうな疑問には思っております。

◎議長（下地 明君）

これで長崎富夫君の質問は終了いたしました。

◎棚原芳樹君

9月定例会一般質問最後になりました。あとしばらくのおつき合いのほどよろしく願いいたします。最後になりますと、もう似たような質問も多々あるかと思いますが、再質問あたりで私なりに私見を交えながら意見を述べていきたいと思っておりますので、当局の誠意あるご答弁よろしく願いします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。まず、市長の政治姿勢についてでございますが、最近島田紳助さん番組の後押しというか、影響などによって、市内の大手レンタカー会社もフル稼働しているそうです。紳助さんの番組が宮古に関心を持つきっかけになったと多くの観光客は話しております。そこで伺いいたしますが、当局は観光振興と観光客誘致について、どのような計画と対策をしているのか、お聞かせください。

引き続き宮古島市と姉妹都市基隆市との交流についてでございますが、5月27日から5月31日に下地敏彦市長を先頭に私もJTAチャーター便で135人ほどの多くの市民の皆様方とともに、基隆市との交流会に参加しました。今後観光や経済面だけでなく、文化やスポーツの交流を通して発展していくものだと大きく期待をしております。そこで伺いいたしますが、今回の交流を通してどのような効果があったのか。ま

た、台湾側の復興航空やスタークルーズ社からどのような指摘や要望があったのか。また、今後の台湾との交流計画についてもお聞かせください。

引き続き市立保育所、認可保育所の入所、入園の低所得者優先についてでございますが、ある女性の方が私に少しおっしゃっていたんですけど、夫が安定した仕事がなく、また仕事もあつたりなかったりで、そして自分も働きたくても2人の小さな子供がいて、保育所に預けられないため、働こうにも働けないので、低所得者優先で入所、入園はできないのかということをおっしゃっておりました。そこで伺いいたしますが、市立保育所や認可保育所への低所得者優先の入園、入所はできないのか、伺いいたします。また、待機児童対策についても現在どのような対策をなされているのか、お聞かせください。

引き続き県立公園計画の状況について、現在どうなっているのか、伺いいたします。

また、下地島空港周辺残地の利活用計画についても、現在の状況をお聞かせください。

引き続き国営かんがい排水事業、宮古伊良部地区の進捗状況についてもお聞かせください。

先ほども少し話しましたが、地域活性化支援を目的とする「紳助社長のプロデュース大作戦」では、民宿の改築から経営までを通して、宮古島の自然や素朴な人柄、郷土料理などを紹介し、宮古島のPRに大きく役に立っております。我が宮古島市でこのような番組を制作したり、コマーシャルを流したりした場合、何千万円、何億円の制作費やコマーシャル料金がかかるのかを考えると、島田紳助社長には感謝の気持ちでいっぱいであります。そこで伺いいたしますが、島田紳助さんのこの番組に対する市長の感想と今後の宮古島市として支援計画はあるのか、伺いをいたします。

下里公設市場とトゥリバー開発についても進捗状況をお聞かせください。

引き続き砂山開発計画は、現在どうなっているのかも聞かせください。

続きまして、道の駅、通称橋詰広場計画でございますが、伊良部大橋の根元のほうで実施するというところで話し合いが持たれておりますが、現在の状況をお聞かせください。

また、通り池のトイレ計画についても3月定例会でも質問しましたが、現在どうなっているのか、伺いいたします。

引き続き佐和田漁港トイレ設置についてでございますが、部落からかなり離れているため、トイレがなく漁民の皆様が大変困っております。もちろん県管理漁港であることは承知しておりますが、宮古島市として県のほうに佐和田漁港へのトイレ設置の要請はできないものか、伺いいたします。

引き続き公園及び観光地のトイレ管理についてもお聞かせください。

引き続き道路行政について伺いいたします。私は、旧平良市時代より何回か質問をしてみました。伊良部大橋の開通までにトゥリバー地区臨港道路一伊良部線の整備ができないものか伺いしてきましたが、現在の状況をお聞かせください。また、道路建設とともに、上水道、下水道の整備はできないのか、伺いをいたします。

また、伊良部大橋伊良部側から長山港への道路計画についても現在の状況をお聞かせください。

引き続き伊良部地区市道35号線の道路整備についても伺いいたします。

引き続き大道線整備計画でございますが、バイパスのほうから市内のほうへ抜ける道路は、余りにも狭いので大変危険な状況でもありますし、子供たちの通学路としても重要な道路でもあります。2年半後の伊良部大橋の開通や県立宮古病院が今新築移転も計画されております。早目の道路整備が必要と思われま

すが、現在の計画についてお伺いいたします。

引き続き農業行政についてお伺いいたします。まず、伊良部地区貯水池修繕計画についてでございますが、何カ所の計画であるのか。また、優先順位はどうなっているのか。各箇所修繕金額はどうなっているのか。また、どのような対策を進めているのか。何年かけて修繕をするのか。なぜこういうふうになったのか、お伺いいたします。

引き続きマンゴー等販売促進事業の進捗状況と今年度のマンゴー販売に対する成果についてお聞かせください。

また、マンゴーにかわる作物はないのか、お伺いいたします。

引き続き有機質肥料補助事業についてでございますが、伊良部のほうでも伊良部の堆肥センターで豊作1号を補助対象としておりますが、伊良部地区のほうには鶏ふんのマルイ有機は補助対象になっておりません。なぜ鶏ふんのマルイ有機はなっていないのか。また、伊良部地区でも補助対象にしようとして見直す考えはないのか、お伺いいたします。

牧山公園の整備状況についても少しばかりお聞かせください。

引き続きまして、伊良部地区土地改良事業の現状と今後の計画についてもお聞かせください。

引き続き経営構造対策事業、現在は特定地域経営支援整備事業ということでありまして。平成22年度から平成25年度までの計画をお聞かせください。

答弁をお聞きしまして、再質問しますので、よろしくお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

下地島空港周辺残地の利活用計画の進捗状況についてであります。下地島空港周辺残地の利活用については、下地島空港周辺用地農業的利活用検討委員会において、利活用に関する課題の検証を行っているところです。今年6月には、残地で農業を営んでいる農家を対象に、土地改良事業の導入や農地の払い下げ等についての意向調査を行いました。この意向調査の結果を踏まえ、下地島全体を農業振興地域に編入することや農地の払い下げ方法等について検討しているところであります。今後の方針として、農業的利用ゾーンの利活用推進を重点的に進め、下地島全体を農業振興地域に編入し、同ゾーンの農用地区域指定や農業基盤整備事業の導入、同ゾーンの払い下げ方法等について、県や関係機関と実現に向け今協議を進めているところであります。県においては、下地島土地利用基本計画書を本市計画と整合性がとれるように、農業的利用ゾーンを広げる形での改定を検討しており、今後は下地島の現況に即した利用計画を進めてまいります。

次に、島田紳助の番組に対する感想と市の支援についてということであります。TBSテレビ「紳助社長のプロデュース大作戦」の番組は、宮古島市にとって大変すばらしいPRだと感謝しております。また、レンタカー使用観光客の7割が民宿「夢来人」も観光したいという新聞記事もありました。宮古島の知名度アップに大きく貢献し、経済効果及び観光客の増加にもつながっているものだと思います。今後とも撮影協力等の依頼がありましたら、宮古島PRのため、積極的に支援、協力していきたいと考えております。

◎副市長（長濱政治君）

観光関連で、宮古島市と姉妹都市基隆市との交流について、3点ほどございまして、一括してお答えしたいと思います。

基隆市との交流につきましては、スタークルーズ社や復興航空へ市長みずからのトップセールスを初め、民間団体によるワークショップを行ってまいりましたが、今回の訪問において、経済や教育、観光など、5つの分野で宮古と台湾の関係者による活発な意見交換を行い、スポーツ交流や学校間交流等について継続的に情報交換を行っていこうという共通の認識を持つことができたのが大きな成果だというふうに思っております。宮古島へのチャーター便検討の際に課題となりますのは、宮古島の観光資源、出入国の手続に係る設備設置、ホテル料金、台湾の人々の楽しめるモデルプランの提案等が今後重要なものと思われまます。今後の予定といたしましては、民間団体による交流や両市民間の交流が継続できるよう、市としても積極的に協力、支援していきたいというふうに考えております。

それから、道の駅橋詰広場についてでございます。伊良部大橋の開通を見据えた伊良部側の橋詰広場の道の駅など、地域振興施設の整備につきましては、地元の意見を踏まえ、県が主催する検討委員会で討議しておりますが、具体的な結論はまだ出ておりません。市としましては、これらの商業施設はまずは意欲のある地域住民や団体が主体的に整備すべきものと考えており、市が実施主体となって整備することは困難と考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、公立及び法人保育所の入所に際し、低所得者の優先入所ができないかという件であります。市立保育所及び認可保育所の入所は、児童福祉法第24条の規定に基づき、保護者が労働や疾病などで保育に欠ける場合に入所できるようになっております。あくまでも保護者が保育に欠ける状況の程度により入所の優先度が決まりますので、所得による優先入所は困難と考えております。なお、母子家庭や生活保護受給世帯に関しましては、優先的な入所を行っております。これは、母子家庭の場合は母子及び寡婦福祉法に特別な配慮がうたわれていることや生活保護受給世帯に関しましては、早期自立を図る観点から優先的な入所を行っております。

次に、待機児童解消に向けての取り組みでございますが、本市では待機児童の解消を図るため、県の保育所入所待機児童対策特別事業を活用いたしまして、認可外保育施設の認可保育所への移行を支援しております。本年度は、既に1園の認可外保育施設を選定し、認可化に向けて支援することが決定しております。平成23年度につきましては、2園の認可外保育施設を選定し、認可化に向けて支援する予定でございます。

◎農林水産部長（平良哲則君）

まず1点目、国営かんがい排水事業の進捗状況であります。国営宮古伊良部土地改良事業は、平成21年度に事業着手し、平成22年9月までに約28億1,000万円の事業を実施し、進捗率は5.4%でございます。平成22年度は仲原地区仲原地下ダム工事126メートル、伊良部導水路工事1.5キロを実施します。

次に、佐和田漁港トイレ設置についてでございますが、佐和田漁港は県管理漁港で、今年度は環境整備事業で用地舗装、植栽、モズク管理施設等の整備を行う計画であります。トイレ設置については、漁民の皆さんの要望も聞きながら、県に要請していきたいというふうに考えております。

次に、伊良部地区貯水池修繕計画についてお答えいたします。伊良部地区の貯水池は、24カ所設置されております。その内訳は、構造改善かんがい排水事業で10カ所、県営かんがい排水事業で8カ所、団体営かんがい排水事業で6カ所です。そのうち構造改善かんがい排水事業で整備した貯水池については、

老朽化が進んでおり、6カ所は修繕し、残り4カ所については今年度じゅうに整備する予定であります。県営かんがい排水事業及び団体営かんがい排水事業で整備した貯水池14カ所のうち12カ所は、利活用しておりますが、一部の貯水池は漏水があること、また場所によっては導水管が十分連結していないなどの不備があることから、残り2カ所も含め、早急に補修する必要があり、現在県に対し要請しているところであります。

次に、マンゴー等販売促進事業の進捗状況と今年度のマンゴー販売に対する成果であります。宮古島産マンゴーのPR及び販路拡大については、今年2月に九州及び岐阜県の業者を訪問し、宮古島産マンゴーの現状等について説明を行うとともに、取り扱いをお願いをいたしました。その結果、岐阜県に本部のある株式会社と今年度産マンゴーから取引が始まりました。今年度は、量的には少量であったが、次年度以降も引き続き取り扱うということになっております。

次に、マンゴーにかわる作物はないかということでありますが、マンゴーについては、輸送及び販路確保等の問題が解決するまでは、新規事業を控えたいと思っております。マンゴー以外の野菜等については、要望があれば平成24年度以降の事業実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、有機質肥料補助事業であります。有機質肥料補助事業は長年の化学肥料で地力が低下しているため、有機質肥料を投入し、地力の増強を図る目的で実施をしております。伊良部地域は、合併後も地元堆肥センターで生産された豊作1号を補助対象として活用してきましたが、地域の農家より鶏ふん（マルイ有機）の要望が多いため、今後は見直しをしまして、関係機関と調整をし、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、伊良部地区土地改良事業の現状と今後の計画であります。伊良部地区の土地改良事業は平成21年度までに739.1ヘクタール、整備率が40.7%の圃場整備が完了しております。今後の計画は、平成22年度から平成27年度までに県営4地区、面積が180.1ヘクタール、団体営が5地区で68.4ヘクタールを整備する予定となっております。

次に、経営構造対策事業平成22年度から平成25年度までの計画であります。経営構造対策事業は事業名が変わりまして、現在は特定地域経営支援整備事業で、計画としましては平成22年度伊良部長浜地区及び城辺福里地区に果樹温室1カ所の整備、それから平成23年度は伊良部長浜地区に果樹温室1カ所と畜舎の整備、それから城辺福里地区に果樹温室1カ所の整備を計画しております。それ以降については数件の要望があることから、平成24年度新規地区で整備できるように計画をしていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（友利悦裕君）

県立公園計画の状況についてであります。宮古圏域における県立公園整備については、沖縄県市町村連絡協議会や宮古管内県出先機関との意見交換会において要請を行ってまいりました。県においては、沖縄振興計画及び宮古島都市計画マスタープラン等でも位置づけされており、その必要性を十分認識していただいております。しかしながら、県の財政状況が厳しいこと、合併に伴う都市計画区域の再編や土地利用計画の見直しなどの課題があり、今後これらの課題の解決を図りながら事業化に向け、慎重に検討していきたいとのことであります。今後とも要請活動を続けていきたいと考えております。

次に、トゥリバー開発計画の状況について、トゥリバー地区用地売買契約は平成19年9月4日に議決さ

れ、平成21年9月までにホテル建設工事を着工する予定でありました。ところが、米国サブプライムローン等の金融危機による経済状況の悪化で、平成20年11月に着工期限を2年間延伸する申請があり、宮古島市は同年12月に合意しております。現在基本計画を完了し、実施設計の段階であり、建設費など初期投資の圧縮を検討中とのことであります。

次に、砂山開発計画について、砂山開発計画については、沖縄県から平成4年株式会社ホークスタウンへ開発許可があり、その後平成8年株式会社福岡ダイエー・リアル・エステートへ権限の承継、平成17年9月に会社更生法手続開始の申し立てを行っております。その後株式会社砂山開発リゾートに引き継がれ、平成17年11月には環境調査を行っておりますが、その後動きが見られない状況であります。

次に、公園のトイレ管理について、本市の都市公園は19カ所の公園が供用開始しており、そのうち16カ所の公園でトイレを設置しております。トイレの維持管理、清掃については、公園作業員及び委託業者にて週2回の清掃を行い、市民が不便を来さないように努めております。

次に、伊良部大橋、伊良部側から長山港への道路計画について、当路線は市道伊良部103号線と県道平良一下地島空港線が重複する区間であります。市道伊良部103号線としては、既に拡幅整備は実施されており、現時点での整備計画はありません。また、同時に同区間は県道平良一下地島空港線で路線認定されておりますが、県の宮古土木事務所によると、現在のところ整備計画はないとのことであります。

次に、伊良部地区市道35号線の道路整備計画について、市道伊良部35号線につきましては、本路線は通勤、通学路として重要な路線であると認識しており、平成23年度から平成24年度ころの事業採択に向けて要望を行ってまいります。

次に、大道線整備計画について、市道大道線は昭和45年に都市計画道路として変更承認され、一部整備されております。しかし、県道平良一新里線から県道高野一西里線を通り、バイパスまでの約750メートルが大原第二地区区画整理事業区域内であるため、未整備となっております。今後宮古病院の新築移転、伊良部大橋の完成を見据えた都市計画道路整備は喫緊の課題であると考えております。去った8月21日に区画整理事業区域内の地権者を対象に、住民説明会を開催し、関係権利者の意向を踏まえた計画を見直すため、アンケート調査を実施し、現在取りまとめ作業を行っているところであります。

◎観光商工局長（奥原一秀君）

棚原芳樹議員の観光振興と観光客誘致についてご答弁申し上げます。

観光振興につきましては、「みんなの『ちょっと』を持ち寄った美ぎ島づくり～いつでも人と海・自然を誇れる美ぎ島を目指して～」を基本理念に、平成22年3月に宮古島市観光振興基本計画を策定し、年間入域観光客数50万人を目標に、観光地の整備や誘客、受け入れ態勢の整備等の諸施策を展開していく計画であります。また、誘客活動につきましては、宮古島市観光協会と連携を図りながら、クルーズ船の就航や修学旅行の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

次に、下里公設市場建設の進捗状況についてでありますけれども、当初8月中に実施設計を終え、9月から建設工事に入る予定をしておりましたが、指定構造計算適合判定機関の審査を受けることで、工事費の圧縮が見込めることから、審査のため2カ月程度延長し、11月から建設工事に入ることで、年度内完成に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、公園、観光地のトイレ管理についてでありますけれども、観光地のトイレ管理につきましては、

現在シルバー人材センター等と清掃委託業務を締結し、週3回程度の清掃を行っております。観光シーズンにおいては、状況によって回数を増やすなど、対応してまいりたいと考えております。

◎上下水道部長（下地祥充君）

トゥリバー地区臨港道路伊良部線整備計画について、上水道・下水道計画はあるかということですが、現在のところ上水道・下水道計画は特にございませぬ。しかしながら、今後の住宅建設状況を見きわめながら対処してまいります。

◎伊良部支所長（長濱光雄君）

通り池のトイレ整備計画についてでございますが、現在通り池には男子用大、小1基、女子用2基が設置されております。近年大型バスを利用したツアー観光客が多く、トイレ不足に対し苦情、要望等が寄せられております。伊良部大橋開通後には観光客の飛躍的な増加が予想されますので、入域観光客に不便のないよう、計画的な整備をしております。

次に、牧山公園整備状況についてご説明いたします。牧山公園は、宮古本島や伊良部大橋を展望できる風光明媚な場所にあり、多くの原生植物が植生し、リュウキュウギンバト等の野鳥の生息地にもなっております。公園内には旧住居跡やウズの主の墓など、文化的遺産も点在し、観光資源としても貴重な公園であります。これまで公園の維持管理が不十分で、有効活用が供することができませんでした。今年度、平成22年度より緊急雇用創出事業を導入し、公園が散策できるよう樹木等の伐採、清掃を進めております。今後とも伊良部大橋完成後の貴重な観光資源として、計画的に整備を進めてまいります。

◎棚原芳樹君

再質問をいたします。

まず、観光振興、観光客誘致についてでございますが、いろいろ宮古島市としても対策、計画をなされているようでございます。ここに少し新聞の切り抜きがありますけど、少し読み上げてみたいと思います。石垣島に通訳、ガイド校、通訳業のティスコジャパン福岡市は、2011年度にも沖縄県石垣市に外国人向け観光ガイドや通訳者の養成学校を開設する。英語、中国語、韓国語のいずれかを取得。石垣島の観光名所を案内できるガイドなどを育成する。アジアからのクルーズ船の寄港や2013年に予定されている新石垣空港の開港をにらみ、今後の外国人客の増加による観光需要の拡大を見込むというふうに新聞に載っております。また、石垣島には台湾のほうからスタークルーズ船や航空機で年間6万人の外国人観光客が訪れる。そして、就職先が少ないことを理由に石垣島を離れる若者は多いという、国際化に対応した人材が育てば雇用の機会も格段に広がるのではないかと。そして、このティスコジャパンは石垣空港内に外資両替商を10月に開設すると発表しております。両替はアメリカドルやユーロ、ロシアのルーブルなど、18通貨を取り扱う予定であり、海外客向けに携帯電話のレンタルサービスも始めるというふうに言っております。

こんなふうに石垣のほうは我々宮古島よりもやはり観光においてはもう先進地でありますし、先駆者であります。これを考えるときに、我々宮古島市も行政としても何らかのアクションを起こして、こういうふうな将来の外国人観光客に対応できる人材の育成も今からやっつけていかないとはいけないのではないかと私は思うわけでございます。ぜひ下地敏彦市長を先頭にですね、石垣島に負けずに、こういうふうな通訳、ガイド、そういう専門学校の誘致も取り組んでほしいなと思っております。

基隆市との交流であります。やはり出入国の手続をどうしてもやるところを設けないと来れないです

よというようなふうに復興航空もおっしゃっておいりました。ぜひ石垣にはもう週2便から3便台湾から来ているわけでございますので、我々も何らかの方法でこういうふうな出入国のほうも準備してですね、復興航空をお迎えできるようにやってもらいたいなと思っております。

また、引き続き市立保育所、認可保育所の低所得者だけを考えた優先入所はできないと、入園はできないということで、最近安定した仕事がなく、なかなか入園ができなくて困っているということを訴えております。認可外保育所が今年、また来年認可保育所になっていくということでありますので、できるだけ待機幼児が出ないようにお願いをしたいと思います。

下地島空港、県立公園、下地島空港周辺の利活用については、伊良部のほうでも今農業が見直されるというか、公共工事が激減する中、いろんな働く皆様方が農業に目を向けて一生懸命頑張っているところでございます。この下地島残地の農業振興地域、そしてまた80町歩から100町歩を基盤整備してかんがいをしっかりやるということで、大変期待をしておりますので、県のほうともしっかりこれはお話しして、早目にできるようにお願いをしたいと思います。

国営かんがいはいいとして、島田紳助さん番組に対する感想と今後のということですけど、やはり市長が答えておりますように、もう紳助さんのこの宮古を思う気持ちをしっかり受けとめて、行政側としても何らかのこれからまた協力ができる範囲内で一生懸命やっていきたいということであります。石垣のほうも紳助さんは一生懸命PRしてきました。今宮古のほうを重点的にPRしていこうということで頑張っております。やはり紳助社長が宮古に対する熱い思い、宮古を思う気持ち、これはやはり我々議会も、また行政側もしっかりと受けとめて、5年後、10年後のこの宮古の観光を考えたときに、紳助さんのこの番組が大きな起爆剤になると思っておりますので、ぜひ紳助社長の心を受けとめて、行政も何が協力ができるのかを考えて、もっと協力体制を強化してもらえればと思っております。

トゥリバー開発でございますが、嘉手納学議員の質問にもこうやって答えておりますように、実施設計段階にもう入っているんですということをおっしゃっておいりました。やはり実施設計ということは、着工期限まで残り1年と、この新聞にも書いてあります。私は、このトゥリバーは上水道の整備はもう終わっているんですけど、聞いたところ下水道整備はまだなされていないと。やはりトゥリバー地区は我々エコアイランド宮古島、環境をうたう宮古島でありますから、あれだけの何百名の収容をするホテルができる、その周辺にもまたログハウスのような、そんなところもできていくという計画の中で、やはりやる前にまずは上水道と下水道だけは整備しておくのが私は普通ではないのかなと思うわけでございます。多分実施設計ができているということは、もう浄化槽の設計もやらないと建築確認はおりないわけですから、つくって下水道を持ってきても、もう浄化槽何千万円かかると思うんですよ、このホテルは。浄化槽をつくって、ホテルつくって、後から下水道を持ってきても、果たしてこれが意味があるのかなと私は思うわけでございます。この辺をホテルをつくってからトゥリバーのほうは下水道は持っていくのか、お伺いをいたします。

道の駅でございますが、長濱政治副市長が今の答弁で市としては先頭に立っては余りやっていかず、そこをやる方々が積極的にやっていくのが望ましいというようなほうに言っておりますが、やはり道の駅の整備ももちろん伊良部大橋とともにみんなが願っていることでございます。これは、県とのいろんな詰めやまた今後そこにどういうふうな業態で、どういうふうな業者の方々、どういうふうな方々を選別して入

れていくかというのやはり市が、当局が中心になって、そこに入る方々の選定方法やいろんなものも指導していかなくては、積極的にやってくる人たちがやらなくてはいけないような今の私は答弁を聞いて、これはやはり行政がもっと積極的にこの道の駅をつくっても、しっかりと成功するように、また県の事例、各市町村の事例も勉強して教えていくべきだと私は思っておりますので、その辺をもう一度答弁をお願いしたいと思います。

通り池のトイレ設置についても計画して進めていきたいということでございますが、あと2年半したら伊良部大橋がもう開通するんですよ。今から計画してやっとなにに合うぐらいだと私は思っております。とにかく計画してやっていくという答弁だけで、また12月、また3月定例会でも同じようなことを言っていくと、もう本当に今先ほど来の議員の皆様方がおっしゃっておりますように、3万人、4万人の観光客が20万人にも、30万人にもなるんですよ。そして、今通り池の苦情は特に冬場あたり観光客が3台も4台も一気に来るそうです。そして、トイレを利用する女性の方々はもう通り池を見るどころではなくて、並んでトイレに入るのが大変だと。ですから、トイレの増設を早くやっておかないと、今より観光客が増えて通り池に何台ものレンタカーやバスが来たら、もうパニック状態になると。ちょうど通り池は中間あたりで、トイレに行かなくてはいけないような、そういうふうな感じでおっしゃっておりますので、これは早急に私は整備して、今から計画してやっとなにに合うわけでございますから、お願いをしたいと思います。

佐和田漁港トイレについても、県管理ではございますが、ぜひ県のほうにお願いしてですね、相談して設置できるようにお願いしたいと思います。

公園及び観光地のトイレであります。通り池のトイレのほうに私が行ったところ、公園にはやはり観光地のトイレは男性の小使用、ガラン式が多くてですね、あけたまま閉めないで、今度老人なんか来るときなんかうっかりして最後の人が閉めないで忘れていく。通り池の隣に売店している姉さんたちが来たら朝まで流れっ放しになっているそうですね。それがやはり観光地や公園ではあちこち見受けられるというふう聞いております。ですから、それをプッシュ式にさえすればとまるわけでございますから、宮古全体の公園や観光地のトイレを考えたときに、やはりプッシュ式に切りかえていかなくてはいけないのかなと私は思いますので、この辺をできるのかできないのか、よろしく申し上げます。

トゥリパー、臨港道路でございますが、やはりこれも旧平良市時代から伊良部大橋開通までには間に合うように道路整備をしないと大変なことになるよと、僕は何回も言ってきました。今年、来年あたりからできそうではございますが、これをつくるに当たって、この道路は18メートルとか、20メートルとか、道路をつくるというふうにおっしゃっております。そういうふうにした場合、伊良部から来て市役所やマティダ市民劇場やホテルアトールエメラルド宮古島とか、市内に抜けるときはこの大きな道路を利用するのが多いと思うんですよ。そうすると、この臨港道路―伊良部線にはいろんな商売用の店舗が建ったり、またマンションが建ったり、ホテルが建ったりすると思われま。ですから、道路整備とともに上水道、下水道も整備しておけば、またアスファルト舗装を壊してやったりする二重の手間が省けると思うんですよ。行政は、5年後、10年後を見越して道路整備とともに、上水道も下水道も設置するというのが私は先を読んだ行政のあり方かなと思うんですけど、今の答弁ではその状況を見ながら建物が建っていく状況を見ながら今後を考えたいと言っておりますが、2年半後には道路ができるわけでございますから、つくってか

らまた掘り起こしてやるというのは私は税金の無駄遣いじゃないかなと思いますので、その辺も5年後、10年後を見越した計画をお願いしたいと思います。

伊良部大橋から長山港はいいとして、この伊良部市道35号線は、もう私は何回も質問をお願いしておりますが、早目にぜひ歩道を設置した道路を整備してほしい。

大道線整備計画も、宮古病院の新築移転ももう決まっておりますし、伊良部から架橋がかかると、また何かと通行量の多い道路になろうかと思っておりますので、早目の整備をお願いしたいと思います。

伊良部地区の貯水池修繕計画についても、県とも相談してですね、早目にやはり水はもう農家の命でありますから、早目に整備して、伊良部の農業者の皆様方が安心して水利用ができるようお願いをいたします。

マンゴー等販売促進状況であります。もう何カ所か多分回ったかと思っておりますが、1カ所しか今取引をやっていないということでございます。400トン、そして500トン、600トンということで、マンゴーは間違いなく増えていくのは目に見えております。ぜひ販路の拡大のほうをですね、今年も来年もあと5カ所でも、10カ所でも探していないと、もう売るところがないと。つくったんですけど、売るところがないということになると困りますので、もっと販売促進事業はやっていってほしいなと思っております。

この有機質肥料補助についてはですね、伊良部のほうにはなぜ鶏ふんのマルイ有機はやらないのかと。同じように伊良部の方々も税金払っていて、宮古本島には約220円ですね、約半額近い値段でマルイ有機も補助対象にしてもらえる。しかし、伊良部にはこれをしていない。同じ税金払っていて、何で伊良部にはやらないのかと、伊良部の農家から大変苦情があります。早目に伊良部の農家にも不満が出ないようにですね、平等に私はやってほしいというお願いをしたいと思っております。

牧山の公園整備についてはもうすばらしく公園が整備されて、私もこの前行って見てきたんですけど、本当に遊歩道も歩いて観光もできるし、見晴らしもいいし、観光客がまたちょうど来ていて、すばらしいですねと言っておりました。また、伊良部のいろんな方々もあそこにはウズの主の墓も周辺にあって、整備してきれいになって本当にありがたいねということでございました。ありがとうございます。

伊良部地区の土地改良事業もこの第2期の地下ダムの水が伊良部大橋を渡っていくわけでございますから、私が言いたいのは面の整備、もっと増やして県営でも、宮古島市でもやっていかなければならないのではないかと考えておりますので、新規地区をあと二、三カ所でも早目に増やして、面の整備を頑張してほしいなと思っております。

経営構造対策事業ももう平成23年度まで決まっている。新しく平成24年度からは補助率がもちろんどうなるかまだわかっていない。ただ、今後やはり急に補助率が50%とかに落ちるとというのは、今の政府と沖縄の状況ではあり得ないと思っておりますので、やはり農業はもうこれから本当に夢の持てる農業でございますから、ぜひこういったハウスをつくって周年栽培がしたい、また台風対策でもできる作物が作りたい、冬場でもまたできる作物をしたいというふうに大きな夢を抱いておりますから、ぜひ平成24年度からの事業計画も指導して進めて、準備してね、新規のまた地区指定をやっていってくれますようお願いをいたします。

今日テレビで見たら、あした7時からこの島田紳助社長のプロデュースする番組があるそうでございます。ぜひ市長も、副市長も、議員の皆様方もあしたは酒は飲まないで、7時から紳助社長の番組も見

てですね、いかに宮古島市対して紳助社長が一生懸命やっているかも見ながら、今後議会としても、行政としても一緒になって宮古の観光のあり方、また宮古の発展に寄与するわけでございますから、取り組む知恵を出し合って頑張っていければなと思います。

最後になりました。この辺で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

通訳、ガイドの学校の話なんですけど、石垣島でつくるということは聞いております。ただ、具体的にですね、どの程度の規模で、どれぐらいの内容でというのがまだよくわかりません。もし本当に素晴らしい通訳学校ができるのであれば、何も宮古につくる必要はないわけで、その学校に宮古から派遣すればよいというふうに思っております。いずれにしても、その内容がわかり次第対応してまいりたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部大橋絡みの橋詰広場の件でございます。伊良部大橋絡みで橋詰広場ということで、県が検討委員会を主催しております。そこの中でじゃどのような形にするかという話し合いがなされております。ただ、その橋詰広場の中で今商業施設、経済施設というふうなものを一応絵をかくてありますけども、この補助メニューが今のところ見当たらないということで、ちょっと二の足を踏んでおります。これを全部単費でやって、しかも単費で全部維持管理までやるかということになると、これはちょっとつらいものがありまして、今のところできれば意欲のある方に何とかやっていただけないかというふうに思っております。また、高率の補助メニューがありましたら、そのときはまた検討したいというふうに思っております。

◎上下水道部長（下地祥充君）

トゥリバー地区に現在でも上水道は入っています、その地区にですね。下水道はまだ入っておりませんが、先ほどの建設部長の説明の中で、もう実施計画がはっきりしているということでありますので、財政とも相談してですね、これから実施計画をつくってまいりたいと思っております。

それと先ほどの伊良部の湾岸道路ですか、その部分についてですけど、現在住宅も何もありません。そこに配水管を布設するとですね、水がそこでとまってしまいますので、それは非常に問題がありますから、どうしても集落ができてから水道は引くという順番になりますので、どうぞご了解いただきたいと思っております。

◎議長（下地 明君）

これで棚原芳樹君の質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後 5 時 34 分）

平成 22 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 28 日 (火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

平成22年9月28日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第74号	宮古島市食育推進会議条例	(委員長報告)
" 第 2	" 第75号	宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	(")
" 第 3	" 第76号	宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例	(")
" 第 4	" 第65号	平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	(")
" 第 5	" 第66号	平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 6	" 第67号	平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 7	" 第68号	平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 8	" 第69号	平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第 9	" 第70号	平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第10	" 第71号	平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第11	" 第72号	平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(")
" 第12	" 第73号	平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	(")
" 第13	" 第77号	宮古島市定住自立圏形成方針の策定について	(")
" 第14	" 第78号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について	(")
" 第15	" 第79号	宮古島市過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の策定について	(")
" 第16	" 第80号	議決内容の一部変更について	(")
" 第17	" 第81号	字の区域の変更について	(")
" 第18	" 第83号	財産の取得について	(")
" 第19	認定第1号	平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第20	" 第2号	平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第21	" 第3号	平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")

日程第 2 2	認定第 4 号	平成 2 1 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (委員長報告)
" 第 2 3	" 第 5 号	平成 2 1 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第 2 4	" 第 6 号	平成 2 1 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第 2 5	" 第 7 号	平成 2 1 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第 2 6	" 第 8 号	平成 2 1 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第 2 7	" 第 9 号	平成 2 1 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (")
" 第 2 8	" 第 1 0 号	平成 2 1 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (")
" 第 2 9	陳情書第 2 0 号	道路信号機設置並びに道路行政について (")
" 第 3 0	" 第 2 1 号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請) (")
" 第 3 1	" 第 2 2 号	県産品の優先使用について (要請) (")
" 第 3 2	同意案第 2 号	教育委員会委員の任命について (市長提出)
" 第 3 3	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (")
" 第 3 4	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (")
" 第 3 5	" 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (")
" 第 3 6	" 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (")
" 第 3 7	" 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (")
" 第 3 8	決議案第 4 号	県産品及び地元産品愛用宣言決議 (経済工務委員会提出)
" 第 3 9	" 第 5 号	尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯、公務執行妨害事件の対処に対する抗議および安全操業確保についての要請 (議会運営委員会提出)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成22年9月28日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

総務財政委員会
委員長 眞榮城 徳 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第65号	平成22年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第76号	宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例	”
議案 第77号	宮古島市定住自立圏形成方針の策定について	”
議案 第78号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	”
議案 第79号	宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について	”
議案 第80号	議決内容の一部変更について	”
議案 第83号	財産の取得について	”
認定 第1号	平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定

◎認定第1号

認定第1号については、伊良部7号線道路改良工事・1工区の決算審査意見書について監査委員及び市当局より別々の説明を受けた。採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により認定とした。

平成22年9月28日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

文教社会委員会
委員長 垣 花 健 志

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第66号	平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第68号	平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第71号	平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第72号	平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第74号	宮古島市食育推進会議条例	”
議案 第75号	宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	”
認定 第2号	平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第4号	平成21年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第7号	平成21年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第8号	平成21年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”

議案番号	件名	結果
認定 第 9 号	平成 2 1 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定

平成22年9月28日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

経済工務委員会
委員長 嘉手納 学

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第67号	平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第69号	平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第70号	平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第73号	平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	”
議案 第81号	字の区域の変更について	”
認定 第3号	平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第5号	平成21年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第6号	平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第10号	平成21年度宮古島市水道事業会計決算認定について	”

◎意見

認定第3号については、財産収入等での長期にわたる滞納による多額の収入未済額がある。港湾施設の利用者間における公平性の確保及び港湾事業特別会計の健全運営のためにも滞納の徴収強化を図るべきである。

平成22年9月28日

宮古島市議会
議長 下地 明 殿

経済工務委員会
委員長 嘉手納 学

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第20号	道路信号機設置並びに道路行政について	採択すべきもの	
陳情書 第21号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	”	
陳情書 第22号	県産品の優先使用について（要請）	”	

◎採択の理由

陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第22号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成22年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成22年9月28日

（開議＝午前10時23分）

◎出席議員（26名）

（閉会＝午前11時16分）

議長（4番）	下地明君	議員（14番）	亀濱玲子君
副議長（10〃）	棚原芳樹	〃（15〃）	前里光恵
議員（1〃）	高吉幸光	〃（16〃）	山里雅彦
〃（2〃）	仲間則人	〃（17〃）	上地博通
〃（3〃）	西里芳明	〃（18〃）	佐久本洋介
〃（5〃）	下地博盛	〃（19〃）	平良隆
〃（6〃）	長崎富夫	〃（20〃）	新城啓世
〃（7〃）	前川尚誼	〃（21〃）	嘉手納学
〃（8〃）	上里樹	〃（22〃）	垣花健志
〃（9〃）	嵩原弘	〃（23〃）	富永元順
〃（11〃）	砂川明寛	〃（24〃）	池間豊
〃（12〃）	眞榮城徳彦	〃（25〃）	下地智
〃（13〃）	新城元吉	〃（26〃）	新里聰

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下地敏彦君	城辺支所長	狩俣照雄君
副市長	長濱政治	下地支所長	喜屋武重三
企画政策部長	古堅宗和	上野支所長	垣花徳亮
観光商工局長	奥原一秀	消防長	砂川享一
総務部長	砂川正吉	教育長	川上哲也
福祉保健部長	譜久村基嗣	教育部長	上地廣敏
農林水産部長	平良哲則	生涯学習部長	安谷屋政秀
建設部長	友利悦裕	企画調整課長	友利克
上下水道部長	下地祥充	総務課長	下地信男
会計管理者	饒平名建次	財政課長	伊川秀樹
伊良部支所長	長濱光雄		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	荷川取辰美君	議事係	仲間清人君
次長	宮國恵良	庶務係 長	友利毅彦
補佐兼議事係長	伊波則知		

◎議長（下地 明君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時23分）

本日の出席議員は26名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第74号から日程第31、陳情書第22号までの計31件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（眞榮城徳彦君）

それでは、総務財政委員会審査結果を報告いたします。

宮古島市議会議長、下地明殿。総務財政委員会委員長、眞榮城徳彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第65号、平成22年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第76号、宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第77号、宮古島市定住自立圏形成方針の策定について、原案可決。

議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、原案可決。

議案第79号、宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について、原案可決。

議案第80号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第83号、財産の取得について、原案可決。

認定第1号、平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

なお、認定第1号については、伊良部7号線道路改良工事・1工区の決算審査意見書について監査委員及び市当局より別々の説明を受けた。採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により認定とした。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

文教社会委員会の審査結果報告をいたします。

宮古島市議会議長、下地明殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

委員会審査結果報告書。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第66号、平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第68号、平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第71号、平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第72号、平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第74号、宮古島市食育推進会議条例、原案可決。

議案第75号、宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、原案可決。

認定第2号、平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、平成21年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第7号、平成21年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第8号、平成21年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第9号、平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

◎**経済工務委員会委員長（嘉手納 学君）**

宮古島市議会議長、下地明殿。経済工務委員会委員長、嘉手納学。
委員会審査結果報告書。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第67号、平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。
議案第69号、平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。
議案第70号、平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。
議案第73号、平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。
議案第81号、字の区域の変更について、原案可決。

認定第3号、平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第5号、平成21年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第6号、平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。
認定第10号、平成21年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

意見。認定第3号については、財産収入等での長期にわたる滞納による多額の収入未済額がある。港湾施設の利用者間における公平性の確保及び港湾事業特別会計の健全運営のためにも滞納の徴収強化を図るべきである。

陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第20号、道路信号機設置並びに道路行政について、採択すべきもの。
陳情書第21号、地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）、採択すべきもの。
陳情書第22号、県産品の優先使用について（要請）、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第20号、陳情書第21号、陳情書第22号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎**議長（下地 明君）**

これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

◎**亀濱玲子君**

まずですね、総務財政委員会からの委員長報告について質疑をさせていただきます。

認定第1号、平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、その中から伊良部7号線道路改良工事・1工区の決算についてであります。委員長報告にありましたけれども、採決においては可否同

数となり、委員長の裁決により認定としたというふうな報告をいただきました。これについては、どうい
う認定をすべきではないという認定に対する反対の意見が出たかということをお聞きしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

◎総務財政委員会委員長（眞榮城徳彦君）

委員会におきましてはですね、代表監査委員、それから市当局担当課ですね、それぞれ来ていただきま
して、いろいろ意見を聞きました。本体の決算意見書とは別に、別紙として伊良部7号線における決算審
査意見書が提出されておりましたので、それに対するやっぱり質疑を委員会でも重要視してやらなきゃい
けないと。当然この件に関しては評価が分かれるところでありまして、監査委員の提出した決算審査意見
書の中身をですね、尊重するんであれば、これはやっぱり決算認定には値しないんじゃないかという意見
とですね、監査委員そのものの決算審査意見書の提出の仕方、それからその中身についてですね、憶測の
域を出ないとか、それから断定しているものではないとか、要するに違法性があるかないかの判断です
ね、違法性があると認められるという委員と、全然違法性に関して何の立証もされていない。ましてや決
算審査意見書の提出の仕方にも問題があるということで、意見が分かれました。私としては、決算そのも
のは意見書が出ていながらもですね、認定すべきものであるだろうということで、私は認定といたしまし
た。

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第74号、宮古島市食育推進会議条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第2、議案第75号、宮古島市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例に対する討論の発
言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は可決されました。

次に、日程第3、議案第76号、宮古島市消防手数料条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は可決されました。

次に、日程第4、議案第65号、平成22年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第5、議案第66号、平成22年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第6、議案第67号、平成22年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第7、議案第68号、平成22年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第8、議案第69号、平成22年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第9、議案第70号、平成22年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第10、議案第71号、平成22年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第11、議案第72号、平成22年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第12、議案第73号、平成22年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第13、議案第77号、宮古島市定住自立圏形成方針の策定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、日程第14、議案第78号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第15、議案第79号、宮古島市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第16、議案第80号、議決内容の一部変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

次に、日程第17、議案第81号、字の区域の変更について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第18、議案第83号、財産の取得について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第19、認定第1号、平成21年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

◎長崎富夫君

認定第1号について、反対の立場から討論させていただきます。

当該工事は、5回も変更契約なされ、過去に例のない契約の悪い事例であると私は思っております。申し上げたいのは、民法適用の前に、地方自治法が最優先されるべきだと私は思っております。地方自治法に従い、宮古島市建設工事請負契約約款及び宮古島市建設工事請負契約約款における契約の保証に関する事務処理要領等々に基づき契約を締結しておれば、何も問題なかったと私は思っております。当局は民法を適用し、市民の負担云々を述べておられますが、業者からの納付金での相殺の違いであるのかなと私には感じられます。業者にはかなりの負担をかけております。確約納付金を受けることについて、私は疑問がありますが、確約納付金を納めたことで、業者は一定のけじめをつけたものと私は理解しております。それを4週間も指名停止にしたということは、妥当ではないと思っております。私には当局の不手際を市民に対する言いわけにすりかえているようにしか見えません。したがって、監査委員から提出された別紙平成21年度決算審査意見書（伊良部7号線道路改良工事・1工区）の理由は妥当であると私は判断し、その認定第1号に反対するものであります。

◎高吉幸光君

私は、賛成の立場から討論させていただきます。

委員長報告にもありましたけれども、委員会の中でもいろんな意見が出ましたが、市当局はしっかりと法律の専門家も含めて話をして、その上できちんと手続をしており、認定をするのに何ら問題はないというふうに思います。

以上、その立場から賛成ということでよろしくお願いいたします。

◎亀濱玲子君

委員長の報告にもありました、この決算認定については、可否同数、委員長裁決でこの事案が報告されておりますけれども、そもそもこれまで副市長もお答えになっていますけど、例を見ない工事ですよ。国の事業が途中で立ち行かなくなる、それを4回も5回も契約を変更する。ほかに例を見ない、この工事の中で明らかに債務不履行、契約不履行というのは当局も認めているところであります。それについての対応を今のような形が妥当というふうに主張するならば、これから後行政はどういうふうにして指導していくんですか。明らかにこの一連の契約のあり方は、ほかの工事に影響を及ぼすものであります。これは、どういうふうに理屈をつけようとも、ほかの事業を請け負った事業所からすると、前例をつくることになっています。こういうことがあるでしょう。予想できない事態が起きましたよ。想定できない事態が起きましたよというのは、幾つも出てくる可能性があります。ですから、地方自治法にのっとって、その契約約款等々を遵守してやるという、やるべきであったという監査委員会の指摘というものは、私は真摯に受けとめるべきというふうに考えています。

それで、この書かれております一連の契約のあり方がほかの工事に影響を及ぼす。そして、契約、規則あるいは約款等遵守しているほかの事業所との公平性に欠ける。そういう指摘、これに照らし合わせても、今回の決算をみんなが疑問を持たないで通していくということは、行政のありようも問われていくと、議会のありようも問われていくというふうに私は思います。ですので、今回のその別紙をつけてなぜ提出したのかという委員会でもそういうお話があったと伺っていますけれども、こういう工事の例ないやり方に

関して、しっかりと監査委員が意見を付す、これは最後こういうふうにかかれているんですね。契約における公平性の確保や契約事務の適正化など、今後、適切な対応を求めるものであるというふうにしっかりと提言されております。

よって、私はこの監査委員の意見というものを妥当だと考え、決算の認定に関しては反対であります。

◎新城啓世君

私は、賛成の立場から申し上げます。

この伊良部7号線の問題は、契約の解除権の行使に市長の裁量権をどの程度認めるかがこの根幹だと思います。よって、これまでこの事務手続につきましては、市長の裁量権の範囲を超えるものではないという立場から、認定することに賛成します。

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本件は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第20、認定第2号、平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第21、認定第3号、平成21年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第22、認定第4号、平成21年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第23、認定第5号、平成21年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第24、認定第6号、平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第25、認定第7号、平成21年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第26、認定第8号、平成21年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第27、認定第9号、平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第28、認定第10号、平成21年度宮古島市水道事業会計決算認定について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第29、陳情書第20号、道路信号機設置並びに道路行政について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第20号は採択されました。

次に、日程第30、陳情書第21号、地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）に対する討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第21号は採択されました。

次に、日程第31、陳情書第22号、県産品の優先使用について（要請）に対する討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第22号は採択されました。

次に、日程第32、同意案第2号、教育委員会委員の任命について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第2号を採決いたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号は同意されました。

次に、日程第33、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第34、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

次に、日程第35、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決いたします。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

次に、日程第36、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第4号を採決いたします。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と決しました。

次に、日程第37、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第5号を採決いたします。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は適任と決しました。

次に、日程第38、決議案第4号及び日程第39、決議案第5号の2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎経済工務委員会委員長（嘉手納 学君）

決議案第4号、県産品及び地元産品愛用宣言決議、みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成22年9月28日、宮古島市議会議長、下地明殿。経済工務委員会委員長、嘉手納学。

県産品及び地元産品愛用宣言決議

長期化する世界的不況の中、県経済も例外なく厳しい状況にあり、それを象徴するかのようになり、平成21年の完全失業率も7.5%となっており、全国の約1.5倍という高い数値を示している。

県産品及び地元産品関連産業は、流通において他県と比べ不利な状況下にあり、それが消費拡大の大きな足かせとなっている。

しかし、県産品及び地元産品の消費拡大の足がかりとして、県民・市民が自ら消費をし、県産品及び地元産品の良さを再認識することは、関連企業の育成と雇用の創出につながり、ひいては経済の活性化に寄与できると考えられる。

よって、県及び本市経済の活性化・地場産業の振興のため、県産品及び地元産品の愛用を広く訴えとともに、下記事項の実現に向けて取り組むことを宣言する。

記

1. 行政は、市の業務及び諸行事における県産品及び地元産品の優先使用及び地場産業の育成に努めること。
2. 県産品及び地元産品の関連企業は、県民・市民のニーズに対応した良質・低価格の製品開発及び生産性の向上、さらには製品の安定供給についてこれまで以上に努めること。
3. 市民は、県産品及び地元産品の活用に努めること。

以上、決議する。

平成22年（2010年）9月28日

沖縄県宮古島市議会

（「ちょっと事務局に確認したいので休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時06分）

再開いたします。

（再開＝午前11時07分）

◎議会運営委員会委員長（新城啓世君）

決議案第5号、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯、公務執行妨害事件の対処に対する抗議および安全操業確保についての要請、みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成22年9月28日、宮古島市議会議長、下地明殿。議会運営委員会委員長、新城啓世。

文案を読んで提案理由の説明にかえさせていただきます。

尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯、公務執行妨害事件の

対処に対する抗議および安全操業確保についての要請

9月7日、尖閣諸島周辺の日本の領海内における海上保安庁の巡視艇に中国漁船が衝突した事件で、那覇地方検察庁は公務執行妨害で逮捕、送検されていた漁船の船長を同月24日処分保留で釈放した。

歴史的にも国際法的にも尖閣諸島の領有権が日本にあることは明確であり、尖閣諸島を自国領土として何ら疑いもなく同海域で漁を行ってきた宮古島市民は今回の事件の成り行きに対して極めて重大な関心を寄せていたが、那覇地方検察庁の判断はまさに言語道断であり極めて不可解であります。

日本領海内において国民の生命財産、船舶の安全航行、漁船の安全操業を守る日本の巡視船に対する公務執行妨害という中国漁船の行為が日本の漁船、とりわけ尖閣諸島海域を漁場とする宮古島市漁船に向けられることを想定した場合、宮古島市漁民の出漁に大きく影響することは必至であります。

現在、宮古島市船籍の伊良部漁業協同組合所属漁船が常に尖閣諸島海域で操業しており、これまでも台湾や中国船籍の漁船が領海を侵犯操業、漁に支障を来すなどの被害報告もある中、今回の中国漁船の傍若無人な行為は到底許されるものではありません。加えて、那覇地方検察庁の今回の判断は国内外に尖閣諸島に対する誤ったメッセージを送ったことになり国益を損なう重大な失態と言わざるを得ません。

政府は尖閣諸島が沖縄県に属する日本の領土であるという毅然とした姿勢で、自国の領土防衛、国益の保護、漁業者の安全操業確保のため万全を期すよう、ここに強く抗議するとともに要請する。

平成22年（2010年）9月28日

沖縄県宮古島市議会

あて先、内閣総理大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会提出の案件でありますので、直ちに処理いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第38、決議案第4号、県産品及び地元産品愛用宣言決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第4号は可決されました。

次に、日程第39、決議案第5号、尖閣諸島海域における中国漁船の領海侵犯、公務執行妨害事件の対処に対する抗議および安全操業確保についての要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

これにて討論を終結いたします。

◎上里 樹君

この決議に当たりまして、私は2点一致できない面があります。要するに尖閣諸島の領有権が日本の領土であることは異論はありません。それから、向こうでの操業に当たって安全を確保することに対しても異論はありません。それから、今回の政府措置に対するこの意見にも賛成です。しかし、那覇地方検察庁の判断はまさに言語道断であり極めて不可解という指摘、それから加えて那覇地方検察庁の今回の判断は国内外に尖閣諸島に対する誤ったメッセージを送ったことになり国益を損なう重大な失態と言わざるを得ませんという指摘、私はこの文言に賛成ができませんので、採決に加わることはできません。

以上の理由で退場させていただきます。

◎亀濱玲子君

実は、けさの議運の中で、同僚の議運の委員に中身についてですね、全員が一致できるようにというふうに提案をさせていただいたんですが、少しそのまま準備が進んだようでありまして、私も今上里樹議員が話したようなことなんですけれども、尖閣諸島が石垣市に帰属して日本の領土であるということは当然のことでありまして、また本当に近海の安全操業ということは、市長のきのうのコメントにもありました。これは、当然求めていくべきことではありますが、要請抗議文というものが那覇地検に何か言及しているようなところなどがありまして、このあたりをきょうも県議会に出されるようでありまして、日中の外交をしっかりと再発防止に向けて取り組むようにというようなことに置きかえられないだろうかというようなことで、同僚議員にお願いしましたら、これがちょっとできませんでしたので、やっぱり文言のことが少し責任を負いかねるということから、退場させていただきます。

(議員2人退席)

◎議長(下地 明君)

これより決議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第5号は可決されました。

しばらく休憩します。

(休憩=午前11時15分)

(議員2人着席)

◎議長（下地 明君）

再開します。

（再開＝午前11時15分）

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもって平成22年第5回宮古島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会＝午前11時16分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成22年9月28日

宮古島市議会

議長 下地 明

議員 眞榮城 徳彦

” 新城 元吉